

平成20年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

平成20年6月11日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月11日	水	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月12日	木		○休 会（一般質問通告午前11時まで）
3	6月13日	金		○休 会
4	6月14日	土		○休 会
5	6月15日	日		○休 会
6	6月16日	月		○休 会
7	6月17日	火		○休 会
8	6月18日	水		○休 会
9	6月19日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	6月20日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問
11	6月21日	土		○休 会
12	6月22日	日		○休 会
13	6月23日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問 ○委員会（総務産業、社会文教）
14	6月24日	火		○休 会
15	6月25日	水	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月11日上程

報告第 1 号	町長の専決処分事項の報告について	6月25日	同意
議案第31号	公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部 を改正する条例について	6月25日	可決
議案第32号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する 条例について	6月25日	可決
議案第33号	坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改 正する条例について	6月25日	可決
議案第34号	町有財産の処分について	6月25日	可決
議案第35号	町道路線の廃止について	6月25日	可決
議案第36号	平成20年度坂城町一般会計補正予算(第1号) について	6月25日	可決
議案第37号	平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)について	6月25日	可決

平成20年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日	6月11日(水)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第31号～議案第37号の上程、提案理由の説明	21
第2日	6月19日(木)	
○議事日程	26
○一般質問	柳沢 昌雄 議員.....	26
	柳澤 澄 議員.....	41
	田中 邦義 議員.....	55
	宮島 祐夫 議員.....	70
	入日 時子 議員.....	82
第3日	6月20日(金)	
○議事日程	100
○一般質問	大森 茂彦 議員.....	100
	安島ふみ子 議員.....	113
	春日 武 議員.....	127
	林 春江 議員.....	138
	円尾美津子 議員.....	152

第4日 6月23日(月)

○議事日程	172
○一般質問	山城 賢一 議員 172
	中嶋 登 議員 187

第5日 6月25日(水)

○議事日程	198
○陳情採決	198
○議案第31号～議案第37号の質疑、採決	199
○町長閉会あいさつ	219

平成20年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成20年6月11日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月11日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	春 日 武 君
2 "	山 城 賢 一 君	9 "	林 春 江 君
3 "	柳 澤 澄 君	10 "	安 島 ふみ子 君
4 "	中 嶋 登 君	11 "	円 尾 美津子 君
5 "	塚 田 忠 君	12 "	柳 沢 昌 雄 君
6 "	大 森 茂 彦 君	13 "	宮 島 祐 夫 君
7 "	入 日 時 子 君	14 "	池 田 博 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	塩野入 猛 君
総 務 課 長	中 村 忠比古 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
住 民 環 境 課 長	宮 下 和 久 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 好 一 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 文 化 課 長	西 沢 悦 子 君
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	塩 澤 健 一 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	塚 田 郁 夫 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 3 1 号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 3 2 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 3 3 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 3 4 号 町有財産の処分について
- 第 1 0 議案第 3 5 号 町道路線の廃止について
- 第 1 1 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 1 2 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

11. 本日の会議に付した事件

- 10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 0 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（池田君） 会議規則第120条の規定により、6番 大森茂彦君、7番 入日時子さん、8番 春日武君を、会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（池田君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間といたしたいと思えます。
ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（池田君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月25日までの15日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は12日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（池田君） 町長から、招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成20年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には全員のご出席を賜り、開会できますことを心から御礼申し上げます。

甚大な被害をもたらしたミャンマーのサイクロンや中国の四川省大地震は、自然災害の猛威にいかにも備え、安心、安全の確保という点から大いに考えさせるものがあり、犠牲者に心からお見舞い申し上げます。

また、中国との交流を進めている当町といたしましては、ささやかではありますが国際交流協会ともども上海復旦大学日本研究センターの関連などを考慮して、義援金を申し上げる所存でございます。

さて、町政の動向について申し上げます。まず、安心、安全なまちづくりです。学校教育にあっては安心、安全な教育環境づくりを進めています。村上小学校体育館の耐震補強改修工事は8月末完成の予定で、計画どおりの進捗状況でございます。引き続き坂城小学校南校舎の耐震2次診断を行い、耐震化を図ってまいります。ま

た、小中学校の安全体制の強化、問題を抱える子どもたちへの支援など、学校を支える仕組みづくりを進めてまいります。

昨年度より始めました住民の皆さまの住宅の耐震診断につきましても、耐震診断100件、精密診断10件を行いました。今年度も引き続き進めてまいりますので、多くの皆さんに診断を受けていただき、万一の災害に備えたいと考えているところでございます。いざというときの備えとして、町消防団第1分団の詰所及び村上地区備蓄庫が完成しました。消防団員のより一層の精進を期待するとともに、備蓄品の計画的な整備に努めてまいります。

旧チクマ精工跡地につきましては、景観の改善や環境対策、そして何よりも町民の安全・安心を第一に建物の撤去、廃棄物や薬品の処理、土壌調査などを実施してまいりました。薬品等につきましては、1品ずつのマニフェストに基づき、焼却等の処分が完了しております。土壌汚染につきましては、指導機関である県との協議も踏まえ、町土地開発公社により工業用地として造成し、併せて汚染土壌の恒久対策等も実施してまいります。

今年で第3回となる「2008年ばら祭り」が、薔薇人の会をはじめオーナー企業、区長会、商工会、ステキさかき観光協会、味ロジックわくわくさかき等々の皆さんで組織しております実行委員会の手により、この7日から15日までの9日間の日程で開催されております。初日の開会式では、坂城小学校の太鼓響龍が響き渡りました。200種1,500株が咲き誇り、香りあふれるあでやかなバラを堪能していただけるものと存じます。

来年6月に当町での「ばら制定都市会議」いわゆる全国ばらサミットが開催されますが、それに控え町内各地域でバラづくりが進められております。長野国道事務所の協力により、国道18号線の沿線4カ所に約400株を超えるバラの植え込みが行われました。このうち苧屋原地域におきましては、約400mの間に200株のバラ街道が誕生しようとしております。今後、成長していき、国道18号線の名所となるものと期待するところでございます。

また、県の支援金を得て役場庁舎前庭やびんぐし公園をはじめ各学校など公共施設7カ所にも約450株のバラの苗木を植栽し、町全体がバラの香りで包まれるバラ公園になるよう整備を進めております。

さらに坂城のバラのまちづくりに関しましての資料の編纂、オリジナルなさかきローズの開発など、手づくりのばらサミットに向けて準備を進めております。県内

外の皆さんにぜひともご来園いただき、この新たなる坂城町の魅力を楽しんでいただければと思うところでございます。

千曲川バラ公園に隣接する河川敷にも、もともと千曲市に生える貴重な草花を集めた野草園の整備が、千曲川河川事務所の協力と千曲川の水辺を考える懇話会の皆さんをはじめとするボランティアの参加によって始まっております。この野草園の整備を1つのきっかけとして、子どもたちにも千曲川の自然に触れていただこうと、当町出身の信大教育学部中村浩志教授の指導による「千曲川水辺の教室」をばら祭りとともに開催いたしました。千曲川に寄せる想いを、誰もが親しみを込めて歌える歌といった新なる挑戦を含めて、千曲川に親しむ環境づくりを進めてまいります。

次に、教育の充実ですが、国際交流につきましては、かねてより計画してまいりました中国上海市嘉定区実験小学校との教育交流を実施いたします。7月31日から8月3日までは坂城町の小学生が上海市を訪問し、10月23日から26日までの日程で嘉定区実験小学校生徒が坂城町を訪れ、互いにホームステイや体験学習を通じて異文化に接するとともに、次代を担う子どもたちの豊かな国際感覚の醸成に努めてまいりたいと願っております。

また、中学生対象の国際交流村は7月28日、29日の2日間、和平高原で開かれる予定でございます。本年度4回目となります世界的数学者広中先生の「算数大好き授業」は6月17日に南条小学校において行われます。子どもたちにとって、算数の楽しさを実感できるとともに得難い体験になるということをお願いしております。

食育・学校給食センターの建設につきましては、本年度より24名の委員による建設委員会を設置いたしました。21年度完成に向けて、食育など新たな分野にも智慧を絞り進めてまいります。また国のにつぼん食育推進事業の一環として、教育ファームモデル地区の指定を受け、町内小中学校において食育や農業体験などの学習活動をより充実してまいります。

坂木ふるさと歴史館で5月6日まで開催いたしました「古雛まつり」には、町内外から約2千名の来館者がございました。主に江戸時代の古雛を中心に展示いたしました。改めてその時代背景や郷土の文化財への興味を喚起されたこととさせていただきます。

愛媛県今治市で7月27日に開催される「村上水軍レース」への出場は、今年で3回目を数え、今回も町商工会青年部、上五明長持ち会を中心としたチームで参加する予定でございます。信濃村上氏を通じて相互交流をさらに進めてまいります。

次に、地域づくり、ふれあいづくりでございます。

平成20年度の地域づくり活動支援事業につきましては、過去最多となる14区から、各地域の特性を生かした事業が提案され、全事業が選考されました。現在、各地域では相違と工夫を凝らした地域づくり活動が着々と展開されています。住民参加のもと、コミュニティ活動の活性化を図るため、町として積極的に支援してまいります。

地方税法の改正により「ふるさと納税制度」が導入されました。長野県や県内のいくつかの市においてすでにホームページ等に掲載し、寄付の募集を始めております。坂城町といたしましても、基本を長期総合計画に置きながらも、主として子どもらのすこやかな成長を願う応援、鉄の展示館、坂木ふるさと歴史館への応援、花と緑、バラいっぱいのもちづくりへの応援など、まちづくりへの魅力を訴え、多くの皆さんから寄付募集に応援していただけるよう準備を進めております。

住民の皆さんが行う手続や役場が行うサービスなどについて、1冊にまとめました「さかき生活便利帳2008」を各戸に配布いたしました。便利帳には町の財政や産業の状況などのデータも折り込み、町政要覧としての機能を補完いたしております。町民にわかりやすい目線で、町政ガイドを広く活用していただきたいと考えております。

地域住民の交流と親睦を深める人権尊重の意識高揚を図るため、隣保館において「ふれあい交流フェスティバル」を6月28日に開催いたします。日ごろ、隣保館で活躍されているサークルの皆さんの作品展示や発表交歓会のほか、今年は中国民族音楽コンサート「中国笛と琵琶、鼓弓の調べ」も予定しております。

次に、支え合う福祉健康づくりです。

今年から実施されます健康診査には、40歳から74歳の国民健康保険加入者を対象の特定健診を、20歳から39歳及び後期高齢者を対象に一般健康診査をこの6月から実施いたします。この健診は、メタボリックシンドロームを早期に発見して生活習慣病を予防するために実施され、健診結果においては受診者自らが脳卒中や心臓病など生活習慣病を改善できるような保健指導を行うものでございます。町民の健康づくりにつきましては、妊婦・乳幼児健診・がん検診の各種検診、予防接種、健康教室や予防学習の実施、好評の湯さん館でのプールを利用した水中健康教室やチューブ体操教室など、保健センターを中心に健康フロンティア計画によって各種事業を実施してまいります。

さらに秋には、昨年開催の「健康づくり講演会」に続く第2弾として、小池信大医学部附属病院長さんをお招きして「子育て支援講演会」の開催を予定しております。「少子化」が大きな社会問題になっています。育児不安や虐待問題も深刻化しています。未来を担う子どもたちの成長に、親や地域がどう関わり支援していくのか、ともに考える機会を持ちたいと思います。

地域医療につきましては、長野日赤上山田病院の課題がございますが、本年4月以降、残念ながら内科と整形外科2科の外来診療と透析や在宅介護事業だけというふうには縮小されました。懸案であります後医療につきましては、日赤上山田病院の開設経過を踏まえて、病院の存続と納得のいく後医療について引き続き要望してまいります。

国立長野病院の産科の撤退の問題につきましては、このほど昭和大学が8月以降も一部派遣を続ける方針が明らかにされました。長野病院産科・婦人科は出産に伴う危険度の高い「ハイリスク分娩」を担っている、上小圏域唯一の基幹病院であります。しかし、今後の状況においてはハイリスク出産への対応や新たな出産の受け入れ再開も懸念されます。坂城町も参加しております上田地域広域連合を中心に、昭和大学に対して、引き続き医師の派遣を要望するとともに、上田広域連合内に立ち上げた地域医療対策連絡会においても、医師、看護師、助産師の確保、定着化に関わる支援の方策を検討していただいております。

医療制度改革については、「後期高齢者医療制度」は老人保健制度の対象となっている75歳以上の方、65歳以上で寝たきり等の一定以上の障害のある方を対象に全国で概ね1,300万人、坂城町では2,300人でございますが、新しい医療制度としてこの4月から実施されました。実施以降、保険証の未達や天引きされる保険料の算定ミスのほか、後期高齢者の改称問題等も浮上しており、大変なスタートを切ったところでございます。

国においては、野党4党がこの制度の廃止法案を参議院に提出、可決し、政府・与党でも見直し案の検討が行われています。超高齢化社会に対応する医療改革などの施策は必要でございますが、誤解や感情論によらない冷静な評価や見直しが大切であると感ずるところでございます。いずれにいたしましても、高齢者不在の制度ではなく、国民が納得いく保険制度を期待するものでございます。

障害者の就労支援や入所者等の地域生活移行への推進等を柱とした「障害者自立支援法」は施行後2年を経過いたしました。昨年12月には改革に伴うきしみに対

応するために「特別対策」も決定し、利用者負担のさらなる軽減や事業者に対する激変緩和措置も実施されたところでございます。この7月からは利用者の負担をさらに軽減し、また障害者を抱える世帯の負担軽減、障害者福祉サービス費用の額の改定などいろいろ対策が行われます。

次に、生活基盤の整備の関係でございます。

まずは「国道18号線上田坂城バイパス」についてです。これから半過トンネル延長600mの掘削が行われます。平成21年度までには鼠橋までの供用を目指しているわけでございます。この工事に伴い、一般交通への安全性を重視して、主要地方道、県道でございますが、長野上田線が昨年来発生している落石等に対応して、この掘削工事期間中、全面通行止めとなります。通行止め区間は上田市の小泉で、上半過から下半過地区でございますが、約700mでございます。通行止めは7月23日午後1時から、発破によるトンネル掘削期間は来年3月ごろまで、約9カ月を予定されております。関係者のご努力により渋滞対策の一環として、迂回道路として「千曲川右岸堤防仮設道路」が整備されました。しかし、大型車は通行ができないということでもございます。迂回路はできましたとしても、交通、物流の流れが阻害され、利用者に多大な迷惑をかけるわけでございます。事業の必要性をご理解いただきながら、何とぞご協力をお願いいたします。

上室賀坂城停車場線田町地区の拡幅工事は順調に進みつつあり、また坂城駅南進入路の整備も相まって、駅周辺のまちづくりをいろいろと進めているところでもございます。

次に、中之条開畝地区で事業を進めております町営住宅A・B棟の建設につきましては、鋭意工事を進めており、7月の工期内には竣工の見通しでございます。また20年度におきましても、残りのC棟・D棟の建設を計画しており、早期着手すべく諸手続を進めているところでございます。C棟・D棟でございますが、2棟とも鉄筋コンクリート造の2階建てで、C棟につきましては部屋タイプ3DKを8戸、建築面積が379.6㎡、D棟につきましては2LDKで8戸、建設面積は314.7㎡でございます。

次に、下水道事業でございますが、現在、月見区の福沢川の下を横断する推進工事と、中之条地区の開削工事の一部について、6月末の工期で工事を進めております。平成20年度は中之条地区及び月見区で開削工事を予定しております。工事につきましては、来月発注予定で、工事説明会を経て工事に入り、来年3月までの工

期で実施し、4月から供用いただけるように努めてまいります。

次に、産業振興とブランドづくりです。

7月から独立行政法人 産業技術総合研究所と坂城テクノセンター、さかき産学官連携研究会などが連携しまして、隔月でセミナーや交流会、企業見学を行う「SAKAKIものづくりコンソーシアム」事業を取り入れ、実施いたします。この事業の核となる独立法人 産業技術総合研究所は、かつての工業技術院が改組された法人で、わが国の産業技術に係る広範な研究開発を担っている機関でございます。金属加工業等の企業集積が見られる当町といたしましても、同研究所の持つ技術成果などを紹介し、産学官を目指すものでございまして、この事業を契機に今まで培ってきた産学官の連携をさらに生かして、企業の皆さんのさらなる発展をご期待するところでございます。

初夏のびんぐし公園は、町内の多くの皆さまに親しまれ、にぎわいを見せています。ときには上田地域や長野地域の園児たちの遠足の場ともなり、人気を集めています。

この中核施設である「味ロジックわくわくさかき」がつくるねずみ大根ドレッシングが東京都内のデパートの食品売り場で人気を集め好評でございます。多くのマスコミに取り上げられて話題となっております。これは、県の元気づくり支援金等を受けまして信大の繊維学部の学生さんの協力も得ながら、ロゴマークも新たに作成し、ブランドづくりをイメージした取り組みの成果の1つともいえます。町といたしましても、特産品のブランド化を図り、引き続き支援していきたいと考えております。この13日には、坂城テクノセンターにおいて、広域関東圏産業活性化センターと共催いたしまして、株式会社ブランド総合研究所の田中社長さんも招きまして、坂城町のブランドづくりと個別のブランドづくりについていろいろお智恵を拝借することになっております。

以上、坂城町の町政の動向を中心に申し上げましたが、今議会に審議をお願いする案件は、専決処分の報告7件、条例の一部改正3件、財産の処分1件、町道路線の廃止1件、一般・特別会計補正予算2件の計14件でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（池田君） 町長から、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成

19年度坂城町一般会計予算及び平成19年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社、財団法人さかきテクノセンターに関わる平成20年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

次に、陳情について申し上げます。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので報告いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

議長（池田君） 職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 専決第1号 平成19年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について、説明いたします。

本案は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税の確定等により専決をいたしましたものでございます。

予算総額から歳入歳出それぞれ3,477万1千円を減額し、予算の総額を64億1,532万6千円としたものでございます。

歳入の主なものは町税で2千万円、地方譲与税で974万4千円、地方消費税交付金で1,038万4千円、地方交付税、特別交付税で8,859万7千円をそれぞれ増額いたしまして、このほかに事務事業の精算に伴う財政調整基金からの繰り入れを1億6,021万5千円減額いたしました。

次に歳出の主なものですが、文教施設整備基金への積み立てが5千万円を追加したほかに、特別会計への繰出金をはじめそれぞれの事業実績等により精査、調整をいたしましたものでございます。

次に、専決第2号 平成19年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,068万8千円を追加いたしまして、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億5,175万2千円といたすもので

ございます。

歳入の主なものですが、国民健康保険税全体で1,630万円、国保支出金で1,214万4千円、県支出金で974万円をそれぞれ増額し、療養給付費交付金で994万4千円、繰入金で2,087万7千円を減額といたしたものでございます。

歳出の主なものですが、保険給付金で3,915万円、予備費で310万4千円減額いたし、基金積立で5,558万8千円を増額いたしたものでございます。

次に、専決第3号 平成19年度坂城町老人保健特別会補正予算(第4号)でありますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,296万6千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,716万円とするものでございます。

その内容でございますが、歳入では支払基金交付金で2,351万1千円、国庫負担金で2,882万3千円、県負担金で521万7千円、他会計繰入金で547万2千円を減額いたしたものでございます。

歳出の主なものは医療諸費で6,296万7千円を減額したものでございます。

次に、専決第4号 平成19年度坂城町下水道事業特別会計補正予算でありますが、本予算は歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,289万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ7億7,892万2千円といたしたものでございます。

これは、平成19年度下水道受益者負担金等の確定や一般管理費、施設管理費、公共下水道事業費等の精算に伴う補正でございます。

歳入は下水道負担金を370万4千円、下水道使用料を187万6千円追加し、一般会計繰入金を809万6千円、町債を2,040万円等の減額でございます。

歳出は一般管理費を50万5千円、施設管理費を83万7千円、公共下水道事業費を2,068万2千円等を減額したものでございます。

次に、専決第5号で、平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算でございませう。

本予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,193万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,396万2千円といたすものでございます。

歳入の主なものでございますが、県支出金が690万円、一般会計繰入金で876万7千円、支払準備基金繰入金で560万円をそれぞれ減額し、保険料850万円を増額するものでございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付金が1,980万3千円、地域支援事業が393万7千円減額し、予備費が949万7千円、支払準備基金積立金が361万1千円を増額したものでございます。

専決第6号 坂城町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、地方税法等の一部改正をする法律等が4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正いたしましたものでございます。

主な内容ですが、まず町民税関係として、控除対象寄付金の拡大をし、現行の所得控除方式から税額控除方式に改め、適用対象寄付金に係る控除率を6%、控除対象限度額を総所得金額等の30%、適用下限額を5千円とし、また地方公共団体に対する寄付金税制の見直しを行うもの、公的年金からの特別徴収制度を創設し、平成21年10月支給分から実施するもの、さらに上場株式等の配当課税、上場株式の譲渡益課税の見直しを行うものでございます。

次に、固定資産税関係でございますが、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置を創設することといたすものでございます。また、国民健康保険税に関しては、基礎課税額の課税限度額を47万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円とし、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合において減額を受けている世帯について、世帯の国民健康保険の被保険者が減少しても5年間、従前と同様の軽減措置を受けることができるなどの所要措置を講じたものでございます。

次に、専決第7号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例でございますが、本案は、戸籍法や住民基本台帳法が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、戸籍、除籍の謄抄本及び住民票の交付手数料の徴収する際の根拠となる条例中で、引用する法律の条項を改めるものでございます。

以上でございます。

議長（池田君） 提案理由の説明が終わりました。

議案調査のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時07分）

議長（池田君） 再開いたします。

専決第1号「平成19年度坂城町一般会計補正予算（第10号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第2号「平成19年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第3号「平成19年度坂城町老人保健特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第4号「平成19年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第5号「平成19年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第6号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 議会たる本質的な問題でありますので、私、本当は一般会計の冒頭で反対の討論をしたかったわけですが、議事進行が進んじやいましたので、最後になりましたけれども、専決の報告の最後でございますけども、地方自治法で条例そして予算、決算、そういうものは議決案件であるわけでございます。専決の場合は緊急の議会を開く時間的余裕という条件が絶対条件になっているわけですが、昨年のように議会が選挙中という形があればこういうこともやむを得ないかと思うんですけども、今日これだけ膨大な議案について、本当に内容を全然見ることがなくて、ここで賛成、反対をするということはあまりにも議会の形骸化につながるのではないかということで、私はあえてこういうあり方の見直しのために反対の討論といいますか、これからのあり方について一考を要望したいということで意見を申し上げるものでございます。

議会が条例にしろ、予算を定めるということは、議会本来の議決ということを考えてときに、実は専決について、去る5月19日に全員協議会に総務課長が出席して口頭で概況の説明があったわけですが、何ら手元に資料もなくて、口頭で聞いただけで果たしてこれを町民の皆さん方にしっかりと議決をしたということが言えるのかどうかという、私はそういう良心に基づきまして、今日は一切賛成の挙手を行いませんでした。内容については、ざっと見たところ財政的に収入が増えて、そして繰入金や交付税のような自主的財源が増えて、そしてその分、財政の状況については内容としては好ましい状況でございますけども、議員として、議

会として責任をもって議決をするにはあまりにも時間がないし、特に今年の場合、こういうことについて臨時議会ぐらいを開いてもよろしいんじゃないかという思いで、あえてこれからのあり方に意見を添えまして反対の討論とするものでございます。

議長（池田君） 今、1番が発言をしておるのは許してありますが、今は質疑を受けているということでございます。

11番（円尾さん） 専決第6号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」伺います。

これ、説明をしていただくためにこの資料が出されているわけですが、その資料の中から質問していきたいと思います。特に国民健康保険税についてですが、後期高齢者医療制度が入ったことによって変わっていく内容なわけですけど、その中身について何点かお尋ねしたいと思います。

まず第1には、軽減措置について。今まで軽減されていた人も世帯が分離した形になっても軽減は続きますよということが5年間あるという話が1点ですね。ちょっとこれは確認したいので。

もう1点は、家族の中で後期高齢者のほうへ行かれて、後に残った人がこちらの国民健康保険のほうに入ってくる。世帯分離をしたときにも、その単身世帯となった人に対しては5年間軽減措置がありますよというのがこの中身だと思うんですけども、これについてももう少し説明をいただきたいと思います。

それと同時に、じゃあ坂城町の中でこれが実際に何人ぐらいの人たちがそこに適用になってくるのか、軽減措置が受けられてくるのか、その辺を1点お尋ねしたいと思います。

それともう1つ、その下の課税限度額についてお尋ねしたいと思います。今度課税の方法が変わりましたので、今までとちょっと変わってきて医療分と介護保険というような形から、ここに後期高齢者支援金課税額という課税というような形をとられてきていますので、中身が随分変わってくるかと思うんですが、その中で基礎課税のほうは47万円ですと。それで支援金の課税額は12万円が限度額としますよという形が今度の新しい法律ですけども、今までは医療分として全体の中で56万円が限度額でしたよという話になっていましたけれども、それと比較するのにどうやって比較をしていいのか、私もちょっと戸惑ってしまって。一体これが、例えば町民にとって有利になったのか、不利になったのかという判断ができないん

ですけれども、どのように考えたらいいかその辺をお尋ねしたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 私のほうからお答えをしたいと思います。1つは後期高齢者の創設に伴う改正の中で、国民健康保険からの移行において単身世帯になる者について5年間、世帯割で賦課される保険税を半額にするということですが、平成20年4月以降、75歳以上の方が後期高齢者医療に移行することによって、75歳以上の方と同居する国保加入者の方については国保税負担が急に増えないよということによって軽減措置を考えられております。

その1つとして、今の75歳以上の方が国保から後期高齢者医療に移行して、75歳未満の方が国保に残る場合ということで、1つとしましては国保税の軽減の継続という今までの継続関係があります。これにつきましては、国保税の軽減、要するに6割、4割等を受けていた世帯については世帯構成や収入が変わらなければ5年間、今までと同じように軽減が受けられるということです。

それからもう1つは今の単身世帯になってしまった場合、特定世帯と今回の条例の中で申し上げてあるわけですが、国保の被保険者が1人残る場合、この場合についても5年間、平等割が半額になるということでもあります。

今回、規定してある条例については特定世帯となった方についてそれぞれ平等割が一般分それから6割軽減分、4割軽減分について半額軽減になりますよということでも申し上げてあります。

それからもう1点、今度は限度額が一般の医療関係につきましては47万円、それから支援費につきましては12万円ということで、19年度までは一般医療という位置づけの中で、56万円が一括限度という形をとっておりました。今回、後期高齢者の創設に伴いまして、支援金という制度ができた段階で、一般医療から分かれるという状況がありますが、47万円と支援金が12万円というふうに限度額が設定されました。

私もこれはどういうふうに比較していいかということで、ちょっと悩んだんですけれども、今回、例えばの例で申し上げるんですけども、試算の手法がそれぞれ一般医療とそれから支援金という形で税率も限度額も違いますので、一括して考えられるという状況がないんですけれども、これが例えば今までどおり一括して一般分も支援分も一括した中で、56万円限度額が行われたとしたらどうなのかなというふうにちょっと試算したところ、2,400万円ほどの限度額、要するに超過分、町で徴収ができない分が2,400万円ほどあります。それで、実際に今回、支援

金と一般医療分とのそれぞれの限度額が一般医療分については1,660万円、それから支援分については580万円ほど、合計で2,250万円ほどになります。ですから56万円がそのまま残っているだろうなというふうに考えた場合に、その差し引きの2,400万円から2,200万円引いた約200万円ほど減額が多くなる。多くなるということは住民の方の負担が少なくなる。そんなような比較で見ると、そんなふうに見えるんですが、実際にはそれぞれの中身の違いがありますので、これといった比較はできないんですけども、単純に56万円がどうか、それと47万円と12万円がどうかというふうに比較した場合にはそんな形で、有利か不利かといわれると、減額になるという立場をとらえれば、住民の立場に立つと有利ではなかろうかとそんなふうに感ずるところであります。

軽減の適用者でございますが、税のほうから答弁いたすということですので、以上で失礼します。

総務課長（中村君） 国保税の関係で、後期高齢者医療との関係で特定世帯ということで減額をいたすということでありまして。これは平等割の部分であります。ただ現時点で課税に向けて、例えば申告のない場合には軽減がかからないとかというようなことがありますので、現時点でということをご理解をいただきたいと思うんですが、特定世帯、これが330人ございます。なものですから、医療分と後期高齢者支援金分のところで330世帯といたしますか、特定世帯があるということでございます。

それから6割軽減、4割軽減の継続というお話のところなんですが、被保全員の所得の状態です。これまで6割軽減がかかる、4割軽減がかかるということでやってきておりますので、お1人抜けることで計算の根拠が、お1人について33万円プラスそのほかの人数に24万5千円を掛けて足したもので判定をする、というようなことをやっていますので、お1人が抜けちゃったことで6割軽減がかからなくなってしまうと、4割軽減がかからなくなってしまうというようなことがあり得るということで、その点について、その軽減を5年間は継続しましょうという定めになっております。これが、平等割が6割軽減のところでは76世帯もございます。

4割軽減のところでは25世帯ございます。これらの皆さん方が、この5年間継続することでその軽減が継続できるかなということでございます。よろしいでしょうか。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただいたわけですが、まず軽減の関係についてはわかりました。中身的にもよくわかったんですけども、もう1つ疑問に

思うのは、国民健康保険から高齢者に入っていった単身世帯となった者が、例えば毎月、毎月というか誕生日が来れば後期高齢者医療制度へ入っていくというのが今度の制度ですから、そうすると毎日という言い方おかしいかわからないけど、ひと月の中でも何人かあるわけですよね。そういう点では、何かの時点というのがそこに決められているのかどうか。必ずそこから後期高齢者に入っていった、この家はお1人だからすぐ適用になるということがあり得るのかどうか。その辺についても一度お聞きしたい。それからこれは総務課長さんにお聞きすればいいのかな、軽減措置が5年間ですよという数字を出されてきていますけれども、この5年ということについて、何か根拠がありますか。私はいろいろこういうふうに調べてみたときに、何も5年という制度をつけなくてもいいんじゃないのかなというふうな気がしたんですけど、そういう点でどうなんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

それから課税限度額については、単純に比較はできないというのは、制度が違ったから比較できないんだよということはわかるんですけども、そういうさっきのお話の中で、じゃあ国保会計へ入ってくる分がわずかに変わってきますよ、少なくなりますよ、だから町民の人たちがそれを払うのが少なくなるんですよというふうな理解でよろしいんでしょうか。その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 限度額についてお答えいたしますが、56万円という設定とそれから47万円ということで比較した場合に、47万円で設定した場合のほうがやはり対象者が多くなる。対象者が多くなるというのは減免の限度額の限度を受けられる方が多くなるということです。ですからそれについては国保税の中で考えた場合には個人で納める金額は少なくなる。そういうふうに理解していただければというふうに思います。

総務課長（中村君） どの時点ということであります。国保はもともと出入りが多い保険であります。ですから国保の資格の得喪、資格を取得したその時点からご負担は始まるわけですし、失った時点では納まっていたものはお返しします。そういうことで、その時点というのはやはり資格の得喪、取得と喪失ということでとらえるんであろうというふうに考えております。

それから5年という点なんですけれども、私にもよくわからなかったんでありますが、後ろからメモが飛んでまいりまして、自治法の定めの中でそういった5年という期間というところがあるんだそうでございます。

11番（円尾さん） 自治法の中で5年というのが今度の制度改正で出てきているのがその根拠。だからその根拠があるのかというふうにお尋ねしたんです。自治法に出てきたのがこれですよね。改正になって出てくるんだから、その辺の自治法という感じをどういうふうに解釈すればいいのか。じゃそれ違うとおっしゃっていたら、そのことについて説明いただければいいと思います。

それからこういう形ですごく制度が変わっていくわけですけども、それぞれここに適用しておいでになる皆さんに、どのように伝えていくかというのが非常に困難だろうと思います。比較的難しいことですよね。文書を出されて、国保証と一緒に文書を出しますよと言われていたけど、それを読んだだけでわかるという文章ではないと思うんです。そういう点で町民の皆さんに、この後期高齢者医療制度が入ったらこういうふうに変っていくんですよというような、ていねいな説明はどうしても必要だろうと思うんですが、その辺についても一度お聞きしたいと思います。

それからさっきおっしゃっていた途中で変わっていくという時点で、払った場合は後でお返ししますよという話でしたよね。そういうことについてもていねいな説明がどうしても必要だろうと思いますけど、その点についてお尋ねしたいと思います。

総務課長（中村君） 先ほど自治法というふうに申し上げました。地方税法ではなくて、自治法の定めの中でそういう期間というところの定めがあるんだということだそうであります。

それから、ていねいな説明をということでもあります。先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険というのは実は資格の得喪が大変激しい保険であります。月々納めていただく、7月に1年分の納付書をお出しするわけですし、それから例えば8月に国保資格、国保になったよという場合にはまたそれなりの時間の中で随時納付書を申し上げるわけであります。また国保の資格を失われた場合、お届けがない場合も実はあるにはあるんですけども、お届けをいただいた時点でその期間に相当する保険料を納めていただいていなければ、納めてくださいということでも申し上げますし、納め過ぎになっている状態であれば、これはこれでそういうことですからというお知らせをして、口座番号なり何なりをお教えいただいて振り込むなり、あるいはとりに来ていただくなりというような方法で、精算をいたしております。

今回こういう制度改正に伴ってということでもありますから、お知らせは当然申し上げていかなければならないわけでもあります。と言いましてもこれはお一人おひとりにご説明して歩ける規模でもないわけで、すでに広報なりでお知らせはいたしてございますけれども、納付書発送の際に文書で申し上げるなりという方法論以外、手法的にとり得るものがないのではなかろうかなとこんなように思います。お問い合わせには当然お答えを申し上げておりますし、そんなことでご理解をいただいくしか手法的にはないのかなと。ある程度、小さな規模であれば職員で回ってでもできるんでしょうけれども、今被保険者が4, 300人からいらっしゃるわけがありますので、該当する方には、それなりのお知らせはいたしていかなければならないかなというように思います。

それから先ほどの自治法の件でございます。申しわけございません。地方税法でございました。地方税法703条の4に規定がございましてということでございます。

6番（大森君） 町民税の個人分についてお尋ねしたいと思うわけです。公的年金からの特別徴収制度を創設するというので、この今回の町税の改正の一番の山場と言いますか、創設するというので大きな改正になると思うんですが、これによって今まで介護保険そして今回今全国的に大きな問題になっております後期高齢者医療制度等がこの公的年金からの特別徴収ということで行われております。そして今度、この町民税の個人分が今度年金から天引きされるということだと思っておりますが、これに係る対象の方についてお尋ねいたします。

総務課長（中村君） 年金から住民税の特別徴収になる対象の方がどのくらいあるかというご質問でございますけれども、実はこれは法で示されまして、法律が施行されて税条例は地方税法の規定を受けて、改正をいたさなければならぬという条例であります。具体的な作業、どう取り組んでいくのかということ、7月に全国規模の説明会が予定をされております。そういう中で、より詳細なところが出てきようかと思っております。

それ以降、いろいろな私ども自身の税のほうのシステムの改修なり、そういう環境を整えていくという仕事を進めていくわけではありますが、ある程度以上に進んだ時点でないと、具体的にどのくらいの方という数字は特定的には申し上げられません。それでも多少なりとも数字ではありますが、19年中の収入ということでございますと、年金収入がある方が4, 300人弱でございます。控除をいたしましてこ

れが所得という形、65歳以上の方でということでありまして、これで約2千人ぐらいということでありまして。そのうち、課税ということになる方が約1,350人前後ということでありまして。現時点で、そんな数字を持っておりますから、これらの方々の多くの皆さんは特徴ということになるのかなど。ただ、それはこれから細かな作業をしていって、来年の10月からの徴収というところへいくということになるかと思っております。

6番（大森君） そうしますと、課税される方が1,350人で特別徴収が大半だということであるわけですが、この介護保険それから後期高齢者医療の保険等の天引きということと合わせて、そして今回のこの個人分が天引きということになりますと、一応18万円が限度で、そこからそれぞれの負担が差し引かれるわけですが、当然、一定の限度を超す場合には特別徴収は行わないというふうになっているわけですが、それとの関わりで今のこの数字の中で、今は特別徴収を行われている方がこれを導入することによって、普通徴収に変わる可能性の人数、一応今のこういう試算の中ではどんなふうになるのでしょうか。

総務課長（中村君） 先ほども申し上げましたんですが、より細かな内容につきましてはこれから詰めていくということでありまして、おっしゃられたようなケースということも当然あるわけでありまして、じゃあ坂城町の状態の中でその数が具体的にどのくらいになるんだというようなことは、現時点で申し上げることができません。また、課税というような状況でもありますので、結果としてこうでしたということは申し上げられますけれども、最終的に特徴の依頼なり、あるいは普徴の納付書の発行なりという時点でないと、正確な数字ということ、じゃあどんな割合でどうだということも現時点では、申し上げることができないという状況でございます。

6番（大森君） 具体的な数字とすれば現時点でははっきりしないと、来年度の課税対象ということが出てくるということになると思うんですが、特に年金から天引きという点についての考え方でありまして、やはり現役時代に老後の所得収入が得られない、そのためにこつこつと貯めてきた老後の生活費であるというものを、今のこういうような制度を創設するというのは、その生活すら危うくする内容ではないかということ非常に心配するわけでありまして。そういう点で、町民に対してきちっとそこをフォローできる制度も、考えていく必要があるのではないかというふうに思います。それも社会福祉的な関係まで含めての話に広がるとは思います。

そういうことまで考えていただきたいということを要望して終わります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第7号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

議長（池田君） 日程第6「議案第31号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12「議案第37号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」までの7件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（池田君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第31号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴い、関係法律の整備等に関する法律において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正されることなどにより、本条例を改正するものでございます。

主な内容でございますが、派遣先となる法人等を公益法人等と定義づけられていたものを、今度は公益的法人等と改めるものでございます。

次に、議案第32号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、本条例中で引用する省令名等を改正するとともに、平成20年4月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律が改正されたことに伴い、生活保護法による保護を受けている方と同様の医療支給給付が実施されることから、この法律による医療支給給付を受ける方について町の福祉医療費給付にかかる本条例の適用除外とするものでございます。

次に、議案第33号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございますが、本案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、施行されることにより、本条例を改正するものであります。

主な改正でございますが、損害補償額算定の際に用いる補償基礎額への加算する

金額について、配偶者以外の扶養親族にかかる加算額を一律に引き上げるものがございます。

次に、議案第34号 町有財産の処分についてでございますが、処分をいたしたい財産は平成18年度に町が取得したチクマ精工跡地でございます。長く廃墟になっておりました工場敷地である当該地につきましては、取得以来、町の責任において地域の安全・安心を確保するとともに景観や環境面の改善を行ってまいりました。今般、一連の作業が完了いたしましたことから、同地を町土地開発公社に売却し、今後、公社において工業専用地域という用途に照らした、新たな工業用地として同地の再生を図っていくものがございます。売却地は、坂城町大字坂城字前田及び宇東柳原地籍の13筆で、面積は8,019.87㎡、売却価格は2,006万517円でございます。

次に、議案第35号 町道路線の廃止についてでございますが、本案は、坂城町食育・給食センター建設に伴い、建設予定地にある町道0633号線を廃止するものがございます。

議案第36号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,844万8千円を追加し、予算の総額を63億2,024万8千円といたすものがございます。

歳入の主なものがございますが、地域発元気づくり支援金等の県支出金で539万2千円、市町村振興協会交付金などの諸収入で873万8千円、公園整備及び財政調整基金からの繰り入れで1,351万8千円のそれぞれの増額でございます。

歳出の内容でございますが、千曲川ふるさと原風景の復興事業で104万6千円、商工業振興補助金で350万1千円、びんぐし公園等にかかる維持補修費で582万円、花と緑のまちづくり事業で480万1千円、学校支援地域本部事業で230万4千円、坂都1号線にかかる文化財発掘調査事業で665万2千円それぞれ増額するものがございます。

次に、議案第37号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億1,519万1千円とするものがございます。

主な内容でございますが、歳入については退職被保険者等療養給付交付金に

1, 110万円を増額するものでございます。

歳出については退職被保険者等療養費を210万円、退職被保険者等高額療養費を900万円それぞれ増額するものでございます。

また4月からの特定健診を実施するということになりますので、保険事業費については歳出内容を組み替えるものでございます。内容といたしましては、保健衛生普及費を65万円増額し、特定健康診査等事業費を65万円減額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（池田君） 提案理由の説明が終わりました。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12日から6月18日までの7日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（池田君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12日から6月18日までの7日間は、議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は6月19日午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後12時03分)

6月19日 本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|------------|
| (1) 地域医療体制の充実について | 柳 沢 昌 雄 議員 |
| (2) 食育についてほか | 柳 澤 澄 議員 |
| (3) 製造業の活性化対策についてほか | 田 中 邦 義 議員 |
| (4) 財政健全化法の取り組みについて | 宮 島 祐 夫 議員 |
| (5) 野外スポーツ施設のトイレについてほか | 入 日 時 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から3日間、カメラ等の機器の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、12名であります。質問時間は答弁も含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に12番 柳沢昌雄君の質問を許します。

12番（柳沢君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

質問に入る前に、去る6月14日の岩手・宮城内陸地震で被災された皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

国外においてもミャンマーのサイクロンと中国四川の大地震で被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

今回より議会改革の一端で、一問一答方式で行うことになりましたので、よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。また、財源の十分な裏付けのないまま見切

り発車した後期高齢者医療制度（長寿医療制度）も高齢者の人権、生命を冒瀆し、憲法でも明記されている生存権をも否定せざるごとき政策論意には、高齢なる人たちの怒り心頭に発しております。まさに高齢者受難の時代ということでもあります。高齢者福祉も重視している当町の施策の遂行に、一段のご努力と医療行政の充実を願ひ、なお高齢者の皆さんそれぞれも強く生き抜こうと勇めあう心境で質問に入らせていただきます。

1. 地域医療体制の充実について

イ. 地元開業医と懇談の実状は

日赤上山田病院は経営の存続は困難と、昨年6月に開催された経営審議会で閉院することを表明し、本年3月末をもってやむなく病棟を休止するということになりましたが、地元自治体の財政支援を得る中で、本年4月より日赤長野病院附属上山田診療所として運営されることになったことは周知のことです。

地域住民の信頼と期待を受けてきたこの地域の中核病院も、診療所として最長1年間という期限つきで運営されていくということでもあります。まさに非情な医療改革の犠牲であったと言っても過言ではないと思います。それによりそれぞれの地域の住民、医療に携わる機関に及ぼす影響は大変なものがあります。

中核地域医療機関の見通しの立たない現在の中で、当町は住民が安心して医療を受けられる町独自の対応を模索していますが、その対応として町内の開業医の先生方と連携を持とうということで、常に懇談会を行っていくということですが、地域医療充実について懇談会がどのように行われているのか、実状と内容についてお伺いをいたします。

ロ. 緊急時の対応は

中核医療機関の崩壊により、地元開業医との連携を図り、患者と医療提供者との密接な信頼関係による医療体制の構築も、住民の生命を守るという行政理念の機能が発揮されていかなければならないと思います。その点からとられている対応策も1つの方法かもしれませんが、しかし何としても緊急を要する事態の受け入れ先の確保の対応については、地元医師と行政の連携の中で、円滑に対応のできる仕組みこそ重要ですが、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

ハ. 救命救急について

人の命が一刻を争う緊急事態に、患者を搬送するにも受け入れる病院がないということが最近多く聞かれます。大変なことでもあります。

県内で、平成19年に救急車が出動した件数は7万9,856件で、10年前の1.5倍に増えているということでもあります。一方、県内の救急指定の救急病院はこの5年間で5カ所減り、救急搬送者が年々増える一方で、受け入れ体制は追いつかない状況で、個々の医療機関の負担が重くなっていくという実状であります。

救急患者の受け入れは患者の症状、容体によって1次から3次救急に分かれるといい、県内の場合、夜間や休日の1次救急は地域の開業医が交代で診察する在宅当番医制などで対応し、2次救急は病院による輪番制を広域圏ごとに行われています。3次救急を受け入れる「救命救急センター」は、生命に関わる重症の病気やけがの患者を専門に治療するというものであります。

今、県内には救命救急センターが7カ所あります。東信では厚生連佐久総合病院、南信は諏訪赤十字と昭和伊南総合病院、飯田市立病院があり、中信は相澤病院、信大病院、北信は長野赤十字病院が指定されているということでもあります。しかし、これらの病院においても救急体制の維持について、大変苦慮されているのが実状であります。

町民の救急事態に、速やかに安心して医療が享受できるような対応を図るのも、行政の責務であると思っておりますが、救命救急に対するご所見をお伺いいたします。

二．厚生連篠ノ井病院に救命救急センター設置について

厚生連篠ノ井総合病院が救命救急センターの設置を求めていることについて、皆さんご存じでしょうか。

今、当病院は救命救急センターの設置を強く望んでいます。それは日赤上山田病院の病棟休止に伴い、長野市南部、千曲市、坂城町の救急医療は危機にあり、加えて隣市のT病院は一般病床を102床に減少するとあり、将来の救急受け入れ先に大きく懸念がされるわけでもあります。そのような状況の中で、篠ノ井病院へと搬送されてくるということでもあります。

平成19年に千曲坂城消防組合から出動している救急車総数の39%の2,918件のうち、1,129件が坂城町、千曲市から搬送されています。しかし、ここでも受け入れに限度があることも認識しておかなければならないわけでもあります。一方的なしわ寄せによる負の連鎖は地域医療の壊滅にもなります。

全国的な医師不足の影響を受け、月間の医師の当直回数が増え、しかも医療は過酷で当直医は一晚中眠れないことも多く、36時間勤務もざらにあり、疲弊し、救急医療は崩壊寸前であるとまで言われております。それでも、地域住民の命を守る

という使命感で頑張っけて受け入れているということでもあります。このような状況の中で、県内の救命救急センターは中、南信は5カ所あり充実されていますが、東北信は長野日赤と厚生連佐久総合病院だけで、千曲、坂城、上田地区は空白地帯であります。

篠ノ井病院は長野県で3番目に多い救急車搬送受け入れ実績、年間3,300台から3,400台を持ち、救命救急センターと同じ内容の仕事をしていながら、県から評価されていない現状では、現場を維持する医師や職員のモチベーションも上がらず、心身の負担のみ重荷すると言われていています。救命救急センターを取ることにより、士気の向上、良好な経営にも波及され、地域医療にも多くの貢献がなされることと思います。

救命救急センターの設置を強く望んでいる、このようにやる気の病院こそ大切に考えて対応していかなければならないと思います。当町は、救急空白地帯の自治体であります。その影響力は大きいものがあります。どのようにお考えか、ご所見をお伺いいたします。

ホ. 広域医療について

過日の報道で、上田市民有志の政策提言組織「うえだ百勇士会」は、上田地域広域連合の2市2町1村の地域に、常勤麻酔科医を設置した救命救急センター機能を持つ中核総合病院を設置するようにと、母袋創一上田市長（上田地域広域連合会長）に提言したとありました。

その具体策として、国立病院機構長野病院（上田）の施設を広域連合へ譲り受け、県厚生連に運営を委託する案を示したものであります。ここで広域連合ということなので、当町も組織自治体の一員でもあります。この提言について、副連合長でもあり、医療問題については母袋連合長との連携も深めておられる立場から、この提言についてどのようなお考えをお持ちか、ご所見をお伺いいたします。

へ. 人間ドック高齢者の助成について

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の導入に伴って、県内33市町村が75歳以上の高齢者に対する人間ドック費用の助成を3月末で打ち切ったということが、県後期高齢者医療広域連合のまとめでわかったと報じられました。

一方、26市町村は独自に助成制度を継続する自治体もあるということでもあります。その継続する自治体の中に坂城町も含まれております。自分の健康は自分で守るという自己管理意識を持ち、日ごとに進歩する医学を信じて生きる力の持続に努

力している高齢者には、人間ドックは使い古びた機能の整備箇所、故障箇所の発見の場でもあり、それにより自己意識の高揚と再生を図りながら、与えられた余生を過ごしていく、これが後期高齢者なる人たちの人間ドックへの期待と思いであります。

格差ある新医療制度の中で、町民を挙げて健康福祉推進行政を行っている当町としても、今後も75歳以上のドック利用者、昨年は313人の受診者がありましたが、今後も他の動向の如何に関わらず、助成施策を続けていかれるのかお考えをお伺いいたします。

ト．肺炎球菌ワクチン接種に助成を

国内で年間10万人以上が亡くなり、死因の多いがん、心疾患、脳血管疾患で第4位を占めているのは肺炎で、特に高齢者では重症化しやすく、死亡者の大半は65歳以上のお年寄りであると言われ、肺炎の主な原因は細菌やウイルスだが、中でも最も多いのが肺炎球菌によるものとされております。

しかし、その予防に有効とされながら、普及が遅れていた肺炎球菌ワクチンの接種に、公費で助成する自治体が最近増えてきたといわれております。全国で74市区町村が実施し、長野県では3町村で波田町、下條村、山形村がすでに実施しております。これらの町村は、県内でいち早く70歳以上を対象に、肺炎球菌ワクチンの予防接種への助成を実施したもので、下條村ではそのきっかけは肺炎で死亡する高齢者の増加であったといわれ、2001年から2003年の3年間で死亡者の約25%が肺炎で亡くなっているということで、保健所の提案もあり予防接種の導入を決めたということでもあります。

肺炎球菌自体はありふれた細菌で、健康な人の鼻やのどから見つかることもある。だが、加齢や病気で免疫力が衰えると菌が肺に入り込み発病する。最近抗生物質が効かない耐性菌が増え、治療が難しくなっているということでもあります。そこで重要になるのが、ワクチンの接種による予防が有効とされています。肺炎球菌には、80種類以上の型があるといい、ワクチンはこのうち23種類に対応し、肺炎球菌による感染症の約80%を予防、その効果は1回の接種で5年から9年持続するということでもあります。

アメリカでは、65歳以上の接種率は70%近いとされています。日本では普及が進まず、ワクチン使用量も低迷が続いたが、しかし認知度の高まりとともに助成する自治体は徐々に増え、ここに来て広がり加速し、ワクチン累積使用量も昨

年100万人分を突破したといいます。それでも現在の高齢者人口の4%あまりに接種したにすぎないのであります。

肺炎になっても、接種していれば重症者や死亡を防げる、いわゆる費用対効果もあり、この接種の普及と助成により、町民高齢者の命を守る基本的施策の実行により、健康で明るいまちづくりにつながると思いますが、対応をどのようにお考えかお伺いをいたします。

チ. 新型インフルエンザの対応策は

世界的流行が懸念されている新型インフルエンザが発生、流行すれば、国内では約64万人の死者も出ると想定され、県内では受診患者は最大で43万8千人に上るとされ、このうち3,200人が死亡すると見られております。

厚生労働省はその対策で、流行前のワクチン接種の踏み切りを決め、その接種の優先順位について検討していると言いますが、限られたワクチンをどんな順位で打つのか、事態は混乱されると懸念されています。その対応の如何によっては、国内外は大きなパニック状態に陥ると思います。

県においても、去る5月30日、発生流行に備え、既存指針行動計画を改め、より具体的な県の対応を示したわけであります。それによると、県新型インフルエンザ対策行動計画を作成し、同計画に基づき行動マニュアルを作成し、マニュアルを検証する訓練もするなど、対策に本格的に乗り出す方針だと言われております。また県は、企業や市町村に対し、行動計画の周知などを通じて対応を求めていくという考えだと言われておりますが、その計画は5段階あり、1つとして発生前期、2つ、海外発生期、3つ、国内（県内）発生期、4番目、大流行前期、5番目、大流行期の5段階ごとに対応されるということであります。

感染の広がりが見込まれる大流行前期には、国外への流出を防ぐため渡航自粛を求め、入院を重症者に限定する。また、大流行期には死者が増えて火葬場での対応が難しい場合、公共用地などの一時的な埋葬を準備するよう要請するとされております。

当町は企業の町でもあり、想定されるような事態が発生した場合、計り知れない大きな打撃があると思います。対応策を今から練っておかなければ、またきちっとしておかなければならないと思いますが、その対応についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

町長（中沢君） 地域医療体制という観点から、広範にご調査されての質問でござい

ました。私のほうから関連を随時説明してまいります。

まず、地元開業医との懇談という件でございます。

現在、町内には開業医院が5施設、歯科医院も同じく5施設ございます。町内の医師、歯科医師の先生方には日ごろ、町民の一番身近なところで診療活動をしていただいているわけでございます。そしてまた乳幼児の予防接種、健康診査、保育園、幼稚園、小中学校等々の園医、校医として子どもらの健康を守っていただいているなど、あらゆる面でご尽力いただいております。

また、今年度から新たに始まりました特定健診の個別健診につきましても、先生方のお力をいただき実施する事業でございます。いろいろな面での協力をお願いしているところでもございます。

さて、町内の医師、歯科医師さんの先生方との懇談につきましては、毎年3月に町主催で健康管理事業打ち合わせ会を開催しております。千曲医師会長、埴科歯科医師会長にもご参加をいただく中で、町の状況、課題を説明し、先生方からいろいろのご意見、ご要望をお聞きする機会でもございます。またこの2月には、町内先生方にお集まりいただき、地域医療を取り巻く状況や特定健診、特定保健指導につきまして説明会を開催し、意見交換をさせていただきました。

特に平成19年度は、日赤上山田病院の存続に関する課題があったわけでございます。昨年6月の長野赤十字上山田病院経営審議会において、平成20年3月をもって閉院する方針が明らかにされたことは、ご案内のとおりでございます。その後、7月には地元説明会、さらに10月の経営審議会においては内科、整形外科の2科の診療体制に縮小し、入院機能を持たない診療施設にすること、そして病院の運営費、維持管理費等は全額地元負担というような条件によって、20年度1カ年の医療を確保するという提案もなされたところでございます。

町といたしましても、あくまで入院施設としての存続が前提であるという基本的考え方から、この間、関係各機関に陳情また要望してまいったところでもございます。このような入院機能がなくなるという状況下で、10月の経営審議会で再提案を受けまして、昨年10月に町内医師会の先生方と日赤上山田病院の現状と今後の対応について懇談会を開催したところでもございます。町内医師会の先生方に対しましては、1次医療や休日当番医はもとより、今後町内で入院が必要となる患者さんにつきましては、近隣の入院機能を有する病院への入院につきまして、最大限の配慮を願いたい、協力をお願いしたいということでご理解をいただいたところでも

ございます。

医師不足による長野病院の産科の撤退の問題も8月以降も当面、それなりの体制でということで行うことになったわけですが、地域医療を取り巻く環境はきわめて厳しい状態でございます。いずれにいたしましても、町民の皆さんの健康を一番身近なところで支えていただく町内の医師、歯科医師さんの先生方には今後ともいろいろな面で連携し、智恵をいただきながら地域医療体制の充実を図ってまいります。そしてそれが町民の健康の維持に寄与することをお願いしているところでもございます。

次に、救急医療あるいはその体制についてでございます。

町を取り巻く救急医療体制は、近隣市町村における休日夜間急患センターや在宅当番医制による第1次救急医療体制のもとに、病院輪番制による第2次救急医療体制、さらに最終的には救急医療の受け入れ機関となる救命救急センターによる第3次救急医療体制が構築されているところでございます。救命救急センターは第1次、第2次の救急医療機関や救急患者の輸送機関との連携のもとに、重患や複数の診療領域にわたるすべての救急患者に対しまして、24時間体制による高度な救急医療を提供するものでございます。平成19年4月1日現在、全国で186カ所設置しておりまして、県内では7カ所ということでもございます。

お話もございましたが、県には長野県保健医療計画がございます。この計画は、医療法で制度化されたものでございます。長野県はこの計画に基づき、保健、医療、福祉の連携と施策の効率的な推進を図る上での地域単位といたしまして、1次、2次、3次の保健医療圏をそれぞれ設定しており、包括的な保健医療サービスを行うとされているところでございます。

県における2次保健医療圏は10圏域、3次保健医療圏につきましては北信、東信、中信、南信の4圏域と規定されております。特にこの第3次医療圏については、専門性の高い高度で特殊な医療サービスが行われる区域でございます。狭心症、心筋梗塞、脳卒中など救急車で搬送しなければならないような重傷、重篤な状況に対応しまして、安心、安全な対応をとということで私どもも願っているところでもございます。そして第3次救急医療体制の確立は、市町村単位で対応できるものではございませんし、県の長期計画に沿って、いろいろと県が主体となって進められることを期待しているところでもございます。

いずれにいたしましても、これら救急医療の推進につきましては、県をはじめ関

係機関と連携を図りながら積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、具体的なお話がありました厚生連篠ノ井病院の体制でございます。

救命救急につきましてでございますが、こういったセンターの設置につきましては、長野県保健医療計画により3次医療圏に1カ所が基本的なものとなっております。現在、県には7カ所の病院が指定されておりますが、北信では長野赤十字病院、東信では佐久総合病院、中信では信大附属病院、諏訪赤十字病院、相澤病院、南信では昭和伊南総合病院と飯田市立病院が指定されているところでございます。

救命救急センターの指定条件としては、重篤な救急患者を必ず受け入れることができる体制であること。集中治療室、心臓病治療室、脳卒中治療室等を備え、常時、重篤な患者に対し高度な治療が可能であること。医療従事者、お医者さんや看護師さんあるいは救急救命士でございますが、そういうことの必要な研修体制が整っているということが条件でもございます。

厚生連の篠ノ井病院は発足当時から救急医療に力を入れ、急性期の病院としての基礎を固めておまして、安全で安心な医療を提供し、さらに他の病院にない高度医療と、いつでもどこでも誰でもが診療できる救急医療の体制を目指していると伺っております。

同病院の病院関係者にお聞きしますと、救命救急センターの指定条件は満たしておるところであります。救命救急センターの指定をぜひ受けたいとのことでもございます。長野県保健医療計画により、現在は指定されない状況にもございます。指定につきましての近隣市町村への支援でございますが、長野市、千曲市にはその状況をお話した経過がございますが、町としてはまだお聞きしていない状況でもございます。具体的な支援についてアクションが起こされたというような場合には、より積極的に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域の高度医療の確立は地域住民の願いでございます。厚生連篠ノ井病院の救命救急センターの指定の計画が、より具体的になりました暁には、近隣市町村と足並みを揃えて対応してまいりたいと考えております。

次に、広域的な医療の支援でございます。

ご質問の坂城上田地域広域連合地区内には、救命救急センター機能を持つ地域の中核総合病院を設置するとの上田市民有志の提言のお話がありました。これは上田地域広域連合への提言ということではなく、上田市長に対する提言ということでもございます。そういうふうには確認しておりますけれども、これは広域にかかる

問題であるということは理解しております。

確かにこの地域は、北信地域と東信地域の結節点ということでございます。救命救急センターは長野赤十字病院と佐久総合病院にございます。誰しも自分の地域内に安心して適切な救急救命医療や高度医療が受けられることができればということは、期待するところでございます。新たな病院の設置は、現状におきましては大変難しい課題であろうと思います。既存の病院の機能拡充、対応がどのように可能になるかということの論点が必要かなど。特に最近の地域医療を取り巻く長野病院は、常勤麻酔医の不在、産科医師の引き上げ等の問題や心臓血管外科の手術中止など、私たちに耐えられない課題を持ちかけております。

長野病院の設立許可につきましては、旧国立長野病院と旧国立東信病院が統合し、長野圏域を主たる医療圏として、高度の総合診療を行うとともに、看護師等医療従事者の養成及び研修を行う施設として、位置づけられた経過がございます。地域医療支援病院として第4次長野県保健医療計画に定める第2次保健医療圏において、地域医療を担う病院、診療所を支援する地域の中心的な病院のあることは提案されているとおりでございます。もう一度、原点に戻りまして、地域の基幹病院としての機能を果たすことができる病院に、再生を心から願うとともに救命救急センターの機能を備えた総合病院として整備されることもまた期待しているところでもございます。

以下、関連の問題につきましては担当課長から説明させます。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、地域医療体制の充実についての緊急時の対応でございますが、特に日赤上山田病院が救急病院としての撤回をした以降につきましては、緊急時の救急医療が万全な体制で移行できるように長野保健所を中心に、千曲坂城地域救急医療体制検討会議、病院群輪番制事業調整会議など関係機関と連携、協力し、できる限りの対応を図ってまいったところであります。

第2次あるいは第3次救急医療につきましては、千曲坂城消防組合の対応や千曲医師会、周辺医療機関のご理解、ご協力によりまして混乱のない状況で対応がなされてきたところであります。また病院輪番制につきましては、休日夜間の重症患者の受け入れ先を確保するという目的から、平成19年度、昨年までは千曲市と輪番制の対応を図り、千曲中央病院においてお願いをしてまいったところです。本年におきましては、懸案でありました長野広域連合加盟の市町村で構成する2次保健医療圏の輪番制が確立いたしまして、千曲中央病院に加え長野赤十字病院、厚生連篠

ノ井病院、厚生連松代病院が当地域の2次救急医療の夜間休日の医療を担っていた
だくという体制ができております。

現在、長野市保健所が中心に対応しておりますが、将来的には長野広域連合へ事
務を移管し、さらに広域的な対応を図ってまいりたいということで、このことにつ
いても今後の検討課題となっているところであります。

つづきまして、人間ドック高齢者の助成についてでございますが、今年の4月か
らご案内のように後期高齢者医療制度の導入に伴いまして、75歳以上の方全員が
長野県後期高齢者医療広域連合が運営する新しい医療制度へ移行したために、基本
的には昨年度まで実施していた町の人間ドック助成の対象から外れるということに
なったわけです。本来でありますと、保険者であります後期高齢者医療広域連合に
よりまして助成を行い、健診を行うことが適当と思われませんが、今日まで市町村ご
とに行っておりました助成について、費用や方法にばらつきがあり、統一して実施
することが難しく、また実施することで保険料の上昇を招くなどの理由から、広域
連合においてはその助成の実施を見送ったという経過がございます。

当町におきましては、平成20年度、今年度におきましても一般会計に予算を計
上いたしまして、従前と同様、日帰り1万3千円、1泊2日1万5千円の補助を実
施しております。病気の早期発見、早期治療に人間ドックは有効な手段であり、長
期的には医療費や保険料の軽減につながります。当面、今までどおりの対応をして
まいる予定であります。今後も継続して実施するためには、保険者であります後期
高齢者医療広域連合に対しまして、ぜひ助成制度を設けていただくよう要望してま
いりたいというふうに考えております。

つづいて肺炎球菌ワクチンの接種に助成をであります。平成17年度の全国の
死亡原因の順位を見ますと、肺炎は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に次いで第4
位となっております。長野県でも国と同様4位であり、町もまた国、県と同様4位
という死亡順位となっております。

お話のように、高齢化の進む中で高齢者は体力の低下とともに慢性疾患を持つこ
とが多く、肺炎などの感染症にかかりやすく、また感染すると症状が重くなる傾向
にあると言われております。また高齢になるにつれて、肺炎の死亡率が急速に高ま
っていくこともわかっております。肺炎球菌ワクチンの予防接種は、肺炎の原因と
なります最近やウイルスの中でも病原菌が強く、感染頻度の高い肺炎球菌に対し免
疫をつくり予防するもので、その効果は5年以上続き、高齢者の肺炎による入院、

死亡に抑止効果があると言われております。

日本では、この予防接種の再接種は禁じられておまして、一生に一度の接種となっております。現在、県内3市町村、70歳または75歳以上の希望者に補助を出し、インフルエンザ予防接種とともに接種を勧奨している状況もございます。助成につきましては、肺炎治療にかかる費用などの費用対効果やワクチンの有効性、安全性などの確認が必要になりますので、今後、国や県内市町村の動向なども研究する中で検討し、対応してまいりたいと存じます。

つづいて新型インフルエンザへの対応でございますが、世界保健機構によりますと鳥インフルエンザ、これの発生状況は平成20年4月30日現在、発生国14カ国、患者数382人、死亡者数241人となっております。この鳥インフルエンザウイルスが新型インフルエンザに変異し、爆発的な大流行につながる可能性が危惧されているというところでございます。

新型インフルエンザウイルスはすべての人がその免疫を持っていないため、人から人へ、広範かつ急速、容易に感染をし、短期間に世界的な大流行を引き起こすものと考えられておまして、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念をされているところです。現在、新型インフルエンザに対しましては、効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンというものがあります。プレパンデミックワクチンは鳥から人への感染に効果があるワクチンで、現在、国において製造、備蓄がされ、その対応がなされております。これに対しましてパンデミックワクチンは、鳥から人、そして人から人への感染を起こすウイルスでありまして、これに対応するワクチンについては、まだその発症例が確認されていないために、実際に新型インフルエンザが発生しなければ製造ができず、現時点で製造、備蓄は行っていないという状況であります。

厚生労働省では平成17年11月に、新型インフルエンザ対策行動計画を策定しております。長野県におきましても平成17年12月に、長野県新型インフルエンザ対策指針、それと長野県新型インフルエンザ対策行動計画を策定しており、この5月にはその改訂版が策定されまして、対策が強化されているところであります。町においても、住民の混乱と不安を解消し、社会機能の破綻を防止するために各種の対策が迅速かつ適切に講じられるよう、準備していくことが重要であると考えます。

今月の下旬、県下3カ所におきまして、医療従事者、保健所、市町村保健衛生担

当者を対象とした県主催の新型インフルエンザ対策研修会、これが開催される予定であります。本格的に市町村の行動計画がこれから始まるところであります。今後におきましては、県策定の行動計画を踏まえながら地域の実状に応じた対策を構築するよう取り組んでまいりたいと考えております。

12番（柳沢君） ただいま、ご説明、ご答弁をいただいたわけでありましてけれども、非常に肺炎球菌ワクチン接種についての助成についてでございますけれども、何か認識的にいかなもんだかなというふうに私は感じるわけです。私が再度申し上げるのは、肺炎球菌ワクチンについて、特に認識を持っていかなければならないということであります。国やそのほかの市町村の動向を見ながらどうなっていくんだと、まだこのワクチンについての確定的なものがないというような受け止め方で私はおりますけれども、それではちょっともう少し認識がなければいけないなというふうに思うわけです。

それは国内でいつ発生流行するかわからない新型インフルエンザでも同じ連携があるわけですが、大流行すれば国内で最大、先ほど申し上げたように64万人の死亡が確定されると言われております。この場合、大変な事態が予測される。今回申し上げている肺炎球菌ワクチンは、すでに海外では一定の効果を認めています。しかし日本は遅れているということでもあります。北海道のせたな町では、もう2001年に公費助成をもってどんどんワクチンを打っているわけなんです。こういう状況の中で、この肺炎球菌の2次感染から死亡する人も多いはずと言われ、その対策と一層の普及を考えていかなければならないということでもあります。

この肺炎球菌ワクチンの予防接種費用は6千円から8千円といわれ、補助額は市町村によって異なっておりますけれども、下條村は接種費用8千円のうち5千円村補助、波田町と山形村は6千円のうち2千円の補助であります。当町の60歳以上の人は5,708人で、今申し上げた1町1村の補助額の例で申し上げれば、1,141万6千円となります。また70歳以上の人は3,244人で例による補助額で648万8千円となります。要は、肺炎球菌のワクチンの知識を知り、それにより多くの町民の皆さんの命が救われるということでもあります。迷うことなく推進することも必要と思われまます。そのお考えはあるかないか、町長よりご答弁をお願いします。

町長（中沢君） 肺炎球菌ワクチンにかかる問題でございますけれども、ご指摘のように大変な脅威、そして対応の難しさを感じざるわけでございます。こうした医学上

の問題からの観点というのは、国にしっかりしていただいて指針を得ていきたいなど。また助成も得ていきたいなど。そしてまた県と相まって、そしてまた町独自にどうするかという観点が必要であろうなど、こんな思いもするわけでございます。

命に関わる問題は、先にやらなきゃならないという問題と、またそれなりのリスクというものも側面的に考えなきゃいけない課題でもあろうかなど、こんなふう
に思っております。国、県等の指針を得ながら積極的に対応してまいりたいと思
っております。

12番（柳沢君） この肺炎球菌ワクチン、ぜひこれは町でもっていろいろの角度から、非常にご認識をいただいていたかなければ、大変な事態になっていくということ
であります。病院へ入院されている方で主に最終的にというか、最後になるのは肺炎球菌の肺炎であります。その球菌による肺炎をここで食い止める、これが
できる可能性のあるものであります。その可能性に向かって何とか町も必ず助成しな
きゃいけないとかいいとかということもありましようけれども、やはり町民の生
命を預かっているからには、このワクチン対応、新型インフルエンザに対してもす
べての肺炎に対して、ここである程度食い止められるものであれば、それをやるべ
きだというふうに思うわけでございますが、その辺、もう一度しっかりした国、県
の状況、対応を見てじゃなくて、わが町はこういう状況に持っていきたいんだとい
うふうにお考えになっていただければというふうに思うわけでございますが、その
辺について。

町長（中沢君） 新型の肺炎に関する対応ということ、テレビ等を見させていただ
いても、ああ、こういう状態かとこんな思いは常にございますが、医学上の問題、こ
れを解決していただくその指針というものは国、県にあるなど。そしてまた県下81
市町村でも3町村ということでございます。それぞれの町村が、また悩みながらそ
の対応をしているわけでございます。あらゆる情報等を見つめながら、そしてまた
こういう対応がよりいいんだということ等を、それなりに確信しながら対応してま
いりたいとこんなふうに考えているところでございます。

12番（柳沢君） この肺炎球菌、ぜひとも早くいろいろの角度からご認識、ご情報
を得て、これを実施されることを私は望むわけであります。

それから、人間ドックの助成でありますけども、広域連合に対してもこれから今
までのようにやっていただくようにという申し入れをしていくというか方向に持っ
ていきたいということでございます。この辺についても、私たちの町においては老

人保健サービスの関係で、人間ドック受診はいろいろとお考えになっているけれども、やはり生命を持っている人たちのこのものを尊重して、真剣に取り組んでもらいたいというふうに思うわけであります。

また、篠ノ井病院の関係でございますけれども、この件についても、そのような状況になってくれば積極的な対応をされていくと。もちろん市町村、各隣市の市町村の関係いろいろあると思いますけれども、町独自の動きもやっぱりある程度発揮していただければならないというふうに思うわけでございます。この辺について、今の人間ドックの関係ですけれども、確認をさせていただきますけれども、今後もわが町はドックの助成を継続的に行っていくかどうか、その辺の確認をさせていただきます。

町長（中沢君） 医療制度において、大きな変革がなされているわけでございます。

そうした中で、高齢者に対する医療変革が特別大きな影響が出ていると。そしてまた広域連合がそれをするということにはなっておりますけれども、人間ドックに対する対応は、市町村というような向きもございしますが、基本的にはそういう制度の中で主体的に考えていただくということが筋だと、基本だと思っております。ただ当面、そういったことがいろいろ高齢者に影響を及ぼしてはいけないもので、当面そういう対応をさせていただいているわけでございますが、関係機関へも要望してまいりたいと思っております。

12番（柳沢君） 私は、今回の質問を一貫して医療問題について質問を申し上げてまいりました。

地域の中核基幹病院の日赤上山田病院の病棟休止により、地域医療体制に住民が将来の医療を危惧している。責任ある行政がそのような不安を払拭していかなければならないという問題であります。また、後期高齢者と位置づけられている人たちの医療問題について議論されています。これは同一者の人たちにとっては切実なものであるからであります。あまり私が延命対策論を論じれば、今の世情から国策論に異説と受け止められるかもしれませんが、今前期、後期と言われている人たちは戦中、戦後の困窮の中で生き抜いてきている人たちであります。判断を見間違える為政者にはわからないかもしれませんが、温情ある坂城町のこの福祉町政を推し進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問といたします。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時02分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、3番 柳澤澄君の質問を許します。

3番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

「え！そんなことが。何、また！」というような殺人をはじめとした残虐な事件が毎日のように起きています。豊かになり過ぎた感のあるわが国は、今経済の低迷、格差の拡大の中、人の心も自然もひどく荒れています。この状況が如実に現れているのが衣食住の「食」であります。

衣食足って礼節を知るではなく、食余って人心乱れる状態であります。食育という言葉が生まれました。町長も大事に考えておられる食育について、最初にお伺いいたします。

1. 食育について

このことについては昨年もお伺いしましたが、少し焦点がぼけました。再度、2つの点に整理してお伺いをしたいと思います。

イ. 食育を進める意志と施策は

平成17年6月に成立した食育基本法については、十分ご承知のとおりであります。心身の成長、維持、バランスのとれた人格の形成、精神の安定というようなことから、単なる食べ物についてでなく、広い範囲に触れています。

町でも、基本法の中の「学校、保育園等における食育の推進」は行われていますし、「地域における食生活改善のための取り組み」「食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進」といったことは少しは行われています。「家庭における食育の推進」「食育推進運動の展開」「生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化」「食文化の継承のための活動支援」等はあまり、あるいはほとんど行われていないように思われます。

これらについて、食育のまちづくりという視点で総合的に機能する行政的縦割りでない形をつくらないか、再度お尋ねをいたすわけであります。

また、法の第18条では、「市町村は食育の推進に関する施策についての計画を作成するよう努めなければならない」としています。推進計画の作成はどのように考えているかお聞かせください。

ロ. 新しい給食センターの活用は

新しい給食センターを21年度中に建設するという計画で進んでいます。名称が「食育・学校給食センター」となるようです。施設の青写真、設計が今年中にはほ

まとまるようですが、食育という名前が加わりました。この給食センターを食育という面で、基本的にどのように活用されるのか、施設の中について、また運用というソフト的な点で、どう考えておられるかお聞かせをいただきたいと思います。

町長（中沢君） 食育に関するご質問でございます。

ご承知のように教育の中で、知育それと徳育、食育という言葉が新たに加わるように、教育の中、また子どもらの成長の中で大事な課題になってきているなということなどを常々思うところでございます。食育の目的は申すまでもございませんが、町民の皆さんが健全な心身を培い、豊かな人間性を育む、そういう手立てとして食を中心に進めていくということ、これが施策の総合的、計画的に進めることの大事なことであろうなとこんなふうに思っております。

食育基本法の基本施策では、先ほどもお話がございましたが家庭における食育の推進、学校、保育園等における食育の推進、地域における食生活の改善のための取り組み、そしてまた食育推進運動の展開等が重要な柱と理解しているところでもございます。県でも平成20年度から5年間における長野県食育推進計画により、食を通じて生涯にわたって心身の健康と増進と、豊かな人間性を育み、食育を県民運動として展開していくという方向が出てきているわけでございます。

町といたしましても、平成15年3月に策定しました坂城町健康づくり計画においても、栄養、食生活の推進を強く位置づけ、体にあった適切な栄養素の摂取等によることを目的にいたしまして、それなりの対応をし、また町民の健康に影響の大きい生活習慣病の改善等々についても、努めているところでもございます。そして保育所、学校給食センターの栄養士らとも連携をとりまして、食育面からの指導、受診結果報告や訪問栄養指導、健康教室等によりまして食生活の改善にも取り組んでいるところでもございます。

現在、町では食育・学校給食センターの建設が進められております。この食育・学校給食センターでございますが、県の食育推進計画との整合性なども勘案し、町の新たな食育推進計画の策定においては、施策や体制をより具体的に総合的に展開できるよういろいろ検討してまいりたいと考えております。

食育の推進を図っていく上におきましては、食に関する適切な指導者の育成や、未来を担う子どもらの食育、健康を実現する食育、坂城の食文化の継承及びその発展、環境と調和のとれた食料の地産地消、消費者と生活者の信頼関係を構築するなど、新たな展開策としてその実現のためには食に関する諸団体といろいろと連携し、

食育の推進を図ってまいりたいとこんなふうに考えているところでもございます。そのためには、いろいろ関係団体と協力し合う仕組みの構築も大事だなと考えてもいます。今後、保健センターを中心に食育の推進を図ってまいります。この食育というのは、国においても農林水産省、厚生労働省に関わる問題、あるいは文科省に関わるというように三者で連携しているわけでございます。これから町の体制といたしましても、保健センターを中心にそれぞれの関係課が担い合うという体制づくりがより求められると、こんなふうに思う次第でございます。また学校あるいは家庭、保育園、給食センターの関係、あるいは農業関係者、食育ボランティア等も考え、そしてまた学識経験者等のご意見も聞きながら、より具体的に取組んでみたいと。

食育・給食センターということは、長野県で食育を科するセンターとしては初めての対応かなと。それにはそれなりのいろいろ深い、そしてまたよりみんなのためになる手法を見出していくことが大事だと考えております。名前に負けないように、食育を中心に町民の人たちが健康づくりをし、そしてまた学校給食センターとしても、より充実する方向にということを考えているところでございます。

教育文化課長（西沢さん） ロの新しい給食センターの活用はについてお答えいたします。

坂城町学校給食センターの老朽化に伴い、平成17年度から新給食センターの改築を検討してまいりました。昨年度、新しい施策を模索し、食育・学校給食センターの建設ということで検討をいたしてまいりました。そして財源の見通しがつく中、食育・学校給食センターの建設について、町民アンケートを実施し、多くの町民の方々の賛成をいただいたところでございます。

このような中で、新しく建設される食育・学校給食センターで、食育に関するどのような事業が可能なのかを検討するため、町の栄養士、学校栄養士、学校関係者、県の農政担当者、味ロジックわくわくさかき、さらに町の食育に関する担当者が集まり、坂城町食育推進検討会が設置されました。この食育推進検討会では、今回建設される食育・学校給食センターは町民が食に関する興味、関心を導き出す情報発信の場として、また子どもたちに食の重要性を伝える場として、またさらに子育て世代が食育の大切さを実感する場として、食への理解が広がり、町民の健康づくりにつながっていくことを目的としたいという考えでございます。

また、具体的な事業例といたしましては、児童生徒の見学会、保護者、町民の学

校給食の試食会、児童生徒保護者への食育広報活動、学校給食からの地産地消の推進、味ロジックわくわくさかき等と連携し、地域の食文化の継承のための活動などを具体的な事業例といたしました。

次に、施設についてでございますが、現在の状況におきましては、基本的には食育部分ということで交流室、調理室、学習室などの案を持っております。保健センターを中心とした食育活動に、今回建設される食育・学校給食センターを加え、学校、保育園、関係機関がさらに連携をとりながら、乳児から高齢者まで一貫した活動により、町民の健康づくりにつながることが大切であると考えております。

3番（柳澤君） お答えをいただきましたが、とにかく食育というと子どもたちが、これは十分大事なことではあるんですが、子どもたちのことが中心というのか、多くの問題が子どもたち中心になりがちでありますけれども、食育基本法の本質からすると生涯を通じてということで子どもは十分大事なんですが、全体、大人も含めてという観点でありますので、そういう点で今日はいろいろ申し上げているわけであり

ます。

それと先ほどのお答えの中で、健康の関係があるから健康センターが1つの基地になるというようなお話がありましたし、給食センターでは健康のもとになる食を中心としたものをとということでもありますけれども、私の申し上げるのは、でき得ればそれらが統一された形で1つのセンター的にならないかなということをお前回もただいまも申し上げているわけであり

ます。

理想を言えば、あんまり大きくなくてもいいんです。けやき横丁の一番奥にある建物ぐらい、あれではちょっと小さいんですが、ぐらいのスペースでいいんです。例えば入り口を入ると、かつて地域や個々の家庭でつくられた食品、そして戦前、戦時中、終戦直後の厳しかった時代の食事の見本が並んでいる。また、町内で開発された新しい商品、味ロジックでつくられておみやげにも使えるそんな品も置いてある。隣には地産地消に関わる窓口の机がある。また、朝食を食べない子どもたちの事情、実態の図表も貼ってある。栄養価を考えた食事の見本もいくつか並んでいる。そんな場所が必要だと思っております。箱ものであっても最も重要な箱ものだというふうに思いますし、これが食の歴史であり文化のということに関わるものだというふうに思うわけであり

ます。

すぐといっても無理なことは承知しております。ここで遠くない将来、こうした場所をお考えになりませんか。町長さんにお聞きをしておきたいと思うわけであり

ます。食文化、自然と共生してごみの出ない食、環境保全、そしてその場所が観光にも結びつくような幅広い取り組みが、必要な時代だというふうに思うわけであり
ます。

そのことともう1点、19年度の町内のある学校の学年の調査で、朝食について、ほとんど食べない子4%、ひとりで食べるがなんと43%、主食のみしか食べない、これはたぶんパンだろうと思うんですが11%。またこの調査とは別の調査で、朝いつも食べるものがないという、朝起きてきても食べるものがないという子が町内の小中学校で14人いるという数字もありました。どんな事情があるのか、それぞれ事情はあろうと思うんですが、これは子どもの問題でなくて家庭の問題が大きいわけであります。そういう点で、食育という面からこれからどうしたらいいのか、何か考えていたらお聞かせをいただきたいと思います。以上で2回目の質問にします。

町長（中沢君） 食育について、施設的なご提案もいただいたわけがございます。議員さんも委員になっておられますが、今食育・給食センターの建設委員会等においてもお聞きし、また町内的な面での研究もしておるところでもございます。食育・給食センターそのものをよりよくするという観点では、県内ですばらしい学校給食センターをつくった、そういった皆さんのお智恵もお借り、プロポーザル等でもより煮詰めながら新しい提案をしていきたいなど。

先ほど申し上げた保健センターが中心でということは、健康とか栄養とかという、その基礎は保健センターが担うべきことでございます。それはあくまでも学校給食センターの中でも大事なことでございますので、それは学校と教育委員会と連携していく。あるいはまた地産地消という面におきますと、農林課である産業振興課と連携していくということでもございます。この面については、農水省関連のほうでの若干の支援もいただきながら、いろいろ煮詰めていく手立てもしております。そしてまたこの食育の観点から、よりよい坂城町の産物、食の産物、今味ロジックでいろいろつくっていただいておりますが、こういった面については要するに産業という観点からも取り組む必要があるということでもございます。いろいろ考えてみていきたいなど、段階、段階的に。

ただ一応、食育・給食センターでございますので、みんなで町民が料理をしながら交流をするという、そういった初歩的な基礎的な面での間取りというか、そういった施設は食育・給食センターにも置いていきたいなど、こんな思いでございます。

教育文化課長（西沢さん） 朝食を食べてこない子あるいは本当に主食だけ、あるいはお茶だけというような事例が本当にたくさんございます。食育推進検討会の中でもそういう子どもたち、あるいは家庭にどういうふうにしてやっていったらいいかということは、本当に何時間もかけて意見を出したり、考えを尽くしてきたところでございますが、本当にこれといった決定的にこれをやればできるということは見つかりません。ただその中で、今まで、それではどうしたらいいかという中で、その立場、立場、学校だったらクラスの担任の先生あるいは養護の先生、それから学校の栄養士、あるいは保育園の保育士さん、保育園の栄養士さん、それぞれがその場面、場面で声をかけていくのが一番いい方法ではないか。

具体的な例で言いますと、朝、登校あるいは登園してくる子どもたちに「朝ご飯食べた？」と聞いたときに「食べてない」と聞いたら、「どうしてなの」と聞いて、「食べようね」という話をしたり、あるいはその保護者の方に会ったときには、朝ご飯の大切さというのを何回かお話をしていくという、そういう地道な活動を続けていくのが、今考えられる一番最良な方法ではないかということで、とにかくこちらからいろんなものを発信していきましょうということで、現在進めているところでございます。

3番（柳澤君） 今、朝食を食べない子あるいは主食しかない子、極端な、朝起きたら食べるものがない、ほとんどの日がそうだというような、こういう問題について確かにどうしたらいいかということは簡単じゃないわけでありまして。今教育文化課長が大変いろんな努力をされて、食育推進検討委員会で協議をされているお話もありましたけれども、そういう問題が教育の関係だけとか何とかでなくて、町全体として何か考えて進めていくという場合には、やっぱり縦割りの課だけではだめなんだとそういう思いがするわけでありまして。それぞれ現状での健康センター、それから地産地消的な問題については産業振興課、それから今の教育文化課等のそれぞれのご努力はわかるんですが、それで補えない部分がたくさんあるんで、先ほどその、今無理でもそういったものを1つにした会館とは言いませんが、そういったものを考えることはどうなのかということをお聞きしたつもりであります。町長からひとこと、今できなくてもそういうことは必要ないんだとか、できるだけ近いうちにやるべきことだとか、そんなお答えをいただきたいと思うわけでありまして。

町長（中沢君） 食育という言葉も最近の言葉でございます。また食育・給食センターということを銘打って、これは予算獲得の面からの関係もありましたけれども、

そういう面に力を入れていきたいという気持ちもあるからであったわけでございます。私が言うのは、食育というのは健康の源なんだよという中で、町民全体の健康づくりの中で食育を大きな柱にしていくということから保健センターが中心的役割を演じながらそれぞれの部署が関連して智恵を出していくと。そういうことは機構の中でより簡素化が求められるときには智恵は集合しますけれども、そういった機構的なものは大事ですけれども、建物まではというふうな思いはございます。まず、食育・給食センターをつくる中で最低でも町民の食の問題、学校の食の問題を含めた交流の場としての機能は、第一歩としてつくってまいりたいということでございます。よって、将来に向けてはいろいろ論議する中で、いろいろ検討させていただくことが大事かと、こんなふうに思います。

3番（柳澤君） 先ほど申し上げたような場所が必要かどうかという点については、今現在、町長はどうお考えか、ご明確にお答えいただけませんでしたでしたが、今後を見守っていききたいと思うわけであります。給食センターに食育という名前がついたというか、そういう考え方というのは初めての試みだ、名前に負けないようにというお話がありましたので、その辺をしっかりとというふうに申し上げようと思ったんですが、先ほど町長、十分わきまえてお話がありましたので、ぜひそういうことの名前だけになるようなことのないように、進めていっていただくようお願いをして次の2問目に移りたいと思います。

2. 各種審議会・委員会・懇談会等について

イ. 諮問的機関、十分機能しているか

町にはたくさんの審議会、委員会、協議会、また懇談会といったようなものがあります。ほとんどは町長の諮問機関的な性格のものですが、例規集の中にも「設置できる」あるいは「設置すること」になっているものが、20を超えてあるわけがあります。また懇談会というものもありますし、必要によってはそこに規定されている以外に設置される場合も多々あるわけであります。

それらが目的とする使命を十分果たしていると認識されているか、最初にお伺いをしたいと思います。

その中から、次に申し上げる8つの審議会、委員会について、過去1年または直近の会議がいつどんな問題で開催されたのか、また内容について、何か修正や新しい考えが加わった例があるかどうかお尋ねをいたします。

1. 町考査委員会、2. 総合計画審議会、3. 特別職の報酬等審議会、4. 買取

申出土地取得審議委員会、5. 指名業者等選定委員会、6. 有線放送企画委員会、7. 生涯学習審議会、8. 保育園等運営委員会についてお聞かせください。

適当に選びましたので、何の考えも特別な考えもなく拾ってありますので、その辺は誤解ないようにお願いをしたいと思います。

ロ. ふれあい懇談会は

先ほど触れたものと性格が異なるもので、昭和59年に制定された町ふれあい懇談会設置要綱であります。これは町長が直接、町民等と接し、町政に対する意見、要望、苦情等を聞き、行政に反映し、町政の運営に寄与するためとあります。最近ではいつ開催されたのか。このごろはなぜ開催されないのかお答えください。

総務課長（中村君） 各種審議会、委員会、懇談会等について、開催状況やその機能についてという点で、私のほうでまとめてお答えをさせていただきます。

ご質問にございました8つの委員会や審議会等々であります。まず、考査委員会でございます。これは町職員の人事やら服務やらに関する指導、助言などを行う内部的な機関でございます。委員、若干名であります。これは必要に応じてということで、19年度の開催はございませんでしたが、18年度におきましては事務事業の厳正な執行についてということで会議を開催をいたしております。

次に、総合計画審議会についてであります。これは町の総合計画に関しまして、必要な調査や審議を行う諮問機関であります。30名以内ということで組織をされ、長期総合計画策定時に委員を委嘱をいたします。昨年度は開催はございません。第4次長期総合計画後期基本計画策定時の平成17年度に、18名の委員さんを委嘱をし、4回にわたり調査、審議を行っていただきました。そういう中で、先ほどございました修正やら新しいものが加わった例があるかというところで申しますと、この総合計画審議会はその性格上、当然、委員さんのご意見をいただきながら総合計画をつくっていくという部分で、それなりの内容の充実といいますかそういったところがございました。

また、特別職の報酬等審議会につきましては、特別職の職員の給料、報酬の額の改定について審議を行う諮問機関でございます。10名以内ということで組織をされ、必要の都度、町長が任命をし、審議が終了した際には解任ということになっております。この審議会、平成15年度に行財政改革の推進と中小企業経済の経営不安定な状況を勘案をいたしまして、町長からの諮問に応じて特別職の報酬の特例的な減額措置の再改定について審議をいただいております。現在も財政の健全化、行

政の効率化に取り組んでいるところであります。そういう中で大きな景気回復等経済情勢の変化もうかがわれないことから、その特例減額の措置について廃するというような時代でもなかろうということで、諮問をいたしてございません。諮問をいたさないということで、会議の開催がないところであります。

それから坂城町買取申出土地取得審議委員会につきましては、公用、公共用として買い取ってほしいというお申し出があった土地を、町が取得をするか否かということについて、取得目的、価格、その適否など必要な事項を審議をいたします内部機関であります。必要に応じて開催をするということでありまして、昨年度はそういう買い取りのお申し出がございませんでした。18年度に1件、お申し出がございましたので会議を開催をして審議をいたしております。

次に、指名業者等選定委員会についてでございます。これは建設工事や物品の購入など一定額を超える指名競争入札及び随意契約案件に関する業者の適正な選定を審議する内部機関であります。委員8名で組織をいたしております。必要に応じて開催をいたしております。昨年度は会議の開催を8回行っております。また、緊急を要するというので持ち回り審議もございまして、合計で133件の選定案件について審議をいたしております。

有線放送企画委員会につきましては、町民に親しまれる有線放送を目指して、広く町民の参加を得て、番組の充実向上を図ることを目的に設置をされております。一般の委員さんにつきましては、一般の応募者を含め10名以内、任期は3年ということであります。現在、7名で有線放送番組の立案や編成、放送資料の提出、収集などに携わっていただいて、年1回の会議を開催いたしております。ですからこの部分につきましては、それなりにご意見を賜って放送内容に生かしてまいっているということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、すみません、先ほど指名業者等選定委員会のところではちょっと落としてしまいました。これも審議の中で、若干なりともの変更が加わる場面がございます。

それから生涯学習審議会につきましては、生涯学習基本構想の具現化を目指しまして、総合的な視点による生涯学習事業を推進をするにあたり、町民の意見、要望を反映するために設けられて、教育委員会、または町長からの諮問に応ずる機関であるということであります。2年の任期で教育委員会が委嘱をいたすわけでありまして。現在、10名を委嘱をし、昨年度は会議を2回開催しております。7月1回目

を開催をし、会長等の選出と19年度の生涯学習事業計画の協議を行っていただき、いろいろご意見をいただきました。2回目は2月の会議で、19年度の事業報告、20年度の事業計画の協議をいただいております。

それから保育園等運営委員会につきましては、町の保育園及び子育て支援センターの管理運営等に関する重要事項につきまして審議を行う諮問機関であります。現在、委員さん10名を委嘱して任期は2年であります。昨年度は会議を2回開催をいたしております。1回目は5月の開催で、税の定率減税の減税額の変更によりまして、これは保育料に影響いたします。その徴収基準額の改正についてお願いをいたしました。2回目は2月の開催で、これは税源移譲というのが19年度入りました。これも所得税額に影響を及ぼしまして、それが保育料に影響を及ぼすという中で保育料徴収基準表の改正についてご協議をいただいております。

8つの委員会、審議会の中でそれぞれにご意見をいただいて進めてまいっているところがございます。確かに審議会や委員会、数多くございます。それぞれその案件がない場合、開催がされない状況もあります。ただ、案件が発生をいたしました際にすぐに対応できる仕組みも必要でございます。そういう中で設置がされているわけでありまして。それぞれの審議会、委員会等々がそれぞれの役割を持っていることを考えれば、多くの審議会等がございますけれども、機能は果たしていると言えるのではなかろうかと考えるところでございます。

ただ、今後も必要性などをさらに検討いたしながら、個々に見直しを図っていく必要もあろうかと考えるところでございます。

企画政策課長（片桐君） ふれあい懇談会につきましてお答えを申し上げます。

議員さんご指摘のとおり、長い間ふれあい懇談会としては開催をされてきておりませんけれども、これまでもこの要綱の趣旨に沿って、町民の皆さんの声を町政に反映するという住民懇談会を大切な機会というふうに考えて進めてきておるところでございます。

平成12年度の第4次長期総合計画策定時におきましては、町内27区におきまして懇談会を再開し、町民の皆さんの意見集約に努めてまいってきたところがございます。また平成14年の10月から11月にかけては、「タウンミーティング」と銘打ちまして、町内3カ所で町政懇談会を開催してきた経過がございます。このときは国の省庁の再編に伴いまして、市町村合併の嵐が吹き荒れているという時期でもございます。合併か自立かといった議論の最中でもございまして、民意を推し

量るべく開催をしたところでもございます。

このように地方行政の執行にあたりまして、行政事務の運営を行っていくには、住民ニーズの把握として、より具体的な需要をうかがうために、分野ごとにおける意見徴収の場といたしまして審議会、協議会、懇話会といった機会の拡充にも努めてきております。さらに町政への参画やまちづくりへの思いを語っていただき、自らが主体的にお取り組みいただける場として、自律のまちづくりGOGO機構を立ち上げまして、ご提言をもいただいたところでございます。

また地域の課題等をお聞かせいただく場として、町長といたしましては機会あるごとに自治区のお招きにも積極的にお伺いさせていただいております。膝を交えて生の声を伺い、また区長さん方との懇談会も生活に密着した声をお聞かせいただく貴重な機会と考えているところでありまして、そのような取り組みをしてきたところでもございます。

一般的に懇談会を開いて広くご意見を伺うということも大切ではあります。また一方、個々のニーズも課題も異なるわけですので、明確なテーマを設定するなど何か工夫をし、それなりの効果を上げるという方法もあるわけでございます。今後も町民の皆さんのご意見をお聞きするために、いろいろとその場づくり等の取り組みを考えてまいりたいというふうに思っております。

3番（柳澤君） 特別職の報酬等審議会、かつては経済成長の中で上げる場合だけ諮問したというようなことが多かったわけなんです、今の報酬が適当かどうかという諮問もあろうかと思えます。そんなような意味で買い取り土地の申し出の委員会等々、ちょっとふれあい懇談会等についてもちょっとお聞きをしたいと思っていたんですが、時間がありませんので次の機会にしたいと思うんですが、2点だけお聞きをしたいと思うんです。

7年ぐらい前でしたか、区長という立場で委嘱されてある審議会に出ました。20ページを超えるような資料が突然机の上に出ていまして、かいつまんだ説明の後、これでどうかと言われてほとんどの委員が戸惑いました。ただ、それでもよくわからないまま、その場は認められました。原案が認められました。

審議会、委員会等について単なる形式なんだという声を聞きます。審議会、委員会等にとって大変心配になります。

それはそれとして、委員は当て職が多く、途中で代わる場合があります。途中から就任すると前のことが簡単に説明されてもわからなかったり、また途中で代わら

れて辞められた方は最後の結論を見ないこととなります。また、別の委員会には副町長、課長の皆さんで構成されることになっているものもいくつかあります。それはそれで意味はわかるんですが、中には今の時代それでいいのかなと、町の職員だけじゃなくてほかの者も入ったほうがいいんじゃないかなというふうに感じられるものもあります。ということで、1点は会議の資料については前もって配付をしておく、また重要な内容でしたら前もって説明を別に行う。そのことはどうか。それから委員の構成について、法で構成が定められているものは別ですが、それ以外についてもう一度見直して改正をするというお考えはないか。この2点についてお聞かせください。

総務課長（中村君） 審議会等々の会議資料を前もってご配付を申し上げて、また事前のご説明なりというお話でございました。できる限りそのようにいたしていければとは思いますが、なかなか資料作成というところで時間がかかってしまうというような場面もあろうかと思えます。極力、そのようにできればとは思えます。

それから委員の構成であります。先ほどちょっと申し上げたんですが、定数として何十人という中で、15名でやっているとかというようなこともございます。昔は完全に当て職であった場面もあったかと思えます。多少なりとも委員構成を変えつつ来てもおろうかと思えます。ただいまいただきましたご意見、それなりにまた生かしてまいりたいと考えるところであります。

3番（柳澤君） 心配しているのは、先ほども申し上げましたが委員会、審議会等が形骸化していると。ただ、町長がそういう段階を踏むことによってというようなものになっているというような批判が、そのとおりだということにならないようにぜひ今後ご配慮をいただきたいと思うわけであります。それだけ申し上げて、次の3問目に入らせていただきます。

3. 入院中に75歳になる者の医療費について

イ. 誕生日で後期高齢者となることの弊害は

今年度から新しく始まった後期高齢者医療制度は、わが国の医療保険制度の1つの選択肢であったとはいえ、いくつもの問題点が現れ、ここにきて数点の見直しもされました。いくつもの大きな問題点の1つに、75歳という線引きの問題があります。しかも、これは今までの老人保健と違って、誕生日の翌月の1日から老人保健に移行していたものが、誕生日の翌日に移行します。これによって、町民にあるいはまた広域で行っていることではありますが、町の現場で事務上の弊害が起き

ていないか。今後起きる心配はないのか。その点をまずお尋ねをいたします。

また、不幸にも入院中の方が75歳の誕生日を病院で迎えると、誕生日前は国保での医療費、誕生日後は後期高齢者制度での医療費ということで、計算から医療費が重複ではありませんが別々に基礎的な計算がされて、最大では2倍近くなる例があった、あるということではありますが、どうでしょうか。ちょっとお伺いをするわけです。なお、始まってまだ2カ月半ですからないと思うんですが、町内ではそうした方がおられないかお伺いをいたします。

ロ. 救済は考えないか

まだ2カ月半ですから、今ないとしても今後の間にそういう場合があるかもしれないと考えた場合に、少し期待していた舛添大臣なんですが、今月はじめの国会の委員会でこのことについて、法律で決まったことだから75歳の線引きで月の途中で計算が別々になるのはやむを得ないことだと、何か放りつけたような答弁をしていました。また、力のある地方自治体はその辺で考えてもらったらというようなニュアンスの言い方をしていました。

何だと思ったんですが、それはそれとして、これはあまりにもむごい誕生祝いであります。該当者はそんなには出ないと思いますが、もし不幸にも発生した場合は町で助成とか何か救済をと思います。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 私から、入院中に75歳となる者の医療費についてでございます。後期高齢者医療制度につきましては、高齢化社会の進展に伴いまして医療費の増大が今後ますます見込まれるという中で、国民皆保険制度を将来にわたり維持していくため、現役世代と高齢者でともに支え合う制度として設けられたものがあります。

しかしながら、4月からの開設以来、制度の趣旨や仕組みが十分に周知あるいは理解されないまま運用面での問題点が多々指摘されている状況であります。

ご質問の入院中に75歳となる者の入院費につきましては、今までの老人保健制度では母体となる医療保険に加入したままで、75歳になる誕生日の翌月1日から新たな制度への加入となるために老人保健加入に伴う加入月の医療費の負担はありませんでした。しかし、後期高齢者医療制度におきましては、独立した医療保険制度であり、今まで加入していた医療保険を抜けて新たに加入することになるため、75歳の当日、当日からですが制度の対象となります。これは他の社会保険や国民健康保険の対応と、今までと同じ扱いということでもあります。ご指摘の入院中に

75歳になった方の医療費につきましても、他の医療保険と同様に保険の切り替えがあった月については医療保険ごとの限度額が適用されるため、医療費の負担が増加となる場合がございます。

今回の1つのご質問の例ですが、後期高齢者医療に加入する月、要するに75歳になる月に他の保険に入院していた場合、1割負担の一般の方ですが、加入前の医療保険、後期高齢者医療保険以外の保険での高額医療費として4万4,400円がかかります。それと後期高齢者の高額医療費で同じく4万4,400円の限度がかかる。それぞれの支払いになるという、これはご指摘のとおりであります。

これは他の医療保険も同じことで、社会保険から国民健康保険に代わった場合も同等の扱いとなります。先ほど申しましたが、この制度、この3月までは老人保健制度への加入につきましては、誕生日の月の翌月であったために、同じ月に2つの保険に加入する状況がありませんでしたので、このような状況が発生しなかったということでもあります。

また、救済の考えでございますが、この制度が始まってまだ2カ月ということでもありまして、県の後期高齢者医療広域連合におきましても、対象となる方の把握についてはまだ他の保険との兼ね合いもありますので、出てきていないということもございます。独立した保険制度ということもありまして、他の保険との整合性もあります。この制度の趣旨を踏まえ、市町村単位の対応ではなく対象になる方の救済措置等を行う場合には、国または保険者であります後期高齢者医療広域連合で対応していくべきものではないかというふうに考えます。

3番（柳澤君） 75歳の誕生日でという線引き、この問題は法律の問題であって医療の問題ではありませんから、簡単に見直しということがされないだろうというふうに思います。そういう点で、今そういう何か弊害が起きた場合、広域連合でというお話でしたが、それは原則でありますけども町でも十分今後対応を考えていただきたいと思うわけであります。

いずれにいたしましても、ぜひ高齢者にやさしい配慮すべき行政をとそんなふう
に申し上げまして、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、1番 田中邦義君の質問を許します。

1 番（田中君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告した3項目について順次質問を行います。

1. 製造業の活性化対策について

3点にわたり、一括して質問を行います。

欧米や新興国などの消費拡大で、輸出主導の緩やかな息の長い景気の回復が見られたわが国の製造業であります。昨年来の原油や金属など諸々の原材料の国際価格高騰に加え、為替や金融変動など世界的な景気の減速、後退感などにより厳しさが加わっております。

こうした中、田園工業の町として付加価値の高い製造業の集積で発展してきたわが坂城町の製造業であります。ピーク時には約400近くあった企業、事業所数が最近では6割近くに減少しております。企業や事業所の集積は町の活力源であり、この町の最大の資源であります。わけても、国も地方も危機的な財政のもと、少子高齢化の人口減少に向かう社会構造にあつて、年金、医療、介護など社会保障費が増大する一方である。このためには、確固たる自主財源の確保は個性ある持続する地域の活力、地域づくりにとってまことに重要な課題であります。

人、モノ、金、情報のこれを地域にいかにか呼び込み、取り込み、新たな活力を培う活性化策としての製造業対策について質問を行います。

イ. 廃工場・事業場等への固定資産税の滞納と不納欠損の実態は

製造業に関連した町税のうちの固定資産税の実態についてであります。

ピーク時の6割に減少した工場や事業所数であります。これらのうち廃業したり不幸にして倒産等に至った工場等に関する固定資産税について、どう処理されているか。実態と課題等について説明を求めるものであります。

平成18年度の決算書によると、調定した町税は29億8,800万円、このうち固定資産税は15億400万円の50.3%、半分を上回っておりますが、収入済額では13億5,400万円と48.7%、半数を下回っており、これらの不納欠損額と収入未済額の合計は1億4,954万円で、固定資産税調定額に占める割合が約1割にもなっております。町民税のように所得に対するものでなく、財産税という性格を考えると、税の公平公正の原則にそぐわないように感じるところであります。これらのうち倒産等による廃工場、事業所に関するものはどれくらいあるのか。その実態とまた徴収の取り組み、あるいは納税の見込み、課題等について説明を求めます。

ロ．企業立地促進法への取り組みは

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、通称「企業立地促進法」の町での検討及び取り組みについてであります。

産業集積が地域財政に果たす役割の重要性を踏まえて、地域が主体となって自立的な発展基盤づくりをねらいとして、昨年、平成19年6月に施行されたこの法律の活用に向けて、町ではどう検討し取り組んでいるか。また、この工業の町の町内企業の関心、反応等について説明を求めます。

ハ．町独自の受発注対策を

わが国製造業の海外販売比率が50%に近づく状況は、まさに国内の仕事、受注量がそれだけ海外へ移転していることを如実に示すものであり、国内の、とりわけ下請中小企業の影響、しわ寄せは厳しいことは言うまでもありません。工業の町として多様な加工分野の下請け企業、協力企業が集積していることはこの地域の何よりの強みであります。経済や産業構造、これらの変化に伴い、後継者などの人材確保も併せて大変厳しい経営環境に直面している状況にあると言えます。わけても最近の景気の下修正で、下請け加工等の受注減少が一段と厳しさを加えているとも聞いております。

そこで、町独自の新たな受発注対策に取り組むべきではないかと考えますが、町の現況と対策について説明を求めます。従来の枠組みや発想を転換した施策についても併せて期待するところでありますが、以上3点について第1項目の質問を終わります。

町長（中沢君） 製造業の活性化対策として、私のほうからはお話のございます企業立地促進法への取り組みについて申し上げます。

昨年6月に施行されました企業立地促進法、正しくは「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」と長い名前でございますが、この法律につきましてもは立地企業に対する税制面の支援と、人材育成事業や研究施設整備補助など、製造業が集積し、坂城テクノセンター、商工会等、製造業を支援する機関を有する坂城町にとっては関連の深い、活用すべき法律ととらえているところでございます。

また県におきましても、この法施行に合わせまして全県下に法に準拠した産業活性化協議会の広域的な設置を進めまして、当町におきましては昨年12月、上小地方事務所が仲立ちとなりまして上田広域産業活性化協議会が設置され、そこに加入

しているところでございます。上田広域産業活性化協議会は、上田市、東御市、長和町、青木村と本町の2市2町1村のほか、地域内の産業支援機関として商工会議所、あるいは商工会、とりわけ町の場合には財団法人さかきテクノセンター等が、そしてさらに教育機関として信大の繊維学部、県工科短大、そしてまたこれを推進する長野県が加わりまして、全体で15団体により今年の2月に基本計画をとりまとめ、3月、国の承認を得たところでございます。

この基本計画の概略については後ほど担当課長が申し上げますが、この承認に合わせまして、この地域の産業支援機関として位置づけられた坂城テクノセンターでは、ソフト支援、人材養成事業でございます。もう1つはハード支援、試験機器整備、これはテクノセンターのいろいろな施設整備をする、そういった面の導入を図り、先週13日に開催いたしました地域ブランドのためのセミナー、そして今日も行われておりますが省エネのセミナー等が経済産業省の支援を受けてソフト事業からスタートし、今年度、いくつかの事業が展開されることになっております。

企業立地促進法に基づく基本計画の計画期間は5年間でございます。これに沿って、いろいろな助成制度がございますのでいろいろと利用し、いろいろな事業を継続、さらに充実してまいりたいとこんなふうに思うところでございます。

また、議会の招集あいさつの中でもお話ししましたが、坂城テクノセンターでは、この7月から独立行政法人産業技術総合研究所あるいは坂城の産学官連携研究会等が連携いたしまして、隔月にいろいろと中小企業に対応したセミナーや交流会、企業見学等々、いわゆる「SAKAKIものづくりコンソーシアム」事業も併せて実施していくということでございます。

また、下請け等にいろいろな力尽くしをいただいておりますテクノハート坂城協同組合におかれましても、中小企業人材確保事業を新たに取り入れ、さらなる充実を期しているところでございます。

総務課長（中村君） 私からは、廃工場・事業場等への固定資産税の滞納と不納欠損の実態はというところでお答えを申し上げます。

固定資産税につきましては、1月1日現在の土地家屋償却資産の所有者に課税をされるところであります。土地家屋につきましては、登記簿あるいは補充課税台帳に所有者として登記登録されている方に課税がされるところであります。

法人による固定資産税の滞納につきましては、会社の業績が芳しくなくて一時的に滞納が発生をしているというような例もございます。現実に今営業をやっている

っしやるんだけど、滞納になっているなという部分もございますし、そして業種的に製造業ばかりでもございません。会社の倒産によるというところもあるわけでもあります。会社の業績が悪くて、一時的に未納が生じているというような場合、分納誓約をいただいて計画的に少しずつでも納めていただくというような努力はいたしているところでございます。

また、会社の倒産の場合、倒産と言いましても事業が立ち行かなくなったというような状態の中で、民事再生ですとか破産ですとか、会社更生、特別清算、あるいは任意の整理、いろいろな形態でその破綻の処理ということがされるわけでありませう。破産という場合には破産管財人が選任をされまして、清算等が開始をされ、滞納された税金についてもこの中で処理をされてまいります。最終的に滞納者が資力を失ったことによりまして滞納処分の停止がされ、会社の清算終了の場合、これは不納欠損という処理となります。

不納欠損につきましては、平成16年度で3社、178万1千円、平成17年度2社で73万7,500円、18年度5社で1,905万2,700円という不納欠損の処分をいたしております。いずれも倒産等で処分する財産が皆無となったということによる不納欠損であります。

個々の事例については、私ども守秘義務を負わされておりますので、詳細は申し上げられませんが、固定資産税の場合は廃業あるいは倒産をしても土地、家屋等が資産として残っているという場合は、賦課期日、1月1日現在の所有者に課税がされます。従いまして、未納の状態の方にさらにまたかかるという場面もあるわけで、どうしてもその固定資産税の未納額というのが膨らんでいくということでもあります。そういうことで、年々課税がされる場面もありますので、過去に工場として使っていた、今は物置になっている、あるいは何も利用していないという場合でも固定資産税としては課税がされます。そういう状態の中でも納めていただけている方もあり、あるいはまた未納になっている方もありという状況であります。

その対策というところで苦慮をいたす場面もございます。しかし、資産としてお持ちだという中では、やはり課税はいたしていくということになります。

産業振興課長（宮崎君） 私からは、まずイの関係で減少した工場の実態について、先にご答弁させていただきたいと思っております。

町の製造業に関わる事業所数については、毎年調査しております工業統計調査で把握することができるわけございまして、ご案内のとおり平成3年に375社と

いう数に達しておりまして、これをピークに減少をしたということで、昨年は279社ということでピーク時からすると96社減少いたしまして、全体では6割というお話でしたけれども、75%というようなことで4分の3ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

内容的には、業種的には町内の主要な業種であります一般機械器具、プラスチック製品製造業、電機というようなことで、全体的に減少をしております。規模的には10人以下が約90社ということで、大半が小規模企業というようなことでご理解をいただきたいと思ひます。

つづきまして企業立地促進法への取り組みというようなことで、詳細についてご答弁させていただきます。

上田広域産業活性化協議会で策定いたしまして、国の承認を受けました当地域におきまして大変層の厚いものづくり技術、また新素材や産学官連携による研究開発成果や機能性や感性等、新たな価値を創造できるデザインと設計というものを重視しまして、産業界から暮らしまでを支える多様な市場用途に製品や技術を提案することができる、価値創造型ものづくり基盤技術産業の集積ということで、企業立地促進の登録の申し出をしてございます。計画期間は5年ということで、平成24年までとしております。この間、当地域企業立地件数20件、製造品の出荷額で10%の増というようなことを見込む計画とさせていただいてございます。

併せて製品精度の向上が求められるというようなことで、試験機器の充実を図ってまいりたいということでございますけれども、若干、町長の答弁と重複してしまひますが、新商品、新製品開発をテーマに先ごろ実施しました地域ブランドの見出し方のほか、市場に訴えていく商品のネーミング、商業、農業、工業の連携に関わるセミナー、新エネルギーの利用による学習と実践ゼミナール、企業の倫理、社会的責任にテーマを添えた産業開眼塾等の今日企業の課題とされ、将来の町の産業を支える人材を育成するためのソフト事業、こういったことも提案してまいりたいというようなことでございます。

町といたしましては、企業のニーズというようなものを大切にしたいと考えておりますけれども、企業はどういうふうな対応でいるのかということからすると、企業に対する制度、あるいは特別償却にいたしましても、例えば建物が5億円以上、機械設備等の投資額が3億円以上というような大きな額ということになっておりまして、なかなか直接的にまだ企業からの申し出はいただいております。しかし、

そういう中で企業に対するメリットというものは何があるのかというようなことで、大半につきましては先ほど町長から申し上げましたが、坂城テクノセンター等を中心に機械設備の備えております試験測定機器類の整備ですとか、ソフト事業、こういったものを中心にやっておりますけども、それらの皆さんの取り組みを含めて私どもも今言ったように、ある程度の金額でないとなかなか進めないものですから、そこら辺については個々の企業にPRできるような形で、この地域指定を有効に活用していければというふうに考えているところでございます。

つづきまして町独自の受注発注対策ということでございますが、2008年版中小企業白書によりますと、中小企業の景況感は大企業に比べてより厳しく、グローバル化の進展に伴う海外製品との競合、製造業のアジア展開等により、中小企業とりわけ小規模な企業では、収益が長期的に低い水準で推移しておりまして、大企業との格差は拡大を続けているとされております。このことは、中小企業がほとんど占める町の製造業においても同様でございまして、ご質問のとおり業種等の違いはあるものの中小企業の受注量は、減少しているものというふうに考えております。

町では、平成4年にテクノハート坂城協同組合が組織されまして、現在100社の組合員企業が共同受発注や加工の仲介を主な目的の1つとして、活動を行っております。同組合は機械金属加工やプラスチック関係、電機機械器具製造など多種多様な業種の企業により構成されております。共同受発注の面で、ほかになかなか例を見ない大きな強みとなっているところでございます。

受注の確保に向けた1つの手段といたしまして、企業が共同して受発注に取り組むことは、大変大きな意義があると思います。町といたしましても、この組合に対しまして支援をしてきたところでございます。ただし、共同受注や仲介につきましては、相手の希望する価格が低いあるいは納期が短い、受ける側の仕事が忙しくて受けられないといったさまざまな要因が複雑に絡み合いまして、取引成立に向けて調整の難しさがあるのも事実でございます。同組合によりますと、受発注に関する照会、問い合わせは年平均20件程度ということでございます。昨年度は金型製作や切削部品加工などを中心に組合員企業に仲介を行い、数件の受注が成立いたしました。件数は多いとは言えないものの、大手企業や中堅企業との取引が成立し、その後も受注が継続している案件もあるということでございます。成果の1つというふうにとらえておるところでございます。

また町では、町出品者協会が中心となりまして、町内企業の展示会等への出展を町としてお手伝いし、支援をしているということでございます。昨年度は東京ビックサイトを会場に開催されました3日間で8万人の入場者があった機械要素技術展や上田市で2日間にわたり開催されました上田地域総合産業展など、県内外の4展示会へ延べ20企業が出展いたしました。これらの展示会への出展を契機として、試作や見積の依頼を受けたもの、契約が成立したものなど商談が進んだ案件があったとお聞きしております。受注確保の面ではやはり自社製品のPRや営業活動が非常に重要でございますので、町としても引き続き支援をしていきたいと考えております。

一方県では、今年度いい技術を持っていると思うけれど売れない、新しい取引先や市場を開拓したいといった悩みを抱えている企業を支援するために、マーケティング支援センターを新たに設置いたしました。申し上げるまでもございませんけれども、生み出された新たな技術や商品も、市場に受け入れられなければ企業の発展にはつながらないということで、また県内のものづくり産業は技術改革には熱心である一方で、マーケティング力には弱いというご意見もございます。このマーケティング支援センターでは大手メーカー等と出会いの場が欲しい、営業マンを養成したい、取引先への提案能力を高めたいなどといった企業のご要望に対し、受発注取引推進員などといった販路開拓等の専門家を配置しているということでございます。マーケティング力の強化のために、総合的な支援が受けられるものと考えております。町といたしましては、町内企業の受発注確保に向けてテクノハート坂城協同組合、出品者協会、県のマーケティング支援センターなどこれら関係機関と連携する中で、さらに支援をしてまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

1番(田中君) それぞれお答えいただいたわけでございますけれども、私、まず倒産企業の固定資産税問題、なぜこういう問題を取り上げたかということなんですけれども、実際に不納欠損できる場合は時効だとかあるいはその処分、清算して税金以上の負債がまだ残っている場合、そういうものについてはもう回収できないということでそれはそれで、制度そのものを言っているんじゃないくて、現実的に2番目の質問にもありました企業立地促進法の上伊那地域の場合は、その計画の基本の1つに空き工場をその制度を使って生かして、再工場化を活用しようという、いわゆる民間版のインキュベータ的な機能を打ち出しているわけなんです。これは町にも何カ所

かそういう形で倒産した空き工場があるんですけれども、そういうものを町独自として生かしていけないかということなんです。

どういうことかということ、倒産した企業は法人格として結局負債が多くて支払い能力がない。そこへ対して融資した銀行や保証した保証協会が債権を担保として押さえている。結局、そこに現実に土地建物があって財産があるんだけど、町はそこに督促をして、毎年督促をしても実際には担保を押さえている銀行や保証協会は自分は所有者ではない。所有者である倒産企業は支払い能力がないということで非常にむだにしているわけですね。

チクマ精工のようにまとまった形のをああいのような形で処分して、そこから早く固定資産税を取れるよう、そういうためにこの企業の活性化へ役立てないかという、私はそういう提案でございまして、時間等の関係もありますからこれは今後ともこういう問題を私は突き詰めていきたいなということで、私の言いたいことだけで済ませていただきます。

それから企業立地促進法、往々にして、今までもテクノもそうですけど、テクノポリス法もそうですが、一定の大きな投資でないと租税措置の優遇が受けられない。そういう中で結局、私はこういう制度をただ使ったというだけじゃなくて、実際にそこでこの町にどのくらいの、目標としてこの上田圏域で20件ということですけど、この町にいくつ工場をとれるかというそういうそのねらいをしっかりと持って取り組んでいきたいな。これも私、これからも努めて追求していきたいなと思います。

それから町独自の受発注対策ですけども、これはいろいろ展示会へ行きます。私も実はそういう仕事を長くやってきましたけども、あのビッグサイトへ行って、あのでかいところへ行って何百社、何千社が行くところへ行っても、実際問題として私はあまり意味ないんだと思います。それよりも、例えば役場のマイクロバスに町内の優れた意欲のある企業の製品を積んで、経営者も一緒に乗って、町が向こうの発注先の企業や何かを連携、ネットワークというか斡旋して、そこへ連れて行って向こうの発注者なり発注部門なり研究部門なり、開発部門の人たちに見てもらって、実際にそういう打ち合わせをしてもらおう。これは実は私が昔やったんで、それが県として今取り組んでいるんですけど、こんな県全体じゃなくて町だから、これだけ集積しているからできるんだということで、そういう取り組み。そしてもう1つは、せっかく今この国内の企業、大手企業が少なく、海外へ出ていっちゃってる中で、

残っている企業に町が間に入ってアクセスして、その発注者なり開発者がどういう部品なりどういう製品をどういう材料を望んでいるかということ呼び込んで、この町の企業で交流会や懇談会やそういう勉強会をしたり、講師として企業からそういう人たちを呼んで、具体的に発注側が望んでいるニーズを肌で酌み取ってもらようなそういうことがこの町ならできると思いますので、一応提案しておきます。

それでは時間の関係もありますので、第2問の第2項目に入らせていただきます。3点にわたって一括して質問を申し上げます。

2. 小中学生の携帯電話の所持活用の実態と対策について

イ. 町内の小中学生の所持実態は

ロ. 起因する「いじめ」などの実態と防止策は

情報化社会を象徴する携帯電話であります。世界中で急速に普及が拡大しており、わが国でもすでに1億台、ほぼ1人に1台の普及と言われております。本来、コミュニケーションを円滑にして効率的で便利な生活や業務のための手段、ツールである携帯電話であります。ご存じのとおり掲示板や非公式サイトなど、こういうものを介して反社会的な行為や事件、さらには子どもたちのいじめなどの悪質な出来事につながるものが日常的に行われているわけがございます。

このため、2007年に出会い系サイトなどを通じて犯罪被害者となった児童は約1,100人という新聞記事もあります。こういうようなことで、このために有害サイトから青少年を守るための新法も今月成立したところでありますけれども、最近では小学生の所持率が3割、中学生は6割を超えるというような調査結果もあり、東京都のある区では小学生向けのメールしかできない、もちろんその居場所のわかるメールしかできない単機能の携帯電話に限って所持を認めるというような対策をとったところもあります。

そこで、町の小中学生の所持の実態はどうなっているのか。また、いじめなどの事件、事故などへの防止対策についてどう取り組んでいるのか教育長に説明を求めます。

申し上げるまでもなく、顔も見えず、声も交わさず、そしてそういう特性からいわゆる罪の意識というものが希薄になるといわれているこの携帯メール、掲示板、こういうものから純真な子どもたちの心身の健全な発育や成長に影響や障害が起きないよう、町として先進的な取り組みを期待して要望するところであります。

ハ. 事件・事故防止へ全町的な取り組みを

町民みんなが賢明で適切な携帯電話やメールなどの活用を促進し、これらに起因する事件や事故が起きない、起こさない、そういう全町的な宣言や運動などの取り組みについて、町長に所見を求めて、第2項目の質問を終わります。

教育長（長谷川君） まず、イの町内の小中学生の携帯電話の所持の実態についてということでありましてけれども、現時点で把握しております実態を申し上げますと、まず小学生であります、3小学校の児童878人のうち、自分の携帯電話を持っている児童、これは7.2%の63名であります。これは4月末の時点での各学校の調査であります。次に中学校の実態ですが、これは去年の12月の中学校の生徒指導の先生の調査の結果でありますけれども、全校459名のうちの29%、133人が携帯電話を持っていたという実態であります。

次に、携帯電話に、あるいはインターネットも含めてというふうに受け止めておるわけですが、起因するいじめなどの実態と防止策についてというご質問でありますけれども、小学校、中学校ともに現在、携帯電話に起因するいじめ、あるいは携帯電話を使ってのいじめという実態は把握しておりません。ですけれども、これは把握しておりませんという言い方は非常に把握がしにくい部分もあるということでご理解いただきたいと思っております。

防止策ということについてのご質問ですけれども、特に携帯電話ということに限って申し上げるわけではありません。いじめの問題については、ずっと以前から学校の子どもたちを取り巻く大きな問題として、非常に各学校とも苦慮して対策をとってくださっております。各学校では、いじめが発生しないようにということ、またもし発生したらすぐにその対策がとれるようにということで、児童あるいは生徒の人間関係、これをいろいろな方法でチェックしながらおります。特に全職員がいろんな角度から子どもを見て、人間関係について少しの異変、小さな異変でも気がついたらば、すぐに生徒指導の担当職員を核にしたプロジェクトチームをつくって対応するというような形で機能化を図っております。

また、職員会でも毎回、生徒指導について意見交換をする時間、これをどこの学校でもとりまして、最近の子どもたちの動きで不審な点はないとか、あるいは以前とちょっと変わった部分がないかというようなことについて、いろいろ目を光らせていただいております。

もう1つは、学級活動の時間とか道徳の時間というようなことを使って、いじめというものがいかに不当であるかというようなことを見抜ける心の教育、人権の教

育であるとかそういう言い方ができるかと思いますが、いじめにつながらないような、いじめを防止するような心の持ち主をどう育てるかという、こういう努力も重ねてきております。

保護者との連携についてというご質問もあったわけですが、これについても P T A の皆さんを中心にいろんな取り組みを進めてまいりました。町の P T A 連合会の研究集会、昨年もある分科会では、携帯電話に関わっているいろいろな意見の交換が行われました。また学校では、生徒指導係が中心になりまして携帯電話に関わって発生するいろいろな問題について研究をし、その結果を踏まえて学校から保護者の皆さんに生徒指導便りというような形で注意をする点をお願いをする。こういう点でどうだろうというようなことでいろいろな呼びかけ等をするということで、家庭の皆さんに働きかけております。

その中では、携帯に関する児童生徒の実態、それから発生が予想される問題、そんなようなことをお知らせしながら家庭と学校が連携して事故防止に取り組んでいただくように働きかけておるわけであります。これはどちらかといいますと中学校が今中心になって進めてくださっている問題であります。

3 番目の事件・事故防止についてということで、先ほど申し上げましたけれども、P T A の皆さんにいろいろなことで働きかけを進めております。そのほかに、ご存じのように「坂城町青少年を育む町民会議」という町を上げての子どもの健全育成を願う組織がございますけれども、ここでもインターネットや携帯電話に起因する事故の防止についての取り組みを、数年前から進めております。

実際にその中の教育部会で携帯電話のことが取り上げられたのは、平成 1 5 年から継続的にいろいろな意識調査等も進めております。それから更埴、千曲市も含めて全体の中で坂城町としては、どういう取り組みをするかというようなことも研究を進めました。それから 1 8 年度には、町民会議が主催しまして N T T の方を講師にお迎えして、子どもとインターネットのよい関係づくりという講座も開きまして講演会をいたしました。いろんな形で全町民の方に呼びかけることを機会をとらえて進めているわけであります。

これについては今後も、各学校の P T A を核にし、そして先ほど申し上げた青少年を育む町民会議をもう 1 つの核にしましたインターネットや携帯電話による事故の防止のために、まだまだ取り組みを進めていくことが必要であるなということは痛感しております。少しでもこういう会議に多くの町民の方が来ていただけるよう

に私どもも願いますし、知らせていくといいますかそういう活動も進めたいと思っております。

1 番（田中君） もう1つ、町長に全町的な取り組み、携帯電話を正しく使って事件・事故、そういうことが起きないように町民的な宣言や取り組みはどうかという質問をしてあったのですが、それが回答いただけていないのですが、時間が迫っているの町長からひとことお願いしたいと思います。

町長（中沢君） インターネットをはじめとする諸々な場でのいじめが行われて、青少年の健全な育成を阻害されているというこの事実というのは、大変なことだと理解しております。こういった問題は学校を中心に、またPTA、地域そして坂城の町の場合ですと青少年育成会議、さらにまた児童委員の皆さん等々、全町的に取り組むべき問題であるとともに、もっとその究極を尋ねると人権の問題になってくるなどこんな思いもいたします。町の長期計画の中で、まず人権を尊重しということがうたわれております。その線に沿って進めてまいりたいと思います。

宣言というのはなかなか難しい場合があります。宣言したからいいわということでもございません。それは慎重にもまた慎重に対応してまいりたいとこんなふうに思っております。

1 番（田中君） ただいま、教育長さんから小学生が所持率7.3%、中学生が29%ということで、やはり新聞などで得る都会の子どもたちとはまだ普及といいますか所持率が低いということでもありますけれども、こういう子どもたちが、例えば教室の中で携帯電話が鳴るとかそういうようなことが、現実に授業を阻害したり、支障を来すような事例というものはあるのかないかということも本当は併せてちょっとお聞きしたかったわけでございます。

そこで、やはりこれはもう行政に一方的にどうこうする問題じゃなくて、住民の皆さん一人ひとりがこういう自覚を持って適切、適正な使用というかそういうものに取り組まなくちゃいけない。そういう中で、教育長はPTAに働きかけてという、当然そういう形ですから保護者であるPTAの皆さんとの連携が大変必要なわけでございますが、私、今年のPTA総会、小学校1つと中学校に出たんですけども、その資料の中に事業計画の中にひとことも携帯電話という言葉がないんですね。ちょっと私、さびしいなと思ったんですよ。やっぱり時代を読んで、新しい時代に向かったの新しい課題に対応していきたいなという思いをしましたので、ぜひ教育長さん、今後ともそういう面でのご指導といいますか、より安全な問題のない地域づ

くりをお願いしたいと思います。

町長は、宣言すること自身、あまり意味ないというようなことですが、やはり全町的な取り組み、何もこれは大人も先日の凶悪犯が裏サイトへああいう形で逐一自分の犯行を予告しているような、そういうようなことをやはりなくそうという、ここの町の中からはみ出そうというそういう取り組み、これはかつて交通事故が多いときに交通事故を安全とか、公害が起きたから公害防止宣言とかそういうことをしているんですので、やはり住民のいわゆる意思を高めるという面から取り組みを期待したいと思います。

時間もありますので3番目の質問に入らせていただきます。

3. 住民主体のまちづくりの促進を

同じように2項目にわたっておりますけれども、これは関連しておりますので一括して質問を行います。

イ. ふれあい懇談会の開催を

住民の意向が的確に行政に反映され、住民ができることは住民自らが行う。こういう協働のまちづくりへの取り組みについてであります。

地域やまちづくりを取り巻く環境の変化として住民の高齢化、コミュニティや共同体としての意識の希薄化など、地域づくりの基礎的、基盤的な要素、要因に係る課題が今顕在化しているわけでございます。地域社会を持続的に発展させていくために、機能的で効率的な行財政システムを築き上げるべく地方分権の推進が国において進められており、地域のことはその地域に暮らす住民自らが判断し、実践する行政のあり方を原則として考えられております。この方向、原則で、国と県、市町村とのあり方、関係を地方分権の中心にとらえておりますが、町内においてもやはりこの理念、原則は同じわけでございまして、自分たち身の回りのことや住民に身近な問題は住民自らが主体となって実践するあり方、そういう取り組みが必要不可欠となっているわけでございます。

このためには、町の情報ができる限りわかりやすく、住民と行政が共有することが前提であり、それを踏まえて連携、協働へと発展していくことになるわけであり、町は住民の意向を行政によりの確に反映して、住民が愛着と誇りの持てるまちづくりへ、今後さらに一層取り組むことが望まれるわけでございます。

そこで、去る5月12日から3日間、私ども議会が町内9会場で議会報告会を開催し、出席はいろいろ周知等の問題もあって1会場あたり平均で7人ちょっととい

う期待外れな面もありましたけども、出席した方たちからの意見、要望はほとんど押しなべて町や町政に対するものでありまして、一方で出席者はこのような機会や場を大変歓迎しておりました。

町には、先ほども質問が出ましたけども59年に定めた「ふれあい懇談会設置要綱」があります。昨年の6月の議会でも私はこのふれあい懇談会を開くべきではと町長に質問したところではありますが、この1年間、開かれておりません。住民主体の新たなまちづくりへ向けて、町長は住民と直接ふれあい、懇談することがきわめて有意義と考えますが、今年度中に開く決意があるか否か、所見をお伺いします。

ロ. 実践事例をケーススタディーに取り組んでは

住民主体のまちづくりへ、実践事例に学ぶ取り組みについて要望いたします。

今、国内、特に地方における医療崩壊は重大な社会問題となっており、わが町に関連してもこの4月、日赤上山田病院の閉鎖、診療所への縮小は直接、自分たちの身に関わる切実な問題でありました。こうした医師不足に起因する医療崩壊であります。県立病院の子育て中の若いお母さんたちが立ち上がり、1年に満たない運動と実践で見事に閉鎖を取り止め、存続させたすばらしい事例が現在、全国の他の地域へ波及して、同じような運動や展開が始まっております。

その病院は兵庫県の日本海側、丹波市にあります地域中核医療機関である兵庫県立柏原病院であります。カシワバラと書いてカイバラと読むんですが。昨年12月に脳外科への入院、そして耳鼻科の診療を休止するなど、崩壊が始まっていた病院であります。この病院のある医師が、1年以上前にこの地域の医療崩壊警報を出したのを地元新聞社が記事に取り上げ、それを読んだお母さんたちが「柏原病院小児科を守る会」を発足、お医者さんの役に立ちたい、私たちでできることをしていこうと夜間や休日など診療時間外に病院に行く、コンビニ受診を控えよう、子どもの病気などについて正しい知識を持って自分で受診すべきかどうか判断するため、支援する冊子などをつくって配り、医者負担を軽くすることを実践したのであります。結果として、こういう病院ならとお医者さんは戻ってきてくれたわけございまして、小児科は存続したのであります。

医者が昼夜たがわず診察で負担に耐えられないと、全国の医師不足の病院はやめていっているわけでございます。こういう様子を見て住民として何ができるか、何をすべきかと、自分たちができることをしっかりと行う、こういう取り組みこそが今、まちづくりや地域づくりに大変大事な必要不可欠な要素、要因であると思いま

す。そこで、町においてもこういう成功事例を住民の皆さん方に広くわかって理解をしていただき、考え方や取り組み、そういうものを学んで、自分たちのこの町を自分たちでつくる機運と実践の風土づくりに、行政は誘導すべきではないかと考えます。そういう取り組みを行政のあり方を提案するところではありますが、それについても町長が直接住民と触れ合って、そういう新しい行政、地域づくりのあり方を住民の皆さんと膝を交えて語る、そういうことを望んで町長の所見を伺いまして第3項目の質問といたします。

町長（中沢君） 選挙を通じて地方自治、この町をどうしていくかということは首長の責任で、またその都度いろいろと考え、対応しなければならない問題でございます。そこを進める上において住民の意見に耳を傾ける、あるいはまたいろいろな有識者の意見に耳を傾ける、議会の皆さんのお話も聞く、これは当然のことであるわけでございます。

ふれあい懇談会でございますが、これは近藤町長のころの59年のお話でございます。それぞれの長は自分が選挙に出て担うには、それなりの手法を用いるわけでございます。従いまして、私としては長期構想のある面の前期構想等を究めるときには、それぞれ問題を提起してやっております。それと併せて、今地域との声は区長会の皆さんを中心にいろいろとお聞きしておりますし、区長会の皆さんにいろいろな問題があったらいつでもというお話もしております。それ以上に、地域のまちづくり支援事業を起こしまして、その事業の一つひとつにいろいろな観点から関わっているわけでございます。また男女共同参画のみんなの会とか、あるいは福祉の会、老人クラブの会、PTAの会等々、そういったことの皆さんとより接して、あいさつでなくて懇談会を持っていくということもその手法の1つであり、またGOGO機構などは、それなりに私が進めていく上にはいろいろな提言もいただきました。

2020年に長期総合計画の見直しがございます。そういった面をとらえながら、まず町がどういうことを考えているかということを中心にいろいろお話する中で、併せて地域の考えを伺っていくという手法をとってまいりたいと考えるわけでございます。

1番（田中君） どこでも昔から地方自治体には広聴制度というのがありまして、広く住民の皆さんからの意見をデータとか電話とか、いろいろ聞くようになっているんですけども、やはり顔と顔を合わせて、膝を交えて聞くということもそれなりの

大きな意義があるのではないかということで、各自治体でも取り組んでいるわけですが、ただいま町長さんの哲学というかお考えをお聞きしまして、それでも今、町はやっぱり住民の皆さんができることはしていかなくちゃいけない。そのためには町長さんから直接に、区長から聞くのではなくて、町長からやっぱりここはこういうことを、あるいはこういう運動をしませんかと言ってもらうと、住民の皆さんのボルテージは違うと思うんです、ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

残り1分でございます。現在、国レベルで進められている地方分権、全国的に広がる医療崩壊、そして年金、介護。国民生活に密着、密接な切実な課題、これが山積して日々のマスコミをにぎわせているわけでございます。これというのも、原点は財政的なものでございます。後期高齢者なんかの場合に、財政問題とはきかえていっているようなテレビに指摘する人もいますけども、皆保険でやろうとしても実際にその負担していただく財源が必要なわけでございます。

町も同じわけでございます、これはいかに税収を上げるか、取るというよりも稼いでいただいてそこから上げるという、そういう面でやはり製造業の活性化、そして住民の皆さんが自分でできることは自分でできるという、そういう新しいスタイルの行政へ向けて、この町の行政、町が積極的に取り組むことを切望し、要請し、お願ひをして私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時41分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、13番 宮島祐夫君の質問を許します。

13番（宮島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一問一答方式による一般質問を行います。

災害は忘れられたころに来るといふ言い伝えがあるが、6月14日の週末の朝、岩手県、宮城県を震源とするマグニチュード7.2の地震が観測され、阪神大震災にも迫る震度であったわけであります。17日の新聞報道によりますと死者11名、不明者12名、負傷者258人が出るという被害であったわけであります。心から関係者にお見舞いを申し上げるところでございます。

今回の地震は国の地震発生を想定して詳しく調査をしていない場所だったわけであります。わが町においても国、県等と連携して地震発生を想定した調査をしなけ

ればならないわけであります。しかし若干、ちょっと過去の話を申し上げますが、わが坂城町の高速道路太郎山線において地盤沈下がございまして、工事が一時中止したという基盤の弱いところがあるわけですが、今回も岩手県あるいは宮城県の中にはそういう想定調査をしてなかったことが1つの要因だというふうに言われているわけでございます。そういった中で、そういう調査はするべきではないかということをご1点申し上げると同時に、また最近、私どもの地域の中で大変そんなような講演会をやったわけですが、県の村井知事さんあるいは板倉副知事さん等々の講演会もあったわけですが、非常にそのエキスパートだというふうに聞いておるわけです。ぜひひとつこれらを利用しまして、ぜひそういった想定調査をすることを望むわけでございます。対策の基本は何といたってもいろいろ検討する必要があり、わが町の地震に対する認識をするべきではないかというふうに思うわけであります。

また2つ目に、4月1日から始まりました医療保険、後期高齢者医療制度の開始でございますが、いわゆる周知の不徹底、内容、保険料がわかりにくいという等々がありまして、しかもさらに75歳以上の年金生活者を対象とした低所得者の負担であります。新制度の取り組み、その上で直すべき欠点を見きわめるべきではないか。また制度の改善、見直しを早急にすることを望むものでございます。

1. 財政健全化法の取り組みについて

イ. 対象会計の範囲について

財政健全化に関する法律については、指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務づけ等々は、平成20年度決算から通用されるわけであります。国は実施するとしておりますけれども、町の取り組みについてまず最初にお伺いをさせていただきます。

毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに算定の基礎となる事項を記載し、監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないことになっているについてもお伺いをさせていただきます。

また、財政の健全化に関する比率や財政の早期健全化や再生の基準に関する対象の会計の内容についても併せてお伺いをさせていただきます。

ロ. 財政指標の数値について

財政の経営健全化の国の基準数値と町の平成19年度決算の数値の比較検討についてもお伺いをさせていただきます。財政の再生、国等の関与による確実な再生基

準が国の基準より高い指標の改善をどのように考えているかについてもお伺いをさせていただきます。

ハ. 指標に対する町の財政状況と今後の展望について

ご案内のように、三位一体改革による自治体財政の疲弊が、新自由主義的経営運営が就労の不安定性を増し、個人間、地域間の格差拡大をもたらし、こうした状況から地方財政計画にも小手先の域を超えるものではないように見えるわけでありませう。自治体と、とりわけ中小規模の自治体にとっては、地方分権時代と言われる依然と厳しい状況が続いているわけでありませう。今回の財政健全化法の指標に対する町の財政状況と今後の展望についてもお伺いをさせていただきます。

坂城町第4次長期総合計画実施計画（平成19年度から21年度）事業化に際しては、財政との調整を要し、自治体の行財政運営の創意工夫により、地域の実状に応じた社会資本の整備を図ることが最重要課題であるわけでありませう。

一方、歳入歳出の効率化を推進することを主眼に、自治体の歳入歳出の均衡を図り、最小の支出で最大の効果を目指すものである。従って今回の財政健全化法の指標に対する平成19年度投資結果と今後の事業及び財政見通しについてもお伺いをさせていただきます。

自律の自治体を目指して平成15年2月に長野県と坂城町で共同研究報告が提出され、隣接する更埴市、戸倉町、上山田町、1市2町の合併、上田市、真田町、丸子町、武石村、1市2町1村においても任意合併協議会を設立したわけでありませうが、残念ながら青木村は入っていませんけれども、そういう合併をしたという経過があるわけでありませう。わが坂城町は個性ある独自のまちづくりを選択し、いずれも新上田市、新千曲市が誕生し、わが坂城町は自律を目指すことを決定し、魅力あるまちづくりを推し進め、自律を目指す政策展開と財政運営についてお伺いをいたします。

町長（中沢君） 財政健全化法の取り組みについてでございます。

地方公共団体の財政運営の状況を単に各会計の決算情報だけでなく、よりわかりやすく関係団体を含めて将来的な負担を含めた、そんな内容を情報公開し、議会や住民の皆さんともども財政の健全化を進めていくという仕組みについては、従来の債権法制を約50年ぶりに抜本的に見直されまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が昨年6月に公布されたわけでございます。

その財政健全化法の特徴は、1つはイエローカードとして早期健全化基準を設け

たこと、2つとして普通会計の赤字のみに着目するだけでなく、下水道特別会計など公共企業会計を連結させた収支額や一部事務組合を含めた公債費負担額、さらに土地開発公社などの関連団体に対する将来的な負担等を考慮し、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政指標を設けて、多角的な視点から地方自治体全体の財政状況をとらえるということでございます。さらに公営事業の資金の不足に関する指標も設けられ、経営の健全化への取り組みが他の会計と一体的に行われるという仕組みが定義づけられたところでございます。

3つ目の特徴としては、それを財政情報の開示を徹底する、うながす、そういったことを定められております。すべての団体において、4つの財政指標を毎年度策定し、議会へ報告するとともに住民へ公表することが義務付けられたわけでございます。

法律の適用につきましては、平成20年度から前年度決算の数字を公表することが義務付けられております。さらに21年度から前年度決算の数字に基づいて、財政指標が一定水準以上に悪化した場合には、早期健全化計画や財政再生計画の策定の義務が適用されることになりまして、国の指導のもとで財政再建を図ることになっております。

町の対応につきましては、現在、平成19年度の地方財政状況調査、いわゆる決算統計の作業を進めております。新しい財政健全化指標につきましても、これと併せて策定し、9月の定例議会におきまして報告し、そして公表する運びとしたいと考えております。

次に、指標に対する町の財政状況と今後の展望についてでございますが、北海道夕張市の財政破綻に端を發しまして、地方自治体の財政再建問題がたびたび新聞で報道されております。昨今の地方分権の進展に伴い、これまで以上に責任ある財政運営が自治体に求められているわけでございます。同時に外部へのわかりやすい情報の開示の必要も不可欠でございます。町では、従来からバランスシートや行政コストの計算書等、財政諸表を広報誌に掲載し、情報公開と説明責任という観点から財政の健全化、透明化に努めてきたところでもございますが、一概に数値化することによって全国の市町村が、一律に論議されることはまだまだ問題があるなど。それぞれの町村には財政構造そのものもございますので、1つの指標としては利用できますが、それがもとに事業がどうだこうだということはまだ課題を残しているなとこんな思いもございます。

自律のまちづくりを進めていく上で、情報の公開、共有化は重要な課題でございます。住民の皆さんに町の主要施策や税金の使い道、財政状況などについてより関心を高めてもらうために、財政分析の資料として、町民の視点に立ったわかりやすい内容、財政運営の透明性の確保なども工夫する必要があると考えております。

平成18年度の普通会計における人口1人あたりの地方債残高を見ますと、前年度対比1.3%減の46万円となっておりますが、基幹道路の改良など都市基盤の整備やまちづくり交付金事業への本格的な取り組みによりまして、類似団体平均よりやや上回っております。県内市町村との比較においては下回ってはおりますが、今後の財政運営における投資的事業の重点化、新規発行債の抑制を図りながら健全財政に努めてまいりたいと考えております。

平成19年度の事業投資結果でございますが、詳細については決算統計調査が終了し次第、お知らせしたいと考えております。主な投資的事業のうち坂城駅周辺道路整備事業、住宅団地整備事業A、B棟の建設、都市計画街路坂都1号線、村上小学校体育館耐震化の事業、道路橋梁災害復旧事業などにつきましては、事業繰越をいたしておりますが早期の完成に向けて鋭意施工を進めてまいります。

今後の事業展開でございますが、A09号線道路改良及び坂城駅南進入路については、20年度の完成を目指しております。A01号線につきましては、鼠、新地工区が完成いたし、南条小学校東側の金井工区に着手してまいります。中之条開畝地区の住宅団地整備はA、B棟に続いてC、D棟16世帯分の建設を進めてまいります。まちづくり交付金事業の新規事業として、坂城駅前多目的広場の整備や食育・学校給食センターの建設、また公共下水道事業では中之条区、月見区における面的整備の推進、農政の関係では国の農山漁村活性化支援事業の導入により用水路等の改修を進めてまいります。学校関係ですが、村上小学校体育館に続きまして坂城小学校校舎の耐震化に取り組んでまいります。

先月発生いたしました中国四川大地震で校舎の倒壊が相次ぎ、多くの児童が犠牲になったわけでございます。また6月14日の岩手・宮城内陸地震につきましても、震源の浅い直下型地震ではございましたが、阪神・淡路大震災の5倍ものエネルギーが働き、大災害をもたらしたわけでございます。今、国においても小中学校の校舎の耐震化にいろいろと工夫を凝らしております。町といたしましても、小学校の全校舎に対し2次診断を行い、その結果によって今後、優先順位を定めながら早急に対応してまいりたいとこんなふうに思う次第でございます。国庫補助率の引き上

げや関連予算の増額が報道どおりできるのか、あるいはその内容が何か標準の基準が低いものであると負担も多いわけですが、いずれにいたしましても、町内の各小学校の耐震化対策により意を用いてまいりたいと考えております。

また、農業、工業、商業の枠を超えた異業種交流や産学官連携による産業振興、坂城ブランドの開発・研究、地域の活性化にも力を入れるとともに、住宅用地並びに工業用地の造成を推進いたし、公有財産の効率的な利活用と合わせまして、固定資産税など町税の増収につながる施策展開も併せて進めてまいりたいと考えております。

総務課長（中村君） 私からは、最初にイの対象会計の範囲についての中でお答えを申し上げます。

4つの財政指標のうち実質赤字比率につきましては、今まで使われておりました実質収支比率と同じ考え方のものがございます。一般会計に有線、住宅新築資金の特別会計を加えた普通会計ベースで、歳入額から歳出額を差し引いた額を標準財政規模で割った比率でございます。いわゆるその黒字か赤字かを示すものでありますが、黒字の場合には数値はゼロということになります。また連結実質赤字比率、これは普通会計と国民健康保険、下水道会計などすべての特別会計を含めた地方公共団体の会計全体として、黒字か赤字かを示すものになります。これにつきましても、黒字の場合はゼロということになります。

それから実質公債費比率、これにつきましては18年度から導入をされている指標であります。地方債の償還額に加えまして下水道などの公営企業会計や一部事務組合の地方債償還に充てた繰出金を含め、公債費負担額を標準財政規模で割った比率でありまして、公債費負担の重さを示すものであります。

次に将来負担比率についてでございます。

これは、これまでにない新しい指標であります。地方債残高のほかに公営企業会計や一部事務組合、さらに土地開発公社や第三セクターに対する債務も含めた地方公共団体が負っている実質的な債務を標準財政規模で割った比率でありまして、将来的な負担の重さを示すものでございます。言い換えますと、標準的な年間収入の何年分の債務があるのかというそんなイメージであろうかと思えます。また、公営企業会計、私どもで言いますと下水道の会計における資金不足比率という指標も併せて設定をされているところでありまして、企業活動に必要な資金の過不足を示すもので、充足されている場合はこの数値がゼロということになります。

次に、財政指標の数値についてという点でお答えをさせていただきます。

早期健全化基準、いわゆるイエローカードにつきましては4指標ごとに設定をされ、どれか1つでも基準を超えれば早期健全化団体ということとなりまして、議決の議決を経て財政健全化計画を定めるということになります。また、財政再生基準、これはいわゆるレッドカードでございます。これは将来負担比率を除いた3つの指標ごとに設定をされて、どれか1つでも基準を超えますと財政再生団体となって議会の議決を経て、財政再生計画を策定することとなります。財政再生団体は国の同意を得なければ地方債を発行することができなくなるわけでございます。

各指標の基準値というところであります。実質赤字比率につきましては、早期健全化基準が財政規模に応じて11.25%から15%、財政再生基準が20%、連結実質赤字比率につきましては早期健全化比率が、これも財政規模に応じて幅がありまして16.25%から20%、財政再生基準が30%となっております。当町の場合、双方とも黒字になるであろうということで特に問題はなかろうと考えております。実質公債費比率につきましては、早期健全化比率が25%、財政再生基準が35%となっております。この指標は3カ年平均で算出をいたしております。当町は17年度の決算のところで14.8%、18年度が16.8%となっております。近年取り組んでおります事業に係る元利償還金や特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金の増等により上昇傾向にございますが、当面は20%以内で推移していくものと予想をいたしているところでございます。

今後の対応といたしまして、投資的事業の重点化とともに繰上償還等によりまして償還額の平準化を図り、世代間の負担の公平化の観点からも公債費負担の健全化に努めてまいりたいと考えております。

次に、将来負担比率の早期健全化基準についてであります。

これは350%という設定でございます。19年度末の一般会計の地方債残高見込みが74億5千万円、下水道特別会計が56億4千万円、それから土地開発公社の債務保証として約17億円が加わります。これらの負債額から、基金積立や交付税措置がされる基準財政需要額の算入見込み額を差し引きしたものが将来的な負担額ということになります。現在、19年度の決算統計を進めております。具体的な数値は申し上げられませんが、将来負担比率につきましても、基準を超えるような大きな数値にはならないと考えております。要するに、イエローカードにはいずれも届かない、そういう決算になるであろうということでございます。

13番（宮島君） ただいま町長、担当課長からいろいろお話があったわけですが、いずれにしても今回私は数値をどうのこうのというのはまだ、いわゆる出納閉鎖、これから締めて9月の定例会に議会提出をいただくわけでございますので、そういった面についてはまた次回ということになるわけです。ただいま町長からもいわゆる19年度投資結果の事業内容についてはお話がございました。これらのことについてはまた9月の定例会になろうかと思えます。またさらに科目の範囲について総務課長からのいろいろな話を、順を追って進めさせていただきたいと思えますが、イとしての対象会計の範囲でございますが、ただいま総務課長の話によりますと、いろいろ再建、いわゆる健全化法の中には4つのほどの比率があるという話も出ており、またその中で会計についても一般会計なりあるいは公営事業会計なり、公営企業会計、地方公営企業法、あるいは一般事務等組合ということで、5つほどの段階があるというふうに承ったわけであります。そういった中でちょっと順を追って説明をお願いをするわけですが、1つとしていわゆる対象会計の範囲のイメージでございます。

これは国のマニュアルがあると思うわけですが、この中で、例えば公営企業会計の下水道、一部事務組合等の公社、第三セクター、いわゆる坂城町の場合は土地開発公社あるいはびんぐし湯さん館、これらについては国の基準であろうと各市町村の中での自治体の財源あるいは管理運営に相違があるわけですが、これらは国のマニュアルによつての財政健全化比率の分析ができるかどうか。これについて最初にご質問させていただきます。

総務課長（中村君） 先ほど申し上げたとおり、連結という中ではそういったものを集めて、例えば一組ですと私どもと千曲市さんとやっている一組がありましたら、その負担割合で分ける、そこへ長野市さんも加わっている一組もあるから、それはそういう割合で分ける。そうした上で足し上げていくということ。あるいは三セクにしてもそうでありまして、これは当然、そういう手法の中で対応ができる仕組みで考えられておりますので、対応をいたしてまいるといふことでご理解をいただきたいと存じます。

13番（宮島君） ただいまの課長の説明で、会計の内容の分析方法はわかりました。

次に財政指標、いわゆる指標の数値についてであります。この中で国の基準数値があるわけですが、この数値より町の数値が高い改善策を具体的にどう考えているか。これが一番基本になるわけですが、決して同じスキルとは思わない。高いも

のが出てくるわけですが、そういうものの具体的な改善策について担当課長にお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） 先ほど最後に申し上げたかと思うんですが、2つ数字が出ます。低いハードル、高いハードル、2つ数字が出ますというお話をそれぞれの指標で申し上げたわけでありまして。その低いほうのハードル、そこも当面超えるということはずまず当町の場合考えられないのではなからうかな。実質公債費比率だけは25%というところで、今、18年度決算で16.8%です。20%くらいまでは上がるかなということは想定をいたしておりますが、25%というハードルまでは届くことはないであろうなというように考えております。

それぞれの4つなりが私どもは、イエローカードのほうは、これはそれを超えるという状況は当面想定していないと言いますか、そうならないだろうなと、そのように考えております。

13番（宮島君） その点についてはある程度理解をしたわけですが、もう1点総務課長にお聞きします。

財政健全化法の段階として、いわゆる一般的な健全段階、あるいは財政の早期健全化、またさらに財政の再生、これは大変厳しい状態になってくるこの3段階があるわけですが、まだまだ19年度決算の数字が出ていませんのでその数値は別にしまして、そういう指標の整備、そういうものを町独自、自主的に改善努力、国の関与を含める方策等のものについての方法、いわゆる方策はあるのかどうか。これらについて1つご質問します。

総務課長（中村君） 実はこういったものが出てまいりました背景には、今再建団体と言いますか再生団体と言いますか、ある市、先ほど町長は名前を言いましたけど、その市の状況というのが話題になったときに16年度の決算カードを実は見たんですよね。とっても奇怪な決算カードでした。今ここにありますがけれど、ものすごい決算カードでした。17年はだいぶ話題になりましたので、違う内容になっていました。例えば先ほど言いました実質収支比率と同じ考え方というのが15年、16年は実は0%なんですよね。それが17年はマイナス37.8%という決算カードになっています。18年も37.8%という数字になっております。

これを私どもの実質収支比率、14年度決算から言ってみますと、2.3%、1.3%、1.5%、1.2%、1.5%と。要するに今回の指標で言いますとこういう数字じゃなくて、ゼロという数字で表現がされるというところを先ほどご説

明したんですけれども、そんな推移をいたしております。それからさらに三位一体改革ですとか何ですとかというようなところもありますし、また私どもの財政構造のちょっと特異な部分もありまして、行財政改革をやりながら財調残高の確保ということをやってまいりました。そういったところからしても、この4指標なり5指標なりというところで、国がいうところのハードルを超えてしまって財政不如意だなというところの状況には今はないと、当面そういう状況には陥らないんだろうなと、そんなように考えております。

13番（宮島君） 大変、始まる前でございますのでこれから数値が出てそれを検討するということですから、なかなか説明も難しい、受けるほうもなかなか理解しにくいわけです。そうは言っても今の口、としての内容については、ある程度私も理解をいたしました。財政指数の数値については。そこで、そんなことでひとつ、ぜひひとつ進めていただきたいということであります。

最後に、いよいよ口として指標に対する町の財政状況と今後の展望についてを質問させていただきますが、最初に担当課長に質問をお願いいたします。

その1つは、自律の自治体を目指して研究報告による県との共同研究報告による財政をしたわけでございますが、あの中のものの中にもいろいろ数値が出ているわけですが、これらが財政健全化法の指標に対する財政健全化運営について、あそこに3点のいろいろのものがあるわけですが、その1点はいわゆる坂城町における税財シミュレーション、口として収支均衡への対応策、それからハとして中長期的視野に立った財政運営の3点がご案内のようにあるわけですが、それらが健全財政法の中での指標の数値、いわゆるそういう目標努力の方策はどのように考えているかについて担当課長としてのご説明をお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） 自律の町に向けてそれなりのシミュレーションをして、そういう中でまず国は集中改革プランをつくれといったのが16年度であります。私どもは14年から準備をして15年、行財政改革ということで住民サービスを落とさない中でいかに行政のコストカットをしていくかという取り組みを、国が言い出す1年前からやっているわけです。その結果、本当にどのくらい浮いたのと。ところが削ってしまった予算というのはなかなか数えきれないんですが、そういう取り組みを今も続けているわけでありまして、また先へ向けてもさらに進めていかなければならないことでもあろうというように思います。

そういう中で、シミュレーションをした時点のお話と現実に進んできたお話と、

若干そこに違いがあった部分があったり、それから例えば今年の総枠としての地方交付税は縮小傾向にあるんだけれども、想定をしたときよりはいかがかなと。あるいは税財源的にそれなりに想定よりは大きく歳入ができていっているなというようなこともある。コストカットもあるということで、それなりの厳しい、厳しいに違いはないんですけども、厳しいとは言いつつもそれなりに住民サービスを削ったところがないわけですね。扶助費なんかでは膨らんだところがあるかなと思います。扶助費で言いますと14年が1億8千万円だったんですが、18年度決算は3億1,800万円、現実にこういう歳入ができて賄えてもいるわけです。国の制度そのものも変わったというところもありますし、例えば20年、21年、22年で地方交付税をちょっと余分に見ますよというようなものも入ってきた。そんなようなこともありまして、先ほど来申し上げております決算指標的にもそうですし、当面の財政運営そういった指標を残して、それなりに再生計画なり何なりをつくらなければならぬという状態には当面はならないでしょうということを申し上げております。

これまでの積み重ねの中で、それは町民の皆さん方のご努力もあったり、それから町内の事業所の皆さん方のご努力があって、その上で実現できているという部分でもございます。そういうことで現状、坂城町の財政、シミュレーションをやった際よりは多少なりとも余裕というかがあろうかなと、こんなように考えているところであります。

13番（宮島君） 各々のいわゆる自律を目指す数値目標等については概ね理解はできたわけでありますが、最後に、あと13分という時間がございます。これは町長にひとつご所見をお伺いするわけでございますが、時間もありますのでひとつしっかりしたご答弁をお願いしたいわけです。隣接する千曲市、上田市、いつも言っているとおりこの2市の結節点であるというのがわが町の特色でもあり、非常に重要な課題になっているわけです。そういった中で坂城町の自律の選択を決めたわけです。これは議会も認め、また自律のまちづくりGOGO機構からの政策提言もいただいております。実は昨日も私、その政策提言をよく読んでまいりましたが、いろいろその政策提言についても立派というか、それに沿っていくような方針が出ているわけですが、いわゆる町の決断をしたわけでございますが、これ以上、今さらどこへ合併というわけにもいかないと、また行くようなところ、受け入れるところがあるかどうかわかりませんが、自律を決めた以上は将来にわたって自律を

していくということになろうかと思うわけです。そういった中で、町長が町民の負託に応える、町の将来に禍根の残らないような個性あるまちづくりの、いわゆる自律の町の確信策についてのご見解をひとつここでお話をいただきたいと思うわけです。

町長（中沢君） ただいま議員さんのほうからいろいろと財政面からのご指摘があり、いろいろ総務課長を中心にご答弁を申し上げた次第でございます。

地方自治ということが大事にするといわれる中で、考えてみるといろいろの交付税を中心に、あるいは税制の移管もどちらかということ、地方に厳しい選択を迫るといふ状況にあることは間違いないことだと思っています。

私、常に申し上げているのは、1万人以上の規模であり、なおかつ工業出荷額においては他を抜いてすばらしい実績を上げている。みんなが働いているんだよと。こういった町が自律ができないとか、何とかということになれば、町の施策の仕方が悪いのか国の対応が悪いのかと考えた場合には、1万人でこれだけ働いてこんなふるさとは生きられるのが当然で、これを支援していくのが国の立場だなど、こんな思いは常に持っております。

しかし今、いろいろな手法が言われましたけれども、坂城町の自主財源は67%でございます。ところが今交付税がほとんどで生きている町村も大変多いわけでございます。30%の自主財前を確保するに窮々として努力しているところもございます。そういったところが1つの指標の中で、ハイあんた方はAだ、あんた方はBだということそのことについてはやっぱり疑問がございます。それには指標を大事にしながらもそういう中で何が特徴かということ、国も見きわめながらいろいろと支援していただくことが大事なことだなど、こんなふうに思っております。

町の将来を見込んだときに、今課せられる課題としては政策の関係で下水道のことがあるなど。下水道は長期的に負担が長くなっていくということも考えられます。道路については、国道バイパスとか県道坂城インター線等についてはほとんど国県の財源を用いるものでございますが、町内のアクセスという面についても、それなりの負担をしていく必要があるんだろうなど、こんなふうに思っています。そしてさらに緊急な例として、先ほど申し上げましたように耐震化に対する対応、これも大事な要素になってきているなど。1つがやれやれと思うと次から次へいろいろな問題が出てくるわけでございますが、それをうまく切り抜けて智慧を出し合っていくのが私どもの務めだなど。そしてそれが将来にできるだけつながらず、また将来

にもいろいろと夢が託されるような施策であってみたいなど、こんなふうに思っております。

基本的にはこういったテクノの町、産業の町でございます。それには環境整備、あるいはいろいろな面で住みやすい環境をつくるということが何よりかとも思っているわけでございます。1つの例として、花と緑のまちづくり、そういったことを考えますとこれは私たちの環境づくりであると。精一杯やるまちづくりであるとも理解しているところでもございます。町民の皆さんにあらゆる分野でご支持をいただきながら、ご支援をいただきながら自信を持って、誇りを持ってまちづくりを進めてまいりたいとこんなふうに思う次第でございます。

13番（宮島君） 大変、町長から心強い自信のほどを伺ったわけであります。いわゆる1万人以上の町であれば自信、誇りを持ってまちづくりをしていくとこういう支援策があったわけですが、ぜひひとつそのようにご期待を申し上げ、また1万7千人の町民も切に願っているところでございますので、よろしく願いをしたいわけであります。

さて最後に要望を1点だけ、担当課長に申し上げます。昨年もそういう対応をしていただいたわけですが、9月の定例会の開会前に、早い機会にいわゆる19年度の決算書の印刷ができ、議員にひとつ配付をさせていただき、その内容を改めて、これはいろいろ内部の組織の関係もございまして、総務課長1人では決まらないと思っておりますけれども、今日大方の担当課長がおりますから、ぜひひとつそんな努力をいただいで、早い機会に決算書を各議員にお届けをしていただきたいということを要望申し上げます、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時36分～再開 午後3時47分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長をいたします。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、7番 入日時子さんの質問を許します。

7番（入日さん） 1. 野外スポーツ施設のトイレについて

イ. 上五明運動公園にトイレの設置を

この件は今議会に坂城町硬式野球連盟、サッカースポーツ少年団及びマレットゴルフ協会からも陳情されておりますし、多くの人々が運動公園や鼠マレットゴルフ場のトイレを何とかしてほしいと思っています。私も一度、鼠マレットゴルフ場のトイレを使ってみました。汚物が見えたり虫がたかっていたり、においがすごくて息を止めていないと入ってられない状況で、気分が悪くなり、二度と使いたくないと思いました。

上五明の運動公園は毎日、少年野球の練習が行われ、土日には練習試合や大会もあるなど、年間223日と使用頻度も高く、利用者は付き添いの家族も含めれば2万人に上ると思われます。特に今の子どもや親世代は水洗トイレが当たり前の環境の中で育った世代であり、現在、公園にあるような簡易トイレでは入ることさえできないと思います。陳情では、簡易水洗トイレの設置とありますが、それより昭和橋の手前の土手の左側に国交省で埋め立てた土地があります。そこにバラ公園にあるようなしっかりしたトイレをつくったほうがよいと私は考えています。ばらサミットにあわせて、バラを植えるという計画もあるように聞いていますが、バラを植えるにしても見に来た人たちがトイレに困るようでは問題です。バラ公園を中心に、ウォーキングロードが考えられていますが、ウォーキングコースにしてもトイレは必需品だと思います。新たなバラの名所にするのなら、トイレの入り口をバラのアーチにしたり、外壁にバラを這わせたり、運動公園の周りをバラで囲むようにしたほうが、町を訪れる人にはインパクトがあると思われれます。

陳情にもありますように、大会のときは近くの企業のトイレを借りるなど、迷惑をかけているようです。練習試合や大会などは町外からも大勢の人が集まります。今の仮設トイレでは汚くて町のイメージダウンになっています。運動公園のように大勢の人が使い、使用頻度が高いところは簡易トイレではなく、バラ公園にあるようなしっかりした常設のトイレが必要だと思います。

どの市町村でも人が多く集まる場所には公共のトイレがあり、水洗化されてきています。上五明は下水道も通っていますし、水道も来ているので工事もやりやすいと思います。ぜひ前向きな答弁をお願いします。

ロ. 鼠マレット場のトイレについて

冒頭でも言いましたが汚くて入るのが嫌だという人が多く、行っている人に聞くと外でやるという人もたくさんいました。そのせいか、駐車場の周りはティッシュペーパーが多く散らかっています。衛生的にも問題だと思います。マレットゴルフは

子どもからお年寄りまで気軽に楽しめるスポーツとして愛好家も多く、特に鼠はコースが良いと評判で、初心者から上級者まで楽しめ、上田市や千曲市からも来るなど、毎日多くの人でにぎわっています。平日はお年寄りや勤め帰りの人たち、休日は家族連れやグループの大会など幅広い利用者がいます。健康づくりや交流、生きがいに大きな力を発揮しています。河川敷なので簡易トイレしか置けないとのことなので、陳情されているように水洗式のトイレを早急に設置してほしいと思います。

水洗にすれば汲み取りの回数が増え、経費は多少かかるでしょうが、衛生面を考え、外でやられるよりはよいと思います。また、きれいなトイレがあるということは町のイメージアップにもなります。水洗式のトイレの設置についてはどのように考えているのか、答弁を求めます。

教育文化課長（西沢さん） 野外スポーツ施設のトイレについて、はじめに上五明運動公園にトイレの設置をについてお答えいたします。

上五明にあります坂城町運動公園は千曲川の河川敷内にあり、国土交通省千曲川河川事務所からの河川占用許可と河川区域内の私有地をお借りし、昭和61年から使用を開始しました。その後、一部改修を行い、現在は野球場、サッカー場、少年野球場として多くの町民の方々に使用されております。

この施設は各種大会の開催やスポーツ少年団の練習、町内のスポーツ団体の練習、分館の球技大会、町公民館の体育行事等に広く使用されており、特に硬式野球スポーツ少年団、サッカースポーツ少年団は定期的な練習場として使用しております。平成19年度の使用状況といたしましては、議員さんのお話にもございましたように硬式野球スポーツ少年団、年間延べ171日、サッカースポーツ少年団、年間延べ42日、合わせて8千人強となっております。また分館の球技大会や町公民館のスポーツ行事にも利用されるとともに寿野球全国大会、生涯野球全国大会の会場としても使用されており、年間延べ利用者数は9千人を超えております。多くの方々に利用されています。

施設整備につきましては、千曲川河川事務所のご理解、ご協力をいただきながら進めてきたところでありますが、河川区域内ということもありまして、河川の増水時、移動可能な施設を設置してまいりました。トイレにつきましても移動可能な仮設トイレを設置し、利用いただいていたところですが、施設の老朽化等から今年度当初予算に計上し、新たに1基設置するべく準備を進めてきたところでご

ございます。

先般、施設利用団体の皆さんから簡易トイレの設置に関する要望があり、改めて要望内容を考慮しながら設置施設の内容を検討し、早期に設置すべく準備を進めてまいります。

いずれにいたしましても河川区域内であることから、河川増水時移動可能な施設という制約の中での設置となりますことをご理解いただきたいと思います。

次に、ご質問のありました新たに国土交通省からお借りしました昭和橋たもとの土地につきましては、バラの植栽をする目的でお借りしたものでございます。ほかの目的での使用は難しい状況でございます。

また、利用者の利便性を考えると、運動施設に隣接して設置したほうがよいと考えられることもあり、移動可能な仮設トイレでポンプ式簡易水洗タイプのような形式のトイレの設置についても検討し、より利用しやすい施設になるよう計画してまいります。

次に、鼠マレットゴルフ場のトイレについてお答えいたします。

鼠橋運動公園につきましては現在、マレットゴルフ場、2コース、36ホールと多目的広場のサッカー場1面が設置され、多くの方々に使用されています。マレットゴルフ場は町内の愛好者のほか町外の愛好者も多く使用いただいております。町内の団体利用の方だけでも年間5千人を超える方々が使用されており、そのほか、町内外の一般個人の方の利用を含めると年間1万人以上の方々にご利用をいただいております。また多目的広場、サッカー場につきましてもサッカースポーツ少年団の定期練習会場、サッカー大会の会場として使用されています。

ご質問のトイレにつきましては、坂城町運動公園と同様、河川区域内であることから、河川増水時移動可能な施設として仮設トイレを設置し利用いただいております。昨年、老朽化した仮設トイレ1基を更新いたしました。ご要望のありましたバラ公園に設置されたような固定式の簡易水洗トイレの設置は難しいと思われませんが、移動可能な仮設タイプ、先ほど申し上げましたポンプ式の簡易水洗トイレの導入も含め検討し、順次整備を行い、より利用しやすい施設となるよう考えてまいります。

7番（入日さん） 私、五明のほうは河川敷ではなくて、土手のところ、法面と同じ高さのところということで質問したわけです。それで鼠のほうはそういう場所がないので河川敷ということで質問しておりますので、答弁がちょっと違っていたよう

な感じがしましたので、付け加えておきます。

確かにバラの植栽をとということが先に出てしまったので、今さら目的変更はできないという担当課の答弁もありました。来年はばらサミットです。とりあえずはバラを植えて、バラ公園という形にしてもいいですが、行く行くはやはりバラを見に来てトイレがないということでは非常に来た人も、何だこんなところ、バラがあってもトイレがないのかという不興の声も出ると思います。そういう意味でもぜひトイレの設置を考えていただきたいと思います。

河川敷ではなくてということは、課長、先ほどでは河川敷にあったほうが近くていいのではないかという答弁でしたが、河川敷から1分もかからないわけです。しかも少年野球とかそういう移動時間がスムーズに済む人たちが主に使う場所ですので、河川敷で仮設トイレではなくて、ちゃんとしたバラ公園にあるようなトイレをぜひ考えていただきたいと思います。

私も旅行が好きでよく行くんですが、公園とか駅とか観光地など、トイレが汚いと二度と行く気はしないんですが、トイレがきれいだと、ああ、あそこはもう一度行ってみたいなという、そういう気持ちにもなり、旅の印象もトイレがきれいだということで結構アップするというものがあるんです。そういう意味でもやはり坂城町のトイレはどこへ行っても汚くてというのでは、町のイメージダウンということにもなりますので、そんなに費用がかからないと思いますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

ちょっと河川敷でこういうトイレもあったんですよ。これだと永久的なトイレで、こんなことが河川敷でできるかなと思うんですが、隣のこちらだと移動可能なトイレですので、こういういろいろなタイプのトイレがあるので、ぜひその辺も検討していただいて、すぐというわけにはいかないと思いますけれど、鼠橋については前向きに設置していただけるということですし、上五明の運動公園も簡易水洗のトイレを設置するという答弁でしたので、とりあえずはそういうものでもいいと思いますけれど、計画的にやっぱりちゃんとしたトイレをとということを要望しておきます。これについてもう一度、課長の答弁をお願いいたします。

教育文化課長（西沢さん） 最初にお答えいたしましたとおり、バラの植栽をする目的でお借りした土地にトイレを設置ということについては、担当課といたしましては非常に難しいという状況でございます。

それからもう1つにつきまして、いろんなタイプのトイレがありますということ

で、担当課といたしましてもいろんなタイプのトイレを今検討しております。その中で移動可能な仮設トイレですが、洗浄用の水のタンクを内蔵した仮設トイレも出てきましたので、その点についても検討してまいりたいと考えております。

7番（入日さん） 2. 小学校の耐震化について

イ. 3小学校の耐震計画は

中国四川省の大規模地震では、学校の校舎がつぶれ、多くの生徒が犠牲になりました。犠牲者の冥福を心からお祈りいたします。

日本は地震列島といわれ、今までも各地で地震の被害が起きております。14日にも岩手・宮城内陸地震で大規模な土石流災害で11名の死者が出ました。亡くなられた方のご冥福をお祈りし、被災地の1日も早い復興を願うものです。

ご承知のように長野県もフォッサマグナが走っており、いつも地震の脅威にさらされています。東海地震が近い将来起きると予想する人もおり、自然災害への備えが重要課題となっています。福田総理も四川地震後、学校の耐震診断を現行の3分の1から3分の2に引き上げると言っています。07年度政府の調査で、全国の小中学校の耐震診断は89.4%、耐震化率は58.6%です。坂城町は3小学校の耐震診断も済んでおらず、全国平均から見ても遅れていると言わざるを得ません。

現在、村上小学校体育館の耐震補強工事が行われ、8月には完成予定とのことですが、校舎も3階建てで強い地震がくれば危ないと危惧されています。第4次長期計画平成20年から22年度の実施計画書には、村上小学校の校舎の耐震診断は21年度、設計が22年度、改修まではあと3、4年もかかります。坂城小学校の南校舎の耐震診断が今年度予定されていますが、いつごろ実施するのでしょうか。坂城小学校は設計が来年度、改修が22年度となっています。診断から改修までもっとスピードアップできないのでしょうか。また南条小学校については、22年度まで何の計画もされていません。中沢町長は信毎のアンケートで道路特定財源が一般財源化したら、耐震化や防災に使いたいと回答しています。また先ほどの答弁でも、耐震の2次診断を早急に進めたいとありました。児童の安全を図るという面でも早急に取り組むべき問題だと認識しておられると思いますので、町長の誠意ある答弁を求めます。

町長（中沢君） 小学校の耐震化についてでございます。

お話のございましたように14日朝に起きた岩手・宮城内陸地震は両県境の山間地に甚大な被害をもたらしたわけでございます。改めて地震に対する心構えの

大切さを痛感すると同時にいろいろ外国の四川省の状況等を見ましても、それによって子どもたちが災害に遭うという頻度の多かったことに本当に問題を提起したいものでもございます。

学校施設は地震発生時において、児童生徒の安全を守るということとはもとよりでございますが、地域の皆さんの避難場所ということでもございます。その避難場所の確保という面から見ましても重要課題になってくるなど、こんなふうに思っております。町内3小学校はいずれも新耐震基準の施工前の古い建物でございますので、耐震診断をして、その結果に基づき必要な補強工事をしてまいるわけでございます。

耐震診断につきましては、平成17年度に3小学校校舎の1次診断、それと18年度においては坂城小学校及び南条小学校体育館の優先度調査、村上小学校の体育館の耐震診断を終了し、そういった状況を踏まえながら、19年度において村上小学校の耐震補強工事に着手したわけでございます。村上小学校の体育館は床面の沈下、壁のひび割れ等の状況から耐震補強と併せて大規模な改修ということにも相なったわけでございます。19年度の繰越事業として、8月末までには完成するというところでございます。現在、鉄骨部分の補強を終了し、天井部分の補強工事にも入っております。今まで実施しております耐震1次診断、優先度調査の結果については、いろいろと参考にしながらさらなる学校施設の耐震化を進めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

お話もございましたように、国では学校施設の耐震診断や耐震補強工事に多額の費用がかかるため、耐震化が遅れているという事実から、今国会で学校施設の耐震化を促進するための地震防災対策特別措置法が成立したわけでございます。いろいろな面でより充実されるということになるわけでございますが、実質にかかる費用より相当数、基準を減額しますので、なかなかそういった工事に対応する面というのは大変でございます。そういったいろいろな諸々の事情から、今年度は坂城小学校の南校舎の2次耐震診断を予定しております。併せて四川省あるいは宮城・岩手地震ということを教訓にいたしますとともに、国の施策と相まって町内の小学校の全校舎について2次診断を行い、学校施設の耐震化にいろいろと優先順位もつけながら、順次努めてまいります。

7番（入日さん） ただいまの町長の答弁で、2次診断は今年すべての小学校でやるというスピードを1年早めていただいたわけですがけれども、今診断から改修まであとどのくらいかかるのか。費用的にも国の算定基準ではとても低過ぎて足りない、

そういう答弁もありましたけれど、文教施設整備基金が今約1億円あります。財政調整基金も13億5,800万円あるということです。特に地域の避難場所という面からも重要課題だと先ほど町長も答弁がありましたので、そういう点からもどのくらい早められるか、再度答弁をお願いいたします。

町長（中沢君） 耐震診断でございますが、今年は坂城小学校の南校舎をすると。そして次には町全体の校舎の耐震診断を近く行うよう努力するという。そしてまたその状況によりまして優先順位をとり、そしてまた国のいろいろな助成制度あるいはまた町が耐えられる資金体制等を勘案いたしまして、できるだけ早く解消していくということでございます。何年かということは耐震診断の結果を待っていろいろと次の施策を講じてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。

7番（入日さん） 私の聞き方が悪かったのか、私は耐震診断はすべて今年やっていたら、その結果をもって来年から改修工事に入るというふうにとったのですが、今の答弁ですと、今年は坂城小学校の南校舎の2次診断を行って、来年は南校舎の改修を行いたいと。そしてそれ以後、あと残りの2つの小学校の2次診断を行うという答弁なのでしょうか。その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

町長（中沢君） 坂城小学校の南校舎につきましては、今年、2次の耐震診断を行い、早急に来年ぐらいからその工事を実施していくということでございます。それと全体的なお話として村上、坂城小学校ともに体育館と南校舎なんですけれども、すべての校舎について、古いのですから耐震診断を国の施策等も受けてできるだけ早く実施しますよと。そしてその結果によってどのくらいの期間にそれができるのか。国の助成制度、町の財政制度を勘案しながら、しかし小学生の安全という面からすれば、できるだけ早く可能な限り早目に実施すると、こういうことでございます。

7番（入日さん） 何回もしつこく聞いて申しわけないんですけど、ということは第4次長期計画どおりということで、先ほど町長が何回も耐震については重要課題なので早急に進めたいという答弁とは多少食い違ってくるのではないかと思うんですけども、今年は坂城小学校の南校舎の2次診断をして、来年から工事を実施すると。次は全小学校の校舎の2次診断をして、その結果を踏まえて計画を立てていくと、そういう答弁と解釈してよろしいのでしょうか。

町長（中沢君） 先ほど議員ご指摘のように、長期計画の後期計画の中にそれなりの位置づけはあるわけでございます。しかし国やまたそういった施策が許せるならば、それを乗り越えてできるだけ早く進めていくと。そしてなおかつ全校舎について一

応確認をとっておきたいと、こういうことでございます。

7番（入日さん） 町長もできるだけ早く進めたいということですので、文教施設整備基金なども使って、第2次診断だけは早く進めていただきたいと思います。

2. 食育について

イ. 地産地消の拡大を

町長の招集あいさつにも食育推進事業の取り組みがあり、小学校でも米づくりやきのこのコマ打ち体験などに取り組み、中学校でも野菜栽培など農業体験を通じ、農作業の大変さや育てる楽しみを知り、旬の食材を味わう機会にもなりました。今後の人間形成に大きな力を発揮することと思います。

21世紀に入り、食糧問題がクローズアップしてきました。地球温暖化の影響で、毎年6万㎡、これは九州と四国を合わせた面積に当たるそうですが、それが砂漠化しています。米1kgつくるのに水は5,100ℓ、小麦は3,200ℓ、大豆は3,400ℓ必要です。世界各国では水不足により11億人が水飢饉にあえいでいます。日本は、大部分の農産物を外国から買っていますが、外国では食糧が手に入らず、8億人が飢餓状態にあります。これからは今までのように、お金さえ出せば何でも買える時代ではなくなります。また、中国製冷凍餃子事件のような問題もあります。食の安全という面でも、国産の農産物拡大への取り組みが広がっています。食育と地産地消については、今までも何人もの議員が質問していますので、それらを踏まえてお尋ねします。

12月議会で給食センターも年1回、生産者と打ち合わせや試食会なども行い、地元産食材の拡大に取り組んでいるという答弁がありました。味噌や小麦の会、上平を元気にする会など、地元農産物の拡大に大きな力を発揮されるグループも増えてきており、心強く思っています。県内食材100%の日を設けたり、地元の旬の食材を使うなど栄養バランスに配慮した献立づくりに苦心している様子も伺えます。しかし、県内産でも大量につくるとなるとどうしても農薬に頼ってしまいがちになります。本当に安全・安心な無農薬の食材は小規模栽培でしかできないと思います。給食センターに納入してくれる産直農家も増えてきているとのことですが、18年度実績で坂城産はわずか8%にとどまっています。その後の取り組みで、坂城産の食材は増えているのか、お尋ねします。

今、地球温暖化の問題でもフードマイレージの問題が大きく取り上げられています。2001年の農林水産省の試算では、日本のフードマイレージは9,002億

800万kmで、国民1人あたり7,093km、2位の韓国に比べ約3倍です。ダントツの世界第1位で、本当に不名誉なことです。飛行機や船での輸送コストや排出ガスなどの環境問題、輸入品の残留農薬やダイオキシンなどの安全性など、体への影響も懸念されます。今後予想される石油の高騰や資源の枯渇も心配です。石油の埋蔵量は約1兆2千億バレルと言われ、あと40年ぐらいしか持たないと言われていています。今こそ、エネルギーや温暖化対策、農業問題など総合的な取り組みが必要だと思えます。

団塊の世代の退職に伴い、私の周りでも農業に取り組む人が増えてきました。しかし、今まで農業経験のない人が1人でやるのはなかなかしんどいと思えます。JAのアグリスポーターの研修もありますが、今ある産直グループなどが中心になって仲間を増やす活動にも力を入れ、より広く大きな基盤づくりができないか。産直の取り組みにご尽力されている産業振興課が橋渡しの役割をして、農業人口の掘り起こしや産直品目の拡大などに取り組めないか、お聞きします。

ロ. 保育園の給食について

以前、町長は新給食センターで保育園の給食もつくれるようにしたいと発言されていましたが、0歳児からの離乳食に給食センターが対応できるのでしょうか。食育という面でも各保育園でつくることが必要だと思えますが、どのように考えているのか、お尋ねします。

産業振興課長（宮崎君） 私から、地産地消の拡大に関してご答弁させていただきます。

議員さんもおっしゃられましたように地産地消については、今のフードマイレージという部分のお話もございましたけれども、もともと地域で生産されたものをその地域で消費するというようなことでございますが、生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけて信頼関係を築く仕組みでもあるというふうに考えているところでございます。

消費者は新鮮な農産物を安心して食べることができます。逆に生産者からおいしい食べ方を学ぶこともできるということで、生産者にとっては自らが販売価格を決定でき、少量のものでも販売できるなど消費する側、生産する側双方にとってメリットがあるというところでございます。消費者と生産者のニーズが合致して、ひいてはそれが農産物の生産拡大や農業所得の向上、今課題になっております遊休農地の解消など、町農業の振興と地域の活性化につながっていく、こういった形が地産

地消の理想とする形というふうを考えているところでございます。

町では、地産地消に関する多くの取り組みがされておりますけれども、消費する側の1つに、今お話いただきました学校給食センターでの取り組みもございます。さらに味ロジックわくわくさかきの皆さんが、ねぎみ大根等の野菜やりんご、ぶどう、町内で生産された農産物を原料に使用した農産物加工品を生産しております。そしてこれら加工品の多くが町内で販売されておまして、これら農産物加工品向けの野菜等の生産拡大も期待されているところでございます。

生産する側におきましては、地産地消の推進に向けてまずその担い手を確保することが必要ということでございます。先ほど議員さんからも言われましたけれども、JAちくまや農業改良普及センター等と連携する中で、野菜や果樹、花卉の栽培を希望する皆さんを対象に、月1、2回、2年間にわたって土づくりや機械の使い方、病虫害の駆除方法など農業のいろはから学んでいただくアグリセミナーを開催しています。また農業支援センターでは、農繁期に労働力が欲しいという農家からの要望を踏まえて、ぶどうの房こき、粒ぬき、りんごの摘果といった特定の時期に集中的に行う必要のある農作業のお手伝いをするアグリサポート事業も実施しております。今年度は20名の皆さんがアグリサポーターとして活躍されておりますけれども、その中には何年か継続して農作業に従事して、一定の栽培技術を身につけた方もいらっしゃいます。また農地を持っていないものの、まず自家用から始めて将来には農産物の直売なども行ってみたいと考えている方には、地域の農業に精通された農業委員さんが中心となって農地を斡旋するほか、JAの営農指導員が技術的な支援に努めております。これら、いわば農業の入り口に立っている皆さんに就農していただくことができれば、消費者が望む農産物の品目確保や数量の安定供給に向けて大きな力となります。

町といたしましては、これら農業をやってみたいと思っている皆さんの掘り起こしと、アグリセミナー修了者、アグリサポーター経験者等の就農を支援してまいりたいと考えております。そういう中で食育・学校給食センターの建設が計画されているところでございますので、町民の皆さんに食や地産地消について、これを機に考えていただいたり、取り組んでいただくということが大事であります。農業支援センターを中心に、農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターなど関係機関と連携する中で、まずその地産地消推進の仕組みづくりというのが、今の団体の育成ということもございましたけれども、非常に大事であるというふうに考えており

まして、これが1つの鍵を握っているというふうに考えておりますので、相談しながら進めていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

教育文化課長（西沢さん） 私からは、地産地消の拡大についてお答えいたします。

地産地消の推進は近年、各地域の学校給食において進められてきております。学校給食に地域の農産物を活用することは、児童生徒に地域の産業や文化に関心を持たせたり、地域において農業等に従事している方々に対する感謝の気持ちを抱かせるなど、教育的効果があります。加えて、顔の見える生産者により供給される食材は安心して安全性が高く、感謝の気持ちを直接伝えることもできます。

このため、今後学校における食育を推進する上で、積極的に学校給食に地域の農産物を活用し、それらを生きた教材として用いて指導を行うことが有意義であると考えられます。さらに地産地消は郷土愛につながっていくものと考えております。

さて、坂城町の地産地消の推進状況ですが、地産地消を始めた当初、坂城産の食材はねぎみ大根、大豆、巨峰、小麦粉等の6種類でした。しかし年々、地域の協力、理解も得られ、さらに新たな協力も得られるようになり、納品量、食材の種類も多くなってきております。野菜や果物の収穫の時期を迎える9月からの献立には、毎日のように坂城産の食材が使用されるようになってまいりました。その中で平成18年度坂城産食材の使用率は8%でしたが、平成19年度は10%に、わずかですが増えております。さらに町内産食材を多く取り入れてまいりたいと思います。

今後につきましても、現在の坂城産の食材に加え、多くの品目の野菜、果物を取り扱いたいと考えております。しかし、給食センターでは短時間で町内小中学校の児童生徒の給食を調理しなければならないため、ある程度規格の揃ったもので納品や量が多く必要とされるため、給食実施日より1カ月から2カ月前までに品目、納品量の確定が必要となってまいります。さらに計画的、安定的に食材が供給されれば、地域の方々のご協力をいただきながら毎日の献立の中にもより多くの坂城産の食材を取り入れた献立を考え、地産地消を推進してまいりたいと考えております。

子育て推進室長（中沢君） 私からは、保育園の給食についてお答えします。

0歳児の対応につきましては、月齢だけではなくて体重や体調によって進み方が異なる離乳食であるため、病気や離乳食が食べられない場合なども離乳食の進み方が遅れていき、月単位ではなく日々異なる状況の中で対応しております。1歳児につきましても同様で、体重増加が悪い場合や離乳食の開始が遅い場合も離乳食の対

応をしております。そのため、対応が個々であるため、一人ひとりの量や形態も違い、1人ずつ配膳されております。給食センター式の大量調理形式ではなく、個々の鍋やコンロなどの調理できるスペースと器具、調理員が必要であります。また現在は、園児の保育園での食事の状況を見ながら調理しているので、それらの確認をしていく必要があると思います。

保育園給食は乳幼児が食べやすい食事づくりをしております。一方、学校給食では栄養バランスのとれた食事を児童が配膳しますので、配りやすい食事を調理し提供しています。このように保育園給食と学校給食の違いが大きく、学校給食の食事の量を少なくして保育園給食とするだけでは対応が難しいこと、また献立作成部分から異なり、調理ラインも保育園専用のラインの設置が必要と思われます。効率化に向け検討することは重要でございますが、現段階の検討結果では各保育園が配送を受けられる施設がないため改修が必要であり、また給食センターの調理施設の増設等、一定の設備投資の費用の増加が予想されております。

いずれにいたしましても、いろんなケースを調査検討いたしまして進めてまいります。

7番（入日さん） 課長の答弁で、坂城産は8%から10%に増えたということです。非常に努力されているということがわかりますが、福島県の西会津町では、ここは8,300人の小さな町で65歳以上が40%を占める過疎と高齢の町だということですが、町では健康をキーワードに保健、医療、福祉のトータルケアを推進し、食の健康を図るため、平成9年より健康な土づくりによるミネラル野菜の栽培に取り組んでいます。この農法は、まず田畑の土壌分析を行い、バランスのとれた健康な土で栽培したものをミネラル野菜、ミネラル米といって給食センターなどに納入しています。現在、約70人の会員がいて、米や野菜をつくり、学校給食センターで使用しています。

納入窓口はミネラル野菜普及会という生産者団体で、給食センターは約750食つくっているそうですが、18年度の地元のミネラル野菜の使用率は47%だそうです。品目ではじゃがいも、大根、白菜、里芋、長ねぎ、小松菜、アスパラが70%以上、キャベツ、人参、玉ねぎ、キュウリが30%から50%となっています。月はじめに給食センターと普及会と、これは坂城町という産業振興課なんです、その担当課が学校給食出荷連絡会を開き、双方の要望や意見交換をしています。畑での野菜の生育状況を確認し、翌月の献立に反映させているようです。

給食センターでは、以前は1カ月単位で行っていた野菜の注文の取りまとめを1週間ごとに行い、1週間ごとだと納入できる野菜がほぼ生産者でもわかるということで1週間ごとに納入できる野菜の報告をしてもらうように変えたところ、地元産の野菜を増やすことができたということです。また坂城町でも献立で、今日は地域食材の日ですと給食便りで載っていますが、こちらでも生産者の顔を廊下に貼って、今日はこの人の野菜ですよというふうにしたりとか、あるいは生徒と交流を行ったりということで、今まで野菜嫌いだった子どもたちも野菜が食べられるようになったというような効果も現れています。また給食の残菜はセンターにある生ごみ処理器で処理し、できた肥料は生産者に無償で分け、循環型農業に取り組んでいます。

坂城町の給食センターでも地元産の食材の日は、先ほどのように給食便りで知らせていますが、生産者がわかるとより身近に感じるのではないのでしょうか。そういう意味でも写真を貼ったりとか、今日はこういうところから採れましたというようなものがあれば、もっと子どもたちが親しみを感じるのではないかと思います。また、お～い原木会もだいぶ品質が落ち着いてきたということで、今まできのこの取り扱いがなかったんですが、今後、給食センターで利用していけないのか。そのことをお伺いします。

産業振興課長（宮崎君） いくつかのご質問をいただきました。地産地消につきましては、先ほどご答弁申し上げたところでございますが、特に大切なのは消費される方の考え方ですとかその量ですとか、それによって生産者との仕組みづくりも変わってくるというようなことでございます。ちょっと私も、西会津町の状況をよく存じ上げないので恐縮なんですけれども、そういう中で、この坂城の場合はりんごですとかぶどうですとか、そういう果樹ですとか、ねずみ大根というような部分の中では産地でございますけれども、野菜という部分の中では非常に弱い部分があります。そういう中で私ども産業振興といたしましては、遊休農地と絡めながらどういう施策がとれるのかというのを1つの課題というようなことで、それに対する仕組みづくりも考えていっているわけでございます。

決め方等の中で、メニューづくり等も大事なかなというようなことでは考えているわけでございます。そういう中で最後にお～い原木会等のきのこも利用できないだろうかというようなお話をいただいたわけなんですけれども、ご案内のとおり現状の中では特にきのこは、いつときにたくさん出るという部分もありますので、まだ生産が安定しておりませんが、将来に向けてはそういったところでの使用というの

も可能ではないかというふうに考えているところでございます。

教育文化課長（西沢さん） ご質問の中で、もっと親しみを感じるようにというご指摘がございました。生産してくださる方との交流ということは本当にやっていきたいというふうに考えておりますので、今後、本当にいろいろな面から検討していきたいというふうに思っています。

いろいろな生産者、いろいろな野菜、果物をつくってくださる生産者をもっと増やしていきたいという考えももちろんございます。ですので、毎年、毎年、本当に少しずつですが協力してくださる方が増えておりますので、そういう方々とのネットワークを通じてもっともっと多くの方に給食センターへ納入していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

7番（入日さん） 産業振興課長にもネットワークを広げてということで、地産地消の取り組みについて、本当にこれから地道な取り組みと大変な役割を担っていただくようになるわけですがけれども、本当にこれは一朝一夕にはできませんし、長い目で見ていかないと地産地消を増やすということはなかなかできないと思います。また、給食センターにしても個々の農家といちいちやりとりするようでは、とても手間隙がかかってだめだということで、窓口の一本化などのことも検討していかないと、量のまとめだとか事務の煩雑さなんかを解消できないと思いますので、そういうところの音頭取りをよろしくお願ひしたいと思います。

水田1haで年間約1千トンの保水量があり、洪水を防ぐ役割をしています。田畑は熱やCO₂を吸収してくれ、クーラーの役割や温暖化防止の役も果たしています。農業や農地を守るといことは地球環境にもやさしく、災害を防ぐためにも大切なことです。国民の安全と命と財産を守るのが国家の最大の存在価値であり、それができなければ税金を徴収する権利も失うというのが世界の共通認識です。それは町の行政にも当てはまることではないでしょうか。町民の安全と命と財産を守ること、防災への備えや食の安全、医療、福祉の充実など、町民満足度をどのように高めるか、町長も先ほど住みやすいまちづくりを進めると答弁がありました。限られた財政の中でやるべきことがたくさんあります。常に町民の目線を忘れず、暮らしやすいまちづくりのためにこれからもともに頑張りたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日20日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後4時40分)

6月20日日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 田 中 邦 義 君 | 8 番議員 | 春 日 武 君 |
| 2 〃 | 山 城 賢 一 君 | 9 〃 | 林 春 江 君 |
| 3 〃 | 柳 澤 澄 君 | 10 〃 | 安 島 ふみ子 君 |
| 4 〃 | 中 嶋 登 君 | 11 〃 | 円 尾 美津子 君 |
| 5 〃 | 塚 田 忠 君 | 12 〃 | 柳 沢 昌 雄 君 |
| 6 〃 | 大 森 茂 彦 君 | 13 〃 | 宮 島 祐 夫 君 |
| 7 〃 | 入 日 時 子 君 | 14 〃 | 池 田 博 武 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 中 沢 一 君 |
| 副 町 長 | 柳 澤 哲 君 |
| 教 育 長 | 長谷川 臣 君 |
| 会 計 管 理 者 | 塩野入 猛 君 |
| 総 務 課 長 | 中 村 忠比古 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 片 桐 有 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 宮 下 和 久 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 塚 田 好 一 君 |
| 子 育 て 推 進 室 長 | 中 沢 恵 三 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 宮 崎 義 也 君 |
| 建 設 課 長 | 村 田 茂 康 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 西 沢 悦 子 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 柳 澤 博 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 塩 澤 健 一 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 塚 田 郁 夫 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 吾 妻 忠 明 君 |
| 議 会 書 記 | 金 丸 恵 子 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| (1) 町内企業の雇用形態についてほか | 大森茂彦 議員 |
| (2) 「パートナーシップさかき21」についてほか | 安島ふみ子 議員 |
| (3) 創造学園大学薬学部について(其の2)ほか | 春日武 議員 |
| (4) 町の道路施策についてほか | 林春江 議員 |
| (5) 産業道路の改良についてほか | 円尾美津子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

9. 議事日程

議長(池田君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(池田君) 最初に、6番 大森茂彦君の質問を許します。

6番(大森君) ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 町内企業の雇用形態について

イ. 町内企業の雇用形態について

今「蟹工船」が売れております。この小説は1929年に書かれたもので、カムチャッカ沖でカニを捕り缶詰にする船の労働者が過酷な労働条件に怒り、立ち上がる小説であります。

毎日新聞5月31日付の記事によりますと、この「蟹工船」は今年の増刷が5月30日で延べ20万部を超えて、例年の4.7倍強で古典としては異例の大ヒットになっているとっております。最近では4万部から5万部を数日おきに刷っており、一部書店では平積みで販売し、品切れという状況も出ていると言います。今、過酷な労働を「蟹工」と表現する若者もいると報じております。このブームの背景には若者の非正規雇用と劣悪な労働があるとされております。

それを裏付けるように派遣労働者など、非正規雇用者の割合が34.0%と過去最高を更新しました。これは総務省が5月30日に発表した労働力調査詳細集計の2008年1月から3月期の結果であります。非正規雇用比率は、前年同期比0.3ポイントの増加で、2期連続の上昇です。正規雇用者が22万人減少したのに対し、非正規雇用者は11万人増加したと言われております。特に15歳から34歳では、正規雇用が19万人減少、前年07年10月から12月期にも同じ年齢層で76万人が減少しております。他の年齢層の正規雇用が増加する中で、5期連続の減少であります。

東証一部上場の大企業が08年3月期決算で最高益を更新しているもとの、若年層の正規雇用が依然として押さえ込まれている状況にあります。ワーキングプアと言われる働いても貧困から抜け出せない人々が社会問題となる中、正社員化を求める戦いが広がってきております。しかし、依然として企業が正規雇用から賃金が低い非正規雇用に置き換える流れが変わっていないことなどを調査結果は改めて示しております。

労働者派遣法を派遣労働者保護法に抜本的に変えることを日本共産党は提案しております。労働法制の規制強化が急務の課題になっております。そこでお尋ねするわけですが、町内企業の雇用はどのようになっているか。また、外国人労働者の雇用形態についてもお尋ねいたします。

町長にお尋ねしますけども、町は地域雇用と地域経済に責任を持つという立場にあるわけですが、この町の雇用状況について実態の調査をすべきではないかと思っておりますが、それについてお考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 町内企業の雇用形態ということでございますが、町内企業の雇用形態については、後ほど産業振興課長から説明させますが、私のところではまず外国人雇用について申し上げます。

工業の町坂城にございましては、労働力の一翼を外国人の皆さんが担っているということ、担っていただいているということは事実でございます。町内の外国人の世帯とその雇用でございますが、平成20年5月末現在、坂城町の外国人登録人数は413世帯、585人ございまして、うち就労者数は280人、主に技能工、生産工程従事者が264名となっているところでございます。

わが国における外国人の一般的な問題として、治安の悪化やごみの出し方のマナ

一など、社会的側面のみが強調されている面もございますが、少子高齢化社会が進む中で外国人労働者が日本の経済、産業の一部を担っているということ、そしてまたそれが必要不可欠な存在になっているということは事実でございます、わが坂城町においてもほぼ同様の傾向でございます。

町内の企業において、先ほども申し上げましたけれども、労働力の一部を外国人が担っていただいているということでもございますが、国別に見ますとブラジルが54%、中国が25%、インドネシアが5%、タイが4%、その他10カ国で12%であるわけでございまして、坂城町の場合もその職種は技能工、生産工程での従業者がほとんどということでもございます。また、労働条件としますと、単純労働で非正規雇用ということが推測されるところでもございます。

外国人労働者の雇用につきましては、国においては第9次雇用対策基本計画において、外国人労働者受け入れの基本方針を定めております。主に専門的技術分野の外国人労働者の受け入れをより積極的に推進するという一方で、いわゆる単純労働者の受け入れについては、日本経済社会の多大に影響を及ぼす、日本の雇用状況にも影響があるというようなことから、慎重に対応するというようなことが不可欠な問題としてとらえられているところでもございます。

また、長野労働局でございますが、平成20年度の長野県雇用施策実施方針の中では、基本的施策で外国人労働者の雇用環境の改善の推進として、外国人労働者の不安定雇用、低い労働条件等の改善をするために、事業主によりいろいろな管理面で適正化を図るよう指導しておりますし、外国人雇用主に対しましても、改正の雇用対策法の周知、広報を徹底させているところでもございます。雇用状況に応じ、集団指導というようなこと、そしてまた雇用管理を図るというようなこと等の面からの指導も求められているところでもございます。

町としましては、工業の集積地として中小企業の製造業を中心に、特色ある地方の工業都市として発展しておるわけでございます。そしてベンチャービジネスタウンとしても海外に注目されているということでもございます。工業を取り巻く状況は業種によっても依然厳しい状況にございますが、低コスト、納期の短期化、そしてまた受注の減少も続いております。さらにまた団塊世代の大量退職及び少子化等により企業において、労働力不足の問題が生じております。いずれにいたしましてもこれらの事情を踏まえながら、国、県等の指導のもとに町内企業におきましても、外国人労働者の雇用の安定と福祉の充実等々を図られるよう促進してまいりた

いと考えております。

産業振興課長（宮崎君） 町内企業の雇用形態につきましてご答弁させていただきたいと思います。

統計的な数字というようなことをございますけれども、平成18年10月1日現在の事業所企業統計調査では、町内の製造業284社の雇用者総数5,212人ということで、内訳は常用雇用者が5,077人、このうち正社員、正職員は4,488人で臨時雇用1カ月以内、パート・アルバイトという括りの中では724人ということで、非正規雇用者の占める割合につきましては13.9%というような状況でございます。

これら労働統計等につきましては、現在、県の商工部のほうで多様化する就業形態の労働環境実態調査というようなものを、期間的には9月に県内郵送で調査をしている部分もございます。町内のそういった非正規雇用者といえますかそういうのを知る上では、ちょっと回収率は低いんですけども、そういう調査もあるということで町独自の調査はどうなのかというご質問がございましたけれども、県のこういう調査、当然、町内の企業にもまわっているところがございますので、ここら辺のデータが共有できるのか、県等と相談して研究していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

6番（大森君） 今それぞれご答弁をいただきまして、外国人の点について町長の答弁があったわけですが、特に非正規雇用の推測が非常にあるのではないかと推測できるというお話であります。もう1つは、外国人登録世帯で先ほどの答弁では、413世帯の585人がいらっしゃるということです。あと国保の加入外国人世帯についてですけども、このうちの38世帯の方が入っているということで、特にそのうちの短期証が8世帯、資格者証が2世帯ということで、本当に収入が低いのではないかとということで、非常に心配される場所でございます。そういう意味で、やはり調査については、県との流用ができるかどうかというお話もあるわけですが、工業の町ということや町長が雇用のある町であるということで自負される点から見ても、やはり雇用形態についても良質の雇用を求めていくということが大切ではないかというふうに思います。

今の課長からの県の調査内容ですけども、少し細かく述べるわけですけども、特に非正規社員の調査では、賃金収入について不満、やや不満という割合を合わせて56%を占めております。そして満足、やや満足という26%を大きく上回って

るわけであります。それは業務や責任が正社員と同じなのに、待遇に差があることなどが理由に上がっております。年収面では、男性が200万円から300万円未満34%、女性は150万円から200万円未満が21%で最も多くいたということであります。

また同時に行われました事業所への調査で、非正規社員を雇用する理由について求めております。これについては賃金コストを削減するため、これは45.1%と最も多く、次いで1日または週の繁忙時期に対応するためが24.4%であります。また、非正規社員を雇用するにあたっての主な課題といたしまして、人材確保、これも人数の確保ということで39.7%で最も多く、次いで仕事に対する責任感が33.0%であります。このように低賃金で人材確保したいという企業側の思惑が明らかになっております。

非正規で低賃金で働く人が増えれば増えるほど、町の財政などにも大きな影響が出てくるのではないかと心配するところであります。それについて、最近の課税標準額の段階特別調査によれば、やはり10万円を超えて100万円以下の方が2,718人、100万円を超えて200万円以下の方が2,236人、このようなことでもあります。合わせて4,954人ということなんですが、こういうような状況の中で低所得、低収入ということになってくるわけですが、こういう状況が何年も何年も続くことによって、町の財政についてどんな影響が出てくるのか。そのようなことについてもご答弁を求めます。

総務課長（中村君） 課税所得の段階ごとということであります。

何年かそう変化はなかろうかなど、このように感じております。ただ、例えばここ何年か税制の改正というところで、変化のあった階層というところもございます。それは年金所得の方々の部分のところである程度大きな影響があったかと思っております。しかし、それ以外の部分の影響というのは、そう変化はなかろうなというふうにとらえてはおります。

ということで、総体としてどう影響するかというところはそう感じておりませんし、きちんと申告が、あるいは報告がされて課税ができています。また課税所得というのは当然、扶養される数ですとかあるいは給与所得控除ですとか、それぞれの方の控除額等によっても変わるわけでありまして、そしてそう大きな変化を年度、年度でいたしていないということで財政そのもの、税収そのものへの影響というところ、そういうところがことさら影響をしているというようには考えて

おりません。

6番（大森君） 財政上には特別大きな影響がここのところ感じられないということであるわけですが、社会保障全体の点から見ても、非正規であるということであれば、国保へ加入されてくる。そして低所得ということになってくれば当然、滞納が増えたり生活保護につながったりという可能性はいくらでもあるわけでありまして、ちょっと長い病気をされれば、それこそ大変な生活困窮に陥るということにもなってくるわけでありまして、やはりそういう意味では、憲法でいう最低限度の生活ができるだけの所得をきちっと保障していくということのためには、企業の町としてやはり良質な雇用を求めていくということが大事ではないかというふうに思います。そういう意味で、先ほどお伺いいたしましたけども、地域雇用と地域経済の責任を持つという町の立場からしますと、この正規雇用を要請していくということがどうしても必要ではないかというふうに思います。

町長にお伺いしますけども、県の調査を流用できるかどうかということもあるかもしれませんが、やはり外国人の方の雇用も含めて実態の調査を行っていくということが、これから必要ではないかというふうに思うわけです。それについてもう一度ご答弁願いたいというふうに思います。

町長（中沢君） 雇用について外国人を含め、町独自の調査をというお話でございます。一般的にいろいろ雇用に関する調査は県が指導いたしまして、各企業で進める。そして各町村ごとにその実状をフィードバックしてくるということでもあるわけでございます。

ご承知のとおり、そういったデータは全体的にどうであるかという平面的な話と、また年次的にどうであるか等々の比較もこれまた基本でもあろうと思います。国、県の調査をより解析し利用するという、そしてそういう中から実態を学ぶということ、これは基本的には大事だなと。ご指摘の町独自でどういった調査がその上に立ってより必要かということは、また別途検討してみたいと考えてところでございます。

6番（大森君） 県の調査などを解析して利用していくということのご答弁であるわけですが、それでは今回の県の調査に基づいて、やはり町内企業の皆さんに対して正規雇用を要請していく。そういうことをぜひ動いていただきたいというふうに思うわけでありまして、それは要望としておきまして、2番目に参ります。

2. 町の機構改革について

イ. 町職員の勤務について

機構改革は坂城町行財政改革推進計画、自律のまちづくりへの道しるべ、集中改革プランで行われておりますが、平成20年度当初を第1次目標に、平成21年度を第2次目標として実施しております。19年度は組織を大改変いたしました。この1年間運用してきたわけでありましたが、ここでどのような問題点、あるいはよかった点があるのか検証する必要があるかと思いますが、それについてお尋ねしたいというふうに思います。

ロ. 非正規職員の待遇改善について

今までも何回か質問してまいりましたが、再度取り上げさせていただきます。

これからの団塊の世代の定年が目の前に来ております。保育士の正規採用は平成17年に1人を採用し、18年度、19年度は保育士の退職者がいなかったこともあって採用されておりました。来年度2人を採用するというところで、当然ではあるわけですが、一定の評価をするところであります。

一方で、定数管理と財政上の理由ということで、長年常勤的非常勤で勤めていただいている保育士の方に対し、現時点で正規雇用ということになかなかできないということであれば、待遇改善で対応できないのか。例えば病気で休みの日数、有給休暇を増やすなどすることも必要ではないかというふうに思うわけですが、この待遇改善をする方向にあるのかどうか、お尋ねいたします。

総務課長（中村君） まず機構改革に伴ってというお話から申し上げます。

機構改革を行いまして1年余を経過いたしましたところであります。地方分権という中で権限委譲の推進、少子高齢社会への対応など町に求められる行政事務も広範囲となっております。団塊世代の定年による職員の定員管理も大きな課題となっております。これらの課題に対応をしていくために、また住民サービスの向上を図りながら組織のスリム化、横の連携の重視ということで12課34係を7課26係にする機構改革を行って、19年度から開始をいたしましたところであります。

住民サービスの低下など自己評価と町民の評価はどうであろうかという検討であります。機構を直す際に事前にお知らせをいたしてまいりましたし、また具体的な配置換えも年度初め前に行ったところであります。ただ、当初そういった見直しに対して、殊に教育委員会事務局が文化センターへ集中をしたということ、この庁舎から移動したという点につきましては、ご承知いただくまでに多少なりとも時間

がかかりました。それからどこの窓口かなというようなことで、職員はある程度以上にご案内等申し上げてまいりましたけれども、当初、多少戸惑われた部分があったかなというところではございました。ここへ来ましてはもうそういう部分は解消できておろうかと思えます。

それからどう評価していくか、また先へ向けてもそういう検討はいたしてまいらなければならないと考えております。ただ、大きな課にいたしましたというようなことで、例えばイベントなんかを行いますと、そういう面では有効に機能しております。事業を大人数で短時間に行うというような効果は確実に上がっておると考えております。

次に非正規職員の待遇改善ということでお答えをいたします。

常勤的非常勤と正規職員の待遇の違いということでございます。地方公務員法の適用の有無というところで、給与体系や休暇の体系等に違いがあるわけでありまして。正規職員は地方公務員法の適用がなされますので、任用、給与、勤務時間その他勤務条件、分限、懲戒などの規定の適用を受けます。条例に定められた給与に関する規定、あるいは勤務時間や休暇等の規定を用いて運用がされるところであります。一方、常勤的非常勤につきましては、この適用でなく、他法の適用というところ。給与、休暇等につきまして、別の運用を行っているところであります。

常勤的非常勤の正規職員化というお話でございます。正規職員としての採用というのはご存じのとおり、地方公務員法第17条の規定によりまして、競争試験または選考によるものということにされております。町では、殊に今回、先ほどもお話もございました保育士の採用というようなところで、こういった試験を受けやすくするために、年齢要件をある程度以上拡大をいたしております。現実には、ある程度のご応募をいただいているところでございます。

常勤的非常勤職員の待遇改善ということでございますけれども、一般職におきましてもその給与構造の見直しというようなことの中で、数年来給料額が上がらないというような状況もございます。また近隣の状況と照らし合わせてみましても、そう大きく差はなかろうということもございますし、また他より悪いという状況もなかろうと思っております。ただ、これは調査いたしておりませんので、今後調査をさせていただいて大きく差があるとするならば、そんな対応もしていかなければならないかと、こんなように思うところであります。

6番（大森君） 非正規職員の待遇についてですけども、これは国や県もどういう待

遇になっているかということはどうも統計をとってない、調査もしていないよう
あります。ですから自治体によって、それぞれいろんな雇用条件になっているとい
うことであるようです。それで保育士の採用にあたって、年齢拡大をされたとい
うようなことでの配慮が見受けられるわけですが、この常勤的非常勤の皆さんに
対して、ここ1年、2年のお勤めじゃないわけでありますので、やはりそこはきち
っと保障していくということが必要ではないかというふうに思います。特に同一労
働、同一賃金ということと併せ、責任も相当重いクラス担当をされるというよう
なこともありますので、その点ではきちっとした対応を求めたいというふうに思
います。

次の点に入りますが、来年度の体制を考えますと、新規採用2名を加えてもひょ
っとしたら何人か足りなくなるのではないかというふうに思います。これについて、
その辺の状況はどうか、お尋ねいたします。

総務課長（中村君） 保育園でということ。保育園は毎年3月の半ば過ぎになりませ
んとクラス数等が確定をしてこないということがございまして、確かに職員で言
いますとこの年度末、保育園で定年を迎える職員が3人おります。ですから2から3
を引くとマイナス1だなということになるかと思いますが、そういうクラス編成
上、どれだけのクラスになるのかというのは3月の半ばくらいまで行かないとわ
かりません。そういったことで、今ここでどうだというようなことはちょっと申し上
げづらい点はございます。ただ、2名採用するという中で職員としてマイナス1に
なるということ、それは確かなことでございます。

6番（大森君） 定員管理ということで、職員をどんどん減らしていく。142名ま
で減らす予定、そういうことであるわけですが、保育士の皆さんにしてもあるいは
事務職の皆さんにしても、職員数は少なくなることによって、職員への仕事の負担
が増えてきているのではないかということ非常に心配するところであります。そ
ういう意味でも職員の定数についてやはり見直しをしながら、より働きやすい職場
をどうつくっていくかということについて、全職員でよく話し合っていく必要があ
るんじゃないかというふうに思うわけであります。

この点について、信毎の4月30日付の記事では、縣市町村課の調べでは県内の
市町村の正規職員が4月1日現在では07年度2万2,695人、03年度から4
年間で1,980人が減少しているというふうに言っております。これに対して、
自治労県本部が加盟組織のある県内72市町村を対象に06年6月末時点で行った

調査によりますと、非正規職員は1万1,135人、03年の同期比に比べて2,907人、35%増えたこととなります。非正規職員は先ほど言いましたけども、雇用の形態やら期間が異なっているということで、特に半年から数年で給料も一般的に正規職員に比べて低いと。特に法を守って国民の生活をきちっと維持するということでの行政の立場として、この不安定雇用を膨らませているという意味では、大きな責任があるというふうに指摘しておきたいというふうに思います。

時間がありませんので次へ行きます。

3. 子どもの食育について

イ. 保育園の給食について

一つひとつ質問をしていきますので、ご答弁を願いたいというふうに思います。

まず1点、保育園での給食の位置づけと役割についてお尋ねいたします。これについてご答弁ください。

議長（池田君） 質問者、一応通告をしてありますから、第1問はいわゆる通告どおりに質問をしていただかないと、答弁をするほうがちょっと困るんですよ。そんな関係で、通告どおり第1問はしてください。お願いします。

6番（大森君） まず1点については、保育園での給食の位置づけと役割は何かについてお尋ねいたします。

次に、保育園での食物アレルギーなどの特別な献立が必要な園児は何人いらっしゃるかお尋ねいたします。

ロ. 学校給食センターについて

次に、「道しるべ」で16年度以降、学校給食センター、保育園の給食調理業務のうち委託が可能なものは食の安全と質を確保の上、臨時職員の雇用の安定も含め、外部委託の方向で検討するとしておりますが、これを検討されたかどうか。外部委託の方向はどんな理由なのか、お尋ねいたします。

子育て推進室長（中沢君） 保育園給食についてお答えします。

保育園での給食の位置づけと役割につきましてでございますが、坂城町でも生活習慣病によるQOL、生活の質の低下や医療給付費、介護給付費の占める割合が高くなる傾向にあり、財政面への影響なども深刻化してきております。このことから健康な体づくり、望ましい生活習慣は疾病予防の観点からとても重要でございます。

保育園の子どもたちは疾病にならない体づくりの時期であり、また生活習慣を形

成する初期の段階にあります。そこで保育園で体づくりの基礎となる活動や食事、休養などの生活の基本をつくっている時期だからこそ、給食を通じて体づくりに必要な栄養素の確保や、バランスのとれた食事がとれるような知識や体験、興味を持つような食育を進めていくことが重要な役割であると考えております。

また保育園での過ごし方や活動の中だけでは、子どもたちの成長を保障することができませんので、家庭との連携をとることがこれからの課題でございます。

現在、保育園給食では1日あたり必要な栄養素の確保が3歳以上児で1日約40%、未満児では約50%です。家庭で残りの栄養素の確保の仕方によりまして、体の成長に差が出てまいります。比較的、保育園での給食に依存する傾向が強く、家庭での食に対する自主性が弱いため、本来の役割を果たせません。これから家庭への働きが大切であると考えております。

次に、食物アレルギーなどの特別献立が必要な園児の数についてでございますが、現在、食物アレルギーで除去及び代替食の必要な園児は、南条2名、村上1名でございます。いずれも卵のアレルギーでございます。そのほかに離乳食の対応を必要とする子が南条8名、村上6名、坂城5名います。離乳食の進み方が遅い傾向にある子や離乳食がうまく進まずに1歳過ぎてきている子などの対応が必要なため、離乳食のパターンを中期、後期、完了期、1歳半くらいまでが完了期と申しますけれども、その後、以降期、奥歯の生える前の時期でございますが、この4パターンで対応しております。

子どもたちに合った形態の食事を提供することは、子どもの成長、発達の上にも重要であり、このような対応は今後増加する傾向にございます。

次に、給食業務の外部委託につきましてでございますが、給食業務の委託につきましては、保育園の現場では平成14年度から県内の保育園給食等の業務委託しています保育園等を先進地視察するなどいたしまして、調査研究してきているところでございます。また、食育・学校給食センターの建設計画に基づき、庁舎内の関係課等でも検討をしているところでございます。

6番（大森君） 今、保育園の給食について、こと細かく答弁がありました。これだけのものをやられているのは、当然、園長さん、保育士さん、あるいは栄養士さん、そして調理員の方と毎日打ち合わせをして、それに基づいて今日は何食、どういふふうにつくるか、離乳食はどうするかということの打ち合わせを毎日するんではないかというふうに思うわけですが、これについて外部委託をしていくというわけで

ありますよね。その方向で今検討をしているということであるわけです。そういう点では、特に今業務委託ということであれば、請負になるわけでありまして、私もこれを調査したんですが、長野県労働局職業安定課に問い合わせしてみたわけですが、やはりこの請け負った業者とこと細かに栄養士と保育士、そして調理師がその指示を受けて調理をするということについては、非常にグレーで黒に近い偽装請負になるというようなお話でありました。これについてももっともっと、正確なことをやっていけば本当に大きな問題になるのではないかというふうに思うわけであります。

先ほどのアレルギーなどきちっと調理するということについては、当然こういうやり方をしなきゃいけないということであるわけです。そういう点では、非常に問題ではないかというふうに思うわけであります。

学校給食センターについてもお尋ねするわけですが、こういう点で調理についてどんなふうになっていくか、外部委託の方向はどうなっているのかということについてお尋ねいたします。

議長（池田君） 通告で、食育・学校給食センターについてというのもされているんですが、それはよろしいんですか。

6番（大森君） 今それについて、学校給食センターについて外部委託の方向で検討するということであるわけですが、その検討について行っているかどうかということをお尋ねしているわけです。

議長（池田君） ここに、町民の意見を聞く場を設けたらどうかということも通告されているわけ。だから1問目で通告したことをしっかりと質問してくださいと先ほどお願いしたわけですよ。

6番（大森君） 学校給食センターでの外部委託について検討されているのかどうか。そしてまた食育・学校給食センターのあり方について、広く町民の意見を聞く、そういうような場もぜひ設けていただきたいと思うわけですが、それについての答弁を求めます。

教育文化課長（西沢さん） 学校給食センターについてでございますが、学校給食センター業務の外部委託ということでございます。

現在、米飯給食、給食の配送業務、ボイラーの管理業務を委託しております。毎年開催される学校給食センター運営委員会においても、また平成17年に老朽化した給食センターを改築整備するため、町内関係者による検討組織、学校給食センタ

一課題検討会、さらに18年度立ち上げました新給食センター建設検討委員会においても検討をしております。外部委託あるいはそれを請負という方向ということではなくて、民間委託の道しるべにも示されておりますように、給食調理業務のうち委託が可能なもの、また食の安全と質の確保の上、臨時職員の雇用の安定も含め外部委託ができるかどうか、そういう方向で検討をしているということでございます。そういう方向というかそういう考えに立って検討をしているという内容でございます。

また、学校給食センターの改築につきましては、平成18年度、建設検討委員会を設置し、検討委員には議長さんをはじめとする町議会代表の皆さん、PTAを含めた学校関係者、区長会の代表者の方、商工会長さん、農協の組合長さんなどで建設地の検討をいただき、19年度には新しい施策を模索する中、食育・学校給食センターの建設の検討をいただきました。また、今年1月には広報さかき1月号により全戸配布によるアンケート調査を実施し、広く町民の皆さんのご意見もいただく方法も取りました。

そして今年の5月には食育・学校給食センター建設委員会を設置し、今までの建設検討委員さんに加え新たに有識者2名と味ロジックわくわくさかきの副会長さんにも建設委員をお願いしたところでございます。

今後につきましても、幅広い町民の方々の中から委嘱されました建設委員さんのご意見をいただく中、食育・学校給食センターの建設を進めてまいりたいと考えております。

6番（大森君） 幅広くそれぞれの当て職と申しますか、そういう皆さんを建設委員あるいは学校運営審議会等に採用されて、相談されているということであるわけですが、やはりまだまだいろんな意見があるかと思うんです。そういう意見も広く集めるということの中で検討していく。いろんな提案が出てくると思うんです。そういう意味ではもっと広く、あるいは学校給食センター建設にあたっての道路特別財源、まちづくり交付金を利用するというところについてのアンケートをとったように、そういう形でもぜひ進めていくということを要望していきたいというふうに思うわけでありまして。

時間もありませんので、給食の外部委託について、今後もう少し検討していくということで次へ回したいというふうに思うわけですが。特に今回、雇用について一般質問として行ってきたわけですが、国税庁が07年9月に発表した民間給与実

態の統計調査ということでいきますと、1年を通して働いている給与所得者の方のうち年収は、やっぱり200万円以下の人が2006年、21年ぶりに1千万人を超えたというふうに言います。働いても貧困から抜け出せない人たちへの直接的な支援が早急に求められているのではないのでしょうか。バブル以上の景気で経済成長下のもとで、貧困と格差が拡大してきております。さらに原油価格の高騰を背景に、食料品や生活必需品の相次ぐ値上げや原材料費の高騰による中小企業への圧迫も依然として深刻になってきております。

民間でも町でも、正規雇用から非正規雇用へ置き換える。こういうことはやめて町民の生活を守ってほしいと思うわけであります。これで、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、10番 安島ふみ子さんの質問を許します。

10番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を始めます。

まず、毎年6月23日から29日は男女共同参画週間ですので、今回はそのテーマの質問をさせていただきます。

この13日には内閣府が2008年度版男女共同参画白書を発表しました。それによりますと、女性の地域活動やボランティアへの参加意識は高いものの、依然として意思決定する場での女性の割合は低いようです。ただ、この坂城町議会におきましては、私を含めまして女性議員が4名選出されておりますので、14名中4名、29%と県下トップの割合であります。町長がどうお考えかわかりませんが、坂城町の自負すべき点の1つではないかと私は思っております。

1. 「パートナーシップさかき21」について

町には国が策定しました「男女共同参画基本計画」と、県が策定しました「長野県男女共同参画計画」があります。これらを十分勘案して「パートナーシップさかき21」、これですが、こういう立派な男女共同参画計画の計画書がございます。

イ. 計画の推進体制は

この計画は平成13年から22年までの10年間の計画であり、17年をめぐりに見直し、改定を行うとこの計画書にあります。まず、この計画にある重要事項につ

いて審議され、改定などの見直しをされたのかお聞きいたします。

ロ．進捗状況は

残り3年となりましたこの計画についての進捗状況をお聞きいたします。

長野県の男女共同参画計画というのは明確な数値目標がありまして、審議会を開いて現状の把握や答申を提出したりしております。県内では女性校長の割合が全国最下位に近く、重点的に取り組みが必要だとされていまして。

最近、町では昨年は南条小学校、今年は坂城小学校と女性校長が登用されておりました、身近に感じられるようになりました。一方、小中学校のPTA会長につきましては、全国でも10%の女性の割合にとどまっており、町では残念ながら1人も私は聞いておりません。民生委員や児童委員、また教育委員につきましては、多くの女性が参画していると思われまして、昨年は女性の消防隊員が2名生まれたことも非常に喜ばしいことであると認識しております。

実際、この計画の中で女性の登用や活躍が特に進んだ点、また具体的に施策が進んだと思われる進捗状況についてお答え願います。

ハ．公的分野での女性登用は

公的分野での女性の登用数がどのくらい伸びているのか、教えてください。女性登用の進捗の1つの目安となる審議会等の女性比率はどれくらいか。パートナーシップの計画が策定された時点から8年が経過しておりますが、それから進んでいるのかどうかお聞きいたします。

ニ．地域自治組織の女性委員は

人口減少、少子高齢社会、産業構造の変化、ライフスタイルの変化等々、私たちにとって家庭の次に身近な地域との関わりについて、特に近隣、隣組などの関わりが希薄になってまいりました。今後の地域活性化を考える場合、女性のポテンシャルを地域の活力をどう結びつけていくのか、大きなキーポイントであると思います。しかし、薔薇人の会などいろんな福祉関係のボランティアには参加する女性は多いものの、現実には地域のリーダーなど政策、方針決定過程の女性の参画は遅れていると言っても過言ではありません。

例えば1番身近な自治区の役員である区会議員に占める女性の割合であります。区によっては、区の規約等で割合を決めている区もあるようです。女性の割り当てを決める割り当て制（クォーター）を設けることに関して、町としてはどう考えるのかお聞きいたします。

また国におきまして、女性のチャレンジ表彰などを実施し、積極的な取り組みについて表彰事業を行っております。これらの情報を提供することも大切であると思っておりますが、これについてもお答えください。

ホ. 働きやすい環境づくりは

仕事と生活が両立できる形で働けるワーク・ライフ・バランスが重要で、その解決の手がかりが男女共同参画社会の形成にあると言われております。

坂城町は企業の町であります。企業における女性従業員のサポートを積極的に行っているのか。女性の育児休業取得、もちろん男性の育児休業などポジティブ・アクションを実施している企業などはあるのかどうか。また町として働く女性のサポート体制として、懸案であります病後児保育などの検討は進んでいるのか。まず1回目にお聞きいたします。

町長（中沢君） 「パートナーシップさかき21」についてでございます。

先ほど14人の議員さんのうち4人が女性だよというお話、私もそれについては敬服し、いろいろと耳を傾けているつもりでございます。

それはさておき、男女共同参画社会につきましては、国におきまして平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布、施行され、それに基づき全国的にいろいろな角度から推進されているところでございます。

県におきましても、13年2月に「パートナーシップながの21」ということで計画が策定され、そしてまた19年3月には「性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県をめざして」ということで、第2次の男女共同参画計画、22年を目標に策定されているところでございます。

当町におきましても、少子高齢化社会の進展や社会の急速な変化に対応していくために、男女がお互いにその人権を尊重し合い、個性、能力を十分に発揮できる男女共同社会をつくり上げるために、坂城女性プランを改定いたしまして、「パートナーシップさかき21」「坂城町男女共同参画計画」を策定したわけでございます。男女共同参画を推進する目標を達成するために、町内に関係機関が連携する取り組みも重要でございますので、そういった面の対応が不可欠ということで、それをまた連携をとっているところでもございます。

また、男女共同参画プランの作成にあたりまして、私もある面から参画し、そのときにこれは大事だなということの1つに、これを推進する機構が大事だと。それは民の力、女性を主体とした力によってより進めていくという観点から、そういっ

た組織が欲しいんだよということから、男女共同みんなの会も生まれ、そこを中心
に頑張してほしいというエールを送ったところでもございます。

現在の計画でございますが、最終段階に入っております。より実状等を勘案し、
さらなる対応をしてまいりたいなど。特にいろいろ社会生活の中における男女共同
参画の問題は基本となりますが、坂城町の場合には工業の町でございます。そうい
った職場における男女共同参画の問題、登用の問題、これまた大事でございますの
でそういった面からも企業の皆さん等々に啓発してまいりたいと、こんなふうに思
っております。

次に、公的分野の女性の登用でございます。町の施策、方針決定に町民の皆さん
の意思を反映させると、こういった審議会への参加をできるだけ心がけているつも
りでございます。審議会の委員を委嘱する場合に男性に集中するというだけでなく
て、互いにそのバランスをとっていくということでもございます。ご指摘のように
坂城町は議員さん、教育委員さん、人権擁護委員さん、民生委員さん等々は各市町
村を上回る実績を上げているわけでございます。これに甘んずることなく、いろい
ろとそういった面の登用を促し、また町内の人事においてもできる限り女性がより
生き生きと働く場づくりと、そういったいろいろな職場における責任がより果たせ
る、そういった人事構成をも考えてまいりたいとこんなふうに考えているところで
ございます。

企画政策課長（片桐君） 公的分野での女性委員につきましては、審議会等における
女性の人数につきましては、総数で227人中60人ございまして、26.9%
という比率でございます。「パートナーシップさかき21」の策定時におきまして
は18.4%ございまして、8ポイントちょっと上回ったという状況でございます。
また県の状況ですが、調査年が違いますけれども、県平均では22.6%、県
平均を4ポイントほど上回っている状況でございます。

教育委員など委員会等における女性につきましては、30人中7人で23.8%。
これも計画策定時には16.1%ということで7ポイントほど上昇をしております。
これまた県平均では13%ということで、10ポイント以上高い数値にございます。
また民生児童委員さんにおきましては38人中21人で、55.3%ございまし
て、策定時には52.6%ということで2.ちょっとのポイント上昇ということで
ございます。人権擁護委員さんにおきましては、5人中3人で60%ということで
ございます。策定時には定数が4人でしたので、女性委員さんは3名で変更はござ

いませんけれども、現在5人の定員になっておりますので、男性が1から2に増えたということでございます。県の平均では38.4%ということで20ポイント以上の高い数値ということでございます。

このようなことも具体的施策の進捗ということの1つであるというふうに考えておりますし、坂城町の場合は、県平均と同等もしくはそれ以上という状況でございます。先ほど町長もお答えしたところでございますが、町長の重要施策の方針の1つでもございます男女共同参画社会の形成という観点からも、公的分野への女性の登用につきましては、引き続き務めてまいりたいと考えております。

次に、地域自治組織の女性委員でございますが、議員さんご案内のとおり区長さんあるいは公民館の分館長さんは、現在すべて男性でございます。区会議員さんにつきましては、数区で女性の区会議員さんがおりますが、また上平区や中之条区におきましては、区の規約の中に女性区会議員の規定を盛り込み、選出をしているという先進的な区もございます。いずれにいたしましても自治区等につきましては、自主団体でございますので、行政から押しつけ的にはちょっと抵抗がございますので、その辺につきましては現在の社会情勢、いわゆる少子高齢化社会による女性の社会参画の必要性が言われている現在でございます。自治区におきましても、自治区の中から女性の役割の認識が高まり、地域活動リーダーとして登用されることが望ましいと考えております。

また、パートナーシップさかき21の推進と、町内における男女共同参画実現のために発足されました自主的な団体「坂城男女共同みんなの会」におきましては、毎年、数区と懇談会を開催し、自治区として、まず女性の区会議員さんの誕生に向けて積極的な働きかけを行ってきておるところでございます。先ほど申し上げました上平区、中之条区の取り組みについても、具体的な成果の現れというふうにとらえてもいいのではないかというふうに考えております。

国等の表彰制度の利用もございますので、自治区のみならず女性参画のための施策を行う企業への表彰等もございますので、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、働きやすい環境づくりのうち、男性の育児休業の取得率、ポジティブ・アクションに取り組む企業の状況について申し上げます。

町内の育児休業取得に関しましては、雇用保険適用事業所中、本年5月現在におきまして、現在12社、13人の方が取得中であるということでございます。全員

女性ということであります。町内の主だった企業に調査をしておりますが、育児休業制度自体は整備されておりますけれども、男性が実際に利用された例はまだないという状況であります。全国的に見ましても、厚生労働省が発表しました男性が育児休業制度を活用して育児休暇を取得した比率は、平成18年度で2.8%程度ということでございます。育児休暇をとりたいと希望する8割には、まだまだ遠い状況でございます。今後の活用に向けての課題と言えるものでございます。

男性の育児休業を短期のうちに飛躍的に増やすためには、先進国のスウェーデンというような例を見ますと、育児休業中の所得を国が保証し、休業する日数を父親にも割り当てるなど、そういった制度をとっている国でございますが、こういったことも国において必要かなということも考えております。育児が必要となる期間は限られたものでございますので、取得者の声を紹介するなど、多くの男性が育児の喜びを得られ、それがひいては女性の社会進出の一助となり、年齢、階層、級別労働力率、いわゆるM字型カーブ、この出産、子育てに女性の労働力が落ちるといふ、こういったことの解消につながるよう期待をしておるところでございます。

個々の企業におきまして固定的な性別による役割分担意識や、過去の経過から女性労働者の登用などについて、男女労働者の間に差が生じているとき、企業が自主的に解消する取り組み、いわゆるポジティブ・アクションへの町内企業の取り組みにつきましては、すでに作成し、取り組んでいる企業は1社でございます。今後の課題として取り組んでいきたいと考えている企業が5社ございます。そのほかの企業についてはそういった制度はとっておらないが、現場事務、男女関係なく対応していかなければ中小企業は成り立っていないというお返事もいただいておりますので、制度的にはなっていないが、現場では取り組んでいるようなお話も聞いております。

このポジティブ・アクションに取り組んだ成果といたしましては、女性労働者の労働意欲の向上、多様な人材による新しい価値の創造、労働力の安定的確保、外部評価、いわゆる企業イメージの向上、女性の能力発揮による企業業績の向上が上げられますが、実際にポジティブ・アクションに取り組んだ企業の売り上げ指数が飛躍的に向上したというデータもあるようでございます。男性の育児休業取得に併せ、町内企業の皆さまにもこういったことを紹介してまいりたいというふうに考えております。

子育て推進室長（中沢君） 病後児保育の実施の見通しはについてお答えします。

病後児保育実施につきましては、病気の回復期のため、集団保育が困難なお子さんを保護者にかわって看護する施設の整備が必要でございます。当然、医師の応援体制が必要であり、また看護師の常駐、他のお子さんに感染のおそれがあることから、一般児との交流を隔離する必要があります。このため、病後児保育事業は病院等に併設される場合が多いのが現状であります。当町の場合はインフルエンザ等でお子さんが病気回復期に向かっていますが、あと2、3日安静が必要であり、仕事は休むことができないとき、父母が交代で仕事を休み看護したり、あるいは祖父母等の応援をお願いして対応している状況でございます。

病後児保育につきましては、今後引き続き検討してまいります。

10番（安島さん） それでは再質問に入らせていただきます。

ただいま課長のほうから公的分野の女性の占める割合ですとか、そういった数字的なデータをお聞きいたしました。ほとんどが県の平均よりも10ポイントぐらいアップしているということで、坂城町は優秀であるというお答えであったと思うんですが、県平均または同等、それ以上であるという課長のお答えでした。長野県としてはきっと全国平均は低いんだと思いますので、これから国、県が掲げております30%を目指して、また、まちづくりのほうでも取り組んでいただきたいと思っております。

地域の自治組織の件ですけれども、これにつきましては、上平区、中之条区が区の規約として女性の役員を登用することを盛り込んでいるということでございました。こういう意識改革の部分では推進がなかなか難しいわけでありまして、私はまた区長会などで働きかけをしていただいて、ぜひ女性を区の役員に推薦していく、そういった形をもっと一層進めていくべきではないかと思っております。

上田市では、男女共同参画に意欲的に取り組んでいる自治区ですとか、団体ですとか、そういったところに表彰事業をしております。上田市が表彰しているんですが、坂城町は資金的に区としてこういうまちづくりを進めているから資金的に支援しますよというのを、今非常に活発に行っていただいておりますけれども、やはりすばらしい効果、成果を出しているそういう自治区とか団体などに表彰をしていく、それがまた励みとなって推進できる、そういった形は考えられないのか。そういうことについて、ちょっと町長にお聞きしたいと思います。

日本の女性研究者の割合というのは12.4%しかなくて、先進国の中で著しく低いために、国も女性研究者の育成支援に力を入れ始めました。東京大学のキャン

パス内に教職員や学生の子どもを預かる保育園が誕生して、女性研究者の支援を行っております。また、今全国的な問題になっています医師不足に関しても、女性医師の職場復帰などをプログラムに組み、支援をし始めております。これからの時代は女性の力を生かすことが社会の活性化の大きなキーポイントであります。女性というのは常に柔軟に新しい発想を持っております。そういった導入につながっていくということで、これからのまちづくり、地域づくりを発展させる大きな役割を担えるのではないかと思いますので、ぜひ、あと3年になりました計画、これからまた第4次長期総合計画とともに見直されると思うんですけども、しっかりと数値目標を立てたものとして策定してはいかなものかと思いますが、その点について課長から答弁いただきたいと思います。

町長（中沢君） 男女共同参画に頑張っている皆さん、あるいは団体に対して表彰する道もあるというお話でございます。ご承知のように、坂城町では文化の日にいろいろな皆さんを表彰しているわけでございます。功労賞あるいは功績賞、善行賞、そしてさらに各団体での活動等にもそれなりの対応をしているということでございます。そういう位置づけの中でそういった面をどういうふうに取り扱うか、していくかということを検討してみたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 今回の計画に数値目標をというご質問でございますが、パートナーシップさかき21の策定のときにも、広く一般の方に委員になっていただきました。そういった中で、新たな計画をつくるときにおきましては、そういった委員さん方にいろいろご相談する中で、掲げられるものについては委員さん方のご意見を聞きながら策定に努めてまいりたいと考えております。

10番（安島さん） 次の質問項目に入ります。

2. 葛尾組合について

この質問につきましては5月12日から3日間、議会といたしまして地域に議会報告会を開催いたしました。中之条公民館では特に葛尾組合に代わる新焼却施設ということが話題になりました。当初、21年稼働の予定から26年稼働になったと。今の状況下では26年も疑心暗鬼であると。もっと強行策をとらなければ、状況は変わらないのではないかと。最終責任は誰がとるのかなど、厳しいご意見をいただいております。ここで、再度確認させていただきたいと思います。

イ. 千曲市との協定について

2月の長野広域連合の議会で連合長であり長野市市長である鷲澤市長のほうから

招集あいさつがありました。そのごあいさつ文の中に、本連合の施設整備計画では、1施設目の焼却施設及び最終処分場は、平成24年度中の稼働を、2施設目の焼却施設は平成26年度の稼働を目指しております。先ほど説明しましたが、各建設候補地の進捗状況は大変厳しいものがございます。現時点で、最短の建設スケジュールを想定いたしましても、各施設の稼働目標の達成は困難な見込みとなっておりまして、ということで、スケジュールの見直しをしてみたいという驚澤連合長のごあいさつがございました。

これにつきまして、千曲市でも当初、公募というお話でしたが、その公募も反応があったというお話はまだ聞いておりません。中沢町長の後、最短ですが3年の任期の中でこれからの道筋を確かなものにするために、千曲市長と新しい協定を結ぶ必要があるのではないかと私は感じております。これは核心部分ですので、町長から後で答弁をいただきたいと思っております。

ロ. 焼却炉の耐久年数は

葛尾組合は平成14年12月から施行されましたダイオキシン濃度削減基準値をクリアするために、大規模な改修工事を平成12年2月から13年6月に実施いたしました。それから7年たっております。この焼却炉の耐久年数はあと何年あるのでしょうか、お答えください。

ハ. ランニングコストと起債の償還は

7年経過した焼却炉を少しでも長持ちさせるために維持、補修、点検などの経費、つまりメンテナンスの費用が1年に約1億円今かかっていると聞いております。このランニングコスト、焼却炉が古くなればなるほど大きくなっていくのではないかと心配しておりますが、これについてどのような見通しなのか。

それと課長には、葛尾組合関連の起債のピークは過ぎたと言いますが、あと何年で完済できるのかお聞きいたします。

まずここまで、3点についてお答え願いたいと思っております。

町長（中沢君） 葛尾組合にかかわる事項について答弁申し上げていきます。

千曲市に建設が予定されております焼却施設は坂城、千曲市など11市町村で構成しております長野広域連合において計画し、実行されるもので1日100トンの処理能力を有するというところでございます。

昨年3月の第1次長野地域循環型社会形成計画におきまして、平成24年から26年を工期として計画されておるわけでございます。千曲市に建設される予定の

いわゆるB施設でございますが、この広域連合におきましては測量、地質調査業務、施設基礎設計業務、環境衛生調査業務、発注仕分け仕様書等の作成業務等について、約2億1,200万円がかかると計画されているところでございます。すでに千曲市に対しまして、B施設にかかる建設地検討業務委託料として1,200万円が長野広域連合の一般会計で予算化され、執行されているところでもございます。こうした財源は広域が11市町村でございますが、小布施が他の方法を検討しておりますので、残る10の市町村で負担するというところでもございます。

千曲市では昨年8月、候補地としていた中区を白紙にすると発表されたところでもございます。何かおかしいなと、こんな思いがあったわけでもございますが、当時の宮坂市長さんに26年稼働に向けて千曲市としての責任を果たすよう、再度お願いもいたしたところでもございます。長野広域連合の理事会におきましても、B施設に対する広域連合としての責任を強く理事会において申し上げたところでもございます。

千曲市の状況でございますが、これまた状況というのはなかなか詳しくはとらえられないわけでもございますが、現在のところ自治区からの応募方式でやるということだったんだけど、自治区からは応募はなかったよというお話は聞いております。市が今年度中に候補地を何とか選定したいということで公表し、頑張っているところでもございます。

B施設の建設は現在、葛尾組合の施設のある地元中之条区民をはじめ町民の皆さんはもとより、葛尾組合運営におきましても、最重要課題でもあるわけでもございます。合併以前にストックヤードをつくり上げるときに、坂城町と当時の更埴市長、それと上山田町長、それに戸倉町長等で相寄りましてこれから新しく建設する場合は、坂城以外の土地でつくるんだよというお話については合意を得ているということも根底にございまして、千曲市はその責任を果たすべく、いろいろ対応をしているところでもございます。

また新市長になりました近藤さんも、葛尾の常任委員ということでお迎えもしておるところでもございますし、また葛尾組合の全員協議会等においてもそういった問題について再度確認し、いろいろとよりB施設の選定を急ぐようお願いしたところでもございます。千曲市のいろいろな事情はありまじょうが、千曲市の組合委員の皆さんにもそういった面を何度かお願いしておりますし、また千曲市とも理事会等を通じまして広域として、さらに早期実現をお願いしてまいりたいと、こんな

ふうに思います。

B施設でございますが、坂城町と千曲市でいろいろ協定してはというお話がございました。葛尾組合にかかるお話ですと両者の問題でございますが、今度の千曲市につくるB施設は長野広域でつくと、その責任でということでございますので広域の場において、より強くそういった実現を求めてまいりたいなとこんなふうに思っております。しかし、葛尾組合もそれを構成する千曲市、坂城町で運営しておりますので、その組合の中におきましても、いろいろ強く千曲市へ早期実現を要請してまいりたいと思っております。

副町長（柳澤君） 2の葛尾組合についてのご質問のうち、私のほうからロの焼却炉の耐久年数は、それからハのランニングコストと起債の償還はについてお答えいたします。

まずロの焼却炉の耐久年数はに関してでございますが、葛尾組合の焼却炉についての概要を申し上げますと、昭和44年に現在の場所で1市3町の焼却業務を開始いたしました。その後、昭和54年度に40トン級の焼却炉を2基設備し、全面改築をし、次いで平成11、12年度に当時大きな社会問題となっていたダイオキシン対策や施設の安定稼働を目的に、他の自治体に先駆けて、排ガス高度処理施設整備事業及び灰固形化施設整備事業を行い、この改修によって平成14年度12月施行のダイオキシン類排出基準濃度1ngを以下にすることができるというふうにするとともに、周辺地域の懸案であった環境保全と公害防止が図られ、現在に至っているところでございます。

焼却炉の耐久年数でございますが、このような設備は概ね15年ほどといわれております。しかし、メーカーなどにいろいろお聞きすると何年とは言いきれないが適正な維持管理、そして定期的な部品や機械などの交換によって、長年の使用は可能であるとのことございました。当葛尾組合の場合、現施設の建物や基本設備は昭和54年からすでに29年、平成11、12年度の設備の大規模改修から8年とそれぞれ経過しておりますが、各設備機器、機械の定期的な補修、交換によって安定稼働が図られているところでございます。

ところで長野広域連合では現在、ごみの広域処理を目的に、平成24年度稼働を目標にA焼却施設を長野市へ、平成26年度の稼働を目的にB焼却施設を千曲市へそれぞれ建設する計画で事務を進めております。計画どおり進みますと、平成26年度には葛尾組合焼却場は不要となります。この時点で当組合の焼却施設は35年、

改修した設備のほうは14年を経過することになります。不要になったところで施設は取り壊すという予定でございます。しかしながら、長野広域連合では今年度、ごみ処理広域化基本計画の一部見直しを予定しておりまして、現在、担当課長や施設長を構成する協議会で検討を進めております。その中で、長野市へ設置のA焼却施設と須坂へ設置の最終処分場の進捗状況が今遅れているということで、建設目標年次を繰り延べる方向というようなことも考えており、また千曲市へ設置のB焼却施設も目標どおりいけるかどうかということも視野に入れて、検討を進めるということでございます。

次に、ハのランニングコストと起債の償還についてでございます。

まず起債額でございますが、平成11、12年度の施設改修時の借り入れ金額は17億5,130万円ございました。そして平成19年度末での未償還額は約6億8千万円でございます。今後、年に2億3千万円ずつ償還することによりまして、平成22年度で全部完済するということでございます。

施設設備のランニングコストでございますが、設備改修後は1,200万円から3,500万円程度で推移していたわけでございますが、平成18年度から設備、器具、消耗品などに大幅な交換などが始まりまして約6千万円、19年度は最終予算で約1億円ぐらい、そして20年度は9,500万円の予算を計上しております。今後、葛尾組合焼却炉整備計画等で、23年までできているわけでございますが、毎年1億円ほどを見込んでおります。なお、A焼却施設の供用開始年度からB焼却施設稼働までの間、運転を継続する北部衛生施設組合と葛尾組合の焼却場業務経費については、長野広域連合を構成するうちの小布施町を除く10市町村で負担することが予定されております。

10番（安島さん） 先ほども読みましたように、長野連合の長、鷺澤市長さんからは、今の予定ではもう難しいと、大変厳しいと、もう一度スケジュールの見直しを行っていくというふうに連合長からごあいさつがありますので、もう26年稼働なんていうのはほとんど不可能な方向に向かっているのではないかというふうに思います。そこで今副町長のお話を聞きますと、ロ、また施設の耐久年数を聞きましても、本当に26年を過ぎてまいりますと非常に厳しくなってまいります。こういった状況で、先ほど町長の答弁では、連合で推進しているんだから最終的には連合の責任だというふうにおっしゃいました。

昨年12月の議会でも春日議員から広域連合の形態、運営の弊害とまいしょう

か、そういうものの質問がありました。本当に広域連合というワンクッション置いた形での形態では、責任の所在があいまいであります。前へ進まないと思います。これに関して、どんどん先延ばしされていきますと、焼却炉また施設の寿命が縮まってまいる。建設地が決まらなければどうなっていくのかと。本当に坂城町町民の不安はつるばかりでございます。ぜひ行動力、発言力のある町長がしっかり動いていただきたいというふうに思うんです。

35年以上ごみを燃やし続けてきました坂城町でございます。ぜひ千曲市の移転について積極的に、長野広域の動きばかりをあてにしていますと非常にスローテンポですので、町としてもアクションを起こしていただきたいというふうに思いますが、これに関して町長、ご答弁をひとことお願いしたいと思います。

町長（中沢君） 広域連合が主体となっている事業でございますので、それは主としてそちらへお願いするというのは、これは筋でございますが、ご指摘のように千曲市、坂城にかかる問題でもございます。あわせて現在、葛尾組合を坂城が責任をもてやっていると。葛尾組合そのものについての焼却能力と申しますか、それは先ほど答弁申し上げましたように、だましだまし使っていけばもう少しまだ余裕はあるよということで、そういう事態も想定しての改修計画はできておるわけでございます。ただ、住民の皆さんに対して、よりお約束を果たすということの中では、千曲市に頑張ってもらおうということは、互いに近い仲間でございますので、折に触れ、いろいろとお願いしてまいりたいなとこんなふうに思う次第でございます。

10番（安島さん） ぜひ積極的な町長のアクションを期待しております。

それでは質問、2問残っているんですけど、時間がありませんのでまとめて質問させていただきます。

二. ゴミ減量の取り組みは

ホ. スtockヤードでの回収を

今プラごみの収集が週に一度、1カ所、早朝という条件の中で、非常にプラスチック容器、リサイクルの回収が進んでいないのではないかというふうに思っているんです。これについて、ぜひ平日の午後ですとか、土曜日などに葛尾組合のプラスチック類Stockヤードに直接搬入できる体制づくりはできないのかどうか。これを課長にお聞きしたいと思います。

住民環境課長（宮下君） 葛尾組合のStockヤードのプラスチック容器包装等の回収の受け付けをしてほしいというご意見でございますが、Stockヤードは今お話

のあったご案内のとおり1市1町で構成いたします一部事務組合である葛尾組合の組合施設でございます。またストックヤードでは、ですから坂城町、千曲市の各収集所から収集運搬されましたプラスチック製容器包装類及びペットボトルの圧縮、梱包の等の処理業務が葛尾組合の委託業者により、作業が行われている場所でもあります。現在、葛尾組合では個人の持ち込みの受け付けはしておらず、ステーションシステムに基づきまして、市、町の収集委託業者及び収集運搬業の許可を受けた業者のみの受け入れとなっております。休日や平日の午後などにストックヤードで回収業務の受け付けをするというふうになりますと、まず現在の作業内容から可能なかどうか、スペースが可能なかどうか、またそれに関わる人件費等の問題も出てまいります。さらに葛尾組合としての考え方、千曲市との協議というものも必要になってくるということになります。町独自での実施というのはなかなか難しいのかなというふうに考えます。

現在、資源物の収集所は町内全部で42カ所でございます。これらの収集所につきましては、各区により管理がなされておまして、生活様式も多様化する中で、定められた時間に出すのはなかなか難しい部分もあろうかと思っておりますけれども、互いに支え合う地域のルールでありますので、出す側のご意見と収集所周辺の住民の皆さんのご意見もあろうかと思っておりますので、その辺につきましても、各区、地域において協議され、今あるステーションシステムの中での対応をお願いできればと思います。

10番（安島さん） 可燃ごみの搬入は葛尾組合で行っているわけで、ぜひ、ごみ減量ということを最優先に考えていきますと、もう少し前向きに取り組んでいただきたいというふうに私は要望いたしまして、最後のまとめに入らせていただきます。

7月の北海道洞爺湖サミットも間近になりました。主要となる二酸化炭素の温室効果ガスの削減について議論が交わされます。環境問題はグローバル化しまして、地球温暖化防止策はこれからの私たちの生活に大きな影響を与えるものという認識も深まってまいりました。循環型社会形成推進法が成立し、ごみの減量がわが町にとっても大きな課題であります。

最近スーパーの買い物もマイバッグを持つ方が多くなり、レジ袋の削減も進んでいるように思います。また生ごみを土に返そうという草の根の運動も徐々に広まってまいりました。サミットの初日、7月7日はみんなで地球温暖化を考え、行動する日、「クールアース・デー」とすることになりました。全国で800以上の自治

体や企業などの施設が夜8時から10時までライトダウンに協力する予定です。私
たちも地球の未来を守る環境にやさしいこと、できるところから取り組んでいき
たいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時09分～再開 午後1時30分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、8番 春日武君の質問を許します。

8番（春日君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問
を行います。

1. 創造学園大学薬学部について（其の2）

私は1年前の6月議会に、創造学園大学薬学部問題を取り上げました。町長は平
成18年12月の議会で、2008年度以降の開設を目指す薬学部用地の提供が
可能かどうか打診を受けたことを明らかにしたのであります。それはオリンパス跡
地を購入し、それを大学へ貸与するかどうかを検討するというものであります。
この1年間に何らかの動きももしやあったのかなと思っはみるものの、私は知る
由もないのであります。1年前にした質問の続きということで、町民がこの問題
に対するなりゆきをより理解するためのものにしたいと思っております。

以前の話では、たしか今年の7月には薬学部設置の認可を受けることができるの
ではというものでした。だから、その時期を待ってからという大前提があるかもし
れません。しかしながら、遠くはない時期での諸般の事情を踏まえての決断もしな
くてはならないのも当然であります。

イ. 可能性はあるのか

1年前、もし学園都市になったらという仮定のもとでの議論もされました。難
なくことが成就した暁には、坂城町の将来を創造する上での源泉になるはずとも思っ
ていました。しかしながら、これも仮定の中でのお話、派生的に考えれば考えるほ
ど、私は誘致をするにはいくつものクリアしなければならない問題があり、それを
思うと、これは大きな覚悟が必要であるとずっと申し上げてきました。

一方、オリンパス跡地は優良企業の活躍した場でありました。これからも坂城な
らではのという工業用地としての躍進が期待される立地条件のまことによいところ
でありまして、優良企業の誘致が可能とすれば、これはどうやって両者を天秤にか

けるのかとも思っていました。ようやく7月には薬学部設置の認可が出るとも聞くところではありますが、巷では何かと延び延びになっている大学側等のご事情は、首尾よく進んでいないことだと言い切る方もいるのであります。可能性はあるのか、答弁をいただきたいのであります。

1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 創造学園大学薬学部にかかるお話でございます。

まずもって、今までの薬学部の可能性等についての具体的な招致の経過等から申し上げてまいりたいと思います。

群馬県高崎市に本拠を置く創造学園大学につきましては、芸術、福祉を専門とする比較的新しい大学でございますが、平成17年に松本市に設立された創造学園大学附属高校の野球部の活躍など、県内でも認知度の高い学園と認識しているところでございます。この大学は学園としての大学、高校のほかに幼稚園、福祉関連の専門学校を持っております。前学園長の広中平祐先生は数学界のノーベル賞といわれるフィールズ賞を受賞された方ございまして、世界的な数学者でございます。併せて学長の堀越先生はその先達者としていろいろな面で指導にあたり、特に尺八の師範ということでもあり、また副学長の宮下先生は琴の第一人者というふうに音楽の教科書にも登録されておるわけでございます。また、創造学園大学の学生の皆さんが当町におきまして、ねずみ大根を栽培したというようなこんなご縁から、坂城の交流が始まったわけでございます。

一昨年5月には、町制の50周年記念事業として広中先生に中学校及び小学校6年生を対象に「生きる力」と題して講演をいただきました。堀越先生と宮下副学長には邦楽演奏もいただき、町の大きな芸術面での花を添えていただいたわけでございます。昨年11月には、町内3小学校におきまして、中国の琴やフルート演奏、ミニコンサートも開催され、子どもたちに音楽の楽しさを伝えていただきました。そして今月の17日は南条小学校と坂城中学校で「算数大好き授業」をしていただき、子どもたちに深い感銘を与えていただいたわけでございます。

ところで平成18年9月25日に創造学園大学の堀越学長から私のもとに、長野県内に、新学部として薬学部の新設を検討しており、坂城もいろいろな付き合いの中で、その候補の1つに考えたいというお話があったわけでございます。町内の大学の設置は大学連携の先線だなども思い、また教育文化はもとよりその町の産業と交流することによる連携、そして新しいものづくりへの展開の可能性が、いくつか

潜めていると理解したところでもございます。新設の薬学部につきましては、東洋医学にも大きな関心を持ち、漢方の研究発展も目指す計画とも聞いたところでもございます。町民の健康づくりとの組み合わせの中にも期待できるし、また大学の文化的諸施設は町の文化活動にもいろいろと利用できることを夢を馳せたところでもございます。

さっそく長野経済研究所にも薬学部誘致による経済的な波及効果の検討を依頼し、いろいろ資料もいただき、さらにまた私なりに、県内外の有識者にもいろいろご意見を伺ったところでもございます。創造学園大学学部を誘致できたとしますと、まずものづくりの坂城に加えましてもう1つ、学園都市坂城ということも期待されるわけでもございます。大学の存在を意識しなくても、それがこの地にあるだけで知らず知らずのうちにそれを受領し、自然と大学、薬学、医療、食品科学、農業科学などの面でもいろいろと幅広い期待ができるなどこんな思いもいたしたところでもございます。

そこで非公式ではございますが、町内の4カ所の候補地案をもって現地を調査していただき、平成18年10月に中之条の坂城オリンパス跡地を視察いただき、ここならばと言って選定いただいた経過もございます。町としましても、早速オリンパス株式会社に打診したところでもございます。会社としては後利用について、いくつかの方途を模索しているということは、オリンパスが去るにあたりまして、私が、その後は今以上の企業をぜひ誘致したいと、してほしいという願いを込めたことでもあったわけでもございます。町が世紀紡績のころから用地を心配した経過や、そしてまた、いろいろと会社として社会貢献するというような立場から坂城町に協力してほしい旨も申し上げたところでもございます。

この坂城町にある坂城オリンパスの用途区分は工業地域でもございます。ものづくりの町、工業の町坂城として、また雇用の場の確保といった面からオリンパスが撤退する際にも、先ほど申し上げたとおり、いろいろお願いしたところでもございます。しかし、オリンパスは具体的な対応が難しいということでした。平成18年11月10日、オリンパス本社に出向きまして、用地の売却をお願いしたところでもございます。いろいろ交渉を重ねた結果、土地の有効利用や町への地域貢献、そしてまたまちづくりの効果などを理解していただき、昨年10月中旬には、土地開発公社においてそれなりの価格で取得することができたわけでもございます。土地の取得にあたっては、もちろん薬学部用地としての学園づくりを目指したわけでもござ

いますが、薬学部誘致が大変難しいという状況もございましたので、そういった場合には、工業用地などとして利用するという事で、あらかじめオリンパスさんの役員の了解も得ておるところでもございます。

さて、薬学部設置の可能性でございますが、今まで創造学園大学において、この7月の国への申請に向けて、準備を進めているということであったことは事実でございますが、その進捗状況についても過日いろいろと照会したところでもございます。5月28日に堀越学長と直接お会いしたところでもございます。大学側の進捗状況でございますが、文部科学省と厚生労働省の事前審査に向けて、いろいろあって準備が整いかねているということに加えて、薬学部が6年制になったことにより、薬学部を目指す子ども、特に女性が減少し、大きく全国的に様変わりしてきているということでもございました。また、国の助成制度も大きく変わってきているということで、状況として今しばらく時間がかかる旨のご指摘をいただいたわけでございます。

一方、坂城町の状況も2年前と大きく変わってきております。工業の町として、工業用地の充実が1つの課題であるわけですが、ここへ来ていくつかの有力企業から工業用地拡張のための用地の確保について、具体的な要望が出されております。中には緊急性を要するものがあって、ある時期までにそれが決まらなると他へ移らざるを得ない状況ということも伺っているわけでございます。

オリンパス跡地は、もともと工業用地として都市計画用途に指定されている区域の一団でもございます。土地利用の面から求める企業への提供を考えることも大事だということで、私としてそれなりにいろいろ選択をしなければならないということでもあるわけでございます。将来にわたって、町のにぎわい、発展性を考えるときに、大学のあるまちづくりも大変魅力でもございますし、企業の主の中にはそういうことも大事だといろいろ後押ししていただける面もございますが、それは将来に残しまして、現時点においてはオリンパス跡地について、工業用地として少しでも早く有効に活用すべきであろうと判断し、過日、堀越学長にその旨をお話いたしました、了解をいただいた次第でございます。

創造学園大学としては、時間はかかっておりますが、引き続き長野県内の薬学部の設置を求めており、今後の進展の中では上田広域、長野広域も視野に入れまして、広域的な視点に立っての支援ができ得ればと、こんなことも申し上げた次第でございます。長野県内に初めて薬学部を設置するという事の期待は大きかったわけで

ございますが、それは近い将来に委ねるとして、町の現状を考えると、当面、こうした判断に基づいて進むことが何よりかと決断したところでもございます。

今後、オリンパス跡地については坂城町の工業を支える場として、議会の皆さんとも相談し、土地開発公社が土地を所有しておりますので、その計画のもとに有効な利用を進めてまいりたいと考えております。

8番（春日君） 先ほども言いましたが、いつの時点で秤にかけるのかという思いがありました。企業誘致への方向が定まったのであります。大学側からのよいお話として出てきた場合は、近隣の自治体とも一緒になって支援の方向を探るということで、町長自身も考え方の整理がなされたのかなと思うところがございます。

それでは1問だけ申し上げますが、さすれば企業誘致に全力を挙げなくてはいけないが、どんな方法で企業誘致の作業に取りかかるのか、お答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 現在、坂城町において1万坪以上が欲しいという意思表示を私のもとに寄せている企業は3社ほどございます。そうした中で、1社につきましては本当に計画がすでにでき上がり、何とか早く早急にという会社があるわけがございます。その3社等ともいろいろ意向を確かめながら互いに理解し合う中で、1社にお分けする。そしてまた、坂城町の工業の発展の一翼を担ってほしいという願いを込めて、そんな道を考えてみていきたいなど、こんなふうに思っております。残る企業につきましては、テクノさかき駅近くのテクノ工業団地をより広めていくという方針のもとに、現在、庁内にプロジェクトチームをつくりまして検討しているところでございます。

8番（春日君） それでは2番目の質問をいたします。

2. 役場内外の危機管理について

役場の隣には爆発的に燃えるものがいわば無尽蔵にあります。平素はタンクの中で静まり返っているが、ひと度火が入るとコントロールはきわめて難しくなるわけであり。西上田駅タンク火災は我々の記憶に新しいところであり。およそ17～18年前になりますが、高速へのアクセス道路付近の農地の扱いについて信州大学の先生とお会いしましたが、先生曰く、坂城町は珍しい町だと言っていました。話の中で危険が潜む町ということを知りました。

なぜかという、町の玄関先に巨大なオイル貯蔵所がある。本当に珍しい町だということでした。何十年も見慣れた我々にとっては当たり前ということですが、当

たり前ということは実に恐ろしいことにも通ずるわけであります。私は、これを遠ざけるがよいということを行うつもりはありませんが、オイル配送企業と役場がお互いにひやひやししながら共存共栄をしなくてはならないという運命にあるわけであります。お互いに最大限の努力をして危機を避けなくてはいけないと思うのであります。

イ. 対応しているか

これを詳しく言うと、隣に引火爆発するものがあることを絶えず認識して庁舎の防災に対応しているかとなります。

ここで、ちょっと小さな質問が3つほどありますが、順次申し上げてまいります。1つは、大きな意味における油火災対策は庁舎内では平素どう行われているか。2つ目は、庁舎内には火に耐え得る設備がなされているのか。3つ目は書類の中には重要度のランク付けはなされているのか。この2番のところでは、役場内外でありまして、これは今申し上げたところは内の部分でございますので、前と後を区切りたいと思います。とりあえずの質問でございます。

総務課長（中村君） 私からは、役場内外の危機管理について、対応をいたしておるかという点でまずお答えをさせていただきます。

役場に隣接をいたしております屋外のタンク、貯蔵所における安全対策につきましては、事業者において消防法に沿って泡消火薬剤やウォーターカーテン、各タンクに消火管等の設置がなされて、初期消火あるいは周辺への延焼を防ぐような対策がとられておるわけでありまして、日々その増強等々にも意を使われているところでございます。

役場庁舎内におきますその防災対策というところでございます。私ども機構改革を行いました昨年4月に、役場と保健センターにおきます消防計画の見直しをいたしまして、火災、震災その他の災害の予防と有事の際の来庁されている皆さん、それから職員の安全、そして被害の防止にということで努めているところでございます。その消防計画に基づきまして、万一の際に対応できるよう消火器、それから非常警報設備など消防用設備の定期点検、あるいは必要に応じて消火訓練なども行っているところでございます。庁内にあるものすべてが消失、破損してはならないものでありますのでございますが、私ども町として重要な書類やデータについて保管管理を厳重にいたすよう努めているところでございます。

現在ですと、コンピューターのシステムというところも1つあるわけございま

す。この中に多くのデータがございます。これにつきましては専用の部屋でサーバーを管理をして、バックアップをとって保存をするというような仕組みともなっております。またこの庁舎を建てた際にも、この庁舎は鉄筋コンクリートのという構造の中で鉄筋コンクリート造りということの構造でありますけども、特に会計室の金庫、戸籍住民基本台帳の台帳庫、税、国保の台帳庫、それから一般的に書類を保管をいたしております大書庫につきましては、これはまったく窓がない構造、コンクリートで囲んで扉は鉄の扉という構造の書庫といたしております。極力、火が回らないという構造になっております。

さらにこれで大きな建物でございますから、防火の扉、防火のシャッターなど通常よく気をつけてみないとお気づきにならないかと思っておりますけれども、そういった設備も備えているわけであります。

それから3番目、書類のランクということであります。これは文書分類を決めております。5段階で保存年限を定めているところでございます。法が定めている部分がありまして、その法等で定める時効というようなこと、それから内容の効力、その資料価値あるいは重要度というようなことで、5冊ごとに1年、3年、5年、10年、永年と5段階に分けて保存をいたしております。このところの地震ですとかという災害、大きな災害、いつどこで何が起こるかかわからないというように感じているわけであります。庁舎におきまして必要な消防設備を備えているところでございます。消防計画を再確認をするなどして、今後も防災や有事の対応に備えてまいりたいと存ずる次第であります。

8番（春日君） この問題を進める前提として、総務課長にちょっとお聞きしますが、危機管理というものは誰も予期せざることだが、もしそうなったら甚大な被害が出るということであります。そうなってしまえばアウトになったと。誰も平素は気がつかないが、絶対に見過ごしてはならないことと思うのであります。その現在、役場の置かれた立場に対し、危機管理の必要性の認識はおありですか。総務課長さん、お願いします。

総務課長（中村君） 危機というのはいろいろな場面を想定しておかなければいけないということだろうと思っております。一番怖いのは、たぶん具体的な危機でなくてコンピューターのシステムがクラッシュしたら、私どもの仕事は即停止というようなコンピューターのITの社会になっております。そういうところの備えということでも対応はいたしております。

具体的に例えばお隣さんのお話が出ましたけれども、これはそれこそ何年かの計画の中で、昨年度も何基かの消火設備等々の改修増強工事をされているところを見ております。さらには先ほどちょっと言いました地震というお話で言いますと、これはもうなかなかいつ来るかわからないけれどもということではありますけれども、どんなかの備えということ、住民の皆さん方向けの備蓄ということも6年、7年くらい前から逐次進めてきているわけでありまして。また村上地区にも新たに設置をいたしたというようなことでもあります。

どんな危機があるか、しかも水がらみ、雨がらみの災害なんかで、やはり町全体をまず対応しなきゃならないそういう立場にも私どもあるわけでありまして。そんなところも考えながら、日ごろそれぞれの職員、部署とそういう計画づくり、また更新等々も進めてまいっているところということでご理解をいただけたらと存じます。

8番（春日君） お答えの中で、もし認識がないということであれば、この問題はいかが取り計らったらいいものかと案じていたところでございますが、ご認識がおありだということで安堵したところでございます。

一般的に言うと、コンクリートの建物はそんなに燃えるものではないという概念があるかと思いますが、油火災を考えると隣にあるガソリンが入る、これは2, 844klに火が入れば、庁舎は一気に飲み込まれてしまうと。油の貯蔵タンクが13基あるという、こういうことでもあります。石油タンクがテロの標的になり得ると国の危機管理室ではしきりに危惧しているのであります。そんなことのないよう祈るばかりではありますけれども、例えば今から何年前ですか、昭和50年ごろであります。上山田の役場が夜間に燃えてしまったわけでありまして、戸籍簿等の重要書類を含め、ほとんどが持ち出せずに燃えてしまったというこういうことでもあります。庁内での実施訓練も必要と思いますが、どんなお考えなんでしょうか。お答えをお願いいたします。

総務課長（中村君） 当然、職員の訓練ということも昨年はちょっと行いませんでした。一昨年、粉末の消火器を使って油火災の消火訓練といったことを職員といたしております。そういったことばかりでなくて、本当は動いている時間に、お客さんのいる時間帯に突然に警報を出して実施訓練をやればよろしいんですが、それもやはりなかなかいたしづらいことではあります。職員の訓練というような形の中では継続して行っていきたいとは存じます。

ただ、これはご承知でございましょうけれども、私ども役場職員ほとんどが、女

性はそうでもないんですが、男性の職員はほとんど消防団員の経験がございますので、そういった経験も生かしながら職員で対応できるもの、またそれに向けて訓練も時々考えて実施をいたしてまいりたい。このように考える次第であります。

8番（春日君） 次に移ります。

ロ．国道までの拡幅を

これは役場内外の外のほうであります、国道までの拡幅をであります。

役場から国道へ通ずる町道があります。その道は延長が約50mであります。役場南西口から出ると大きいT字路でその向こうには埴科用水に架かる橋があり、そしてガソリンスタンドがあり国道に出ます。これは乳幼児健診等に行く保健センターへの道でもあります。お医者さんへの道でもあります。また、健康診断に来る道でもあります。そして役場や商工会へ来る道でもあります。そしてこれは社会的弱者と呼ばれる大勢の方々が通行する道であります。また、超大型の移動タンク貯蔵所、これを称してタンクローリーが頻繁に通行する、これは38台のタンクローリーの通る道でもあります。

約15mの長さのタンクローリーが2万6千ℓのガソリン等を積んで通る国道への出入り口であります。T字路のカーブの先に橋があり、低い欄干のいくつかは破損したままで、それに仮設の金網が立てかけてある程度であります。誰が欄干を壊したか、私は知りませんが、車の大型化に伴い、思いっきり大回りしないと左後輪が道路から外れてしまうということでしょうか。国道に面したスタンドがすれ違いの避難場所になることがたびたびです。タンクローリーにはバックギアがないのか、私は後進したところは一度も見たことがありません。この道路では、タンクローリーが来るとすべての人や車は逃げなくてはいけない仕組みになっています。町内で一番危機的な場所でもあります。橋も含め、道路の拡幅と歩道の設置を緊急に求めます。

建設課長（村田君） 私からは、役場内外の危機管理について、ロの国道までの拡幅をについてお答えさせていただきます。

ご質問の町道の整備につきましては、平成16年第3回9月定例会において塚田忠議員よりご質問をいただきました。そのときは、道路整備について国道18号から役場までの早期改良をとということでございました。今回、春日議員さんからは役場外の危機管理という点で、再度ご質問をいただいたわけでございます。

平成12年3月に策定された中心まちづくり基本計画にも、国道アクセス道路整

備ということで長期に取り組むと位置づけられております。国道18号から役場へ通ずる町道拡幅につきましては、役場の玄関口であり保健センターに健康診断等に来られる道、さらには企業の自動車が多く通る道でもございます。延長的には先ほどもご質問にありましておりわずか50mほどということでございますが、早急に対応しなければならない箇所ということは認識をしているところでございます。

この道路の拡幅改良を考えますと、片側に歩道2.5mを付け、全幅で9.25mほどの幅員が必要になろうかと存じます。現時点ではご案内のとおりガソリンスタンド、事業所、アパート等が近接し、この道路の拡幅をする場合には移転をお願いしなくてはなりません。また、ご質問にもございましたとおり、タンクローリーの輸送路等にもなっております、迂回仮設道路の設置も考えなければなりません。そのようなことから建設には相当な費用を要するわけでございます。ただちに事業を実施するという大変難しい状況にあると考えております。

坂城駅等へのアクセス道につきましては、県道上室賀坂城停車場線田町工区として県事業で地元の皆さま方のご理解、ご協力によりまして平成23年度完成を目指し進められております。平成16年3月の定例会でも町長及び前課長からご答弁申し上げたとおり、予算の裏付けができた段階でと考えておりますので、将来に向けての検討課題ということでご理解を賜りたく存じます。

8番（春日君） 今の答弁の中に大変難しい状況というひとくだけりがありましたが、どういうことなのかお答えをいただきたいのであります。

建設課長（村田君） ご質問にもありましており、埴科用水に架かる橋の拡幅は大工事となるわけでございます。橋の整理には用水の下まで橋台の設置に伴いまして約10mほどの掘削が必要となります。そうなりますと当然、隣接しておりますスタンド、アパートの移設が余儀無くされるわけでございます。またタンクローリーの輸送路ともなっておりますので、迂回仮設道路の設置も考えなければなりません。仮設とはいっても大型車が通る道路ということもありまして、簡単にとはいかないという状況でございます。また18号への取り付けもいろいろと制約が出てくるかと存じます。この18号は堤防道路ともなっておりますので、長野工事事務所また千曲川河川事務所、長野県港湾委員会との協議が必要になるということで、その指導を受けなければならない状況でもございます。

基本的には国道とは直角交差が基本でございまして、そうなりますとスタンドの移設も考慮にいれなければならないと考えるところでございます。国道への接続を

考えますと、夜間工事また光ファイバーが北側の歩道に設置されておりますので、そこら辺も考慮に入れなければならないかと存ずるわけでございます。そういう状況を踏まえましてとこのご質問の箇所につきましては、町全体の検討を行う中で順位付けをいたしまして、実施計画に載せていく必要があるのではないかということでございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

8番（春日君） ただいまの答弁では、町全体の中で検討を行い、順位付けをして実施計画に載せていく必要が考えられるのではないかと、考えられますというような言葉が出てきましたが、町長はこの危機的な状態の対応として、実施計画に早々に載せるおつもりと私は思っていますが、さよう心得てよろしいかお答えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 役場入り口の道路については、かねてから何人かの皆さんのご指摘があるわけでございます。ただいまの課長の説明の後方の中にもいろいろ問題があり、またそれをやるには財政的な問題が出てくるわけでございます。いろいろ検討する中で、また実施計画あるいは長期計画の中で検討してまいりたいと考えております。

8番（春日君） 以前から欄干の破損があったように見受けますが、まだ修復はできていません。町単の申請は出ていなかったのだろうかと思っておりますが、これは独り言でございませぬ。

さすれば、この場所はどなたの力も及ばない聖域なのかとも思うところでございます。修復の対応はいつなのか、課長にお答えをいただきたいのであります。

建設課長（村田君） ご質問の破損している部分のフェンスにつきましては、道路維持管理の観点から早急に現場を見させていただきまして、対応をしてまいりたいと存じます。

8番（春日君） 経緯を見るに、危機回避には油の配送企業も一緒になって取り組むべきことと私は思います。企業は地域に密着して問題を解決する責めも負っていると思います。安全にかつスムーズに通行できるように、会社側に取り計らってもらうのも当然のことと思いますが、それには話し合いの場を持つことも当然と思います。町長にお考えをいただきたいのであります。

町長（中沢君） 先ほど申し上げましたように、いろいろ計画の中で検討していくということでございます。会社に特別に関わる課題であることも承知はしておりますが、誰でも使う道路でございませぬので、公的な色彩がきわめて強く、また町がやる

べき仕事と理解しております。いろいろ実施に際しては、会社とも相談は申し上げていきたいと、こんなふうを考える次第でございます。

8 番（春日君） 会社に要望する方法もいくつかあるとは思いますが、交通整理をしてもらうとか、ほかにもいろいろ考えればいくつでも出てくるような気がいたしますが、とりあえず今日はここまでとしたいのであります。国道の下をくぐるしなの鉄道のガードの部分の歩道工事が進められています。南条、中之条の人も歩いて役場へ来られると喜んでいますが、あと 50 m のところで危機に出合うかもしれない。それはとても私は怖いのであります。以上で質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10 分間休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 26 分～再開 午後 2 時 37 分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、9 番 林春江さんの質問を許します。

9 番（林さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

1. 町の道路施策について

イ. 道路整備の現状と今後の方向は

政府与野党対決の姿勢をあらわに見せつけた道路特定財源論争でありましたが、暫定税率問題に続き、急浮上した道路特定財源一般財源化は政争がもたらした唯一の成果とも言われております。ですが、高度成長時代期に建設された道路や橋の老朽化で、今後は修繕に要する費用負担が増大し、つくる時代から生かす時代へと道路の量的拡大から維持管理重視への転換が求められております。国も地方も厳しい財政運営に苦慮しているにも関わらず、道路を修繕するよりも道路を新設するほうが得になるという国庫補助制度そのもののあり方に大きな疑問を感じ、これからの人口減少、低成長社会にあっては建設コストだけでなく維持コストも考慮した道路投資計画が求められているということを痛切に受け止めるところであります。

さて、坂城町を取り巻く交通網の整備状況は、上信越自動車道そして国道 18 号線の交通量緩和対策である国道 18 号上田篠ノ井バイパスの建設とその促進を求める運動が続けられてこの方、大変久しくなっております。特に上田坂城バイパスにおいては、半過地区の度重なる落石事故の発生に、利用者をはじめとする多くの住民の不安と不満の限界もピークに達していることを感じておりましたが、ようやく迂回路も整備され、半過トンネル延長約 600 m の掘削工事が 7 月 23 日から来年

3月末ごろまで約9カ月間に及び実施される運びとなったということでもあります。21年度には鼠橋までの供用を目指すとのことですが、引き続き早期の目標達成を願うところでもあります。

一方、町内の国道、県道、都市計画道路などの主要基幹道路は環状道路と位置づけ、広域的かつ住民の利便にと長期にわたり整備が続けられ、今年度も継続事業が進行するわけではありますが、通称生活道路と言われている身近な道路整備の必要性も強く感じられ、特に災害時等における緊急車両の通行可能な整備を願うところでもあります。

道路を聖域視し続けてきた国の方針が大きな転換を迎えようとしている現在、道路整備の方向にも変化が及ぶことが想定されますが、坂城町としては今後どのような方針を立てていかれるのか、基本的小お考えをお伺いいたします。

ロ. 都市計画道路について

坂城町の都市計画事業はさかのぼること昭和47年、国や県の方針に沿い、無秩序や土地利用と生活環境の悪化の進行を防ぎ、調和のとれた開発やまちづくりを進めるため、用途地域や風致地区、特別工業地区などの区域指定及び用途地域と一体となって進められた都市計画道路につきましては、平成20年5月現在、町内13路線約2万8,800mが定められております。これらは町の基幹道路として整備が進められ、立派に利便性を果たしている道路もありますが、計画策定以降30数年経過するという現在においても、依然として青写真に線が引かれたままの状況の路線があるということも事実であります。

そこでお伺いいたしますが、都市計画道路13路線の整備状況はどのようなものであるのか。目標達成度をどのように評価するのか、お聞かせ願います。また今後の計画促進への考え方、さらに坂城町第4次長期総合計画後期基本計画に示されている実状にあった見直しについてはどのような考えをお持ちであるのか、お伺いいたします。

ハ. 「道路財源一般化」がもたらすものは

道路特定財源の10年間の延長法案の再可決、そして2009年度から実施するという特定財源5兆6,400億円もの一般財源化を巡り、道路整備を求める地方の自治体などでは整備の遅れを懸念する声が根強い一方で、片や税収は社会保障や環境対策など必要なものに使えるようになるとの期待感も聞かれるなど、その評価は二分しているようでもあります。

6月4日信濃毎日新聞報道の県内市町村長アンケートによりますと、中沢町長は道路特定財源を一般財源化するという政府の方針を指示するお考えを示されており、また一般財源化に伴い、来年度以降の道路整備、改修などの計画を見直す考えも示されておりますが、具体的にはどのようなこととお考えとしてお持ちなのか、お聞かせ願います。

また、特定財源分の税収を道路整備以外に充てる考えもお示しになり、使い道として防災、耐震化及び公共交通対策の分野を選んでおりますが、その根拠とするものはどのようなことであるのか、併せてお伺いいたします。

町長（中沢君） 町の道路施策についてでございますが、道路整備の現状、今後の取り組み、また都市計画整備については担当課長のほうへ委ねるといたしまして、私のほうからは道路財源一般財源化についてお答え申し上げます。

道路特定財源は、ご案内のとおり道路の整備とその安定的な財源確保のために創設された制度であり、受益者負担の考え方に基づき、自動車利用者が利用に応じて道路整備のための財源を負担するものでございます。また、揮発油税、自動車重量税、自動車取得税などは道路特定財源を構成する緒税には立ち遅れております道路整備の推進を図るために、本則税率を引き上げて暫定税率を設定しているところでもございます。

ご承知のとおり先般、政府は道路財源を2009年度から一般財源化することを閣議決定いたしました。また5月13日に可決されました改正道路整備費財源特例法では、10年間道路財源に充てることになっておりますが、一般財源化が実現しますと法改正により、その効力は2008年度限りとなると思われまます。閣議決定では、ガソリン課税に対する根拠として環境対策、地方道路整備、財政再建の必要性を指摘しております。

税収の使途につきましても、総理は環境、医療、教育などの生活者財源としております。地方分権の観点からも、基本的には地方自治体の裁量に委ねるべきものとも考えているところでございます。

信濃毎日新聞の道路特定財源の一般財源化に関するアンケートに対するご質問でございますが、県内それぞれの市町村においては、その地域、地域で必要の高い課題を緊急的に対処しなければならないわけでございます。道路整備、改修などの計画の見直しでも、地方、特に町村における道路整備は地域の活性化や住民生活の利便性、安全・安心を確保するための最も基本的なインフラ整備でありまして、必要

な道路整備は引き続き整備していかなければならないと考えているところでもございます。

道路整備以外でも最も使いたいと考えている分野は、いろいろと基盤整備の中で防災、耐震化及び公共交通対策を選択したわけでもございます。防災、耐震化につきましては、死者、行方不明が8万人を超える未曾有の大災害をもたらした四川大地震では、小中学校の校舎が倒壊し、大勢の子どもたちが倒壊した校舎の下敷きになるということで悲劇が起きたわけでもございます。

また国内におきましても、この14日には震度6強の岩手・宮城内陸地震が発生し、大きな被害がもたらされたところでもございます。このような大規模な地震が発生するということ、これはまた町におきましても、小学校の耐震改修作業を進めていくといったことも優先的に取り組んでいるところでもございます。さらに公共の交通対策の面では、現在、お年寄りの皆さんの足の確保ということで公共事業施設を結ぶ循環バスを運行し、大勢の皆さんの利用に供しているわけでもございます。いずれにいしましても、道路財源、特定財源の課税の原点にも帰りますと、一般財源化ということの中でもそういった面についてより充実させることが法の趣旨にあっているとも理解しているところでございます。

建設課長（村田君） 私からは、1. 町の道路施策について、イ. 道路整備の現状と今後の方向は、ロ. 都市計画道路について、順次お答えをさせていただきます。

坂城町の道路整備については、坂城町第4次長期総合計画及び坂城町第4次総合計画後期基本計画をもとに進めてきております。この計画は大きく分けますと7項目によりまして実施しております。

1番目として町内環状道路の整備、2番目として国道18号上田篠ノ井バイパスの建設促進、3番目として坂城インター線先線の建設促進、4番目として都市計画道路の整備、5番目として堤防道路の整備、活用、6番目として生活道路の整備、7番目として維持管理の充実ということであります。

1番目の町内環状道路の整備についてですが、まず国道18号の整備につきましては長野国道事務所をお願いをし、騒音対策として排水性舗装がされ、側溝整備もされてきました。また御堂川の部分の改修も現在しておりますが、附帯工事を除き本体流路工はこの7月末ごろに完成ができればとのことで進めております。改修が済みますと、長年の懸案でありました御堂川付近地域の国道の側溝を含めた排水対策の問題が解消されます。また、四ツ屋地区の国道の西側になりますが、しなの鉄

道から坂城大橋までの間の歩道が21年度までに整備される予定であります。整備がされますと、坂城中学の生徒さん等が坂城大橋を渡っても、安全に歩道を通って中学校まで行ける状況もあります。

県道については、長野上田線の整備がほぼ完了をし、上室賀坂城停車場線の整備については、都市計画道路の坂都1号線でもある上五明区間の整備を県において340m実施していただいております。町道につきましては、都市計画道路の坂都1号線の中の条、町横尾、金井工区を実施しております。鼠、新地工区は完成したところでありまして、特に実施中の金井、中之条工区については早期の完成が求められております。

2番目の国道18号上田篠ノ井バイパスの建設促進につきましては、国道18号上田坂城バイパスが、鼠橋までが平成21年度完成予定であります。力石バイパスにつきましても、埋蔵文化財の調査により若干事業が延びましたが、平成22年度完成予定であります。坂城町国道バイパス、県道整備促進期成同盟会をはじめ関係市と協力をしながら鼠橋以北、力石バイパスまでの早期実現化に向けた運動を強力に進めてまいります。

3番目の坂城インター線先線の建設促進につきましては、時期を見て県に要望をいたしまして、県で策定をいたします中期道路整備計画に組み入れてもらうことが大切と考えております。

4番目の都市計画道路の整備については、町の基幹道路でもあり、交通安全上必要性の高い箇所より計画的に整備を進めております。先ほど説明をさせていただきましたが、環状道路である都市計画道路を整備している状況であります。また、田町の都市計画道路の坂都2号線については、県で整備をいただいております。

5番目の堤防道路の整備活用については、苅屋原の堤防の舗装については完了致しました。鼠の堤防につきましても、今回の千曲川右岸堤防仮設道路の整備に併せて舗装がされました。残すは鼠水防倉庫から谷川上流までの堤防舗装となります。引き続き、千曲川河川事務所に要望を行っていきたいと考えております。

6番目の生活道路の整備については、町単補助事業とも絡め、地元の熱意と総意による路線により順次整備を進めてまいります。

7番目の維持管理の充実については、道路パトロールを随時行い、道路に穴が空いていたらすぐ直す等、適切な維持管理を進めてまいります。大規模な道路整備の事業につきましては、国、県にお力添えをいただく中で整備がなされてきたわけで

ございますが、制度が大きく変わることが想定をされますが、必要な道路の整備はしていかなくてはと考えておるところでございます。国、県にお願いをすべきことはお願いをしていくということでもあります。引き続き、議員の方々のご協力をお願いしたいと存じます。

つづきまして、口の都市計画道路について、都市計画道路の見直しについて、お答えをさせていただきます。

現在、坂城町には坂都1号線から18号バイパス上田篠ノ井線までの13路線、総延長2万8,800mに及ぶ都市計画道路が都市計画決定されております。このうち12路線が昭和52年2月に、また18号バイパス及びこれに伴うインター先線等が平成3年3月の都市計画決定となっております。当初に都市計画決定いたしました12路線のルートにつきましては、坂城町の扇状地の地形や岩鼻、小網、荻屋原、力石といった外部との交通における特異地形を考慮し、国道18号及び産業道路において環状道路機能を持たせるとともに、当時、都市計画道路の配置基準でもあった500m間隔の歩行者道路を既設道路に合わせて決定をいたしました。

この都市計画道路の見直しにつきましては、長野県をはじめ全国的な課題となっておりますが、市町村合併等により新たに誕生した自治体内に複数の都市計画区域が存在し、用途地域をはじめ都市計画道路などの都市計画施設の整合を図るなどの都市計画の見直しを迫られる自治体が多く発生しているのが現状でございます。

また、社会の少子高齢化、経済の伸び悩みの時代を迎え、自治体も行政の効率を図る観点からコンパクトシティとしての構築を目指す中で、既決定の都市計画道路の見直しの必要性があることは否めない状況となっております。

坂城町の都市計画道路の変更、とりわけ路線の廃止の検討についてでございますが、計画決定の内容を見ますと、当初決定におきまして、都市計画道路沿いに沿線住居地域等と言われる都市計画道路沿線に適合した用途地域を帯状に設定してある状況が多く見受けられます。従いまして、路線の廃止を検討するにあたっては、用途地域の見直しも実施する必要性があり、土地利用計画との整合を図る必要性も生じてまいります。土地利用計画、都市計画全体の見直し作業が必要となってまいります。

昭和52年より、一部の住民の皆さまには、この計画性に基づいてご理解とご協力をいただいておりますとともに、現在の都市計画法及び建築基準法上での建築制限はごく限られたものになっておりますので、都市計画道路の見直しにつきまして

は、第4次長期総合計画後期基本計画で示されていますように、より効率的な事業実施を検討する中でその都度、実状に合った見直しを行い、事業の効率化を図る手法をとってまいりたいと思います。

現在進みつつあります県道田町線上室賀坂城停車場線におきましても、事業着手前の平成17年度におきまして関係の皆さまのご理解をいただく中で計画線を若干変更し、事業の効率化を図っておるところでございます。

つづきまして、整備の状況等について、お答えをいたします。

現在、坂都1号線から国道18号バイパス上田篠ノ井線までの13路線の総延長は2万8,800mとなっております。このうち整備が完了しておりますのは、大字中之条の坂都4号線逆木通りの一部、坂都1号線産業道路、町道名で申しますとA01号のうちの坂都4号線から坂城インター線の間、大字南条前沢川から谷川間、南条小学校から鼠橋通りの間が完了しております。また、県のご協力によりまして、坂城大橋を含む県道上室賀坂城停車場線と重用する坂都1号線の区間につきましても、田町交差点から村上交差点間において340mを残して完了しております。全体的な整備率といたしましては、18号バイパスを除いた道路延長換算でおよそ20%、事業費換算でおよそ18.6%が整備完了となっております。長野県全体の整備率が37.4%となっておりますので、県平均より下回っている状況とも言えますが、国道18号が坂都7号線として計画決定されており、ほぼ計画決定幅で供用がなされておりますので、これを加えますとおよそ50%の整備率となり、県平均を上回っているとも言える状況でございます。

国の道路特定財源等の問題もあり、道路行政はなかなか先行きの見えない状況下でございますが、まずは道路財源確保を主眼にまちづくり交付金にも見られるような一体的なインフラ整備事業の中での位置づけをするなど、多方面での事業推進を図ってまいりたいと存じます。

9番（林さん） ただいまご答弁いただいた中で、次の質問に入ります。

町の道路整備状況、大変7つの段階で進められているということで、順次やっているということではありますけれども、私が質問の中で申し上げたかったのは、生活道路に対して、現在は年間1,400万円ですか、その程度の予算しか付けない生活道路の改良について、もっと前向きな考え方をお示しいただきたかったんです。地元の熱意が大きな左右をさせるというようなことでしたけれども、地元からは十分な要望が出されておりますけど、結局、予算の範囲が狭いということで進められ

ていないというのが現状だと思います。その辺何とかもうちょっと地元の気持ちを酌めるような体制についてお考えいただけないものかどうか、町長のご答弁をいただきたいと思います。

都市計画道路についてでありますけれども、国道も合わせると50%でだいぶ県平均を上回っているというような評価は課長のほうでなされましたけれども、今工事中の坂都1号線の改良事業につきましても今年度約9千万円、また2年にわたって1億円ずつの予算の中で進められてはおりますけれども、当初計画とはだいぶ遅れているということ、また加えて中之条から南のほうへ工事を進めるという事業だということが、最後が中之条へなったインター線までのことですが、その辺はどのような事情があってそういうことになったのかということもお聞かせいただきたいと思います。

都市計画道路の見直しについてですけれども、3年間の事業計画の中にもそのことは示されて、22年度事業に上がっております。道路網及び路線の検討作業と都市計画審議会の開催を予定しているという項目になって予算がついておりました。実状に沿った見直しを強く望むものであります。ということは線が引かれたままでもう30数年前、40年近く放ってあるということ、しかも道路状況が大変厳しい中で早く見直しをされるとともに、住民の皆さんには、きちんとした説明と納得をいただくことを、これは要望ですけれども、お願いしたいと思っております。

町長にお伺いいたしますけれども、この間、土地開発公社の新聞記事があった中には、今ある長期の保有土地については、道路に、また町道とか県道になる道だから心配がないというような説明がありましたけれども、今後の道路整備の状況を聞く中で、今町長からのご答弁というより課長のほうからのご答弁がありましたけれども、そのたくさん持っている保有土地については、この計画の中ではどの辺の計画に入っているのかなということがお示しいただければありがたいと思っております。

それと先ほどの一般財源化についての中で、昨日耐震化のことについては、同僚議員の説明の中で十分理解いたしましたけれども、循環バスについても考えていくということでした。これは年間1,300万円の経費が循環バスには投入されておりますけど、これについては何か方向を変えるような対策があるのか。それとも現在の経費がかかるということでそれを補充するという考えなのか。今デマンド交通システムの導入などがされている中で、新しい考え方をお持ちなのか、その点をお

伺いたします。

町長（中沢君） 最初に生活道路ということのお話でございますが、坂城町の場合にはほとんどが生活道路でございます。ご指摘のことはたぶん町単の道路ということだろうなど。現在、町単道路につきましては、その地域のまちづくり事業あるいはいろいろ諸々の地域の整備事業とセットにものを考えているところでもございます。さらに、かつて町単事業が50万円とか100万円とかそういう中では、地域の皆さんが自分たちも手を出して、そして原材料を支給するという中で発足した経過がございます。いろいろ進めていく中で、より有利な財源措置として、国やあるいはまちづくり交付金、そういったものを加味添えての道路整備というところは町自身がやるべきで、それがよりまた大事にしていかなければ有効な道路整備はできないということでもございます。

議員さん、また各区から諸々のそういった町単事業に対する要望も出ていることは承知しておりますけれども、そのことそのものは、時によっては計画そのもの、そしてまた事業の施行も町がやるというような例もあるわけでございます。いろいろな事情等を勘案いたしまして対応してまいりたい、こんなふう思うところでもございます。

次に、道路において土地開発公社でいろいろと事前に買い求めてある、テクノ工業団地をつくる際にインター先線を通じて、国道バイパスにつながる道路設定ということ想定しながら購入した経過もあるわけでございます。ようやく国道18号線のバイパスが坂城の鼠までが22年3月までやってくる。その際に400m先までをやってくるということは、いよいよ坂城にやってきたなということでございまして、この間も県のほうへ行って土木の関係の部長さんと、いよいよ県道にしていただいて実施に向けての調査をなすべくようお願いしてきたわけでございます。先人が比較的早目に購入したことが、こういう状態になっていることそのものは問題がありましようけれども、先行することがさらにいざというときには事業を早めるなど、こんなふう思っております。

3つ目の公共交通の関係でございますけれども、住民の足の確保ということは今後大事な要素になります。高齢化社会に向けてはなおさらでございます。今いろいろと循環バスを進めておりますけれども、今度よりこういったことのほうがよいじゃないかというようなこと等も常に研究いたしまして、よりよき対応をしてまいるということ等を含めてのことでもございます。道路財源が本来、何にでも使えるとい

うことそのものとなりますと、道路財源の本質、利用者から税金をいただくということが原点でございますので、それはそれとして利用者関連に供するということが法の趣旨にもつながるなどこんなふうに思っています。

建設課長（村田君） ご質問の中の、都市計画道路坂都1号線中之条工区と申しましょうか、なぜ遅れるかというご質問にお答えをいたします。

道路の拡幅をする場合、この事業は大事業でございます、河川、水路それから下水道あるいは中部電力、NTT、有線それから埋蔵文化財等がございます、そういうそれぞれの工事の中で協議が生じてまいります。その協議が進みますとそれぞれその予算、事業に基づいて施工をしていっていただくというようなことで、1カ所について数年はかかる場合もございます。また一番は地権者の方々のご協力ということになるわけございまして、大事業でございますから、それぞれの方々のご要望もそれ相応にあるわけでございます。代替地等の要望等もございまして、相手のあることでございますので、慎重にいろいろ検討をさせていただいているということで、何度でもお話をし、一つひとつ解決をしていっているということでございます。多少時間はかかりましても、円満に解決をしていくということがこの事業の最も大切なことではないかというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

9番（林さん） ただいま町長のほうからインター先線の見通しがいいように私は理解したんですけど、期待しております。道路のことはこの辺にして、時間も迫っておりますので、ばらサミットのほうに入らせていただきます。

2. ばらサミット開催まであと1年

イ. ばらサミット開催への課題と対策は

第3回2008ばら祭りは、6月7日から15日の9日間、好天に恵まれ最高の条件のもとで、大変なにぎわいを創出してくれました。190種1,500株のバラの花が咲き誇る中、散策を楽しまれた来訪者の方々の表情は、バラの花にもまさる華やかさそのもので、ボランティアとして参加した私もつい誇らしげな気分になったところであります。

事務局にお聞きしたところ、9日間の来場者は昨年より倍増の約1万6千人ということで、シーズン中を通すと約2万人もの大勢の皆さんに、わが坂城町のバラを楽しんでいただいたものと大変うれしく思うところであります。

さて来年の6月「ばら制定都市会議（ばらサミット）」が当坂城町で開催の運びと

なり、タイムリミットも1年を切った現在、その日に向けての準備を急がれていることと推察するところであります。サミット開催という大イベントでありますが、その前提となるのは3回まで順調に回数を重ねていくことができたばら祭りであり、今までの反省が生かされた体制づくりが基本となることも当然のことと考えるところであります。そしてその結果が来年のばらサミットにおいて、坂城らしさの生かされた手づくりサミットとして成功へとつなぐことができるよう念願し、質問につながります。

まず、手狭な敷地での車両の流通と駐車場の整備であります。総合案内所と物品販売所が駐車場入り口に接しているということが、駐車場へ入る車の流れの妨げになっているのではないかと懸念しています。また、駐車場までの道のりの道路幅が、1車線分しかないことも渋滞の原因と見ているわけであります。そしてこのことは、初回からもネックになっていたことではないかと考えますが、今後についてはどのような改善策が考えられるのでしょうか。不足と見られる駐車場への対応も併せてお聞かせ願います。

また、実行委員会が組織され、今回のばら祭りも実行委員会により開催されていることのご説明であります。来年のばらサミット開催となると、実行委員会の体制規模は現状をはるかに超える組織体制が求められると考えますが、現在の実行委員会のメンバー数と来年に向けての体制づくりの考えをお伺いいたします。

次に、町内各地域でバラのまちづくりが進められており、町全体がバラ公園となるような整備を進めているとのことですが、その管理についてのお考えをお伺いいたします。公共施設7カ所については各々の施設で、また各地区に設けられたバラ公園は各地区での管理をお願いすることができますが、国道18号沿線約400株の管理についてはどのようになされていくのか。当初、苧屋原地区の皆さんに管理をお願いするようなお話も伺っておりますが、管理体制はどのようになっているのか、お聞かせ願います。

最後になりますが、坂城町は自律を決め、協働のまちづくりを進めております。協働を進めるステージの1つに位置づけられているバラ公園は、住民、企業、行政による参画で成り立っており、まさに協働の金字塔と言っても言い過ぎではないと思います。薔薇人の会約100人の皆さん、そしてオーナー企業13社の皆さんをはじめ、町内外の関係する多くの皆さんによる年間を通しての行き届いた手入れの結果が、ばら祭り成功の底力となり、大勢の来訪者を幸せな香りで包むことができ

たものと考えるところであります。

私は、かねてから一般質問を通して、協働体制について申し上げてきたところがありますが、協働のステージであるバラ公園を運営管理するボランティア団体薔薇人の会の活動はまさに協働のまちづくりそのものであり、メンバーに町職員の皆さんにも坂城町の住民の1人として、バラ公園ボランティア活動に参加をしてほしいと願うところでもあります。そして来年開催される坂城町を挙げてのばらサミットには、今まで培われてきた専門の力量を心置きなく発揮され、イベントを盛り上げることも町職員として大切なことではないかと考えますが、お考えをお聞かせ願います。

町長（中沢君） ばらサミットに関するご質問でございます。

お話のありましたように6月7日から15日まで9日間ですが、2008ばら祭りの実行委員会によって開催されましたが、お話のように約1万6千人、数えると2万人ぐらいいは来ているなど、こんな思いもございます。来年予定される全国ばら制定都市会議（ばらサミット）を控え、現在、1人1鉢に心を込めてウエルカムサミット事業や、千曲川の水辺観察会なども今回同時に開催され、さらにまた押し花教室、フォークダンス諸々が実施されたところでございます。

何よりも内外の皆さんが、バラのほのかな香りとそしてまた艶やかな彩りにいろいろ喜び、坂城はすごいなというそのひとことも私の胸にしみていることでもございます。

ご質問の中で、これから来年のばらサミットの会議を進めていくんだと。それに対する課題や対策等のお話があったわけでございます。今までのばらサミットの開催地の様子を見ますと、バラづくりを中核にしまして、そして都市公園をつくっていくとか、あるいはバラを観光づくり、地域づくりに役立てるとか、生産基地にするとかがありまして、ほとんどが大規模なバラ園であるわけでございます。私どものバラ園は、千曲川の一角の限られたバラ園であるということでございますが、ご指摘のように薔薇人の会の皆さんをはじめ、企業のオーナーの皆さん、そして町の諸々の皆さんのお力によってできている手づくりのバラ園だと。そういう中では、その自信と誇りを持って進んでまいりたいなど、こんなふうに思っております。

町全体が学校あるいは国道沿いにもいろいろバラが見えてきまして、そして各地にミニバラ公園もできております。町いっばいのバラのまちづくりが進んでいるなど、こんな思いもいたしますし、各地域で参加して手入れをしていただいていると

いうことにも心から感謝申し上げます。

お話のございました国道沿いの、例えば苧屋原地区の管理につきましては、国道事務所とお話をする中で、苧屋原の方を中心にボランティアで一定のお手伝いをいただく。あるいは坂城大橋周辺の田町の地区についても、田町の皆さんがいろいろ頑張るといような向きになってきているところでもございます。こうした中で、町としては他にないバラのまちづくりということを提案していくためには、さかきローズというような新品種も育成していくとか、あるいはバラにかかる本をまたつくっていくとかということで、いろいろな面から頑張ってもらいたいと思います。何よりも技術と管理が行き届いているんだよということの特徴づけてもらいたい、こんなふうに思う次第でございます。

実行委員会のお話も出ました。たまたま私どものバラ公園は基礎的には千曲川河川事務所と町が中心になって整地したわけでございます。加えて長野国道事務所が国道沿いをするということで、国、県、町がそういったバラのまちづくりに連携してでき上がっているということで将来に向かって、いろいろお手伝いいただく中にはその連携を大事にしていきたいと思っておりますし、もちろんいろいろとご参加いただいておりますボランティアの皆さん、各団体と実行委員会をつくりながら進めてもらいたいなど。お話のございましたように、町の職員にも頑張ってもらいたい、そしてまた町内にも実行委員会を支える体制をつくってもらいたいなどこんなふうに思っております。

さらにこのばらサミットに向けては鉄の展示館、ふるさと歴史館あるいは湯さん館等と観光面からの対応、そしてまた味ロジックわくわくさかきをはじめ食品関係、ブランド化を進めておりますが、そういったものにもつながるべく進めてもらいたいなど思っている次第でございます。具体的な駐車場の拡張等、あるいはまた堤防の問題、そしてバラ園そのものにやさしさを持たせる等々がございますが、こういった問題は千曲川河川事務所が管理しておりますので、今そこ地道にいろいろお願いし、その力を借りなければどうにもならない問題でございますので、時にはばらサミットも一緒に共催になって頑張ってもらいたいという投げかけもしているところでもございます。併せて押し花展等もございます。そういった面からもいろいろの皆さんにお手伝いをいただきながら、坂城ならではの、技術が誇れる、そして手づくりで精一杯頑張っている町の姿を見ていただければと、こんなことを思う次第でございます。

建設課長（村田君） 私からは、ばらサミット開催への課題と対策はの中の運営等について、お答えいたします。

ばらサミットの準備、運営とばら祭りの準備運営に関しましては、ともに建設課の都市公園係が事務局を担当しております。

ばらサミットにつきましては、総務課、企画政策課、産業振興課、教育文化課による準備調整会議もすでに開催をし、準備を始めております。6月7日から15日までの間、1万6千人の来園者を迎えて開催された2008年ばら祭りにおける期間中の運営状況ですが、坂城町をはじめ薔薇人の会、オーナー企業、商工会等9団体36名の委員によるばら祭り実行委員会により運営がなされました。

9日間に及ぶばら祭り期間中の実行委員会の出席状況は、役場職員が119人、薔薇人の会が125人、オーナー企業が34人、交通指導員が26人の計304人となっており、準備撤収作業を含めると約350人となっております。業務内容別では、総合案内が73人、バラ技術相談が46人、交通整理、駐車場整理が159人、交通指導員が、これは田町交差点でございますが26人の計304人ということでございます。販売部会に携わる人数は別途となっております。

来年に向けてというご質問でございますが、ばらサミット、ばら祭り相互の日程をどのように計画するかを含め、これからの検討課題であり、いろいろと関係の皆さまのご意見を伺う中で、早急に体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

9番（林さん） 時間が少なくて気になる場所ですけれども、いろいろなことは河川事務所の管理下にあるところなので、そちらのほうとも話し合うということですが、私の気持ちとしては、堤防道路の渋滞、また駐車場入りの渋滞、それといつか町長はしなの鉄道の景観からしてバラ公園が一番景観上優れているというお話もいただきましたけれども、また一方ではテントの色が景観をそこなうというような苦言も聞いております。そのようなことについても、これからの1年間の研究の中で、ぜひ解決していただきたいと思っております。

職員の皆さんにお願いしてお話しましたが、薔薇人の会の100人くらいのうち、議員からは14人の議員のうち7人がメンバーに入っております。ぜひ職員の皆さんもその場ではお力をお借りできたらと思っております。

いろんなことを申し上げてきましたけど、道路特定財源に起因するさまざまな課題がある中で、町長や担当課長からこれからの道づくりについてのお考えをお聞きしてまいりました。全国ベースで一般人を対象としたある調査によりますと、一般

財源化への賛成は61%を占めております。優先的に投入すべき分野については、医療や福祉などが上位を占めたという報告もありました。ただいまの町長の耐震化また生活道路といいますか、巡回バスの住民の皆さんに対する心がけは、大変いいことだと私も受け止めております。

これからはいろいろと国のトップが考えていることによって影響も出てくると思いますけども、地球温暖化問題なども重要な課題となってくると思っております。この温暖化問題が全世界レベルで急務となっている今、私たち一人ひとりも何とかしなければならないというような時期が来ていることはすでにご承知のとおりであります。昨日のことですけど、坂城町の製造業が中心となって、温暖化防止の研究会を町内16社の参加によりスタートさせました。その報道を聞くにつけ、さすがわが坂城町の企業の皆さんと、そのすばらしさに敬服いたし、ぜひこの場でひとことお話したいと思っておりました。原材料の高騰で企業の採算は悪化しており、温暖化防止を企業の製造コスト低減の両面から省エネ技術導入が課題になっていることに対し、熱や電機関連の省エネ技術についても学び、会員となった企業の工場を訪問し、実例を学習する中で、それぞれの成果を測定し報告し合うという、このすばらしいアクションでございます。また成果についてもお伺いしたいと思っておりますけれども、企業者ならではのこの企画案は、例えば私たちの生活にも比べることができるのではないかと考えております。

車に乗るところをちょっと歩いてみようか。人の顔を見ること、またコミュニケーションがとれるなど、大変有利なことも出てくると思います。温暖化、まず何ができるか。一つひとつ私たちの手でもやっていければ、そんないいことはないと思っております。以上で質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時37分～再開 午後3時48分）

議長（池田君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまであらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

1. 産業道路の改良について

イ. 若草橋先線の事業計画は

産業道路、町横尾区の道路改良が終わり、広々として通行しやすくなりました。道幅に対して通行規制をするなど工夫されていますが、交差点の一方である若草橋に向けて道路幅が狭くなり、大変危険を感じています。都市計画道路、先ほどの中でも見直しをというようなお話がありましたが、とりあえず若草橋から南に向けての実施計画がまだ示されていません。計画の見通しはどうなっていますか、まず伺います。地元の皆さんも大変心配されています。早い時点での計画と予定を公表していただきたいと思います。

ロ. 歩道の確保を

若草橋の歩道を渡ると南に向けて歩道が確保されていません。白線は引かれています、大変狭くなっています。その上、個人の土地との絡みで歩道に段差があります。車をよけるときのなど、足をとられ、危険きわまりない状況です。そこが通学路であり、高齢者の皆さんが気を使いながら歩いています。早急な対応が必要と思いますが、どうお考えでしょうか。まず、1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 産業道路の改良にかかる若草橋先線の事業計画等でございます。現在実施中の街路事業の坂都1号線中之条町横尾工区、整備延長が489mで総幅員が16m、平成10年から実施しております。事業の進捗状況は9割まで行っております。整備済み延長は275mで56%ということになります。

町横尾地区の道路整備が完了しましたが、関係の地権者の方々に事業に大変ご協力いただいたところでもございます。今年度からは旧貞明保育園の周辺を整備していく予定であります。ただ、用地買収が終わっていないお宅もありますので、引き続き用地交渉を進め、早期の完成に向けてまいりたいと考えております。

若草橋から南側の産業道路の状況につきましては、道路の未整備区間が南条小学校の山金井交差点まで約740mございます。うち南条小学校上の山金井交差点から北270m間は、南条保育園及び南条小学校もございまして、歩道も一部ありませんけれど、大事なことだと考えております。昨年より事業を実施させていただいております。残す区間は470mとなっております。

若草橋の周辺は交差点もあり歩道がない部分もあります。橋の抜本的な改修を行っていく必要があるところでもございます。ただ、旧貞明保育園周辺の整備はまだ完了していませんので、まずそちらを先行させていく必要があるということでも

ございます。産業道路の整備につきましては、文化センターの交差点の以北につきましても、整備が望まれております。特に坂城大橋までの間は重要な幹線道路でもございますし、未整備区間が1,700mもございます。交通安全、緊急性の高い箇所から随時整備していきたいということでございます。整備率がまだまだ低い状態でもございます。

南条地区から坂城地区へと重要な町の幹線道路でもございます。道路の事業化につきましても交通安全等、緊急性の高い箇所から公安委員会等の要望もございまして、順次進めてまいりたいと思う次第でございます。

次に、歩道の確保ということでございます。若草橋先線から山金井交差点までの産業道路で歩道のない産業道路の区間は、若草橋周辺の70mと南条小学校付近の50mということでございます。南条小学校付近の50mにつきましては、現在事業を実施しているところでもございます。

若草橋先線の歩道の整備ですが、中之条から南条小学校までの歩道がつながり、児童生徒の安全性の向上が図られる状況でもございます。橋の改修までは、橋の周辺のお宅も飲食店もあるというような状況で、事業費についてもかかるわけですが、順次進めてまいりたいと考えております。この歩道のない場所については、過去、土地をお譲りいただき、拡幅をさせていただいた経過もございます。このときは地元の区長さんや議員さんにもいろいろご苦勞もいただいたわけですが、生徒の安全性確保ということについて、いろいろの皆さんにお力添えをいただきたいと考えております。一部、家の建て替えを考えてもよいというお話も伺っております。暫定であっても、できることから少しずつ歩道を確保していくという心構えは持っているつもりでございます。ただ、より安全な歩道空間の整備には、数軒の方のご協力が必要となっているわけでございます。財政等の状況もございまして、いろいろと検討し、対応を早めていくよう努めてまいりたいと思います。

建設課長（村田君） 私からも1. 産業道路の改良について、イ. 若草橋先線の事業計画は、ロ. 歩道の確保をについてご答弁させていただきます。

先ほど町長からもご答弁がございましたが、若草橋から南側の産業道路の状況については、道路事業の未実施区間は470mでございますが、町道との交差点が2カ所あり、工場が2件、事業所が2件、宅地が約10件近くあるわけでありまして。

昨年度から南条小学校上の山金井交差点から北へ270m間を実施しておりますが、現状の道路の約3倍近く広げるわけであり、関係地権者の方には大変な気苦勞、

ご迷惑をおかけしております。

ご質問の箇所は北から街路事業坂都1号線、南から地方道路整備交付金事業A01号線で整備が進んだ間の未整備区間でありますので、手をつけていかなければならないところとも認識をしておりますが、若草橋の拡幅には1級河川の改修も含め、多額の事業費が必要になります。橋を除いての事業認可は大変難しい状況にあるかと考えられますので、財政状況もあり、早い時点での計画と予定の公表はお示しできないのが現状であります。

ただ470m間と区間的には短く、道路的には南と北の起点、終点が決まっておりますので、道路計画の基準にあてはめると、線型が必然的に決まっております。事業化がすぐに無理であっても、道路の線型の位置が正確に決まると家の建て替え等の計画が立てやすく、今よりも道路事業へのご協力がいただきやすくなるうかとも存じます。いずれにいたしましてもご質問の趣旨を踏まえ、早期事業化ができるように努力をしております。

つづきまして、歩道の確保でございますが、今回、若草橋の北側の整備した道路につきましても、橋の将来の整備を考え、できるだけ構造物は入れない暫定で整備を行っております。ただ、橋の整備につきましても、先ほど町長も答弁申し上げましたが、簡単にはいかない状況にあります。橋の整備ができない場合、暫定でということになりますが、暫定でできないかということを含め、関係地権者ともお話しする中で検討をしております。

どのような事業を組み込むのかも問題であり、公共用地買収に伴う所得税についても検討が必要になってまいります。今後、よりよい方法も見つける中で対応ができればと存じます。引き続きご協力をお願いいたします。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただきましたが、聞いているとすぐできるのか、それともずっと向こうへ行ってしまうのか、ちょっと判断に苦しむような答弁だったろうと思いますが、その中でも優先順位をつけて、橋を今すぐやれとか、都市計画道路に沿って全部やっただきよというような話は今私はしていないわけで、ただその歩道が大変危ないと。そこのところだけでも何とかしてくださいよというのがその条件です。

私もちょっと歩道のところを測ってみました。そしたら白線を含めて25cmしかないんですね。そしてそれがほかのお宅の中に入っていくので段差がある。白線を外せば10cmしかないんです。こんなの歩いていくのに私なんかとてもはみ出て

しまいますよね。そんな中で道路がよくなったということもあって、非常にこれは危ないです。お年寄りの方たちも非常に気をつけて歩いていますし、その辺で暫定計画の中で、より早く進めていただきたい。それがどうしてもここではお答えをいただいて、早く進めていただきたいと思うんですけども、もう一度その中で町長の答弁を求めたいと思います。都市計画の中での大きい道路、橋をやり替える、そんなことよりもまず歩道のところを暫定計画でできないか。そのことについて、もう一度お答えいただきたいと思います。

町長（中沢君） 坂城町の道路を常に歩いていく場合に、本当に歩道というところが議員さんの言われるように30cm、これが歩道かというようなことで、これではという気持ちは常に持っているわけでございます。とりわけ区道の道路ということになれば、優先すべきものは優先していくということが必要でございますし、またその工事全体が将来にいろいろ時間がたつならば、暫定的な手法ということも考慮していかなければならないと、こんなふうに考えておるところでございます。

11番（円尾さん） 歩道の危険性については町長も十分わかっていただけたかと思えます。課長さんもよく歩いてみえるというので現状はよく知ってらっしゃると思えます。何としても1日も早い実現を考えていただきたい。皆さんの智恵を集めて一番早くできることを考えていただきたいと思えます。それでは2つ目の質問に入ります。

2. 農業施策に重点を

日本の食料自給率は39%までに低下してしまいました。私たちが食べるものの4割しか国内で生産されていません。日本を除く先進11カ国の平均自給率は103%です。基礎的な食料である穀物自給率はたったの27%です。これは175カ国中、日本が125番目です。その上、私たちが毎日口にするパンやうどんの原料、小麦の自給率は14%、しょうゆや味噌などの原料、大豆の自給率は6%にすぎません。穀物自給率の低い国は農業に不向きな国がほとんどで、日本のように穀物をつくれるのにつくらない国は世界でも珍しい存在です。

こうなった背景は、食料は外国から買えばいいと言わんばかりの自民党農政のゆがみにあるわけです。農業予算は年々減り続けており、国の一般歳出に占める農業予算の比率は95年の8%から07年には4%にまで低下しています。世界的な食糧危機の中で、過日行われた食料サミットでは輸出を規制する国の動きも出てきています。食料自給率39%という危機的な状況から抜け出すことがわが国にとって

待ったなしの課題になってきました。

そこで日本共産党は食料自給率向上を国政の重要な柱に据え、50%台回復を最優先課題とする農業の再生プランを3月に発表しました。国民合意をつくるためのいわばたたき台としての提案です。その中身は、1として「持続可能な農業経営の実現をめざし、価格保障・所得補償制度を抜本的に充実する」、2つ目として「家族経営を維持するとともに、大規模経営をふくむ担い手育成で農地を保全する」、3つといたしまして「関税など国境措置を維持・強化し、『食料主権』を保障する貿易ルールを追求する」、4番目としまして「農業者と消費者の共同を広げて、『食の安全』と地域農業の再生をめざす」の4つを柱にして提言しています。全国で農業者や農業団体から積極的に受け入れられています。

これらを頭に置きながら、坂城の農業について質問したいと思います。工業と農業の調和のとれた町づくりといわれますが、中心はやっぱり工業だと思います。生命を支える食糧の安定供給の土台である農業に重点施策として展開されるよう、次について質問いたします。

イ．地産地消推進計画を

学校給食などを中心に地産地消が論議されてきましたが、坂城町での地産地消を進めていくために何が必要か。農業全体の中から検討して計画を立ててはどうか。その必要があるのではないかと思います。そのことで組織づくりや何を実践すればよいのかなど、方法が見えてくるのではないかと思います。見解を伺います。

ロ．特定作物奨励金制度の創設を

年々、遊休農地が増加しているのが大変目についてきます。荒廃農地対策として農業委員会に検討委員会をつくると聞きましたが、どのような計画でどこまで進んでいるのでしょうか。荒廃農地解消への検討はどうされているのでしょうか、伺います。

長野市では、農地の遊休荒廃化防止、自給率の向上及び地産地消の推進を図ることを目的として、小麦、大豆、そばを奨励作物に指定して、奨励作物を栽培し出荷することに対して奨励金を出す制度を進めています。これがそういう制度のチラシですけれども、小麦1kgに対して50円、大豆1kgに対して170円、そばは150円の奨励金を交付しています。16年度から実施され、当初、奨励金は現在の倍額が出ていましたが、交付の増加により19年度より半額になりました。4年間で栽培面積が全体で5倍に伸びたそうです。高齢者の方たちにも大変喜ばれているとの

ことです。また、近隣の自治体でも注目されています。同じことを同じようにやれとは言いませんが、坂城でも取り入れられることもあるのではないかと思います。平地でありながら耕作放棄地が増加していく現状に、対応が急がれると思います。先進地の施策に学んでほしいと思いますが、挑戦をしてはどうでしょうか。

ハ. 米粉パンの給食導入の環境整備を

米の消費拡大の1つとして米粉パンが注目されています。学校給食などに米粉パンを使う取り組みがあちこちで始まっています。近隣では東御市では小中学校で月1回、保育園ではおやつに使われています。米粉パンのほうが少し価格が高いため、パンを焼いている業者に東御市では補助金を出しています。また上田市では、地域発元気づくり支援金を取り入れ、試験的に導入するための検討が始まっています。実際には米の製粉するところが限られていたり、パンを焼く技術が必要であったりしてすぐに導入は難しいと思いますが、研究検討しながら取り入れていくための環境整備をしていただきたいと思います。見解を伺います。

ニ. 職員体制の見直しを

産業振興係ということですが、農業も商業も工業も産業振興には間違いのないわけですが、1年前にこれがすべての農業も商業も工業も一緒にした振興係が1つで取り組まれているわけですが、対応する対象も違ってきます。仕事の内容も異なると思います。それぞれが片手間のできるような仕事ではとてもないわけです。独立した係にすべきではないかと思います。答弁を求めます。

産業振興課長（宮崎君） 最初に地産地消推進計画につきまして、お答え申し上げます。

ご案内のとおり、食は健康で生きていくための基本でございまして、農業は人の生命を支える根源となるということです。しかしながらご質問のとおり、日本の食と農業は大変厳しい状況に置かれております。そういう中で、円尾議員さんも言われましたように今後の農政の柱の1つとなるものとしたしまして、これは地産地消もその柱の1つであろうというふうに考えております。

消費者と生産者を結びつけ、地域で生産された農産物を地域で利用し消費する地産地消は食育と相まって、農村や地域の食文化の理解、食と農業の振興、豊かな人間性を育み健全な食生活の普及等につながるものでございます。具体的には学校給食への地域農産物の利用、農産物の直売の推進、地域の特産物を利用した農産加工とそれに伴う農産物の需要拡大、食文化や食に関する行事の継承などが考えられて

いるところであります。

当町では、農家の皆さんの努力によりまして、りんごやぶどうの栽培振興が図られ、また町特産のねずみ大根や五里ヶ峰横坑を利用したマイタケなどの原木きのこ栽培、多くの特産品がございます。これらの農産物は町農業生産物直売生産者の会の皆さんによりまして、週3回、春から秋にかけて開かれている直売市において販売されております。またJAちくまびんぐし店での農産物直売コーナーにおいても、約170名もの農家の皆さんが登録し、新鮮な野菜、果実の直売をしており、大きな人気となっております。

さらに味ロジワクワクサカキの皆さんが、ねずみ大根やりんご、ぶどうなど町内で生産された多くの農産物を原材料として使用して、農産物加工品を生産しております。そしてそれらの加工品の多くが町内で販売されておまして、地産地消ということには大きく貢献していると考えているところでございます。

学校給食センターにおいてはじゃがいも、大根、ぶどう、りんご、農産物加工品など多くの地域食材を利用するとともに、地産地消を含めた食育機能を持った食育・学校給食センターの建設が計画されているところでございます。

地産地消は、新鮮で顔の見える安心な農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産と、地場農産物を地域で消費しようという活動が結びついたものであります。生産者自らが販売価格を決定でき、少量で不揃いなものででも販売が可能になるなどから、高齢者や女性、兼業農家などが参加しやすいと考えられております。小規模農家の多い当町にとってメリットが多く、地域農業の振興と活性化につながることを期待されているところであります。

さて、地産地消推進計画の策定というご質問でございます。地産地消の推進には家庭や学校、地域など多様な主体の参加と連携協力が不可欠であります。当町の地産地消の仕組みとしてはどのような形がよいのか。農業支援センター、農業委員会、JAちくま、農業改良普及センターなど関係機関と連携を図る中で、まずは検討の指針なども踏まえて仕組みづくりに向けた検討等に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、特定農産物奨励金制度の創設をというご質問でございますが、農地は食料を供給するための基礎的な生産要素であるとともに、農業者にとってきわめて重要な経営基盤であります。その一方で、農業者の減少、高齢化の進行等により耕作放棄地は年々増加傾向にあり、その解消を図ることが喫緊の課題となっております。

国では本年度から耕作放棄地全体調査を実施し、市町村内すべての耕作放棄地を対象に全国的な現地調査を実施し、耕作放棄地の状況に応じて1筆ごとに農地、非農地の区分を調査するとされております。さらに来年度以降におきましても現地調査を行い、耕作放棄地の解消の有無を確認するとともに解消された耕作放棄地について調査票に整理し、報告することとされております。

それで本町の耕作放棄地の面積は2005年農業センサスにおいて、経営耕地385haのうち約73haとなっており、中山間地だけでなく比較的条件のよい平地農業地帯であっても増加することが懸念され、その解消が課題となっております。

このように耕作放棄地が増加している原因といたしましては、先ほども申し上げましたけれども農業従事者の高齢化や担い手不足、農産物の価格低迷等が考えられます。こうした中で、農業委員会では耕作放棄地の現状を把握するため、農地パトロールを実施し、その位置と状況を確認してまいったところであります。農業委員会総会において、耕作放棄地の解消を図るため、その結果をもとに何らかの対応をしていこうと話し合い、その道筋をつけるべく検討委員会を設け、まずは一歩を踏み出そうとの方向づけがされたところであります。

検討委員には農業委員長、代理、部長、委員、JA等7名程度とし、耕作放棄地の解消に向けた方策を検討し、関係機関と連携し実践に向けて進んでいこうというものであります。本年から始まります耕作放棄地全体調査につきましても、大変ボリュームのある調査でありますので、町、農業委員会、支援センターなどが連携し実施していかないとどうにもならないというところがございます。農業委員会の検討委員会もこの連携に組み入れ、調査の結果を踏まえつつ、耕作放棄地の発生防止、解消に向けた取り組みを検討、実施してまいりたいと存じます。

なお、耕作放棄地全体調査の内容につきましては、この6月の農業委員会総会の中で話をしていきたいと考えております。農業委員会といたしましても、遊休農地の現状の把握が課題でありまして、地域の農業の実態を把握し、農業者の意向を踏まえた上で相談、指導等を行うことが耕作放棄地解消の起点だというふうに考えているところでございます。

長野市の奨励金制度を参考に取り組んではどうかというご提案をいただいたところでございますが、長野市におきましては、農地への復旧作業を支援する事業の1つとして、地域奨励作物支援事業がございます。農地の遊休荒廃化を防止するため、市内に居住する農業者が地域奨励作物、小麦、大豆、そば、キビの4品目でござい

ますが、栽培し出荷することに対して奨励金を交付するという制度でございます。本町におきましても、他市町の状況を見ながら耕作放棄地の解消と合わせ研究してまいりたいと存じます。今後も関係機関が連携し、担い手等への農地集積と合わせて地域での活動の支援も検討し、耕作放棄地解消に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えているところでございます。

つづきまして、職員体制の見直しということでご答弁をさせていただきます。

行政改革の一環といたしまして、昨年の4月から、それまで商工課と農林課が一体となりまして産業振興課という形で事務を行っている状況でございます。係編成につきましては、商工観光係と農林整備係に比較的窓口対応が多い事務を集約し、以前それぞれの課で持っていた施策の検討、立案部分を産業振興係が執り行うことにいたしました。従いまして、今のところ、産業振興係では各人に工業だけ、農業だけという区分をせずにフレキシブルな対応をしているという状況でございます。

ご案内のとおり、都市と地方の格差拡大への対応の1つとして、5月16日に農工商連携法が成立いたしました。施行は秋になる見通しのようですけれども、企業と農家が共同で事業計画をつくり、国の認定を受ければ税制や公的融資で優遇措置が受けられるというものでございます。この法律による優遇措置を何人あるいは何社が当町で受けられるか。この辺は少々ハードルが高い分もありますので、ちょっと懸念するところがございますけれども、町民の皆さんを含め自他ともに工業の町を自負しているところであります。

地方においては生産性や雇用などを考えると、農業の占める位置は大変に大きいものがありますし、当町にとっても同様でございます。これを考えると、均衡ある産業の発展、産業間の連携、こういったことから考えて、私ども産業振興課あるいは産業振興係のあり方は非常に今日的であるというふうに私は考えているところでございます。

教育文化課長（西沢さん） 私からは、ハ、米粉パンの給食導入の環境整備をについてお答えいたします。

世界レベルでの小麦価格の高騰、食料自給率の問題など米に対する期待が急に大きくなってまいりました。今まで、小麦粉に比べ米粉の価格や製粉技術などにより米粉の普及はわずかという状況でしたが、製粉技術が確立されたこと、小麦粉価格の高騰により米粉パンが注目されてきたことは、議員さんご指摘のとおりでございます。

県内でも地元産の米粉を使用したパンを自校方式により学校給食に提供したり、工夫して導入している自治体もあると聞いております。また、試行段階であるため、購入単価あるいは数量的にまだまだ検討が必要との状況のようであります。坂城町でも身近な生産地での米粉の調達方法、価格の問題、加工する業者の条件など整えなければならない条件はあるわけですが、給食の充実の面から考えても、米よりつくられるパンは小麦粉パンとはまた違った食材との組み合わせが考えられるなど、楽しみ方が広がるという利点もあります。

米粉パンを給食に取り入れることについて、学校給食センター運営委員会をはじめ関係する職員等でいろいろな面から考えてまいりたいと存じます。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただいたわけですが、それでは2回目の質問に入りたいと思います。

推進計画の取り組みについて、もう一度確かめたいんですけども、仕組みづくりをつくっていくのがその計画をやっていく中で、やっていくんだというお話がありました。もっと、そうではなくて坂城町にとって地産地消推進計画というのはもっと大きく坂城町の農業が今どういう形にあるのか、どういう位置にあるのか、どういうことをしていくのかということまで踏み込んだ計画になって、全体像が見えてくるわけですが、産業振興課として農業を中心にした計画というものをきちんと立てていく必要があるんじゃないかというのが、私が提言しているところなんです。だからほかの団体、例えば農協だったり支援センターだったりいろいろなところから協力を得るといことはそれは大事なことですよね。それがなければやっていけないんだから、それは大事なことなんでしょう、坂城の町の農政としてどういうことをやっていくのか、どういうふうに繰り広げていくのかという基本になる計画だと思うんですよね。そういう点で、計画というもののとり違いをしていらっしゃるのかというのが1つはあります。そういう意味で、きちんとした計画を立てていくことですべてが見えてきますよということを私は言いたいと思っています。

長野市の計画を見ますと、本当にその中でいろんなことが、この支援制度とか遊休農地に対するいろんなものとか、そんなものが全部取り組まれています。それにどうやって発展させていこうというようなやり方も検討されています。これは何年もかけてやられてきていますから、坂城の町にとってもやっぱりそれくらいの計画を立てていかないと前へ進まないんじゃないかと思うんですけども、その点について、もう一度お答えいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 地産地消推進計画の関係について、ご答弁申し上げます。

ご案内のとおり、今先ほどの質問の中でも農業委員会でも研究会を立ち上げたり、あるいは私どもの農業支援センターの中でも、これからの方向づけ等について、どうしていくかというのは課題でございます。そういう中で計画全体、どんなボリュームでどうかという部分は必要であろうかというふうにも考えてはいますけれども、その規模等をつくるにいたしましても、もう少し事前のそれぞれの協議会の中で実態把握ですとかそういうものをする中で、やっぱり坂城の農政がどうあるべきかというふうにひとつ考えていくものだろうと。それには今私どもには第4次長期総合計画もあるわけですが、それらとの関係も踏まえてやっていきたい。とにかくもう少し実務等の中で、仕組みづくり等を踏まえる中で計画として整備すると。最初にもっと大きいものを作ってそれからというお考えもそれは大事なことだろうと思いますけれども、やっぱりその積み上げとなるそういうものをもう少し調べた中で、それらを検討していきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

11番（円尾さん） その計画について積み上げていくんだというお話はありました。それはおっしゃるとおりだと思うんですけども、要はそういう形をつくっていくときに、じゃ坂城の農業が今どういう位置にあって、どういうことをしなければいけないか、荒廃農地を今、早く解消していかなくちゃならないじゃないかということを見ていくときに、それでは遅過ぎるんだと思うんですよね。そういう意味で、この計画をつくるのが、要はいろんな方から情報をいただいて、もちろん計画をつくっていくんですけども、そういう形で進めていく計画をつくるのが前進させていくことにつながると思うんです。

だからそういう意味で、早い時点でそのところをきちんと押さえていく。私は坂城の農業というのに対しては、本当にあと5年たてばどうなるんだろう。あと10年になれば農業なくなるよというようなお話をしょっちゅう皆さんからお聞きして、本当に背筋が寒くなるような思いをしています。そういう中で、やっぱり早い時点での対応、それを求めたいと思うんですけども、それでは計画というふうにはならないんじゃないでしょうか。その辺について、もう一度ご答弁ください。

産業振興課長（宮崎君） 先ほどの地産地消推進計画に関連しました件につきまして、ご答弁させていただきます。

今、農政を取り巻く状況等が非常に厳しいということで、例えば県においてもそ

の地産地消推進計画はもちろん、そのほか、県計画として農政の関係の計画がいくつか実は立ち上がってございます。そういう中で市町村もそれに基づいて計画をつくっていくべきではないかというご提言も受けております。そういう大きな政策がたくさんある中で、実はそれをそれじゃ一つひとつどうやるのというふうに、その計画そのものも県等で調査する中で、5年間計画等の中でいくつか出ておまして、そういう部分の中で、計画はたくさん承知おきしている部分もあります。

じゃあこの町の中でどうなんだろうかといったときに、やはり大きな枠組みとしてそういうところで、例えば県の計画にしても国の指針に基づいてつくられている部分でありまして、やっぱりその辺をもう少しかみ砕く中で、私ども町としてどうなのかという部分になってくるんじゃないかというふうに私は思っています。ですから、もう少し、何といいますか実際、現場の中の下積みのやつというのもやっぱりもう少し考えていかないと、いかがなものかというようなことでございますので、もう少し検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

11番（円尾さん） しっかり検討していただいて、あまり遅くならないうちにきちんと方向を出していただく。それが一番大事だろうと思います。

次の質問に入りますが、米粉パンについて、学校給食のほうから現状をお話いただきましたけれども、なかなかこれはまだ条件が整っていません。そういう意味で、私は農業振興という立場から、環境をどういうふうに整備していけばいいのかという点についてお聞きしたいと思います。

この米粉パンを東御市が使用しているということで、たまたまこれをつくっている味工房ゆらりへ私はお尋ねしました。パンも食べさせていただいたり、話も聞いたりしましたが、もちもちしていて大変おいしいパンでした。それにしかも、中学へ行くときには800食からあるわけですが、この工房ゆらりの中ではこの米粉パンというのは発酵する必要がないもので、800食、900食というのが対応できるという形がとられていますので、それをやっていらっしゃるという話を聞いて、大変うらやましいなと思いました。その米粉も要は東御市でつくられた古米を製粉してもらっているというのが現状だったようです。

そんなことが、すぐ坂城町でできるわけではないんですけれども、残念ながら加工センターでは今パンを焼いていないそうなんですよね。だから私は非常に残念だと思っています。そういう意味で、環境整備というのは、そういうパンを焼くよう

なところがこの米粉パン、普通の業者の方ではなかなか取り組めないというものを、やっぱりそういう加工センター、町を絡んでつくっていった加工センターですから、そういうところでも発展できるような、そういう指導ということをきちんとやっていっていただければと思うんです。そういう意味での環境整備、まだまだ製粉所が諏訪にしか長野県にはありませんので、すぐというわけにはいかなかったにしても、それまでに焼く技術をとということも考えていくことが大事だろうと。上田市では例えば製粉をするための補助、製粉機の補助というような形も考えられています。それから先ほど申しました地域発元気づくり支援金、それを使って研究を始めていくというようなことがあるんですよ。だからそういう意味で積極的な取り組みができないかどうか。その辺をもう一度、これは産業振興としてお答えいただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 米粉パンに関するご質問について、お答えいたします。

先日、私も米粉パンを買って食べてみました。もちもちしていてよかったわけがあります。そういう中で、先ほどの質問から行くと学校給食ということの中で、やっぱり大量にそれをつくっていくとなったときに、じゃ設備はどうなんだろうかというような部分がちょっと頭の中に入っちゃいました。今、円尾議員さんはたぶん味ロジックわくわくさかきの皆さん等、そういったことを想定しながらお話いただいているというふうには感じるわけですが、米粉パン等に関わる方向性としては、ご提案のとおり行けるのかなというふうには考えてございます。ただ、今味ロジックそのものについてはこれでいろんな部分で前向きでございまして、取り組みについてもいいかと思っておりますけれども、今、ある面、採算性の必要性も迫られている部分も実はあります。そういった中で、今元気づくり支援金等のお話もよその町村であったわけですが、これらを含めて、じゃあ町として取り組んでいけるのかどうか。またロジックの皆さん等とちょっと研究をしてみたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

11番（円尾さん） 次に、職員体制について質問をしたいと思います。

先ほど、産業振興課長は自分がやっている立場から企業と農業の連携というようなお話がありました。しかし、なぜ今農業がこういうふうになんか疲弊してきたり、本当にあとを継ぐ人たちがいなくなってしまうかということ、やっぱり企業化されたり大きくなったりというところに大きな原因があるわけですよ。そういうことも含めながらやっぱり、じゃあ兼業農家でしかも農地の少ないところで、どうやっ

て農業をやっていくかというのが、坂城町にとっては一番の課題だろうと思うんですよ。そういう意味で、やっぱり職員体制というのは非常に大事になってくるかと思えます。

それからやっぱり、この中で組織の規則から見ると、農業の振興とそれから工業団地というような、先ほどもこの論議の中にありましたけれども、工業団地を進めていくだというのと同じところでやらなくちゃならない。片方は農地を守るほうですよ、片方は開発するほうですよ。それが同じ担当でやっていくというのはどうなんだろうと。本当に仕事がきちんと進んでいくんだろうかというのが大変心配になりますし、私はそれは片手間のできるような仕事じゃないだけに進めていかなくちゃいけない。このことについてはやっぱり職員体制ということで、町長からの答弁を求めたいと思います。

町長（中沢君） 産業振興課における職員体制のお話でございます。

いろいろ農業を守るというような立場の中では農林系のほうでやっているわけでございます。そして大事なことは、坂城町が工業の中にあって農業と共に融合を計りながら、さらなる振興を進めてまいりたいということでもあるわけでございます。これからの農業そのもの、あるいは産業そのものにそこに政策が大事であるわけでございます。今、振興係においてはそれを進めるべく組織替えしたわけでございます。

最近、県の状況広報を見まして、各部に必ず政策課というものがあるわけでございます。町も全体的な面では、今企画政策課ということで政策を大事にしていこうという面では議員さんの申されるとおりでもございます。町が産業の町であるということ。しかしそれは農業というよりも工業に支えられた町でありますけれども、農業においても今までの過去の中においてぶどう、りんご、花、それぞれの力があるわけでございます。そういうものをより融合するという観点からも、そういったセクションが大事だということでございます。

これから職員もそれなりに配置してございますので、1年、2年のうちにはよりよき姿が見えてくるんじゃないかと、こんな思いでございます。

11番（円尾さん） 職員体制について、あと、請うご期待だというお話がありましたけれども、私はたまたま農業支援センターなんかの仕事を見たときに、やっぱりその限界というのを感じまして、だからこれは農業と振興していくところでは立場で、それは企画とかそういうのはまた違って、直接に振興していくところだから

ここのところはもう少しきちんと考えてもらわなければいけないなと思っています。そのことについては、また改めて様子を見ていきたいと思っていますが、時間もありませんので、次に入ります。

特に今、荒廃農地というのがたくさん出てきている中で、いろんな地域で取り組みが始まっています。いろんなものをつくるというような、上田なんかに行きますと大変今収穫期である麦が、ものすごくたわわに実っている。本当に麦秋というんでしょうかね、ああいう景色を見るとほっとするんですが、そんな姿が坂城にもできるだけ、わずかではありますが、たくさん出てくるようなそんな姿を私たちはどうしても想像したいし、そうありたいと思っています。3問目に入ります。

3. 後期高齢者医療制度について

イ. 町民への影響は

4月1日より後期高齢者医療制度が実施され、この制度の矛盾や内容のひどさに怒りや不満が列島騒然となっています。毎日新聞の調査によると、国民の77%がこの制度に反対しています。また、参議院ではこの法律の廃止が可決されるなど、動きが大変激しくなっています。与党内からも異論が出て、さすがに政府も低所得者への軽減などを考え出したようです。

この制度の問題点としては、今までにもたくさん質問してきました。保険料の見直しなどという小手先のことで解決されるものではありません。75歳の年齢で区別した医療保険制度だということ、保険料は収入のない人も払わなければいけない。年金から天引きされる。受けられる医療に差をつけたところに根本的な問題があります。

制度が始まったことで、町民の皆さんへの影響はどうだったでしょうか。問い合わせや保険証などの不都合はなかったでしょうか。それらに対して対応をどのようにされましたか。制度の徹底はどうだったでしょうか、お伺いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 私からは、後期高齢者医療制度について、町民への影響はということでお答えをいたします。

後期高齢者医療制度、通称、現在、長寿医療制度ということになっておりますが、この制度は医療制度改革の柱の1つとしまして、高齢化社会が急速な進展に伴い、医療費の増大が見込まれる中、75歳以上の高齢者等を対象としまして4月から始まった制度であります。この制度にあたりましては、国等国民への周知あるいは説明不足などによること、または制度への誤解等もあり、各市町村の現場において混

乱が生じた状況が起こったということでもあります。

当町におきましては、制度開始に伴う準備としまして、平成19年度におきましては住民の皆さんに対する広報活動として、「広報さかき」を活用し、具体的な内容をお知らせするとともに自治会、商工会の各部会、老人クラブの総会、保健補導員会等、各種団体の会議の場を利用させていただき、制度の周知を図ってまいりました。2月にはまた全世帯に後期高齢者広域連合において作成しましたパンフレットを配付し、制度の始まる3月には加入者全員に保険証の送付に併せ、制度の趣旨もお送りしたところです。またこの6月に配付しました「暮らしの便利帳」というものがあるんですが、これにも制度の内容を詳しく掲載してあります。機会をとらえ、住民の皆さんに周知を図っているところでもあります。

制度導入後の不都合ということでございますが、郵送した保険証につきましては、届いたものが保険証とわからず処分してしまったり、紛失してしまったりというケースがありました。5月末現在で48件の保険証の再発行を行いました。現在は保険証の未着者はありません。またこの制度では、加入一人ひとりから保険料を納めていただくことから、この4月の年金から天引きされる特別徴収において、1月にデータ処理を行ったため、処理後に死亡等の移動があった方については、特別徴収の停止の対応がとれずに、年金から保険料が天引きされたケースがあります。現在、還付手続を進めておりますが、これは年金保険者のシステムの不都合というんですか不具合というんですか、それによるところでありまして、県下全域でこの状態が起きたということでもあります。該当される世帯につきましては、内容を記載した説明文等によりまして理解を求め、対応をしてきたところでもあります。

また、社会保険などの被用者保険の扶養にあった方につきましては、この10月から徴収となるため、現在確認作業を行っております。それ以外の4月に特別徴収の対象にならなかった方につきましては、国民健康保険と同様に7月から来年3月まで9回に分けて納付書により銀行等窓口、あるいは口座振替でお支払いいただくこととなります。

この後期高齢者医療制度につきましては、誤った納付書の発送や低所得者世帯の負担がより重くなる等のことによりまして、高齢者等をはじめ多くの国民の反発も強く、与党のプロジェクトチームにより制度見直しが行われたというところでもあります。新たな対策を講ずることが予想されますが、国におきましても十分な説明、周知を行い、また市町村の現場においても今後、混乱を招かないように新しい対策

を講ずるには、事前の準備期間を確保していただきたいと思います。町におきましても、今まで進めてきたのと同じように、この制度の理解をいただくために、引き続き広報等を利用し、理解を求めてまいりたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） 時間がなく再質問ができませんので、要望をしておきたいと思っております。

今広域連合の中での対応で、保険料の軽減というのがありますけれども、保険料は一人ひとり納めているわけですが、減免は世帯合算だということですよ。そんなこと、とても納得できるわけではないんです。このような制度の問題点を町としても改善するようにどうしても働きかけていただきたいと思っています。

老人福祉法第2条では、「老人は、多年にわたり社会の進歩に寄与してきた者として、（中略）生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」、そういうものが前提にあるわけですが、この後期高齢者医療制度は大変な制度です。財政的に大変だから若い人たちに負担させるのはどの主張もありますが、今回の後期高齢者医療制度の導入に伴い、若い人たちの負担も増えています。お給料をもらった方がそこを見ていただければわかると思います。要は、税金をどういうふうに使っていくのか。それから高齢者だけ、75歳だけ別枠の保険にしていくというそういう制度というのは、やはり考え直す必要があるだろうというふうに思います。そういうことを強く主張しまして、質問を終わります。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

23日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時48分）

6月23日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	田中邦義君	8番議員	春日武君
2 "	山城賢一君	9 "	林春江君
3 "	柳澤澄君	10 "	安島ふみ子君
4 "	中嶋登君	11 "	円尾美津子君
5 "	塚田忠君	12 "	柳沢昌雄君
6 "	大森茂彦君	13 "	宮島祐夫君
7 "	入日時子君	14 "	池田博武君
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中沢一君
副町長	柳澤哲君
教育長	長谷川臣君
会計管理者	塩野入猛君
総務課長	中村忠比古君
企画政策課長	片桐有君
住民環境課長	宮下和久君
福祉健康課長	塚田好一君
子育て推進室長	中沢恵三君
産業振興課長	宮崎義也君
建設課長	村田茂康君
教育文化課長	西沢悦子君
総務課長補佐	柳澤博君
総務係長	
総務課長補佐	塩澤健一君
財政係長	
企画政策課長補佐	塚田郁夫君
企画調整係長	
4. 職務のため出席した者

議会事務局長	吾妻忠明君
議会書記	金丸恵子君
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 環境行政についてほか

山城賢一 議員

(2) 工場用地についてほか

中嶋登 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（池田君） 最初に、2番 山城賢一君の質問を許します。

2番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

ミャンマーのサイクロン、また中国の四川大地震、国内では昨年記憶に新しい能登半島地震、それから中越沖地震に続きましてこの14日には岩手・宮城内陸地震がありました。尊い命と家屋被害や道路寸断など、大惨事となったわけでございます。心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復興をご祈念申し上げる次第でございます。

この度の被災者調査では、「備えなし」が7割以上と新聞に報道されておりました。改めて防災意識の向上、安心・安全のまちづくりの推進が必要不可欠ではないかと思えます。

さて、ご承知のとおり来月は地球温暖化問題が最重要のテーマの1つとして取り上げられる洞爺湖サミットが開催されます。温暖化問題の解決に向けて、各国が最も関心を寄せているのが京都議定書の約束期間後となる2013年以降の枠組み作りと言われております。そこで、福祉、教育環境などと同等に重要な課題となつてまいりました温暖化対策について、お伺いをいたしたいと思えます。

1. 環境行政について

イ. 温暖化対策推進の策定は

環境行政につきましては裾野が広く、また深い課題であるわけでございます。21世紀は環境の世紀と言われております。それは生活者、事業者の事業活動、行政の政策それぞれが環境に十分配慮し、環境保全を最優先にして持続可能な地域社会を実現していくことにあると思うわけでございます。

このような社会の実現には、主要な役割と責任を果たしていくのが環境行政でありまして、持続可能な地域社会の実現を目指していく上で、自治体における環境行政に課せられる役割と責任は大きいものがあります。1990年代、気候変動問題での科学的知見から、国連気候変動枠組条約が採択され、また発効しまして、97年には京都で開催された第3回締約国会議で京都議定書が採択されまして、世界176カ国とEUが批准をされたわけでございます。また、地球環境問題の顕著化を契機としまして、環境基本条例や環境基本計画等を制定するなど、制度的な枠組みが整えられております。

しかし、地球温暖化をはじめといたしまして環境問題が拡大して深刻化する中で、このような問題に正面から対処し打開していく政策イノベーションが見られず、行き詰まり状態にあることも否定できないわけでございます。

今月、6月は環境基本法に基づきまして、環境月間が展開されておりますが、町の広報にも掲載をして、町民の皆さんに快適な環境づくりを進めていただけるようお知らせをしながら、啓発に取り組まれているところでもあります。町では、環境省の提唱による地球温暖化対策について考える「地球温暖化防止のためのCO₂削減 ライトダウンキャンペーン」が先週土曜日の21日と、また開催日の7月7日の夜8時から10時まで実施するよう、また実施されるよう呼びかけをしているところでもあります。

新しい時代に対応すべき、温暖化に対して温室効果ガス排出を抑制する低炭素社会に向けた推進に取り組み、環境と人とが共生できる持続可能な社会のビジョンを、また町のビジョンを示していかなければいけないと考えるわけであります。温室効果ガス削減の長期目標値を掲げた日本の福田ビジョンが発表されました。それは3つの柱でありまして、1つは長期目標として2050年に日本の排出量を現状から60%ないし80%の削減を目指す。排出量取引について、今秋、この秋に試行的な実施を始める考えを持つ。それから中期目標は明言しなかったものの、2020年に05年比10%減とすることが可能ということでもあります。

さて、町におきましても工業の町、温暖化防止の快適なまちづくりに向けたアク

ションを起こして推進を図っていく必要があると思いますが、これに対する素案があるのかどうか、どう対応していかれるについて、お伺いをいたします。

ロ．環境学習の町宣言を

坂城町は中央を南北に千曲川が流れ、周囲は1,000m級の緑多い山々に囲まれた山、川の自然環境に恵まれたコンパクトタウンの地理的状况にあります。

戦国時代は武田信玄と戦った村上義清が居城（葛尾城）を構え、江戸時代には代官所が置かれ、北国街道の宿場町として栄えるなど歴史的文化も尊いものがあります。

2003年12月、自律のまちづくりに向け、町民、企業、行政の協働によるGOGO機構の活動がスタートしましたが、その後、政策提言をされてまいりました。07年2月には一定の役割を果たされまして解散をされたわけでございます。06年4月には信州大学繊維学部と、また10月には長野大学との連携協定を結びまして産学官連携による工業の町を進めているところでもございます。

テクノの町として知られる工業集積は緑豊かなこの地域で注目される坂城ならではの技術集積により、最先端技術の製品を送り出していることも事実であります。自然の維持、環境の保全、浄化の振興を図り、産業として農工商にすばらしい融合性をもたらすことは、住民、事業者、行政をつなぐ環境学習をテーマとした次世代を育むまちづくりの推進が大切と考えます。環境にやさしいまちづくりをどう考えていかれるのか、環境の町宣言を基本方針に据える方向性はいかがでしょうか。お考えをお伺いいたしまして、第1回の質問を終わります。

町長（中沢君） 環境行政にかかる温暖化対策の推進等についてでございます。

地球温暖化対策の推進と環境学習の町宣言についてのご質問でもあるわけでございます。環境につきましても、ものづくりとやすらぎの町を将来像に、第4次長期総合計画後期基本計画のサブテーマとして、自然と人と産業が共生するまちづくりをということを基本理念にいたしまして、施策を展開しているところでございます。

また、お話のありましたように自律のまちづくりGOGO機構の環境部会の政策提言も受けまして、ごみ減量化の推進のみでなく、千曲川バラ公園に代表される花と緑のまちづくりや千曲川の有効な活用等にも取り組んでいるところでもございます。

国際的の地球温暖化対策は、いよいよ1997年の京都議定書の第1次約束期間です、2008年から2012年まででございますが、日本でも温室効果ガス

6%削減に向けて、各界で具体的な取り組みが動き出してきているというところでもございます。町内企業でも昨年1月から稼動した企業の新工場T社では、高品質化を図る多くの整備と併せ、ソーラー発電やエネルギー循環システムを導入するなど、高い評価を受けているところでもございます。

今年の4月の段階ではISO14001、要するに環境マネジメントシステム国際規格を取得している企業は11社、エコアクション21が1社となっております。また、教育の面でもございますが、学校においては各学年のレベルに合わせてCO₂削減を考えるエコ授業として社会科、理科、家庭科そして総合学習として取り組んでもおられます。また給食を残さないということも大切なエコ事業とも言えます。子どもたちはいろいろな面から勉強をしております。この機会をとらえ、子どもたちを中心に、また家族がごみの削減や地球温暖化防止、CO₂削減など地球人の1人として取り組んでいただければと存ずるところでもございます。

町民の皆さん、各自治体の皆さんにおきましても、ごみの分別、資源ごみ収集ということで大変協力をいただいております。2000年のミレニアムを記念して進めました千曲川クリーンキャンペーンなどは中学校、小学校を含めまして、大勢の町民の皆さんがご参加をいただき、今年は9回目という実績を残しているわけでもございます。年々集められるごみは減ってはきておりますが、それでも今年は2トンを上回る状況でございました。

環境からの恩恵は、町民が等しく享受するものでもあり、また地球規模の課題でもございます。また町といたしましても、いろいろな面の施策展開もしなければならぬと考えているところでもございます。環境宣言をしてはというお話もございましたが、こういった宣言というのは、例えば環境について、いろいろと地域こぞって温暖化等に推進する基本方針をまずつくって、それを行動に起こすとか、あるいは長期計画策定の中でいろいろ論議していくとか、そういったことが必要、求められるものでございまして、まず一つひとつ具体的な行動を起こしていくことから始めなければならないと、こんなふうに考えているところでもございます。

7月7日から北海道洞爺湖で開催されますサミットが目前に迫っております。日本が議長国ということ、環境サミットとも言われておりますが、環境や気候変動等について、いろいろと世界的に論議されます。京都議定書の関係で一躍温暖化ガス削減に向けていろいろ先陣をとり、アメリカ、ロシア、中国、インド等との問題等もございます。バイオエネルギーあるいは食料の問題もございます。いろいろな難

しい課題はございますが、具体的な方策が定められることを心から期待し、注視してまいりたいと考えているところでございます。

住民環境課長（宮下君） 地球温暖化ガスの代表的なCO₂は生産活動はむろんのこと、私たち一人ひとりの日々の活動により排出されるものであります。しかし、ほんの少しの気遣いで削減が実施でき、小さな積み重ねでもみんながやることにより、大きな効果につながります。町では、昨年、広報によりまして地球温暖化防止の特集を組み、一人ひとりが身近から取り組めるごみの減量化、車のアイドリングストップ、エコバックの利用、クールビズ、ウォームビズ等につきまして、啓発をしてまいりました。

今年度も広報によりましてごみの減量、分別、リサイクルに関わる特集を掲載し、地球温暖化防止につなげてまいりたいと思います。また、消費者の会とも連携をとり、消費生活展などの機会をとらえ、エコバック、マイバックの利用、リサイクル、節減、節水等、エコライフの推進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

ご質問でもありました環境省の地球温暖化防止キャンペーンにつきましては、町におきましても、6月広報や有線放送により参加の呼びかけをしております。このキャンペーンは、2003年から毎年夏至の日に実施をされております。今年の方で1回目は過ぎてしまいましたが、お話がありましたように7月7日、洞爺湖サミット初日の夜8時から10時までの2時間、全国のライトアップ施設、東京タワーや通天閣など、また各家庭の電気等を一斉に消すことを呼びかけております。ライトアップに慣れた私たち一人ひとりが日ごろ、いかに照明、電気を消費しているのかを実感していただき、これを機会に地球温暖化対策を実施していただくことを目的としております。趣旨をご理解いただきまして、7月7日、七夕の日には皆様ご参加をいただき、一人ひとりができるエコ対策、家庭でできるCO₂削減を考える行動に取り組んでいただきたいと思います。

2番（山城君） それでは2回目の質問をさせていただきます。

私たちの生活がgoodになることは、これは産業活動もよりよく活性化すると。また社会の利益ももたらすわけであります。私ども生活者がよりgoodなことは必ずしも環境にとってはgoodにはならないのであります。やっぱり、一つひとつの積み重ね、これも確かに大事でございますけども、やはり行政にとって先導的な1つの利点の構築によって初めて動きが出るんじゃないと、そういう一面あるんじゃないかということで私は提案をしたわけでございます。

坂城町の第4次長期総合計画後期計画に、あるいはまた実施計画に快適な安全なまちづくりに向けたエネルギー対策の新エネルギーの導入推進ということが一応計画されています。ここに加えて、やはりこれからなお一層進めていかなければならない省エネ、あるいは温暖化対策の推進をしていくということが盛られることができないかどうか、町長にお考えをお伺いしたいと思います。

それから私もう1つ、今現在、可燃物の袋、坂城町指定のやつが使われています。これはそれぞれ各国の表現、言葉ですね、それでこうしなさいという説明がありますが、ここにはやはり燃やすごみを減らすことによってCO₂が減るんだよというようなキャッチフレーズとかキャンペーン、そんなこともちょっと赤い字で表現させて、それぞれの皆さんが、ああ、これは燃すんでなくてこのごみはいくらかでもまだこっちへリサイクルできるなというような、面倒くさいけれども、そんな細かい配慮もした袋を新たにつくることができないか、課長にお伺いしたいと思います。

町長（中沢君） 環境の問題ということは将来に向けて今やらなければならない大変な課題であるわけでございます。

そういったものへの取り組みというのは、各地域、各グループ、そしてまた家庭においてそれぞれが担っていただかなければならない課題であることは言うまでもないわけでございます。

そしてまた民間のグループたちが、それぞれの施策を進める上においてどういうふうにするかと、イベント的に宣言することは、これはまたいつでも行われていることでもございます。例えば、千曲川キャンペーンに合わせまして千曲川への宣言を、讃歌というかそういう形でしている例もあるわけでございます。行政が町としてどういうふうに宣言するかということは、これまた立場が違うわけでございます。玄関前にも現在、いくつかの宣言文言が出ております。先日も庁内の中で、いやいやあれは今の宣言、交通安全だいろいろなもの、それは環境とかいろいろな面はそれなりにその時代背景をとらえているけれども、今時点で何が一番大事かということを見直してみようじゃないかと。そういう場合には、先ほどもちょっと触れましたように、私どもの長期計画が22年3月で切れるわけでございます。そうしますと来年からそういった準備に入ると。

GOGO機構のときも申し上げましたけれども、そういった面で町の宣言を今流により整備して、そしてこの町はこういうふうにみんなでやっということ

うまとめることは大事なことで、こんなふうに理解しているところでございます。

住民環境課長（宮下君） ご提案をいただきましたキャッチフレーズであります。可燃物への専用袋の印刷となると、また経費の問題等も出てまいりますけども、日本人だけでなく外国人の方につきましても、ごみの出し方というものについては苦慮をしているのが状況でございます。それに合わせましては、例えば広報の掲載の中にキャッチフレーズ的なものを考えて入れていくですとか、それから外国の方も意識したそういった記事というものもつくっていくような形で、今後検討してまいりますというふうに考えます。

2番（山城君） 環境問題については、次の基本計画にお考えをいただくということのお考えをいただきましたので、次の機会をとらえて、今から環境、温暖化問題についてのお考えを示していただきたいと思います。

それからごみ袋についてはそういうことなんで、本当に小さな問題でしょうけれども、やはり啓発の手段としていろいろ細かいことでもみんな考えていくことがいいんじゃないか、そんなふうに思います。

それから今、環境問題をお話していますが、1つ私から要望として町長にお願いいたします。

先週の一般質問でも食育・給食センターの問題が出ました。この施設は私ども坂城町では県下初の新しい施設となると、町長も自負しております。やはりそれなりの環境に備わったセンターをつくっていただくように。以前、同僚議員からも南条保育園の問題も出ました。太陽光の新しいエネルギー装置にしたわけですけども、また時代の移り変わりとともに新しい最先端を行く食育、あるいは給食センターの構想を練っていただくように。これは要望でございます。

2. 土地開発公社について

イ. 保有土地の対応策は

07年度決算の保有土地の簿価が公表されました。特に長期保有土地の課題は状況が変わっていく中で大変なことではないかと思えます。

町の計画的な事業にあたりまして、用地の先行取得や土地の造成、住宅の建設や分譲あるいは道路建設に伴う取得並びに管理といった事業を、町から独立した形で運営されておるわけでございます。

しながら、仕事は町に関わっている事業であることから、町の別動隊と言われております。町民の皆さんによく内容を知っていただくためにお伺いをいたします。

平成20年3月31日現在の経営状況報告書によりますと、用地保有状況でございますが、公有用地は67筆の7億8,700万円余、代行用地は14筆の9億2,900万円余、土地造成用地としての完成土地等と開発中の土地は1億8,600万円余の合計19億289万円、約19億300万円ということになっております。保有面積でございますが、06年度末の5万1,555㎡から9万3,748㎡と、4万2,193㎡の増となっております。

07年度決算によりますと、07年度末現在、5年以上保有している長期保有土地の簿価は06年度末比0.5%増の10億9,800万円でありまして、10年以上の保有期間がある土地の簿価は06年度比30.9%増と、7億5千万円ということであります。

特に長期保有土地につきましては、土地利用計画等を慎重に検討して、現在保有している土地について、事業計画を見直しできるものは見直し、処分を促進し、土地取得手続の訂正化や金利の低減化を図るとともに、適格な経営が求められるところでもあります。長期保有土地の大部分は、町道あるいは県道の長期的な計画地でありまして、将来的には売却ということで問題ないと、10年以上の土地のほうがこの5年間で最も増えているわけでわけでございますけれども、この事業の進捗について今後どんな内容でまた進まれていくのか。計画についての考えをお伺いいたします。

それから先日、新聞にも報道されました標準財政規模に対する割合が24%にあります。経営健全化への取り組みについて、一般的には経営建て直しかと改善がまず第一と言われておりますが、状況はいかがでしょうか。07年度末時点での長期保有土地のうちで、町が債務保証をしている土地の簿価は9億3,200万円ということから、町の標準財政規模に対する割合は24%に、私も計算してなりました。財政健全化法により07年度は決算から新たに三セクや公社を含んで算出する将来負担率、健全化基準は350%ということですが、これなどの4指標の公表が義務付けされるようになります。

これまでは見えにくかった財務状況を住民に説明し、先送りに終わらない経営の取り組みが必要でありますし、求められることとなります。総務省では20%以上の申請によりまして、第1種、公社経営健全化団体の対象といわれておりますけれども、見解はいかがでしょうか。今後改善されていかれるかどうか、対応をお伺いして1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） ご案内のとおり、土地開発公社は地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地を取得し、及び造成し、その他管理等を図るために公有地拡大の推進に関する法律に基づきまして設置されているところでございます。

当坂城町は昭和48年に設立され、都市基盤の整備促進はもとより、生活環境、産業振興、教育文化などに広く公共の福祉増進に努めてまいったところでもございます。具体的には単年度会計で決算を行う町の事業執行に対して、中長期的な計画に基づく計画的かつ柔軟な土地需要への対応を図るために、都市計画施設、道路、河川、公園などの公有地となるべき土地を先行取得すると、そしてまた住宅用地の造成にも取り組んでまいっているところでございます。

公有地の先行取得に際しましては、町と土地開発公社において、土地の利用目的や取得経費など、事前に用地取得に関わる協定を締結し、公社における取得を依頼し、施行しているところでもございます。事業施行に合わせて町が買い取りを受けるということが取り決めされているところでございます。

先般、土地開発公社において、取得から5年以上保有しているいわゆる長期保有土地の簿価が懸念されるということ、あるいはまた土地開発公社理事会の決算等についても発表もされているところでもございます。この保有土地の主な状況ですが、A01号線、A04号線、坂都1号線といった町の都市基盤にかかる幹線道路の用地や、鼠橋までの事業許可や力石バイパスの整備により、積極的に事業推進されております国道18号バイパスと県道坂城インター線を結ぶ坂都5号線用地、国鉄清算事業団から取得しました坂城駅周辺活性化事業、あるいは中之条地区の文教施設の充実に付するための福祉文化施設の用地、そして今年度は事業いたします食育・給食センター等があるわけでもございます。いずれにいたしましても、中長期にわたる町の将来を見据えての政策決定であるわけでもございますが、インター線の先線等については国の施策、県の施策等の遅れ等もあって、そのものが10年、20年近くそのまま買い取り得ないということにもなっている状態は事実でもございます。ただその土地は、近い将来、政策決定されておりますので、利用できるという核心を持っているところでもございます。

先ほどお話のございました第1種の公社健全化団体の指定でございますが、このことについては、17年度においていろいろ検討をし、公社での金融機関からの借り入れ利率がそれよりも下回るということ、要するに起債の利率を下回るということ、併せてまちづくり交付金等を、事業を進めることによって町の用地取得を促進

する、予算化する、そういうことで国の制度は希望しないということを通知してあるわけでございます。町のいろいろな状況の中で町ができるものは予算化し、そしてなおかつ長期にわたるものについては、いろいろな手法で利率といたしますかそういったものの軽減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（片桐君） 土地開発公社の保有土地の対応策について、私からお答えを申し上げます。

土地開発公社の経営健全化対策につきましては、国の地域再生推進のためのプログラム等を踏まえまして、土地開発公社の経営環境の改善と公社保有地の有効利用を図る観点から、平成16年12月に新たな対策が講じられたものでございます。この手法といたしましては、町の標準財政規模に占める債務保証の簿価総額の比率が0.5以上、あるいは標準財政規模に占める5年以上の長期保有地の比率が0.2以上を第1種公社経営健全化団体として、申請によりまして経営健全化計画を定め、町の起債により用地手当を行った場合に、起債の許可額の100分の2を乗じて得た額を上限に、当該起債の支払いの利子に要した2分の1に相当する額が特別交付税により措置されるという制度でございます。

町の土地開発公社の場合でございますが、19年度の決算数値によりまして、標準財政規模に占める5年以上の長期保有地の比率0.2に対して0.24と超えている状況でございますが、一方の指標では0.43と、0.5以下でもあるわけでございます。土地開発公社の健全はもとより、昨年6月に施行の財政健全化法などによりまして、地方公共団体を総枠でとらえて財政の透明化や健全化が求められているところでございます。

町の土地開発公社の長期保有地の状況につきましては、先ほど町長のほうからもご説明申し上げたところでございますけれども、町の秩序ある発展に資する公有地であり、適宜適切に計画に基づいた事業執行に努めてきたところでございます。また、特定財源の確保にも努めながら、事業化に結びつけてきているところでもございます。今般、道路事業の進捗やまちづくり交付金事業の導入によりまして、計画的かつ積極的な事業推進に努めているところでございます。平成20年度におきましても、町の一般会計予算の中で坂城駅周辺活性化事業用地、福祉文化施設用地、食育・給食センター用地についての予算化がされているところでございます。20年度末における公社の見込みですが、今申し上げました20年度の町の公社からの用地取得が減額となります。また20年度に5年になる保有地もございます。これ

を加えまして19年度の標準財政規模で20年度末の見込みを計算しますと、0.20ということになります。予想されるということでございます。ただし、20年度の標準財政規模につきましては、今年度の普通交付税の算定によって決まりますけども、19年度の標準財政規模よりも大きくなるのではないかというふうに予想がされているところでございます。従って、0.2を下回るということもあり得るのではないかというふうに思っております。

経営健全化計画によらずとも、町及び土地開発公社の経営状況を踏まえながら、経営の健全化に努めてきたところでございます。国、県等への働きかけも強化しながら、財源確保と事業の推進に結びつけてまいりたいと考えている次第でございます。

2番（山城君） 今ご説明いただきましたけども、近々の事業が行われるということで、数値も改善されていくだろうということ。標準財政規模はこれからの収入によって、まだ今のところわからないわけですが、改善方向だということは理解しました。

一番のネックは先ほど町長もおっしゃられましたけども、坂城インター線の動向が、外部要因はございますけどもこれを何とか、一番の重みということだろうと思いますが、これも国、県の動向によって何とも町としてもあれだということですが、これについて、またルートも住民の皆さんも心配されておるわけで、いつになったらどうなるんだよということなんですけど、この辺については町としても鋭意努力をしていただきたいという要望でございます。

次に移ります。

3. 老人クラブ活動について

イ. 現状をどう捉えているか

県がまとめた4月1日現在の県内高齢化率が初めて25%を超えたと発表いたしました。この背景には寿命の伸びとともにやはり少子化の進行も要因となっていることでもあります。

ちなみに坂城町の高齢化率は県の資料を見ますと26.6%ということで、老年人口の伸びを示しております。県はこの4月に始まった中期総合計画で、健康長寿ナンバー1確立、出産、子育てにやさしい県などを掲げて、高齢化対策あるいはまた少子化対策ともに力を入れる姿勢を示しております。

しかしながら、この少子高齢化の社会構造は今後も進んでいくと思われま

て、坂城町は、27区の自治区がありまして、それぞれ行政運営に協力をいただいておりますが、自治区単位の組織の内容を見ますと、現在、14クラブの会員数は1,652名ということでございます。

老人の福祉と社会参加を増進するために必要な活動を行い、もって社会の発展に寄与することを目的としてクラブ活動が活動されております。高齢人口の伸びを示しております、健康な長寿社会におきまして、それぞれの方々が活躍されておりますことを、敬意を申し上げます。また積極的な社会参加によりまして、ますますの自己研鑽ともども、社会貢献に期待を寄せるものであります。

しかしながら現状、社会活動の煩雑や趣味、コミュニティの範囲の広まりなどから、クラブ活動としての参画が薄らいでございまして、未組織化と申しますか、継続されないで途絶えている状況もこれまた否めないことであります。私も町の補助制度がありまして、この会員になるは60以上からいいということで、たつてのお願いで一応名前は老人クラブの会員になっています。しかしながら、この老人クラブも長い伝統と歴史に深みのある組織でございますので、町としては、どうこの活動を受け止めるのか、見解をお伺いしたいと思います。

ロ. 福祉を増進する責務は

老人福祉法第13条の第1項では「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない」。それから第2項では、「老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない」としております。

坂城町老人クラブ補助事業実施要項では、第2項の規定によりまして、その組織の強化とクラブ活動の助長のため運営費を補助することについて、補助金等交付規則が定められておりますが、その今あるべき姿をどう受けておられるか。社会福祉を増進する責務について、お考えをお聞きしたいと思います。

それから要綱の第2にございますが、私も今話しましたが、構成員が一応60歳以上と決められておりますが、現在だんだん長寿化の中、60歳を過ぎても現役で働いている方が多いわけでございます。こんな棲み分けも、いくつといてもちょっとわかりませんが、やっぱりこれも65歳以上に繰り上げるとか、そんな考えも

するわけでございます。これについてもお伺いをいたします。

福祉健康課長（塚田君） 老人クラブ活動について、現状をどう捉えているか。まず統計的な面から長野県内の高齢者の状況を見てみたいと思いますが、議員さんのご質問にもありましたが4月1日現在、県の総人口に占める65歳以上の人口割合25.24%ということでございます。平均寿命については、平成17年度ですが、県は男性が79.84歳、女性が86.48歳で、男性が全国第1位、女性が全国第5位という状況でご案内のとおりであります。1人あたりの老人医療費についても、平成17年度では約67万3千円、全国平均で82万1千円。全国で最も低い地位を16年間にわたって長野県は継続しております。また平成17年度の国勢調査では、高齢者の高就業率、全国平均21.1%であります、県は29.9%で全国第1位ということです。農業に従事したり、シルバー人材センターに登録して働くなど、生きがいを持って働く高齢者が大勢いるという状況にあると思われま。以上のような状況から、県内の高齢者は元気で活動的なことが特徴になっているのではないかというふうに思われます。

坂城町老人クラブ連合会ではありますが、現在27区の自治区の中で14クラブということになります。会員が1,652名、これは前年度に比べて1つのクラブ、257名が減少しているところでもあります。老人クラブに加入する目安、60なり65歳以上の高齢者のということではありますが、4月1日現在、町の65歳以上の高齢者4,415名、老人クラブへの加入率は37.4%。県平均が28.9%ということですので、坂城町は高い加入率ではないかと思われま。町の老人クラブの会員数も減少傾向にあります。県の老人クラブも同様であり、またこの減少傾向は全国的にも見られているところでもあります。

町内の各老人クラブは、それぞれ自治区から組織されているクラブでありまして、代表となる坂城町老人クラブ連合会は事務局を社会福祉協議会の中に置いてあります。老人クラブ連合会の事業活動の内容については、マレットゴルフ大会、スマイルボーリング大会、生きがい健康づくり講演会、活動発表会、カラオケ大会等のさまざまな事業を展開しておりまして、クラブ会員相互の交流、親睦を深め、また地域社会の発展に寄与していることが事業活動の中から伺えるところでもあります。

町老人クラブ連合会については、あくまでも自主的な組織、団体でありますので、会員の拡大や事業計画などの活動に対して、町が協力できることは限られてしまうと思われることがあります。今、高齢者の活動自体が現代社会の中で種々さまざま

に幅広くなってきております。各地域で活発に元気に活動している中心的な存在になっているのは、高齢者の方々と言っても過言ではないかと思われまます。またその多忙さゆえに加入して一緒に活動していくことが難しくなってきている現状もあろうかというふうに推測されます。

いずれにしましても、老人クラブは自主的な団体であります。高齢者、老人クラブ員自らがさまざまな事業を行いながら、それぞれが仲間と一緒に希望がある組織づくりや、また生きがいのある活動を展開されますように引き続き支援してまいりたいというふうに考えております。

次の項目の、福祉を増進する責務であります。老人福祉法にうたわれている老人福祉の増進のための事業についてであります。坂城町では高齢者の憩いの場となります老人福祉センター、ふれあいセンターの施設の開所、敬老祝金事業、金婚式の開催、循環バスの運行等々、更埴地区の老人大学への助成など一部委託しているところもあります。さまざまな事業を実施しているところであります。

そしてまた町教育委員会の主催であります。福祉法にもありますとおり、事業として月例スポーツ交歓会の中ではマレットゴルフ、スマイルボーリング、そしてレクリエーション等が毎月3回定期的に開催され、また坂城ふれあいライフの中で高齢者向きの学習講座も開催されております。スポーツ及び学習の機会が提供されているところであります。

老人クラブの支援、助成についてであります。高齢者地域支え合い支援事業といたしまして、国、県、町がそれぞれ3分の1の負担割合で各地区の老人クラブ及び町老人クラブ連合会が行っている事業活動に対し、助成をしております。本年度の予算ベースで総額194万円ほどの補助金を予定しております。この助成は老人クラブの事業活動の源となっているところでもあります。

高齢者の皆さんが老人クラブの活動はもとより就労、ボランティア、生涯学習など多様な社会参加を積極的に実践しているところでありまして、各個人がこのような趣味、スポーツ等により生きがいを持って自主的な生活を送ることが明るく活力ある高齢化社会につながっていくものと考えております。

いずれにいたしましても、老人クラブをはじめとする高齢者の皆さま方が、地域社会の中で安心して豊かな生活の実現のため、これからもハード、ソフト両面から支援を行い、福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。また60歳以上のクラブへの見直しはというようなお話もありましたが、60歳以上何歳でも入れる

わけですけれども、今高齢化率がやはり進んでおります。もう10年は早く進んでいるんじゃないかというふうに言われております。その中でやはり、今加入者が60といっても現役世代だと言われる中で、やはり70歳以上とかそういうような状況になってきております。

加入率の低下とか、クラブ自体の高齢化が進んでおりますが、また年齢的な面についても考えてまいりたいと思います。

2番（山城君） 時間がなくなりました。坂城町も組織率は悪くないと。私も調べましたけれども悪くはないわけですが、なかなかこれも自主的な活動ということで、それぞれの組織もいろいろありますけども、なかなか難しい面があるのではないかと思います。でも町長もできるだけ支援はしていただきたい。これは要望でございます。

それぞれ答弁をいただきました。温暖化をはじめとして直面する環境問題は21世紀においても最も重要で対応が急がれる課題の1つであると思います。しかしながら現実には、総論は環境対策について必要性は認めておりますけれども、対策の各論に入りますとなかなか前に進まないのが現状であります。先ほどお話も出ましたけど、全員参加による削減目標について、やはり実効性のあるルールづくり、これが必要ではないかなと思うものであります。

2008年ばら祭りが昨年より多く来園者が訪れることができて、実行委員会の皆さまあるいは関係者の皆さまに、心よりご慰労を申し上げる次第であります。私も駐車場の整理として、その一端の脇役を担ったわけですが、堤防上の路上駐車などもありまして、私たちが2万人以上は来園されたのではないかなと、そんな感じを受けました。建設課長も見られてご存じだと思います。しかしながら、来年サミットに向けて、駐車場の確保、あるいは交通アクセスの流れをどうするか。これが大きな課題と思います。来園者の中にお話する中で、前橋も見たけども、ここが自然が豊富ですばらしいわいと言ったご夫婦も、埼玉の方ですがおりました。来年はその最大限に新しい智恵を傾け、坂城の魅力を発信したいものであります。

そこで私、ちょっと合間に写真を撮ったわけですが、堤防上のはこんな状況です。これを何とかしない限りは、来園者に迷惑をおかけするのではないかなと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

議長（池田君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時12分）

議長（池田君） 再開いたします。

次に、4番 中嶋登君の質問を許します。

4番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

またくじ運がよかったのか悪かったのか、3月議会のときと同じように、6月議会におきましても私が最後の大トリをとらせていただきます。

さて、質問に入ります前に去る6月21日土曜日の信濃毎日新聞に、坂城町に関する記事が2件載っておりました。当然、町長も確認されたと思いますが、1件目は文部科学省が20日発表した耐震改修状況調査で、震度6強で倒壊の危険があるとされた県内小中学校の耐震化状況でございます。入日議員も質問をしておりました。私も通告しておりませんので質問は控えますが、町内小中学校20棟あり、耐震化率30%は県内でも低いほうにランクされております。子どもが少ない少子化時代でもあるし、未来ある子どもたちが毎日通う学校でもございます。そして命にも関わる大問題だと私は思います。一刻も早く改修するよう町長に要望を申し上げておきたいと思っております。

さて、質問に入らせていただきます。

1. 工場用地について

イ. プロジェクトチームは

昨年、産業振興課内にプロジェクトチームを立ち上げ、会社における将来計画、それに伴い工場用地の確保など、相談に乗っているとは思いますが、進捗状況はどのようなものかをお尋ねをいたします。

ロ. 工業団地の考えは

平成2年、町内大手企業でありましたH電機が工場が手狭になった折、町内に工業用地が確保できず、やむなく上田市へ移転され、その後、上場企業へと発展されたことは皆さま周知のとおりでございます。その後、町はこの件を教訓として、金井、中之条の農地、田んぼではありましたが、地権者の皆さまの協力、同意を受け、金井中之条工業団地を造成し、町内企業に慰留をお願いをしたり、また誘致をし、その後、テクノさかき工業団地として21社ほど入り、今に至っておるわけでございます。最近では、坂城インター工業団地など一定の成果は現れていると思っておりますが、今後どのようにお考えになっているのか。

また、春日議員の質問したオリンパスの跡地でございます。これは新聞でも報道

されたように、工業用地に活用していくようではありますが、私は以前、全協で質問したとき、半分は先進技術を持った工場、あとの半分は専門学校のようなものを持ってきたいと町長は言っていたように私は思いますが、1万4千坪を1社に販売するのか。それとも半分にして2社に販売するのか、町長にお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

町長（中沢君） 私からは、工業団地の考え方等でございます。

昨年10月からの急激な原油高騰はガソリンなどの小売価格にも大きく影響を及ぼし、ガソリン税などの道路特定財源の暫定税率の期限切れに伴いまして、4月には大混乱を招いたわけでございます。今日では、1ℓあたり170円台の高値ということで、これまた産業にも大きな影響を及ぼしております。この原油高騰は、アメリカのサブプライムローン問題や中国やインドの需要増、中東の情勢不安などに要因しておりますが、間接的な原材料高ということになって、企業に対する影響の大きさは本当に懸念されるところでございます。

6月5日に発表されました日銀松本支店の4月の県内の経済金融動向でも、生産は弱めの動きが広がっている。自動車部品も国内向けが新型車種を中心に横ばい権益の生産となっているということ、海外向けは米国向けが減速している。全体的に低調な兆しがあると、そういう厳しい状況も得ておりまして、懸念しているところでもございます。

町内の大手企業の皆さんとお話を進める中で、当然、昨年とは状況も異なっているということは皆さんそれぞれ指摘しております。工業用地に対する考え方や緊急性も少しずつ違ってきているなど、こんな思いもでございます。需要は当然あるわけでございますが、緊急性ということ、今すぐ対応すべきことがどこかということ、こういったところを見定めること、しかし若干余裕のある状況の企業はどうかというような見定めも必要になってきているなど思うところでもございます。

いずれにいたしましても、町内大手企業には潜在的な力がございまして、工業用地に需要は高いことは事実でございます。また、こういうテクノの町でございますと、町外から常に引き合いの対象にもなってきているということでもございます。そういうことを勘案いたしますと、常に町として1ha、2haは用意しておくというのが工業施策の基本だなど、そういうことで対応してまいりたいと、こんなふうに思っております。

いろいろ企業の皆さんとお話すると、もう1つ、坂城はどうも土地が高くてなど。

しかしながら企業の皆さんは自分たちが坂城で発祥したから坂城でやりたいんだわ
いところといった気持ちも持っていただいております。そういうようなことを踏まえ
ながらの団地造成、価格設定も求められてきているなど、こんなふうと思うところ
でもございます。

お話のように、現在、プロジェクトチームを通じて、いろいろと検討しております
ですが、お話の旧オリンパスにつきましては、工業用地ということで対応してまいり
たいし、併せて旧京阪精工の跡地等、こういったものの有効利用を今年度中にいろ
いろ考えてまいりたいと、こんなふうと思うわけでございます。いずれにいたしま
しても、長期的な視野に立った対応を今こそ求められているなど、こんな思いでご
ざいます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは、プロジェクトチームに関するご質問にご答弁さ
せていただきたいと思っております。

先の町長の答弁にもございましたように、工業用地の確保につきましては、販売
価格も踏まえながら進めていくことと、先般の田中議員さんのご質問にもありまし
たけれど、分譲可能な空工場、民間の所有する土地等、町全体の工業用地の状況
を考慮する中で進めていく必要があると考えております。

近隣の市町村におきましては、工業用地といたしまして、1坪4万5千円から6
万円、しかも0.5haから6haを超えるような大区画の工業団地というものが整備
されていたり、工業用地という分からは3万円台というような話も伺っている
ところでございます。工業用地はとりわけ生産用地については、騒音などの問題も
ございます。市街地の中にある必要もないというような考え方もありまして、当町
にとっては大変厳しいところでございます。そうは申しましても企業の規模や雇用
形態、受注や下請け先などによっても、その状況は大変異なっておりまして、これ
らについて、工業団地推進プロジェクトチームで検討を進めていきたいということ
で取り組んでいるところでございます。

このプロジェクトチームは、副町長を班長、私、産業振興課長を副班長として関
係課の課長、係長で構成してございます。今日までの状況といたしますと、場所等
を検討する中では、道路、排水路、水道等の基盤整備の状況から考えますと、すで
に一定の整備ができていくテクノさかき工業団地の周辺等が順当ではないかという
ことで、規模や造籍等の調査を進めていきたいと考えているところでございます。

先ほど町長からも申し上げましたけれども、旧京阪精工の跡地、これが約8千㎡、

あとインター工業団地の2区画約3千㎡、さらにここへ参りまして今の坂城オリ
パスさんの土地もごぞいます。企業の皆さんと情報交換をし、新たな取り組み等
進めてまいりたいと考えているところをごぞいます。

工業用地の取得につきましては、町民の皆さんのご協力をいただかないとできな
いわけをごぞいます。企業の皆さんのご意向等もう少し定かになった時点で、地
権者や地元の皆さんの意向、これらもお聞きする中で、慎重に進めてまいりたいと
考えているところをごぞいます。

4番（中嶋君） それぞれご答弁いただきました。課長からはプロジェクトの話、内
容はよくわかりました。今、町長もいろいろ話がわかっているかと思いますが、こ
の間の一般質問、同僚議員がやった中の話、それからいろいろ情報が入ってきてい
るわけですが、坂城町で今大手が3社か4社ぐらいですかね、何か土地を求めている
というようなお話の中で、京阪精工の跡地の分で、先ほど言いましたようにオリ
ンパス跡地をごぞいますとか、いろいろお考えになっているようをごぞいます。

ただ町長、たしか12月、去年の12月議会のときにも言ったと思うんですが、
テクノ工業団地の南西といいますか南のほう、西側といいますか、そこへ工業団地
を造成するというようなことをちょっと述べていたことを私は思い出しまして、そ
の辺のところは町長、どういうお考えになっているのかなど。例えば、私なんか
に言わせれば、第2テクノ工業団地のようなものをそこからずっと造成していても
いいようにも私は思います。それから先ほど町長も言っていました2haですか、ち
よっと坪で言えば6千坪とか1万坪近く、1万坪ぐらいがいいんだと思いますが、
これはまったく私も、第三者であります。やはり今景気が悪いなんていったって、
やはり時代の波に乗かって、大きくなっている会社も坂城町にはいくつもあるわ
けです。そういうものを考えますれば、町長のおっしゃっていたとおり、いつもそ
のくらいのは確保しておいたほうが私もいいと思っております。

ですからその中で、今言ったように第2テクノ工業団地のようなものをつくって
いきたいのか。それとはまた、場合によっては、新たにまたあの辺のところをやり
たいなど、できれば今のテクノ工業団地のほうの21社というわけにはいかないで
しょうけれども、例えば10社ぐらい土地確保をして、そういう新しい工業団地を
おつくりになるような考え方もあるのか。その辺のところを町長にもう一度ご答弁
を願いたいと思います。

町長（中沢君） 今、副町長を中心にプロジェクトチームでいろいろ検討させていた

だいているわけでございます。その基本的な私の考え方も伝えてございます。坂城の中核としては、テクノ工業団地があるよと。そしてまたテクノ工業団地にはすでにいろいろなアクセスの面、道路整備の上で投資もしてあるということであるので、できれば地元の皆さんにご協力を得ながら、またそういった面で、そこを集積していきたいと、こういうお話は考え方として基本的には持っております。他で求めるというよりもそこをまず第1候補にということでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

4番（中嶋君） 町長が今もおっしゃいましたように、町長も先ほどもおっしゃっておいりましたように、ぜひ2haぐらいのものはいつも確保しておいていただきたいと思ひます。

なぜそんなことを言うかという、先ほど言ひましたようにやはりH電機を、ちょっと言葉があれかもしれませんが、町へ引き止められなかったという部分もございました。それから最近で言ひますとT製作所ですか、何かだいたい坂城町には土地が欲しい部分があったようですが、ちょっとお応えできなかったということで丸子へ、きちとした数字はわかりませんが約1万5千坪くらいのは用意をしていただひて、そこへ移っているというようなお話もちょっと聞きました。もちろんさつき町長もおっしゃっておいりましたように、坂城町の社長さんたちは、270～280社あるわけですが、皆さん坂城が大好きです。ですからそのT製作所におきましても、本社は動かさないよというようなことを言ひておいりました。私もひと安心したわけでございますが、そうは言ひましても、やはりできるだけ先読みをなされて、坂城町から優良な企業が出ていかないような施策を町長におとり願うことをくれぐれもよろしく願ひしておきたいと思ひます。

それでは第2質問に移ります。

2. 地域防災について

イ. 町の対応は

中国の四川省大地震があり、国内においては6月14日、震度6強を観測した岩手・宮城内陸地震が立て続けに起こり、災害は忘れたころにやってくるという諺は近年あたらなくなつてきており、災害は忘れず必ずやってくるに変わったほうが私はいいと思ひておひます。

さて、最近は全国的に消防団員が集まらなくなつてきている時代でございます。世界的に見てもどこの国でも消防団員が集まらず、東京で世界大会が開かれたよう

です。こんな話題がニュースになっておりました。

わが坂城町においてもご多分に漏れず、各分団ともに深刻な現実問題となってきました。そんな折、中之条区におきまして内山区長の発案により、去る6月1日、自主防災会火の見会が消防団OBを中心に発足いたしました。発足式には町長にも来賓としてお越しをいただき、祝辞をいただきましたので、十分承知しているとは思いますが、すべての災害において地元消防団の後方部隊としてOBが支援をし、災害活動に協力をして、地元区民の安全と安心を確保するための自主防災会です。町内外においても注目されております。私としては、町内全域に波及し、各区でも自主防災会を消防団OBを中心につくってほしいと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

町長（中沢君） お話のありましたように、中国の四川省での被災者も多く、そしてまた岩手・宮城内陸地震ということ、その災害状況を見るに本当に大変なことであり、冥福を祈るとともにこういった地震、あるいは災害というものが常に私どもの身にも迫るといふかあり得るんだということを考え、身の引き締まる思いもするわけでございます。

大規模な災害が発生した場合には、常備消防や町消防団による消防活動というだけでは、すぐに対応できない状況にあるわけでございます。被害も最小に食い止めるためには何といたっても地域の皆さんの自主的な組織的な地域活動が必要になってくるわけでございます。町では、坂城町地域防災計画に基づきまして、各区長さんを中心にした自主防災組織をお願いし、いろいろ活動していただいているところもでございます。

こういう中で、町内の一番大きな区でございます中之条区が消防団OBを中心に自主防災会を組織して、規約や組織、活動方針等いろいろと工夫して計画を策定したと。そしてこの6月、発足したわけでございます。町としては本当に心強い限りでございます。

中之条区自主防災会の組織づくりも1つのあり方ではございますが、これが先導的な役割を果たすということはもちろんでございますが、各地区にもそれぞれ特色がありますので、画一的なことはこうだとはなかなか申せないなど。各地域の特徴を生かしながら、いろいろ地域づくりを進めていくことが大事だとこんなふうに思っているところもでございます。

地域づくり活動支援事業というので、まちづくりの助成制度があるわけござい

ますが、こういった中でも中之条自主防災会が消防団のOBを中心にしてできる。地域を上げてだということの事例として、取り上げたところでもございます。地元の消防団の若い現役の役員さん、そしてOB、そしてまた婦人消防隊等が一体的になっての活動でございますので、今後に期待し、また町全体に1つの生き方として警鐘を鳴らしたものと、そんな理解をしているところでもございます。

申すまでもございませんが、地域の防災力を高めるということは、消防組織をはじめ防災関係機関による体制の整備ということは大事でございますけど、併せて地域住民が連帯して、地域ぐるみの防災体制を確立するということが何よりも大事でございます。住民の連帯の力といいますか、住民と消防が一体となって災害時に当たるというその組織に対応する軟らかな組織づくりだなどこんなふうにした次第でもございます。中之条区の自主防災会の設立が住民と消防団、行政の一体的に進められているということ、今後そういった方向をより促してくれるということに心から期待するところでございます。

4番（中嶋君） 町長よりご答弁をいただきました。町長もおっしゃっていたように、各地区いろいろ特色があり、またいろいろご事情があると思いますが、各地区には消防団のOBたちは大勢おるわけでございます。ですから消防団後方部隊のOB会は当然ボランティアの会ではございます。町のバックアップがあればこそ、一朝有事の際には経験をもとに大活躍ができるのではないかと私は思うものでございます。転ばぬ先の杖となることは間違いございません。各区に波及することにより二重の安全・安心が確保できるように私は思います。よいことは町の主導で全町に広げてほしいと思いますが、これは要望に止めておきたいと思います。

3番目の質問に移らせていただきます。

3. 防災無線について

イ. 消防団の無線対応について

今回の岩手・宮城内陸地震でも一番大事なのは情報でありました。人命救助にしても避難所確保にいたしましても、また食料輸送などにおきましても、確かな情報がないと援助活動ができないのでございます。大きな災害があると電話は不通になり、今はやりの携帯電話も基地が壊れるとすべて不通となってしまいます。

そのようなときに活躍するのが無線であり、これが一番の手段となります。全消防団員にアマチュア無線の講習を受けてもらい、一朝有事に備えるよう町から指導してもらえないかをお尋ねいたします。

住民環境課長（宮下君） 今日の情報通信手段にはインターネット、携帯電話、電話、有線放送電話などがあります。しかし、お話がありましたように、大地震の際にはあらゆるライフラインが寸断され、ほとんどの通信手段も途絶えてしまいます。そのような中で、無線による情報伝達が災害救助活動に大きく貢献すると思われま

す。町では、毎年実施しております総合防災訓練の際に町内のアマチュア無線愛好家の皆さまのご協力をいただきまして、避難誘導時の状況把握について、災害対策本部に報告をするアマチュア無線班という大事な役割をお願いしております。大規模な災害が発生した場合、こういったアマチュア無線の皆さまのご協力が必要であると考えております。また一方で、お話をお聞きする中で、免許は持っているが実際に活用している方がだんだん減っているような状況でもあるというお話でございました。

こういった状況の中で、町消防団の情報伝達につきましては、各分団に防災行政無線を配備し、災害時の情報伝達手段として使用しております。また今年度、新たに今のほとんどの消防団員が所有いたします携帯電話のメール機能を利用した一斉連絡配信システムを導入いたしました。町内で発生した火災や災害などの対応を図るなど、有事の対応を一步ずつ進めており、現在、消防団本部と各分団長のシステムが構築をしております。今後は全消防団員に配信システム網を広げることにより、本部から全団員へ、分団長から各分団への迅速な情報伝達を可能にしたいと考えております。

ご質問の消防団員にアマチュア無線の講習を受けてもらい、有事に備えるということでございます。しかし、無線機器等の整備にも関わります。まずは各分団に配備している防災行政無線を有効に活用したいと考えます。防災訓練や予防消防活動の際に無線を使用し、消防団員全員が無線機を扱えるようにしたいと考えます。なお、アマチュア無線の講習受講につきましては、情報提供等、消防団幹部会を通じ、消防団員に周知を図ってまいりたいと考えます。

4番（中嶋君） ただいま課長よりご答弁をいただきました。やはり科学的といいま

すか今のコンピューターの時代でございますので、先ほど私も初めて知ったのですが、携帯でのメールで団員全員に情報提供していく。なかなかこれもすばらしい考え方だなと、いいことをやっているなというふうに思います。ぜひその辺のところはきちっとした組織をつくってやっていただければ、一番いいのかなというふうに思います。

ただ、先ほど課長からも無線のことに対してのご答弁もあったわけですが、なぜ私がこんなことを今一般質問で取り上げたかといいますと、実は先週、松本大学よりアマチュア無線についてのアンケートが私のもとに届きました。内容は今お話し申し上げましたように災害時において、アマチュア無線家として協力できるかと、そんなようなアンケートでございましたので、当然私はそれに全部お答えしておきました。私はここからヒントを得まして、坂城町もやはり携帯電話がないような時代にはだいぶ、役場の職員の中にも大勢アマチュア無線をやっている人がおりました。そんな中で、今課長から言ったように、町のアマチュア無線家の人は協力していただいているということはよくわかりましたが、できれば私は消防団員が全員持つことによって、先ほど申し上げましたように、これはそんなにない話ではございますが、100年に1回ですとか200年に1回かもしれませんが、そうはいいましてその100年、200年というのが200年後の今日なのか、はたまた来週起こるのか、そんなことはわからない状況であります。

皆さまもご存じのとおり、つい昨日も九州のほうではとんでもない雨が降りまして、数値的には私、400ミリとか1,000ミリとかというのはよくわからない部分なんですけど、とにかく滝のごとく雨が降る。そんなことは本来でしたら100年、200年に1回のようなことらしいです。でもどういうわけか、やはりこの地球温暖化のせいなのか、その辺はよく科学的な部分はわかっていないようではありますけど、何かの作用でもって、今の100年、200年に1回のごとが最近頻繁に起こっているというようなことも聞きましたので、坂城町もそういうことを考えれば100年、200年に1回起こるような災害に対しても、やはりきちっとした対応をとっておくことが町民の安心・安全を一番守るところへ通じるものだと私は思っております。

それでありましたので、課長からも言いましたように、携帯が普及してからうんとアマチュア無線の人口が減りましたけれども、割合、狭間、隙間みたいなところでそんなのを活用しておけばいいのかなと、そんなふうに私は思いましたので、これもまた提案になりますが、町長もよくお考えになっていただいて、アマチュア無線が通るような方向を消防団のほうへ向けていただければ私は幸いですと思います。

以上で、私の6月議会の大トリでございました一般質問は終わりますが、今議会より改革の一環として一問一答になりました。

感想といたしまして、一句添えます。改革の 一問一答 曇りのち日本晴れ、改革の 一問一答 曇りのち日本晴れ。

曇りのち雨とならぬよう切望いたしまして、私の一般質問を終わりといたします。

議長（池田君） 以上で、通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいまから24日までの2日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思
います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（池田君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまから24日までの2日間は、委員会審査等のため休会とす
ることに決定いたしました。

次回は6月25日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行
います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時50分)

6月25日日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 春日武君 |
| 2 " | 山城賢一君 | 9 " | 林春江君 |
| 3 " | 柳澤澄君 | 10 " | 安島ふみ子君 |
| 4 " | 中嶋登君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 塚田忠君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 大森茂彦君 | 13 " | 宮島祐夫君 |
| 7 " | 入日時子君 | 14 " | 池田博武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 塩野入猛君 |
| 総務課長 | 中村忠比古君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| 住民環境課長 | 宮下和久君 |
| 福祉健康課長 | 塚田好一君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育文化課長 | 西沢悦子君 |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 塩澤健一君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 塚田郁夫君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 陳情について

第 2 議案第 3 1 号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第 3 2 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 3 3 号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 3 4 号 町有財産の処分について

第 6 議案第 3 5 号 町道路線の廃止について

第 7 議案第 3 6 号 平成 2 0 年度坂城町一般会計補正予算（第 1 号）について

第 8 議案第 3 7 号 平成 2 0 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

第 9 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（池田君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「陳情について」

議長（池田君） 社会文教常任委員会に審査を付託いたしました陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「陳情第 1 号 坂城町運動公園及び鼠橋運動公園の簡易トイレの設置に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（池田君） 次に日程に掲げた議案につきましては、すべて去る 6 月 1 1 日の本

会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第31号 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第32号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第33号 坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第34号 町有財産の処分について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） この処分価格2,006万517円の根拠を説明をお願いします。

企画政策課長（片桐君） この金額につきましては、町が平成18年に取得をいたしました金額で、公社のほうへ売り渡すということでございます。

1番（田中君） そうすると、例えば、金利はともかくとしていろいろ公害関係の除去等、あるいは解体工事の費用がかかっているんですけど、そういうものについてはここに転化していないということよろしいですかね。

企画政策課長（片桐君） 議員さんご指摘のとおり、町で環境改善ということと、土壌調査等をしましたが、これは町の責任において実施してきたという考え方で、その費用については、公社のほうへの売り出し単価には含めないという考え方でございます。

11番（円尾さん） 議案第34号についてお尋ねします。

これは組織的なことで少しあれなんですけれども、売り手も買い手も同じ方がやっていくというのはいかがかなと思うんですけども、その辺について何か工夫ができなかったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 議案としては、理事長が町長ということでございますけれ

ども、実際の契約につきましては、町長と副理事長の契約、ああ、もとい逆でございまして、副町長が町側の代表ということで、町長が理事長ということで公社のほうへ売り渡すという契約になっております。

11番（円尾さん） 議案のほうではこういう形で、実際には違うんだというお話がございましたけれども、現実にはやっぱり町民の方が見ても不自然だなという気はしますし、ちょっと納得できないなど。同じ人が売って同じ人が買っていくというのは、これは議案として外へ出ますので、そういう点についてもどうなんだろうなという不信感というのが出てくる可能性も大いにあるかと思うんです。そんな点で、もう少し配慮すべきではないのかなと。配慮できるんじゃないのかなと思うんです。その点と、それから今度は町長さん、副町長という形で職務が少し変わってきていますよね。そういう中でやはり理事長という立場も少し考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、ご見解を伺いたいと思います。

企画政策課長（片桐君） 公社の組織そのものは、町の施策に基づいて先行取得をしていくということが1点ございますし、また全額100%、役場の出資ということであります。そういった感情をお持ちになられるということもわからないじゃないですけれども、やはり先行取得をしていくということにつきましては、町が公共事業を進める上で、やはり表裏一体の関係にあるというような考え方でございますので、その辺はご理解をいただきたいというふうに思います。確かに名前は町長 中沢、理事長 中沢でそうなんですけども、組織そのものは違いますので、別の考え方に立って、公社と町との関係をとっているということでご理解いただきたいと思います。

11番（円尾さん） その点についてご理解とおっしゃいますけれども、屁理屈に近いぐらいの理屈だろうなという感じがするんです。今、たくさんの市町村の中で、開発公社のあり方というのがかなりいろんな点で見直されてきています。それと、やっぱり理事長が兼務していくというのは、どうなんだろうというのが見直される状況にもありますので、その辺はぜひ私は見直していくべきだろうと思うんですが、そのことについて、町長の見解を求めたいと思います。

町長（中沢君） 今企画政策課長が答えたとおり、土地開発公社という1つの法人と、また坂城町というものの法人は別々でございます。そういった中での契約そのものは、通常的に申しまして、県下の市町村でごく平常的に行われていることでもございます。

ただ、大きな市等の段階になりますと、特別にまた土地開発公社等の理事長ということについては他の立場の人があたっております。そのことそのものは必ずしも副町長ということだけでなく、民に近い、そういった面での対応もあるわけでございます。いずれにいたしましても、今回の場合は、今の組織の中での契約でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

なおそういった土地開発公社なり、いろいろの兼務ということ等については、慎重にいろいろな面で検討していくべき課題だと、そういうふうには理解しております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第35号 町道路線の廃止について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第36号 平成20年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

議長（池田君） これより質疑に入ります。

1番（田中君） 3回という質問の回数制限があるので、まとめて5点ほど質問申し上げますので、ご回答、説明お願いいたします。2回だそうでございますので。

一応今回、新年度が始まって3カ月でこういうような形で一般会計の補正予算が出たという、予算通年原則から行きますと若干緊急性の発生したものとかという補正予算の原則に照らし合わせますと、多少何かちょっとひっかかるところもあるんですけども、中身を見ますとほとんどというか大部分が職員の給料、手当、共済負担金という人件費絡みが大半を占めているわけでございますので、その辺を中心に。これは補正予算の原則からいって、給与改定等が昔のように人事院勧告とかああいふ改定があった場合はあるんですけども、そういうものがないんで、しかも年度始まった早々にこのようにいろいろ大きく出てきた人件費の関係について、説明を求めるものであります。

まず、一応ページとしては6、7、9、10、11、13、14、19、20、23から24というページ、いわゆる給与の関係が説明してあるページでございますので、統括して申し上げますけども、まず1点、この時期この内容を見ますと、一応トータル的には24ページにもあるんですけども、特別職については予算が補

正前と補正後について、若干、特別職について共済費を含めて比較して、36万7千円減額になっているんです、22ページ。23ページを見ますと、一応、一般職の場合は給与と職員手当は75万8千円、合計で減額しているんですけども、共済費が661万2千円増額になっているわけです。23ページの左側のこの表を見ますと、1名職員は減っているわけです。減っていて給料と手当は若干減少なんですけども、共済費がこんなに大きく増えるということについての説明を求めるものでございます、第1点。

第2点なんですけども、一応、管理職手当がそのページの調整手当を見ればわかるんですが、補正前は1,140万9千円、補正後が1,314万5千円、173万6千円増額になっているわけですね。なぜこの管理職手当が増えるのかということで、これを各それぞれのページを見ますと、例えば税務総務費なんかは当初予算で48万2千円のもが今回48万1千円、ほぼ倍額になっております。それから、衛生費についても70万7千円計上したものが50万8千円、約72%増えているわけです。商工費も20万9千円増えている。それから社会教育費も124万6千円の当初予算に対して75万2千円、6割増えている。それから給食センター運営費も管理職手当13万円増えて、約37%増えていると。こういうことで、なぜ大幅な増か。

一方、減少を見ると総務管理費は31万6千円減額なんですけど、あと民生費が5千円減とかあるいは隣保館運営が4千円とか、土木費で1万9千円とかという管理職手当が減額になっているんですけど、年間こういう5千円とか4千円とか1万9千円の減額というのはどういう形でやるのかということをお願いいたします。

それから昨年、組織改正で課を統合したわけなんです。一般的な常識から行くと課が統合すれば課長が減る。ということは、管理職手当も減っていくのが普通社会一般民間企業さんなんかのことを考えると当然なんですけども、そういう中で管理職が増えるという、今回増えた理由は何なのかということ。

さらに集中改革プランなりをやっている。そういうことに対して、この手当が増えるということで経常費、人件費が節減という形に対して何か矛盾しないかどうかということも併せて説明をお願いします。

以上、5件ほどちょっとまとめて質問でございまして、わかりやすい説明をお願いしたいと思います。

総務課長（中村君） なぜこの時期に人件費がこんなに動くんであろうかということ

であります。

お忘れでございますか、4月1日にかなり大きな人事異動を行いました。従いまして、それに合わせまして人件費を計上をいたしております目につきましては、人事異動に伴う人件費の動かしをいたしております。

人件費そのものを1つの目で管理をするという形になっておりませんので、人件費を計上する目がこれだけあるということ、それぞれの目の中で賄っております職員の異動があったということでございますので、今回補正をさせていただいております。補正計上をいたしております。

共済費でございます。これは簡単に申し上げますと、3月の議会で国保税の構造の直しというところをご審議をいただいたわけでありまして。話題の後期高齢者医療制度に対する支援金分という形が国保にも生じました。当然、これは医療保険者すべてに生ずるわけでありまして。従いまして、それがすべてではありませんが、そのほか医療費、例えば市町村共済にいたしましても、多少なりとも伸びているというようなこともあって、私ども職員本人が負担する部分を含めまして、雇用者である坂城町が負担する負担金部分も市町村共済について増えているということで、共済費が増えております。

それから、確かに管理職手当という問題がございます。4月の人事異動の中で管理職、実は増やしております。といいますのは、これもご理解をいただけることかなというように思うんですが、この20年度末に定年を迎える職員が8名、21年度、22年度、23年度とこの4年度間で28名が定年を迎えます。そういう中で、先ほどおっしゃられました集中改革プランですか、私どももそういう計画を行財政改革の推進プランの中でも定数減ということをおっしゃっております。

そういう中で、不補充というような形の中で定数減ということは実現ができるだろうと。逆に減り過ぎちゃうのかなという心配も1つあるわけですが、先ほど申し上げましたその28名のうち、現在管理職が18名であります。私ども規模からしますと大量な退職を迎える。その前にどう経験させ、受け継いでいくか、リレーをきちんとやっていくかということが必要であろうと。やはり管理職は管理職としてそれなりの経験を積んだ上でその次の、例えばこの議場におられますというような経験へつなげていくということがどうしても必要であろうということの中で、管理職、4月の異動の中で増えております。結果としておっしゃられたとおり、管理職手当が170万円増えております。

結果として時間外勤務手当が160万円減額計上という形になっております。管理職手当についてはそうです。

もちろん節減というところにずっと取り組んでまいってきておりますし、それから集中改革プランというお話は先ほど併せて申し上げました。そんな職員の年齢構成というところ、それからその次の世代へどう引き継いでいくか。どう滞りなく行政運営できるような経験を積ませていくか。そういう基本的な考え方の中で、4月の異動の中で管理職を増やしているということでございます。

管理職そのもの、一たんは40数名という状況であったかと思えます。現時点、一般会計で見えています管理職35名ということですが、傾向として減らしつつあるわけであります。以前40数名でありましたから、機構を直す前は40数名ありました。現在、この会計で見えていますのは35名ということでありますので、傾向として減らしてはいる。ただ、3月時点よりはそういった事情の中で増えていると。傾向として、これから先それなりに減っていくというか、という方向にあることに間違いはないということでご理解をいただければと思います。

1番(田中君) ただいま説明がありましたけども、まず1点の、今回人件費絡みが予算の補正の中に多いという、人事異動に伴うというのは当然それはわかるんですけども、たまたま昨年度の骨格予算のときの予算を見ますと、6月補正では人件費はほとんどないんだよね。総額で20万9千円ほど動いているだけなんですよ。当然、定期異動的なことについては、本来なら当初予算の中に見込めなかったのかということが1つあるわけでございますけども、人件費に関する補正予算のあり方という原則を考えると、ちょっとひっかかるなということでございます。

それから共済費の関係はわかりました。いずれにせよ負担金が増えているということと、同時に後期高齢者の関係の支援金が共済にかかってきたということでもよろしいわけですね。

それから管理職手当の関係なんですけども、現在35名、一般会計の中におられる。それを今回、一体何人増やしたかという明確な、ちょっとわからないわけでございます。20年度、今年度末に8名の管理職の方が定年になるということはわかったんですけども、一応ここで補正予算の中で何人増やしたのかということをお聞きします。

それで、今大幅に、例えばさっき例示しましたけど、4つほどの課が大きく倍増的に、あるいは7割のそのこの予算の科目の中に管理職手当が増えているんですけど

も、その人たちは一応、来年以降の定年対策という形で経験を積んでもらったりということなんだそうですけども、一体、どういう形で現在この大幅に増えた、例えば税務徴税費の総務費なんかは41万8千円、ほとんど倍増しているという、そういうことで人間の張り付けと、それから管理職の張り付けと、仕事は一体どうなっているのか。これはやはり管理職というのは、ポストに就くのがまず原則じゃないかと思うんですけど、そういう点でちょっと説明をお願いいたします。

説明に努めているということでございますけども、一方で、いつもここの質問の中に出てくるんですけども、保育士の子育て少子化対策で保育士の正規職員化とかそういう対応をしているわけですね。今回も一部付け替えみたいな形で、保育士の人件費が補正の中に入っているんですけども、こういう人たちにいつも質問の中に出てくるそういう形の中で対応がしていなくて、そしてこの管理職手当だけ増やす、それも定年退職者対策だと。何かこれが一体、一般住民の皆さんに納得が得られるのかどうか、その辺をどうお考えか、もし町長の考えを聞かせていただければなら聞かせていただきたいと思えます。

総務課長（中村君） 昨年の骨格の編成と比較してというお話がございました。これはちょっとお考えいただければ、当然にご理解がいただけるんだろうと思うんですが、骨格の予算を組むということは、私どもは統一地方選挙の日程でやっていますから、4月に選挙があるわけです。ですからその4月の人事異動というのは、これは極力補うだけの人事異動のはずです。ということであります。これはちょっとお考えいただければ、予算すら骨格で組むというのは、選挙の結果というのがわからない。ですから骨格で組む。ただ、どうしても住民サービスに必要なお金だけは昨年度の当初予算計上をさせていただいております。

それから、当初予算でなぜこれだけのものが見込めないか。これは、予算の組み方として、もう少し大きく枠でとっておくということであればよろしいでしょう。しかし極力、人件費みたいなどはより正確に近い数字の中で計上をいたさないで、予算規模が膨らむだけなんです。ですから、当初組むという作業は私どもは12月から始めますので、人事まで考慮をしてというところは、なかなかこれはいたしづらい。従って、枠で余分にとっておけば、この補正はいらないよというお話になるんですけども、そういうむだな計上はできないと。

それから管理職が増えましたと。30人だったんですが35人ということになります。じゃあどうだと。例えば税で申し上げます。私、税も持っていますから。今

税、何が課題であると。何度かご質問もいただいておりますが、収納ですよ。

収納、これはそれなりにポストをつくって、より取り組んでいこうということで、収納対策官という職をつくりました。課長級であります。そういう時々の課題というか命題というか、そういう対応ということも人事の上である面必要なんだということ。

管理職手当、実は職員の人件費に関していいますと、特殊勤務手当のいくつかはなくなりましたが、それともう1つは人事院勧告の中で給与構造改革ということをやっております、今給料が上がらないという職員が、ここにおります職員はまずあと何年かは給料が上がらない。人事院勧告が出ても上がりませんというような状況でありますけれども、唯一、職員に対するもので管理職手当だけは10%カットを継続をいたしております。人数が増えたことで額も増えたというところもあります、そういう先へ向けて経験を積ませるといふ面と、それから今この行政が抱えている課題に対応する、そういうポスト的な対応という面での4月の異動ということでございます。

町長（中沢君） ただいま総務課長が説明したとおりであるわけです。あえて付け加えますと、例えば管理職の場合には団塊の世代ということ、この数年の中に人間を減らしながら、そしてまた今までどおりの仕事をしていくということになりますと、管理するというかそういった面での機能はより充実していかなければならないわけでございます。そして併せて今回、例えば同じ管理職でも税の徴収にかかるそういった大事な仕事、あるいは保健センターを独立させまして、その面について健康づくりを責任を持ってやらしてもらいたいよということで、ポストを課長級にさせていただきます。さらに給食センター、これも来年に向けて食育という分野まで入れて新しい体制を整えるということで、これも教育文化課長が兼任するんでなくて、独立させるという施策をはっきりさせているところでもございます。

併せて管理職に対しましては、管理職手当の10%のカットをお願いしております。きついことではございますが、そういう協力もいただいているわけでございます。管理職手当の場合、5%、8%、11%の段階があるわけでございます。管理職になりますと超勤手当が付かなくなるということで、かえって厳しい状況にも相なるわけでございます。決して甘い対応をしているわけでないわけでございます。その分、一般職から管理職に移りますので、一般職については経費は超勤手当の中では削減されてくるということで、決してそういった面でのむだにどうこうという

こと、あるいは処遇しているというそういう甘い考え方でないことをはっきり申し上げておきたいと思います。

そしてまた今、経理の中でその都度、人件費の移動があるということで提案しているんですが、これは坂城町の行政の今までの組み方の仕組みであります。県などでは3月で全体での予算があって調整するんですけれども、それがいいかとか、現在の仕組みは各課の異動によって、その分にも是正していくというこの仕組みでございまして、そんなご理解をお願いいたしたいと思います。先ほどお話もございましたように、これから団塊の世代が去っていった後どのようにするか、どのように対応していくかということは特に人事の面、組織の面から対応しなければならない課題だと、こんな理解をしているところでございます。

議長（池田君） 申し上げます。

質疑にあたってはページ数、款、項、目、節をはっきりと申して発言をしてください。

11番（円尾さん） 8ページ、総務費の中の賦課徴収費について、町税前納報奨金が今ここで補正されてくるわけですが、今ここで補正されるという理由についてお尋ねしたいと思います。本来、当初予算で十分やってあったんじゃないのかなという気がしますので、その辺ちょっとご説明いただきたいと思います。

もう1点は14ページの商工費、目2の説明の中で13001音響機器等委託という30万円が補正されていますが、この中身についてご説明いただきたいと思います。

総務課長（中村君） 前納報奨金であります。これは固定資産税のみ、今前納報奨があるわけでありまして。率も以前に比べるとある程度落としたわけでありまして。ところが、やはり払う立場からいたしますと、資金繰りさえつけば安いほうがいいというところで、私どもの見込みというところの当初で見込んだところがよろしくなかったかなということなんです。ただ、実は今年固定資産税、大臣配分分が地方税法上の特例が外れました。これまで評価額の概ね40%ぐらい、決めの上では3分の1課税ということで、最初の5年が6分の1課税、次の5年が3分の1課税と。その特例が外れまして100%課税になったということの中で、実は1億円くらい税額が増えております。ここが前納をされましたということの中で、これが100万円近い前納報奨金になります。ということで、これはちょっとそこまでは見込めなかったということでご理解いただきたいなど、お許しをいただきたいと存じます。

よろしくお願ひします。

産業振興課長（宮崎君） 14ページの13001音響機器等委託30万円の内容についてご答弁させていただきます。

今ご案内のとおり駅南進入路をはじめまちづくり交付金事業が駅周辺で実施されているわけですが、今建設等で進めているこれらまちづくり交付金事業のハード事業のほかに、地域のにぎわい等創出という部分の中のソフト事業の展開がセットで必要というようなことでございます。そういう中でそのソフト部門を私ども産業振興課のほうでイベント的な対応ということによってやっていくというようなことで、その上段にございますように坂城駅周辺地域交流推進事業ということで100万円の予算の中で進めてございます。これにはまちづくり交付金が4割入ってまいるわけですが、そういう中で今まで商工会等の中で、商工会では独自にお客さま感謝デー等を進めてきたわけですが、それらのイベント等とタイアップしながら、私どもで中心市街地の中でコンサート等を開いてまいりたいというようなことで、そこにある内容、謝礼等についてもでございますけれども、こういう中でコンサートに必要な音響機器のオペレーターですとか機器の借用というものを考えてございまして、それがここの計上させていただいた30万円というようなことでご理解をいただきたいと思ひます。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただいてわかったわけですが、賦課徴収費の中で、特別な事情があったということはよくわかりました。そのほかに、やっぱり今大変な状況の中で固定資産税の未納が増えてきているわけですが、じゃあ前年度と比べて収納状況というのはどうなんでしょうか。その辺をちょっと知りたいと思ひます。

商工費についてはわかりましたので結構です。

総務課長（中村君） 収納の状況、19年度ということでよろしゅうございましょうか。

そう申し上げますのは、19年度が5月末で閉まりましたということでありまして。それから20年度、固定資産税は先ほどございました収納率、前納も含めて1期分の納期で納めていただいた方も、これちょっと区分してございませぬ、すみませぬ。20年度、調定額に対しまして66.6%という収納率でございます。よろしいでしょうか。

9番（林さん） 2点ばかり質問いたしますけど、16ページ、款8土木費、項5都

市計画費、目1都市計画費計画総務費の横町の井戸の小屋修理150万円。この説明と、次のページ、17ページですけれども、目4公園管理費の説明の中で、花と緑のまちづくり事業のうちバラ公園の施設整備工事207万円、またその下の実行委員会補助金20万円、この内容についてお聞きいたします。

建設課長（村田君） まず最初の16ページの横町の井戸小屋の改修工事でございますが、前田川沿いの江戸時代からあるとされている井戸の上屋の修理でございます。現在、大変老朽化が進んでおりまして、脇の道路高が上がったりでその軒先が通行の障害ともなっているということで、大変危険であるということで地元から要望があったわけでございます。今回、まちづくり交付金事業駅前広場の活用と併せて、井戸水の復活による新たなコミュニティの形成のために、上屋の改修をするものがございます。

17ページ、花と緑のまちづくり事業の中のバラ公園施設整備工事207万円でございますが、これは地域発元気づくり支援金という県の補助金をいただきまして、来年開催される全国ばら制定都市会議、ばらサミットでございますが、その行事の一環で記念植樹をその制定都市の方々にやっていただくという計画でございます、その花壇の設置工事でございます。

つづきまして、ばら祭り実行委員会の補助金でございますが、今回、第3回のばら祭りの開催にあたりまして、5月に実行委員会をもったわけでございますが、その中でいろいろとご要望をいただいたわけございまして、その実行委員会に補助金として20万円を補正予算をお願いしたわけでございます。主なものにつきましては、販売部会の中の冷蔵庫等が必要だということの中で、電気の架設工事でありましてか切り花の仕入れ、さし木材料等消耗品でございます。

9番（林さん） 井戸のことでは、今課長のほうから前田川沿いの井戸の上屋がだいぶ傷んでいるのできれいにするというので、私も役場へ来るときにあの道を通ってくるんですけども、今日もたまたま目について、大変怖い場所だなと思いついて歩いてきました。そこがきれいになるということで、大変いいことだと思いますけれど、どのような構想を立てているのか。デザイン的なものとか規模的なものは大きくなっちゃうのか。それともあの中で納まるような、当然そうなるかと思いたすけど。

それと今、井戸水の復活でコミュニケーターをというようなお言葉がありましたけど、あそこの井戸水は現在も使われているということでしょうか、その点もお伺

いたします。

17ページのばら祭りのことで、記念植樹の花壇の設置工事だというご説明がありましたけれども、その花壇は現在のバラ公園の中にできるのだとすれば、どの辺を予定しているのか。その点についてお伺いいたします。

それから1回目のときにちょっと聞き漏らしちゃったんですけど、17ページなんです、款10教育費の項1教育総務費の目2事務局費、説明の中で地域コーディネーター等謝礼というのが169万8千円ありますけど、この説明についてもお伺いいたします。

建設課長（村田君） ただいまの横町の井戸小屋の改修工事でございますが、約4.8mの横幅と申しますか、縦幅が3.3m、15.84㎡になるわけでございます、坪で申し上げますと4.8坪の建屋と申しますか小屋の改修でございます。

井戸水の復活のご質問をいただきました。現在はその井戸はちょっと汲み取り不可能というようなことになっておりますが、この工事費の中で新たに簡易なポンプでございますが、そのポンプの設置も考えておるといことでございます。

バラ公園施設整備工事の中のご質問でございますが、記念植樹の花壇工事、ご案内のとおり中央に芝の広場がございます。現在考えておるのは芝の広場の北側の今回休憩所で使われていただいた部分でございますが、そこへ花壇を設置したいという計画で進めております。

教育文化課長（西沢さん） 17ページの地域コーディネーター等謝礼ということでございます。この地域コーディネーターにつきましては、その上に書いてございます学校支援地域本部事業の中の地域コーディネーターということでございます。

この事業について、ご説明をさせていただきますと、今年初めて取り組む事業でございます、文科省の委託事業ということで3年間の計画をしております。その中で一番目指すところは、地域全体で学校を支える仕組みをつくるということでございます。その中で最初に地域教育協議会を設置しまして、そこで支援事業の企画、立案、事業の評価等を行います。そしてその下に学校支援地域本部を設置しまして、そこにコーディネーターさんを置きたいと。そのコーディネーターさんは各学校に1名ないし2名を予定して計画をしています。それで、今年最初の年になりますが、導入を予定したいという事業につきましては、今いろいろ計画をしている中で、だいたい4点が導入していきたいということで固まってまいりました。

1つは中学校におけるキャリア教育、学生ボランティアによる学級支援活動、そ

れからバラの栽培支援、小学校英語教育導入に伴う支援などを今どのようにやったら進めていけるかということも計画しながら、一応話を進めているところでございます。この予算をお認めいただきましたら、早急に地域教育協議会を立ち上げまして、体制づくりを進めていきたいというふうに考えております。

議長（池田君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時09分）

議長（池田君） 再開いたします。

2番（山城君） 2点お伺いをしたいと思います。

まず7ページでございますが、款総務費、項総務管理費、目企画費の中でございますが、説明で08011講師等謝礼ということになっておりますが、この事業内容についてお聞きをしたいと思います。

もう1点、先ほど横町の井戸小屋改修工事の質問をされまして、お答えいただきましたが、この工事を担当される施工業者がお決まりでしたらお知らせを願いたいと思います。

これは先ほども課長からお話ございましたが、駅前のまちづくり交付金で観光案内所ということも話に上がっているんですが、どのような内容で進んでおられるか。もしわかりましたらお答えをいただきたいと思います。

企画調整係長（塚田君） 7ページの企画費の関係のご質問にお答えをさせていただきます。

今回、この目で補正をお願いいたしましたのは、先ほど建設課のほうでもありましたけれども、地域発元気づくり支援金事業ということでバラの関係が1件採択になっています。もう1件、地域ブランドパワーアッププロジェクトということで第1次の採択を受けております。ブランドにつきましては、特に農産物の特産品関係で現在進められているものがありますけれども、さまざまな分野で進められている部分はありますが、今回はそれぞれの各会といいますか、工業も含めたりあるいは地域づくりなども含めたりという中で、先日もブランドの関係の講演会もあって、何人かの議員さんもお見えになったかと思うんですけれども、坂城町としてそれぞれの分野で進められている部分があるんですけれども、共通の坂城ブランドというようなものを新たに発掘していくといいますか見直していく、掘り起こしていくというような事業を今回、今年度進めていきたいなと思っています。

内容的に、産業振興の部分もあるんですけど、全体的な部分というようなことで企画のほうで担当させていただいております。内容とすれば、主にセミナー、研修、そういったものになります。そういったことで講師の謝礼という部分がかなりを占めるわけですが、この分の講師謝礼がこの116万円のうち81万円がその分であります。坂城ブランドの発掘セミナーというようなことで、講演会を5回程度やっていきたいなということと、それから具体的には現在、特産品づくりなんかを進めている団体もあるんですけど、一番やっていく中で経営というものも大事になってきます。それからインターネット中心になると思うんですけど、情報発信ということが大事になってくるかなと思います。そういった部分もセミナーも6回程度ずつ実施をしていきたいということで、講師謝礼、金額的には大きいわけですが、それぞれの費用でございます。

それからもう1点、千曲川の原風景を取り戻したいというようなことで、現在、バラ公園に隣接する河川敷の中に野草を植えたりして整備をしていこうということで実施をしておりますが、この事業についても元気づくり支援金の2次募集、手を挙げているわけですが、これも支援金が付くかどうかわかりません。しかし町として進めていくということで、今回補正をさせていただいています。講師謝礼の分でいいますとこの分が35万円ということで、信大の中村先生に、信州大学教育学部の中村先生に子どもたちを含めた住民対象とした「水辺の教室」というようなことを計画しておりますが、1回目は6月7日のバラ公園の開会に合わせて実施をいたしましたけれども、先生の謝礼とそれから千曲川、バラといったことについて、坂城町として千曲川の調べといいますか、歌づくりということになるんですけども、中学生を中心とした子どもたちに歌詞といいますか、そういったものを提案いただいて、つくっていただきながら、それだけでなくほかの一般の方にもそういったことも検討していく必要があるかと思えます。ただ、曲づくりになりますとやはり専門家の方をお願いをしていかなきゃないということで考えております。そういった分の謝礼というようなことで、含めて35万円の計上をさせていただいております。

建設課長（村田君） 井戸小屋の改修工事でございますが、建築業者についてはまだ決まっておりません。今回、補正予算をお認めいただいたならば、今後発注をしていきたいということでございます。

もう1点でございますが、駅前広場の整備に関連したご質問ということでよろし

いでしょうか。

駅前広場の整備につきましては、まだ検討段階でございまして、今どのような、例えば歩道ですとか花壇ですとか、そんな関係を今精査をしております、計画についてはこれからということでございます。よろしく申し上げます。

2番（山城君） 企画の内容につきましてはわかりました。だいぶボリュームがあるようで、これでいいのかなと思うんですけど、ブランドについてですけど、セミナーあるいは講演会、年4回。先日も私もブランドのセミナーに出席をさせて聴講いたしました。数多くやっていただいて、坂城のブランドの発信を続けていただきたいと思いますが、このプロジェクトの推進委員という形というんですかね、こういうものは設けられていかれるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

それから先ほど井戸の改修の件ですが、これはせっかくいい駅周辺の地域の中にございますので、先ほども飲料水としてできるような形にしていくというあれなんですけど、私も家に井戸、涸らしてしまっ、実は注いで飲めるようにしたわけですが、先ほどは同僚議員からございましたように、コミュニティの広場の一部として活性化につなげていただきたいと思います。

1点、私はお聞き漏れというんですか質問漏れでちょっとよろしいでしょうか。

13ページですけども、款7商工費、項商工費の目商工振興費がございまして、これが今商工振興補助金ということで計上されておりますが、この内容についてお聞きをしたいと思います。

企画調整係長（塚田君） 地域ブランドの関係のプロジェクトを組んでいくのかというご質問であります。基本的には企画調整課主体となって関係する産業振興課と連携をとりながら進めていくということで、特別のプロジェクトということでの組織づくりは考えておりません。

産業振興課長（宮崎君） 13ページ、商工振興費の商工業振興補助金について、ご説明させていただきます。

これにつきましては、商工業振興条例の中で機械設備等をされた企業については、固定資産相当分を1年間補助するという制度でございまして、これに対応するというようなことで今年現状の中では31件、1,350万1千円というような形で計上をさせていただいたところでございます。

6番（大森君） 2点についてお尋ねいたします。

先ほど、質問もありましたが、再度詳しくお聞きしたいということでお願いいた

します。14ページの商工費のうちの説明010705まちづくり交付金事業でございますけれども、これについて、先ほどの答弁の中ではコンサートなどを行っていくということであるわけですが、もう1点が商工会の感謝祭などと一緒にやっていくということであるわけですが、もう1点が商工会の感謝祭などと一緒にやっていくというようなお話だと思うんですが、これについて、1つはこの事業がおそらく2年間、20年、21年度行われると思うんですが、このトータル的に今年度はこれで、来年度はこんなような計画というものがあれば、方向性があるのであればその辺のところを答弁を願いたいということと、全体でその2年間でいくら使う予定なのか。その点についてお尋ねいたします。

もう1点ですが、同じこの中身ですが、ここには計上されておられませんけれども、坂城駅周辺の事業ということで関連しまして、駅前の観光案内所の建物があるわけですが、これについてどのように利用されているのか、ご説明願いたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 補助金等の関係について、ご答弁させていただきます。

まず第1点目のイベント等に関する補助金という部分でございますけれども、これにつきましては、まちづくり交付金事業が21年までというような中で、今年と来年ということで予定してございます。トータルの中では、現状の中では300万円というようなことで考えてございます。それで、今年については、一度になかなかできないという部分もございまして、コンサートと今の商工会との連携の中で進めていくというようなことで、この話も今調整等をする中で、商工会との話し合い等が何とかまとまりそうということで、計上させていただいたというようなことでございます。

具体的にどこの音楽のどういう団体を呼んでくるかという、そういう細部までは決めてございませんけれども、設備的なもの、謝礼等のものについては、この予算計上させていただいた中でやっていきたいというようなことでございます。

それともう1点、来年につきましてでございますが、21年については基本的には駅周辺整備事業がこれで仕上げの年というような部分でございまして、そういう意味でこの地域のにぎわい等を復活させる、整備もハード事業もできたということの中で、大きなイベントというようなことでの予算計上というようなことになるわけでございます。あと、そんなことで補助の関係等についてはご理解いただきたいと思います。

つづきまして、観光案内所の建物の利用というようなことでございますけれども、現状につきましては、1階部分につきましては、今まで坂城駅の中に入っております。

した信州観光バスさんの事務所というようなことでございますが、それに加えましてステキさかき観光協会の坂城町の観光案内所というようなことの中での機能も持っていたいてございます。それと2階につきましては、にぎわい坂城、先般までにぎわい実行委員会というようなことでございましたが、にぎわい坂城というようなことで、今その事務所というようなことでお貸ししてございます。

6番（大森君） 交付金事業でイベント、それから商工会とタイアップして行っていくということであるわけですが、イベントとなると一発勝負といいますか、年のうちの1回だけずばっと、例えば今年度100万円、来年度200万円という予定だそうですが、やっぱりにぎわいをつくっていくということになれば、継続的にどうするかというところの方向性なり政策をやっぱりきちっと用意して、その200万円をどう使うか。今年度の100万円をどう使うかということをもっと吟味していただきたいというふうに私は思うわけでありまして。その点について、もう一度ご答弁願いたいと思います。

それから観光協会といいますか観光案内所のところで、1階が信州観光バスの事務所とそしてステキさかき観光協会の観光案内所と。そして2階がにぎわい坂城の事務所ということですが、この費用やあるいは賃貸の関係はどんなふうになっているか、ご答弁願いたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） イベント等について、継続的な活用というようなことで、にぎわいづくりに向けてそういうところでの使用というようなことではどういうふうに考えるのかというご質問でございましたけれども、これにつきましてはおっしゃられるように、継続した取り組みというのも大事だとは思いますが、補助金には期間がございますので、こういう中で次へつなげられるような、そういうイベントができれば一番いいわけでございます。今年度分はそんなことで、とりあえず商工会のかつて商業フェアというようなこと、今はお客さま感謝デーというような扱いに変わってきておりますけれども、これらととにかく単独でやるのではなくて、こういうところとできるだけ連携しながらというふうに考えております。

来年につきましては、これからそういったイベント等、例えば駅周辺のそういう商業者あるいは商工会等の中でお考えが、一緒にそういうことができれば一番いいわけございまして、そこら辺はまた関係の皆さんとご相談しながらどういうものか、検討させていただきたいと思っております。

今の駅前の観光協会とにぎわい坂城の関係の賃貸料ということでございますが、

建物等の減損価格等を踏まえる中で設定してございます。にぎわい坂城につきましては、補助金を申し上げながらお貸ししている。それともう1点の信州観光バスさん、それと観光案内所ということでお願いはしてございますが、信州観光バスさんもそういう公的なものを担っていただいているんですけども、やっぱり民間企業という部分もございますので、それについては積算された家賃はいただいているというようなことです。ただ、観光協会のメンバーでもありまして、そういうところの観光案内所としての機能は、その中で持っていただくというようなことで、今対応しているところでございます。

議長（池田君） ほかにございませんか。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

1番（田中君） 議会は討論の場ということを考えて、最近の情報とか事情等を踏まえますと、このまますんなりとこの補正予算を何も議論もしないで通すというわけにまいりませんので、私は反対の立場から討論を行います。気持ちの上では修正動議をすればいいわけですけども、その準備が整いませんでしたので、反対の討論を行います。

申し上げるまでもなく、政治や行政というものは主権者である国民や住民の福祉の向上、生命、財産の安全確保が最優先的に取り組まなければならないものであります。しかるに最近、去る6月21日の新聞を拝見いたしましたところ、前日6月20日文部科学省が発表した今年4月1日現在の小中学校の耐震化改修状況調査結果、これが新聞に載りました。これを見ましたところ、わが坂城町の耐震化率は30.0%でありまして、これは県下の市町村の中で下から4番目でございます、一部組合立中学を含めても5番目という遅れが一応その表の中に現れておりました。

住民の皆さんはとりわけ不安が隠しきれない状況にあるのではないかと思います。ましてご存じのとおり、去る5月には中国四川の大地震、そしてまた先々週は岩手・宮城の内陸地震が相次いで起きて、とりわけ特に中国四川ではあの学校が多数倒壊し、今なお大多数の子どもたちがそのがれきの下に埋もれているわけでございます。こういう状況を踏まえたときに、耐震化率、うちの学校は大丈夫かという思いはどの住民であっても、またましてや父兄、保護者の皆さんにとっては切実な問題であるかと思えます。

また、この耐震化の問題でございますけども、これは何も子どもたちの安全だけ

ではなくて、万一地震等が起きたとき、あるいはその他の災害等の被災にあったときに、そこが避難場所であり、そしてまた避難生活や救援のセンター的な拠点にも使うわけでございまして、そういうことを考えたとき、やはりまず学校の耐震化というものに、もっと積極的に取り組むべきではないかという思いがするわけでございます。

わけでもご承知のとおり、今マスコミを騒がしておりますけども、4月1日から始まりました後期高齢者医療制度、これによる負担とかあるいは国民保険の負担、医療、介護、みんなその負担増というものが今国民の皆さん、住民の皆さんの中に大きなプレッシャーになっているわけでございます。そういう諸々のことを考えたときに、この予算の中に地域発元気づくり交付金支援金のような、県で新しく補助金なり負担金なりが出たものについては、当然補正化が必要でございましてけれども、先ほど私が質問申し上げましたとおり、管理職手当については、そういう諸々の昨今の事情、状況を考えると多少遠慮があつていいんじゃないかなという思いをするわけでございます。

従いまして、私は管理職手当を少しは気持ちの上で、住民の皆さんの心情を考えると減額修正を、本当は修正動議をしたいところではありますが、あいにく準備等が整っておりませんので、住民の皆さんの意向を踏まえると、このまますんなりこの予算を賛成するというわけにまいりません。そういうことで、私は本来なら減額修正を求めるところでありますけども、議会として、私は反対が住民の皆さんの心情からいって妥当ではないかという思いで、その考えを申し上げるところであります。

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（安島さん） 議案第36号「平成20年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,844万8千円を追加し、予算総額を63億2,024万8千円といたすものです。

主な内容につきましては、県の補助事業を取り入れた「さかきブランド」の確立に向けた取り組み、千曲川の原風景の復興事業、バラ公園の整備を中心とする花と緑のまちづくり事業などが組み立てられています。また、産業関係では、商工業振興補助金の増額、まちづくり交付金による坂城駅周辺地域のにぎわい創出を図る交流推進事業、学校関係では学校支援地域本部事業が新規事業として取り組まれておりま

す。安心・安全な学校環境の整備、充実のため、地域コーディネーターの育成、そして連携を図ることにより、より安全な学校づくりを期待するものです。

先ほど、反対討論の中で学校の耐震化について、お話がありましたが、坂城町におきましては、村上小学校が現在、大規模な耐震工事を進行中でございますし、次は坂城小学校南校舎を手がけていくという予定でございますので、積極的に進められていると感じております。

また、坂都1号線の関係では、埋蔵文化財の発掘事業がございます。中之条地籍の工事について、早期の完成を目指し取り組んでいただきたいと思います。

来年は当町におきまして、ばらサミットが開催されます。今回の補正予算でもこれに向けた関連予算が組まれております。小規模ではございますが、坂城町らしいバラ公園整備を工夫し、最大の効果を演出し、全国からの来訪者に来てよかったと言ってもらえるよう、早期準備を進めていただくことを求めます。

以上の点から、今議会に上程されました一般会計補正予算（第1号）を賛成いたします。

議長（池田君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（池田君） これにて、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（池田君） 挙手多数。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8「議案第37号 平成20年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（池田君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続

審査、調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（池田君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（池田君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで、町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成20年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

6月11日に開会されました本定例会は、本日までの15日間の長きにわたり、ご審議を賜りました。

提案いたしました専決処分、条例の改正、財産処分、一般会計、特別会計予算などすべての案件に承認、原案どおりご決定賜りまして、まことにありがとうございます。

この4月から始まりました後期高齢者医療制度、国民健康保険税の年金特別徴収などについて、今後若干の手直しがされるということにもなっております。該当の皆さんには逐次お知らせし、事務をスムーズに進めてまいりたいと考えております。また今後につきましては、来年のサミットに向けての準備、まちづくり交付金の事業あるいは工業用地確保と企業の立地、また学校支援、食育・給食センター、住宅等の建設に向けてより頑張っていきたいと、こんなふう思う次第でございます。

さて、防災のために日夜いろいろと訓練を消防団において励んでおります。このポンプ操法が29日に開催されます。でき得ればご臨席され、ご声援賜ればありがたいと、こんなふう思う次第でございます。

梅雨とはいえ、暑い季節に向かっております。くれぐれも健康にご留意されてご活躍されますようお祈り申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。

議長（池田君） これにて、平成20年第2回坂城町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 地域医療体制の充実について イ. 地元開業医と懇談の実状は ロ. 緊急時の対応は ハ. 救命救急について ニ. 厚生連篠ノ井病院に救命救急センター設置について ホ. 広域医療について ヘ. 人間ドック高齢者の助成について ト. 肺炎球菌ワクチン接種に助成を チ. 新型インフルエンザの対応策は	12番 柳沢昌雄	町 長 福祉健康課長
2	1. 食育について イ. 食育を進める意志と施策は ロ. 新しい給食センターの活用は 2. 各種審議会・委員会・懇談会等について イ. 諮問的機関、充分機能しているか ロ. ふれあい懇談会は 3. 入院中に75歳となる者の医療費について イ. 誕生日で後期高齢者となることの弊害は ロ. 救済は考えないか	3番 柳澤 澄	町 長 教育文化課長 総務課長 企画政策課長 福祉健康課長
3	1. 製造業の活性化対策について イ. 廃工場・事業場等への固定資産税の滞納と不納欠損の実態は ロ. 企業立地促進法への取り組みは ハ. 町独自の下請受発注対策を 2. 小中学生の携帯電話の所持活用の実態と対策について イ. 町内の小中学生の所持実態は ロ. 起因する「いじめ」などの実態と防止策は ハ. 事件・事故防止へ全町的な取り組みを 3. 住民主体のまちづくりの促進を イ. ふれあい懇談会の開催を ロ. 実践事例をケーススタディーに取り組んでは	1番 田中邦義	町 長 教 育 長 総務課長 産業振興課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 財政健全化法の取り組みについて イ. 対象会計の範囲について ロ. 財政指標の数値について ハ. 指標に対する町の財政状況と今後の展望について	13番 宮島祐夫	町 長 総務課長
5	1. 野外スポーツ施設のトイレについて イ. 上五明運動公園にトイレの設置を ロ. 鼠マレット場のトイレについて 2. 小学校の耐震化について イ. 3小学校の耐震計画は 3. 食育について イ. 地産地消の拡大を ロ. 保育園の給食について	7番 入日時子	町 長 教育文化課長 産業振興課長 子育て推進室長
6	1. 町内企業の雇用形態について イ. 町内企業の雇用形態について 2. 町の機構改革について イ. 町職員の勤務について ロ. 非正規職員の待遇改善について 3. 子どもの食育について イ. 保育園の給食について ロ. 学校給食センターについて	6番 大森茂彦	町 長 産業振興課長 総務課長 子育て推進室長 教育文化課長
7	1. 「パートナーシップさかき21」について イ. 計画の推進体制は ロ. 進捗状況は ハ. 公的分野での女性登用は ニ. 地域自治組織の女性委員は ホ. 働きやすい環境づくりは 2. 葛尾組合について イ. 千曲市との協定について ロ. 焼却炉の耐久年数は ハ. ランニングコストと起債の償還は ニ. ゴミ減量の取り組みは ホ. ストックヤードでの回収を	10番 安島ふみ子	町 長 副 町 長 企画政策課長 子育て推進室長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 創造学園大学薬学部について（其の2） イ. 可能性はあるか 2. 役場内外の危機管理について イ. 対応しているか ロ. 国道までの拡幅を	8 番 春日 武	町 長 総務課長 建設課長
9	1. 町の道路施策について イ. 道路整備の現状と今後の方向は ロ. 都市計画道路について ハ. 「道路財源一般化」がもたらすものは 2. ばらサミット開催まであと1年 イ. ばらサミット開催への課題と対策は	9 番 林 春江	町 長 建設課長
10	1. 産業道路の改良について イ. 若草橋先線の事業計画は ロ. 歩道の確保を 2. 農業施策に重点を イ. 地産地消推進計画を ロ. 特定作物奨励金制度の創設を ハ. 米粉パンの給食導入の環境整備を ニ. 職員体制の見直しを 3. 後期高齢者医療制度について イ. 町民への影響は	11番 円尾美津子	町 長 建設課長 産業振興課長 教育文化課長 福祉健康課長
11	1. 環境行政について イ. 温暖化対策推進の策定は ロ. 環境学習の町宣言を 2. 土地開発公社について イ. 保有土地の対応策は 3. 老人クラブ活動について イ. 現状をどう捉えているか ロ. 福祉を増進する責務は	2 番 山城 賢一	町 長 住民環境課長 企画政策課長 福祉健康課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 2	1. 工場用地について イ. プロジェクトチームは ロ. 工業団地の考えは 2. 地域防災について イ. 町の対応は 3. 防災無線について イ. 消防団の無線対応について	4 番 中 嶋 登	町 長 産業振興課長 住民環境課長